

富山市一般廃棄物処理基本計画【後期】
(平成24~28年度)

平成24年4月

富 山 市

目 次

第1章 はじめに

1. 1 後期計画策定の趣旨	1
1. 2 対象地域	1
1. 3 対象廃棄物	1
1. 4 計画の期間	2
1. 5 将来指標（将来人口）	3
1. 6 計画の性格と位置づけ	4
1. 7 計画の構成	5

第2章 富山市の地域概況

2. 1 位置	7
2. 2 人口・世帯数	8
2. 3 産業	12
2. 4 土地利用の状況	14
2. 5 将来計画	15

第3章 ごみ処理基本計画

3. 1 ごみ処理の現状と課題	25
(1) ごみ排出量の推移	25
(2) ごみ処理体制の状況	29
(3) ごみの減量化・資源化の状況	32
(4) 収集・運搬の状況	34
(5) 処理・処分の状況	36
(6) ごみの組成／ごみの排出実態調査結果（抜粋）	39
(7) ごみ処理費用の状況	42
(8) 循環型社会形成に向けての進捗状況（ごみの減量化等の目標指標に対する進捗状況）	43
(9) 課題の整理	57
3. 2 ごみ処理基本計画	58
(1) 基本理念	58
(2) 基本方針	59
(3) 計画目標（数値目標）の設定	60
(4) 基本方針に基づく施策の展開	74

第4章 生活排水処理基本計画

4. 1 生活排水処理の現状と課題	103
(1) 水環境に関する状況	103
(2) 生活排水処理施設の種類	106
(3) 生活排水処理の必要性	108
(4) 生活排水処理の現況	109
(5) し尿・浄化槽汚泥処理の現況	124
(6) 課題の整理	132
4. 2 生活排水処理基本計画	133
(1) 基本理念	133
(2) 基本方針	134
(3) 対象となる生活排水及び処理主体	135
(4) 生活排水の処理体系	135
(5) 生活排水の処理計画	135
(6) し尿・汚泥の処理計画	144

第1章 はじめに

1.1 後期計画策定の趣旨

富山市（以下、「本市」という。）では、本市が目指す循環型まちづくり「脱埋立都市とやま」の形成に向けての起点計画として『富山市一般廃棄物処理基本計画（以下、「当初計画」という。）』を平成18年度に策定しました。

当初計画では、今後10年間で本市が目指していく将来像を明らかにするとともに、一般廃棄物処理に係る問題意識を市民・事業者・行政間で共有し、独自または相互に連携しながら果たしていく役割を具体的に示しました。現在、その役割に基づいて、各施策に取り組んでいるところです。

平成23年度は、当初計画の前期の目標年度にあたることから、これまで実施してきた施策の進捗状況や目標値の検証をするとともに、平成22年度に改定された国の廃棄物処理指針や社会情勢の変化等も踏まえた上で、当初計画の目標や施策を見直すこととし、見直し後の計画を後期計画とします。

1.2 対象地域

後期計画の対象となる地域は、本市全域とします。

1.3 対象廃棄物

後期計画の対象となる廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のうち、ごみ及び生活排水とします。

1.4 計画の期間

当初計画の計画期間は平成19年度から平成28年度までの10年間としています。なお、前期の計画期間は平成19年度から平成23年度まで、後期の計画期間は平成24年度から平成28年度までとしています。

また、後期計画の目標年度は後期末の平成28年度とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策についての方向づけを行います。

なお、一般廃棄物処理基本計画は国の指針^{※1}に基づいて概ね5年ごとに改定するほか、社会の動向や法制度の動向等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、柔軟に見直しを行うものとします。

表1-4-1. 一般廃棄物処理基本計画の目標年度

項目	平成19年度 (2007年度)	…	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	…	平成28年度 (2016年度)
一般廃棄物 処理基本計画	← 前 期 →			← 後 期 →		

※1「ごみ処理基本計画策定指針」平成20年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

第1章 一般廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理計画

(6) 一般廃棄物処理計画の時期

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。(以下、省略)

※1「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」平成2年10月8日 衛環第200号

2. 目標年次

(省略)

計画目標年次は、原則として計画策定時より10～15年後程度とする。

必要に応じて中間目標年次を設けることとしたのは、将来予測の確度、施設の耐用年数、施設の整備状況等を勘案して、おおむね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合等においては、基本計画を見直す必要があることから、これに対応して定められているものである。

1.5 将来指標(将来人口)

将来人口は、上位計画である『富山市総合計画』の将来人口と整合を図っています。

これによると、後期の目標年度(平成28年度)における将来人口は、当初計画より減少傾向がゆるやかになることが見込まれています。

表1-5-1. 当初計画における将来指標(将来人口)※¹

実 績		将来見込み	
		前期の目標年度	後期の目標年度
平成12年度	平成17年度	平成23年度	平成28年度
420,804	421,156	417,744	410,300



表1-5-2. 後期計画における将来指標(将来人口)※²

実 績	将来見込み
	後期の目標年度
平成23年度	平成28年度
421,630	411,119

※¹出典：「富山市将来人口推計報告書 平成17年10月 富山市企画管理部企画調整課」

※²出典：「富山市の将来人口推計概要(平成22年12月)」富山市企画管理部企画調整課資料

注記¹ 実績は、各年度10月1日の国勢調査または富山県人口移動調査の値。

注記² 当初計画における将来見込みは、総合計画策定基礎調査※¹に示された人口から推定したもの。総合計画策定基礎調査の人口推計は平成12年度を最終実績値とした5年毎(平成17年度、平成22年度、平成27年度、平成32年度…)の推計値のため、年度間の人口は内挿により求めた。

注記³ 後期計画における将来見込みは、「富山市の将来人口推計概要(平成22年12月)」※²に示された人口から推定したもの。人口推計は平成17年度を最終実績値とした5年毎(平成22年度、平成27年度、平成32年度…)の推計値のため、年度間の人口は内挿により求めた。

1.6 計画の性格と位置づけ

この計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本市における一般廃棄物行政の最上位計画として位置づけ、発生抑制・再使用・再生利用・適正処分等を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化する施策等を取りまとめます。

また、策定に際しては、上位計画である『富山市総合計画』等と整合を図りつつ、関連方針・関連計画・事業計画との調整にも努めるものとします。

なお、計画の実施のために必要な施策は、毎年度策定している「一般廃棄物処理実施計画」において定めるものとします。

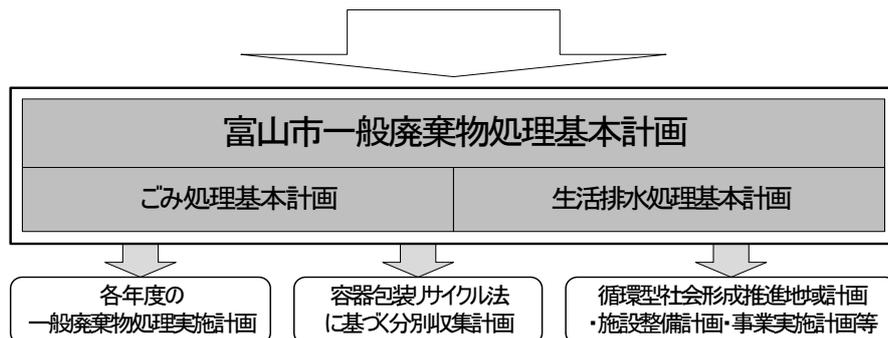
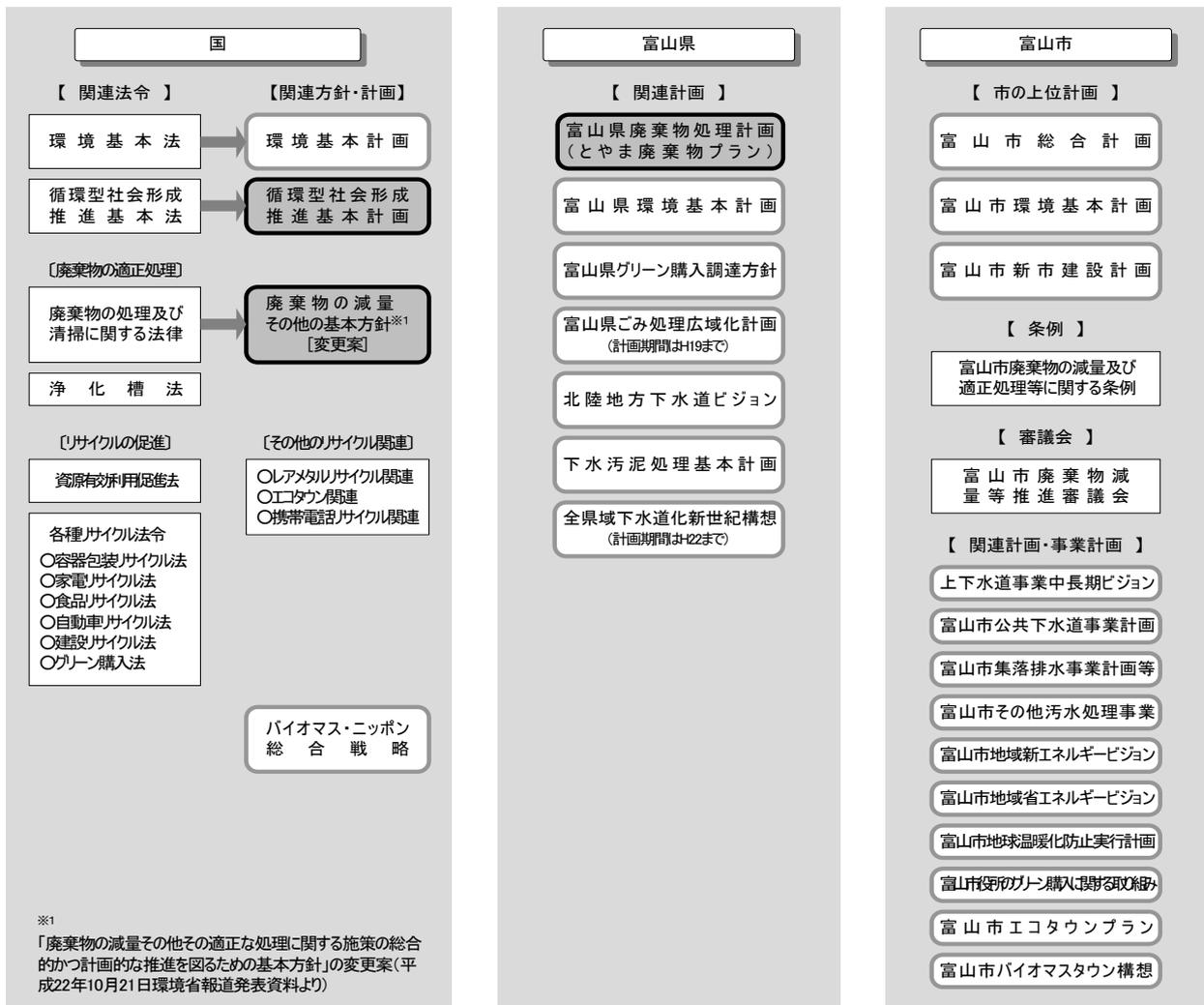
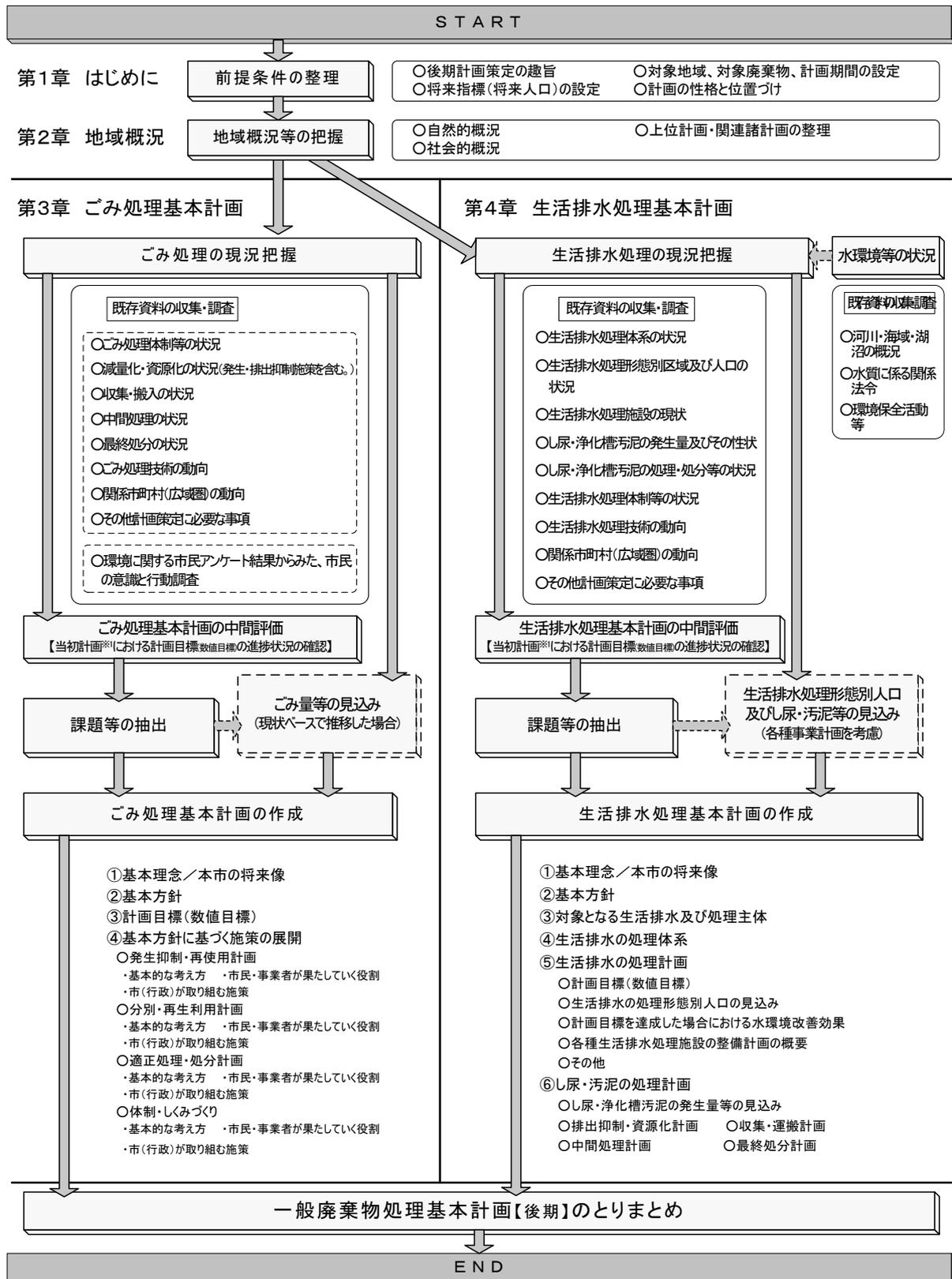


図1-6-1. 計画の位置づけ

1.7 計画の構成

計画は地域概況（第2章）、ごみ処理基本計画（第3章）、生活排水処理基本計画（第4章）から構成します。



※1 当初計画とは、平成19年3月策定「富山市一般廃棄物処理基本計画」を指す。

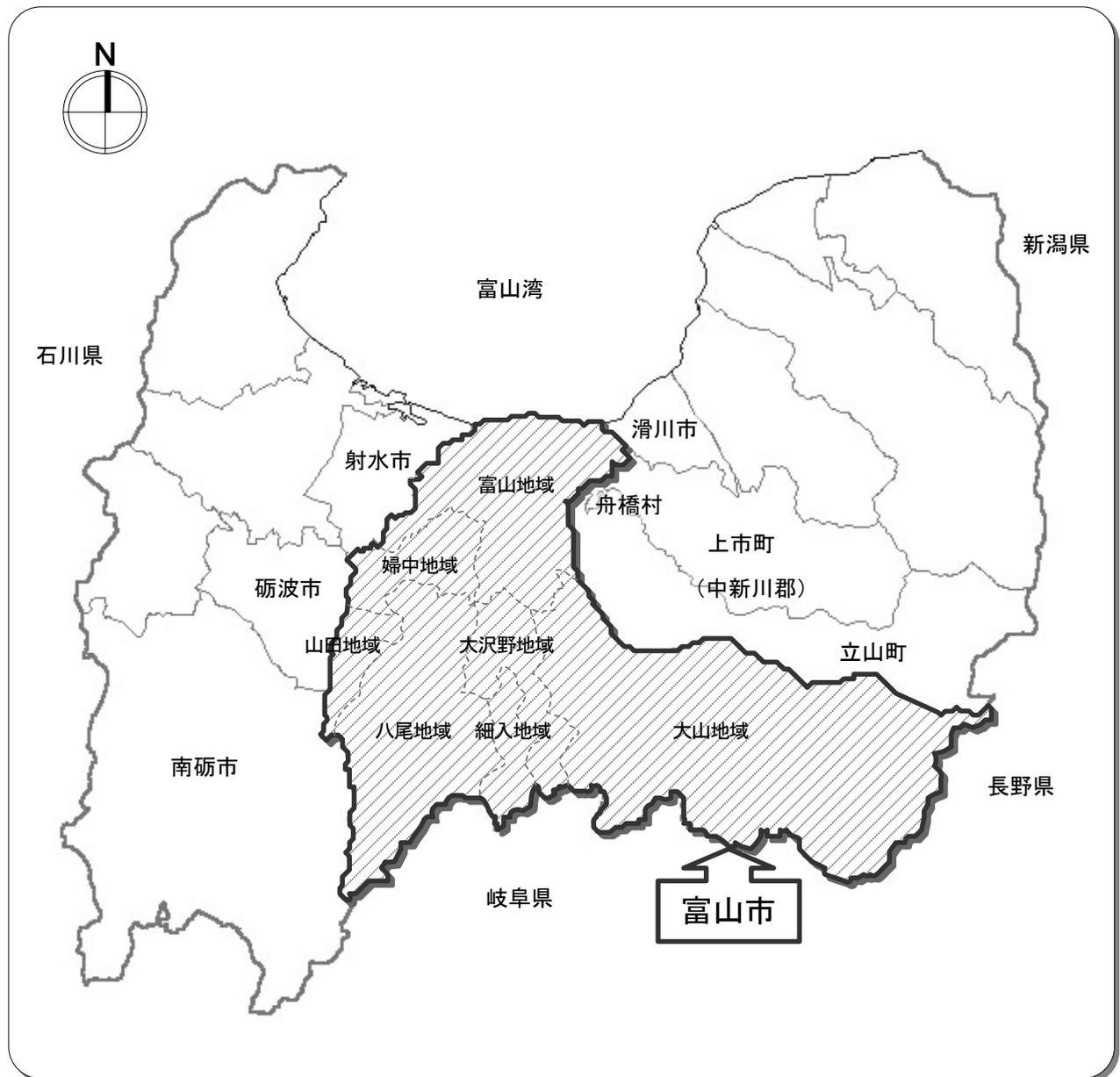
図1-7-1. 後期計画の内容及びその手順

第2章 富山市の地域概況

2.1 位置

本市は富山県の中央部に位置し、東は常願寺川を境に中新川郡、南東は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は呉羽丘陵を越えて射水市・砺波市・南砺市に接し、北は日本海の富山湾に面しています。

市域は東西が61km、南北が44kmの1,241.85km²となり、富山県の約3割を占めます。また、国内においても最大級の面積を有する市となっています。



注記 富山市の地域区割りは、平成17年度の市町村合併以前における旧市町村区割り。

図2-1-1. 位置図

2.2 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数・1世帯当たりの人数

平成22年の国勢調査によると、本市の総人口は421,953人となり、富山県人口の39%を占めています。総世帯数は159,151世帯、1世帯当たりの人数は2.65人となっています。

図2-2-1より、35年前（昭和50年）に実施された国勢調査を「100」としたときの各年度の増減指数をみると、本市の人口は富山県よりも指数が高く、全国と同程度の指数を示しています。また、図2-2-2及び図2-2-3より、世帯数は富山県及び全国よりも指数が高く、1世帯当たりの人数は富山県及び全国よりも指数が低いことから、他自治体よりも単独世帯や核家族化が進行していることがうかがえます。

一方、地域間でみると、人口及び世帯数の増加傾向が著しい地域は婦中地域であり、減少傾向が著しい地域は細入地域となっています。

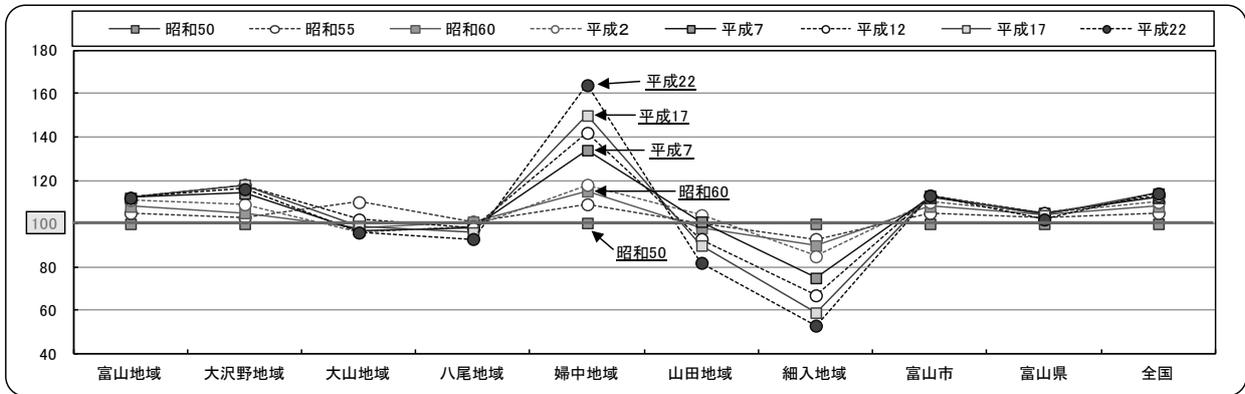


図2-2-1. 昭和50年を「100」としたときの各年度の増減指数の推移 【人口】

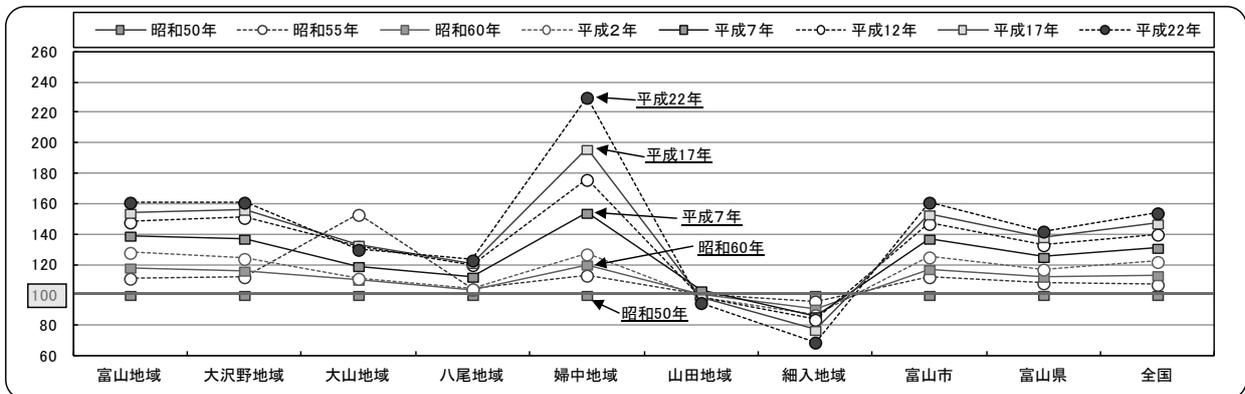


図2-2-2. 昭和50年を「100」としたときの各年度の増減指数の推移 【世帯数】

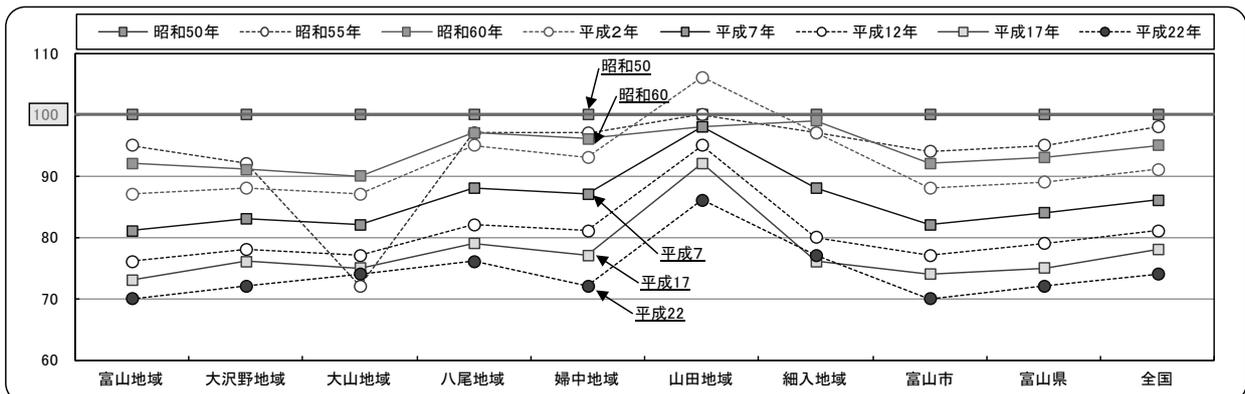


図2-2-3. 昭和50年を「100」としたときの各年度の増減指数の推移 【1世帯当たりの人数】

表2-2-1. 過去35年間の人口、世帯数、1世帯当たりの人数の推移

人口	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	富山市	富山県	全国
昭和50年	290,143	19,172	11,469	22,684	24,313	2,184	2,870	372,835	1,070,791	111,939,643
昭和55年	305,055	19,689	12,656	22,829	26,458	2,188	2,679	391,554	1,103,459	117,060,396
昭和60年	314,111	20,180	11,290	22,825	27,952	2,143	2,569	401,070	1,118,369	121,048,923
平成2年	321,254	20,805	11,064	22,440	28,667	2,279	2,433	408,942	1,120,161	123,611,167
平成7年	325,375	21,816	11,147	22,313	32,579	2,200	2,165	417,595	1,123,125	125,570,246
平成12年	325,700	22,642	11,652	22,322	34,528	2,037	1,923	420,804	1,120,851	126,925,843
平成17年	325,347	22,631	11,355	21,811	36,448	1,962	1,685	421,239	1,111,729	127,767,994
平成22年	324,372	22,244	11,034	21,018	39,973	1,789	1,523	421,953	1,093,247	128,057,352
世帯数	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	富山市	富山県	全国
昭和50年	79,691	4,518	2,743	5,362	5,561	470	741	99,086	269,323	33,728,859
昭和55年	88,584	5,078	4,194	5,560	6,267	472	712	110,867	291,388	36,015,026
昭和60年	94,028	5,229	3,014	5,536	6,668	472	672	115,619	300,526	38,133,297
平成2年	101,817	5,610	3,041	5,592	7,043	460	647	124,210	314,602	41,035,777
平成7年	110,771	6,200	3,268	5,995	8,583	484	635	135,936	337,290	44,107,856
平成12年	118,070	6,817	3,633	6,457	9,760	461	623	145,821	357,574	47,062,743
平成17年	122,632	7,038	3,635	6,506	10,888	459	569	151,727	371,815	49,566,305
平成22年	128,001	7,278	3,559	6,577	12,776	448	512	159,151	383,439	51,950,504
1世帯人数	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	富山市	富山県	全国
昭和50年	3.64	4.24	4.18	4.23	4.37	4.65	3.87	3.76	3.98	3.32
昭和55年	3.44	3.88	3.02	4.11	4.22	4.64	3.76	3.53	3.79	3.25
昭和60年	3.34	3.86	3.75	4.12	4.19	4.54	3.82	3.47	3.72	3.17
平成2年	3.16	3.71	3.64	4.01	4.07	4.95	3.76	3.29	3.56	3.01
平成7年	2.94	3.52	3.41	3.72	3.80	4.55	3.41	3.07	3.33	2.85
平成12年	2.76	3.32	3.21	3.46	3.54	4.42	3.09	2.89	3.13	2.70
平成17年	2.65	3.22	3.12	3.35	3.35	4.27	2.96	2.78	2.99	2.58
平成22年	2.53	3.06	3.10	3.20	3.13	3.99	2.97	2.65	2.85	2.46

出典：「第6回富山市統計書 平成22年度版」の国勢調査値（各年10月1日現在）、総務省統計局ホームページの国勢調査結果の時系列データ他

表2-2-2. 35年前（昭和50年）を「100」としたときの各年度の増減指数

人口	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	富山市	富山県	全国
昭和50年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和55年	105	103	110	101	109	100	93	105	103	105
昭和60年	108	105	98	101	115	98	90	108	104	108
平成2年	111	109	96	99	118	104	85	110	105	110
平成7年	112	114	97	98	134	101	75	112	105	112
平成12年	112	118	102	98	142	93	67	113	105	113
平成17年	112	118	99	96	150	90	59	113	104	114
平成22年	112	116	96	93	164	82	53	113	102	114
世帯数	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	富山市	富山県	全国
昭和50年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和55年	111	112	153	104	113	100	96	112	108	107
昭和60年	118	116	110	103	120	100	91	117	112	113
平成2年	128	124	111	104	127	98	87	125	117	122
平成7年	139	137	119	112	154	103	86	137	125	131
平成12年	148	151	132	120	176	98	84	147	133	140
平成17年	154	156	133	121	196	98	77	153	138	147
平成22年	161	161	130	123	230	95	69	161	142	154
1世帯人数	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	富山市	富山県	全国
昭和50年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和55年	95	92	72	97	97	100	97	94	95	98
昭和60年	92	91	90	97	96	98	99	92	93	95
平成2年	87	88	87	95	93	106	97	88	89	91
平成7年	81	83	82	88	87	98	88	82	84	86
平成12年	76	78	77	82	81	95	80	77	79	81
平成17年	73	76	75	79	77	92	76	74	75	78
平成22年	70	72	74	76	72	86	77	70	72	74

(2) 年齢3区分別人口の割合

平成22年の国勢調査によると、本市の年齢3区分別人口割合は、年少人口（15歳未満）が13.2%、生産年齢人口（15～64歳）が61.8%、老年人口（65歳以上）が24.3%となっています。

過去の調査結果と比較すると、年少人口の減少と老年人口の増加が著しいことから、少子・高齢化が着実に進行していることがうかがえます。

本市における少子・高齢化の進行状況は、富山県と比較すると緩やかな進行といえますが、全国と比較するとやや早いペースで進行している状況となっています。

表2-2-3. 過去30年間の年齢3区分別人口割合の推移

人 口	富 山 市			富 山 県			全 国		
	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和55年	23.0%	66.8%	10.3%	22.7%	66.2%	11.2%	23.5%	67.3%	9.1%
昭和60年	21.1%	67.1%	11.8%	20.9%	66.2%	12.8%	21.5%	68.2%	10.3%
平成2年	17.5%	68.3%	13.8%	17.5%	67.3%	15.1%	18.2%	69.5%	12.0%
平成7年	15.3%	68.3%	16.4%	15.1%	66.9%	17.9%	15.9%	69.4%	14.5%
平成12年	14.2%	66.7%	19.0%	14.0%	65.2%	20.8%	14.6%	67.9%	17.3%
平成17年	13.7%	64.7%	21.5%	13.5%	63.2%	23.2%	13.7%	65.8%	20.1%
平成22年	13.2%	61.8%	24.3%	13.0%	60.6%	26.1%	13.1%	63.3%	22.8%

出典：「第6回富山市統計書 平成22年度版」の国勢調査値（各年10月1日現在）、総務省統計局ホームページの国勢調査結果の時系列データ他
注① 記載データをそのまま抜粋しているため、合計値が一致しない場合がある。

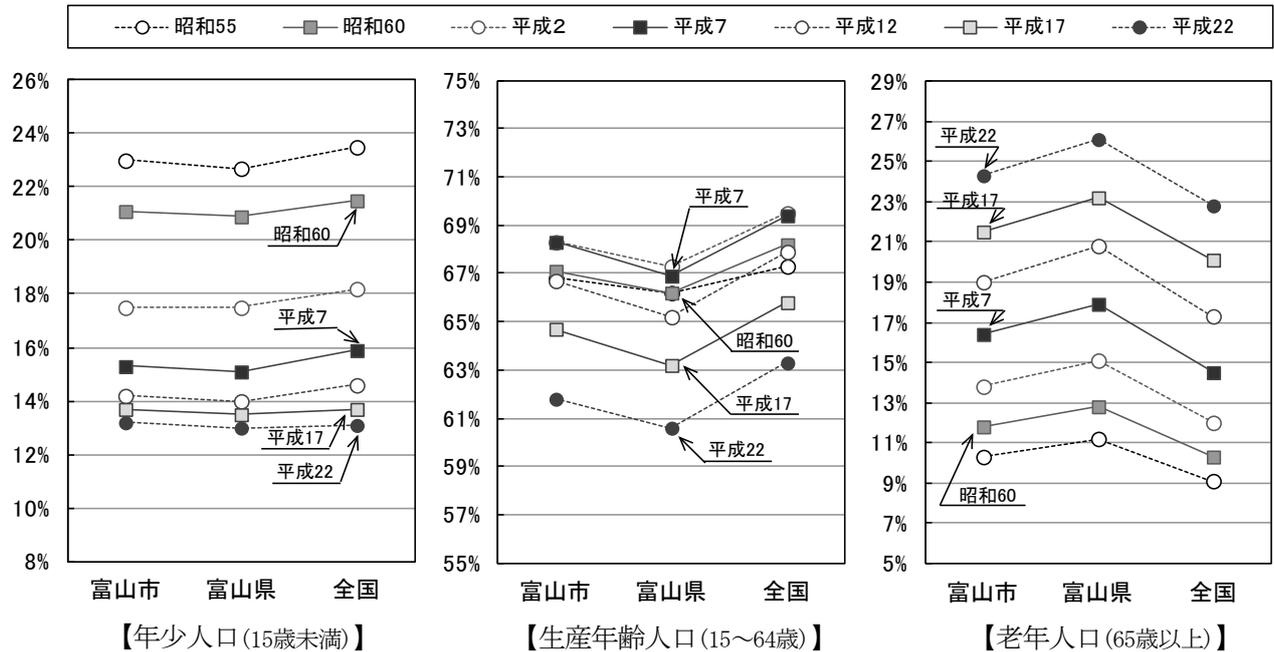


図2-2-4. 過去30年間の年齢3区分別人口割合の推移

(3) 世帯の家族構成の割合

平成22年の国勢調査によると、本市の世帯の家族構成割合は、核家族世帯（夫婦のみの世帯＋親子世帯）が55.1%、その他親族世帯15.5%、単独世帯が28.9%、その他が0.6%であり、単独世帯・核家族世帯が全体の8割を占めています。

本市における単独世帯・核家族化の進行状況は、富山県と比較すると進行していますが、全国と比較するとやや緩やかペースで進行している状況となっています。

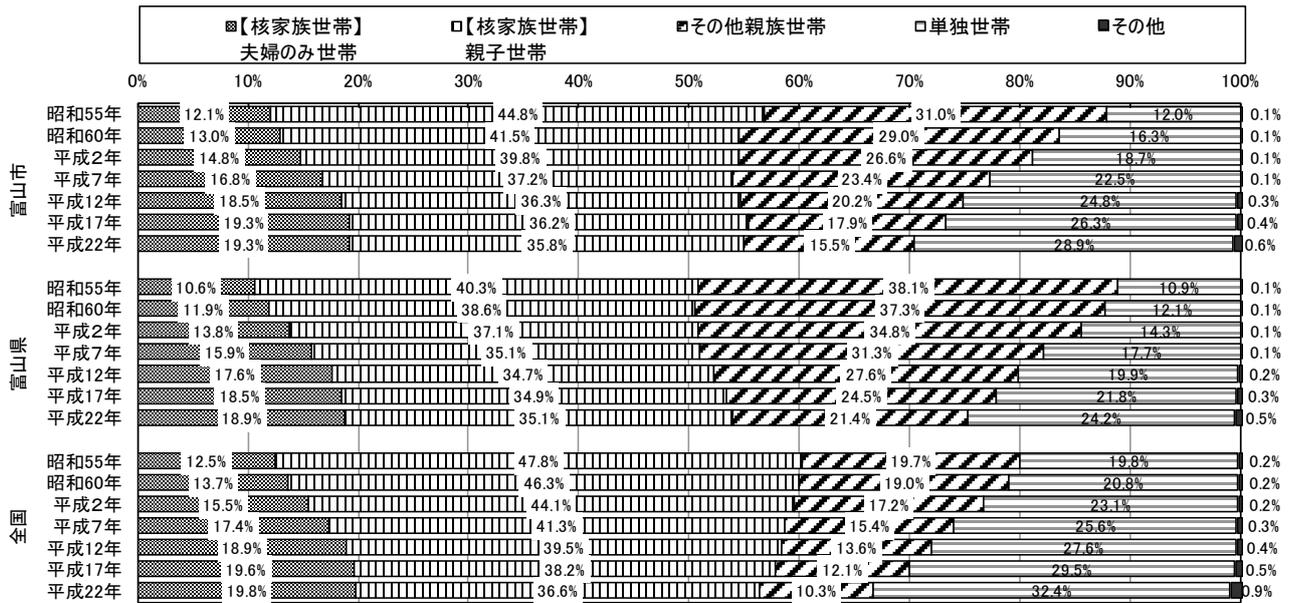


図2-2-5. 過去30年間の世帯の家族構成割合の推移

出典：総務省統計局ホームページの国勢調査結果の時系列データ（各年10月1日現在）
「第6回富山市統計書 平成22年度版」の国勢調査値（平成22年10月1日現在）
注記1）記載データをそのまま抜粋しているため、合計値が一致しない場合がある。
注記2）世帯の家族類型（16区分）別一般世帯数の値。施設等の世帯数は除かれている。

(4) 人口密度

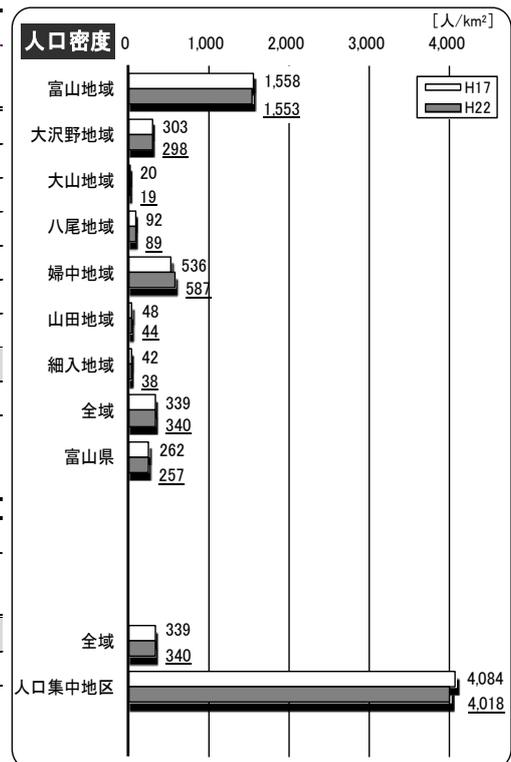
平成22年の国勢調査によると、本市の人口密度は340人/km²、人口集中地区の人口密度は4,018人/km²となっています。

地域間でみると、人口密度が最も高い富山地域（1,553人/km²）と最も低い大山地域（19人/km²）の差は82倍となっており、市街地と山間等の過疎地域における格差が大きいことがうかがえます。

表2-2-4. 人口密度

項目	平成22年			平成17年
	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	人口密度 (人/km ²)
富山地域	324,372	208.81	1,553	1,558
大沢野地域	22,244	74.66	298	303
大山地域	11,034	572.32	19	20
八尾地域	21,018	236.86	89	92
婦中地域	39,973	68.04	587	536
山田地域	1,789	40.92	44	48
細入地域	1,523	40.24	38	42
全 域	421,953	1,241.85	340	339
富 山 県	1,093,247	4,247.61	257	262
備 考	平成22年 国勢調査 H22.10.01	平成22年 国勢調査 H22.10.01	人口/面積 (計算値)	人口/面積 (計算値)

項目	平成22年			平成17年
	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	人口密度 (人/km ²)
全 域	421,953	1,241.85	340	339
人口集中地区	223,250	55.56	4,018	4,084
備 考	平成22年 国勢調査 H22.10.01	平成22年 国勢調査 H22.10.01	人口/面積 (計算値)	人口/面積 (計算値)



出典：「第1回 富山市統計書 平成17年度版」、「平成17年、22年国勢調査（各年10月1日現在）」

2.3 産業

(1) 産業大分類別事業所数

平成18年事業所・企業統計調査結果によると、本市の事業所数は22,880事業所となっており、富山県内の就業所総数の37.9%を占めています。三大分類別従業所数の構成比では、第一次産業が0.2%、第二次産業が18.3%、第三次産業が81.5%となっており、第三次産業の割合が最も高くなっています。

富山県の構成割合と比較すると、「不動産業」に占める割合がやや高く、「製造業」に占める割合がやや低い状況となっています。

表2-3-1. 産業大分類別事業所数

産業大分類	富 山 市			富山県
	平成8年	平成13年	平成18年	平成18年
総 数	25,578	24,382	22,880	60,311
第 一 次 産 業	69	60	65	281
農 業	54	49	53	234
林 業	7	6	6	19
漁 業	8	5	6	28
第 二 次 産 業	4,909	4,499	4,183	13,216
鉱 業	23	24	22	84
建 設 業	2,923	2,757	2,605	7,244
製 造 業	1,963	1,718	1,556	5,888
第 三 次 産 業	20,600	19,823	18,632	46,814
電気・ガス・熱供給・水道業	43	45	41	112
情 報 通 信 業	164	231	220	382
運 輸 業	408	410	402	1,059
卸 売 ・ 小 売 業	8,490	7,501	6,627	17,451
金 融 ・ 保 険 業	495	500	463	994
不 動 産 業	963	988	951	1,730
飲 食 店 、 宿 泊 業	3,080	2,922	2,592	6,223
医 療 、 福 祉 社	1,076	1,178	1,331	3,466
教 育 、 学 習 支 援 業	826	844	861	2,346
複 合 サ ー ビ ス 事 業	252	252	223	728
サービス業(他に分類されないもの)	4,599	4,756	4,716	11,805
公 務(他に分類されないもの)	204	196	205	518

産業大分類	富 山 市			富山県
	平成8年	平成13年	平成18年	平成18年
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第 一 次 産 業	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%
農 業	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%
林 業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
漁 業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
第 二 次 産 業	19.2%	18.4%	18.3%	21.9%
鉱 業	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
建 設 業	11.4%	11.3%	11.4%	12.0%
製 造 業	7.7%	7.0%	6.8%	9.8%
第 三 次 産 業	80.6%	81.4%	81.5%	77.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
情 報 通 信 業	0.6%	0.9%	1.0%	0.6%
運 輸 業	1.6%	1.7%	1.8%	1.8%
卸 売 ・ 小 売 業	33.3%	30.8%	28.9%	29.0%
金 融 ・ 保 険 業	1.9%	2.1%	2.0%	1.6%
不 動 産 業	3.8%	4.1%	4.2%	2.9%
飲 食 店 、 宿 泊 業	12.0%	12.0%	11.3%	10.3%
医 療 、 福 祉 社	4.2%	4.8%	5.8%	5.7%
教 育 、 学 習 支 援 業	3.2%	3.5%	3.8%	3.9%
複 合 サ ー ビ ス 事 業	1.0%	1.0%	1.0%	1.2%
サービス業(他に分類されないもの)	18.0%	19.5%	20.6%	19.6%
公 務(他に分類されないもの)	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%

出典：「第6回富山市統計書 平成22年度版」各年10月1日現在、平成18年事業所・企業統計調査

(2) 産業大分類別従業者数

平成18年事業所・企業統計調査結果によると、本市の従業者数は239,627人となっており、富山県内の就業者総数の42.7%を占めています。三大分類別従業者数の構成比では、第一次産業が0.3%、第二次産業が26.0%、第三次産業が73.7%となっており、第三次産業の割合が最も高くなっています。

富山県内の構成割合と比較すると、「サービス業(他に分類されないもの)」に占める割合が高く、「製造業」に占める割合が低い状況となっています。

また、1事業所当たりの平均人数は10人であり、1事業所当たりの平均人数が最も多い事業所は「電気・ガス・熱供給・水道業」の65人、次いで「公務(他に分類されないもの)」の33人、「情報通信業」の29人となっています。

表2-3-2. 産業大分類別従業者数と1事業所当たりの平均人数

産業大分類	産業大分類別従業者数				1事業所当たりの平均人数	
	富山市			富山県	富山市	富山県
	平成8年	平成13年	平成18年	平成18年	平成18年	
総数	250,031	241,342	239,627	561,487	10	9
第一次産業	1,006	719	810	3,787	12	13
農業	784	522	622	2,924	12	12
林業	90	94	84	162	14	9
漁業	132	103	104	701	17	25
第二次産業	77,383	68,662	62,060	187,686	15	14
鉱業	413	278	232	675	11	8
建設業	28,652	24,201	20,013	49,520	8	7
製造業	48,318	44,183	41,815	137,491	27	23
第三次産業	171,642	171,961	176,757	370,014	9	8
電気・ガス・熱供給・水道業	3,186	2,974	2,667	4,163	65	37
情報通信業	5,239	5,494	6,358	7,895	29	21
運輸業	9,242	9,354	9,343	23,772	23	22
卸売・小売業	56,151	50,804	46,701	105,821	7	6
金融・保険業	9,051	7,718	7,065	12,894	15	13
不動産業	2,934	3,348	2,839	4,510	3	3
飲食店、宿泊業	16,978	17,708	16,703	36,495	6	6
医療、福祉	16,446	19,131	22,825	53,581	17	15
教育、学習支援業	10,232	10,077	10,783	23,459	13	10
複合サービス事業	2,945	2,551	2,724	8,282	12	11
サービス業(他に分類されないもの)	32,632	36,112	41,996	75,539	9	6
公務(他に分類されないもの)	6,606	6,690	6,753	13,603	33	26

産業大分類	富山市			富山県
	平成8年	平成13年	平成18年	平成18年
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第一次産業	0.4%	0.2%	0.3%	0.6%
農業	0.3%	0.2%	0.3%	0.5%
林業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
漁業	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
第二次産業	31.0%	28.4%	26.0%	33.5%
鉱業	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
建設業	11.5%	10.0%	8.4%	8.8%
製造業	19.3%	18.3%	17.5%	24.6%
第三次産業	68.6%	71.4%	73.7%	65.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	1.3%	1.2%	1.1%	0.7%
情報通信業	2.1%	2.3%	2.7%	1.4%
運輸業	3.7%	3.9%	3.9%	4.2%
卸売・小売業	22.3%	21.1%	19.5%	18.9%
金融・保険業	3.6%	3.2%	2.9%	2.3%
不動産業	1.2%	1.4%	1.2%	0.8%
飲食店、宿泊業	6.8%	7.3%	7.0%	6.5%
医療、福祉	6.6%	7.9%	9.5%	9.5%
教育、学習支援業	4.1%	4.2%	4.5%	4.2%
複合サービス事業	1.2%	1.1%	1.1%	1.5%
サービス業(他に分類されないもの)	13.1%	15.0%	17.5%	13.5%
公務(他に分類されないもの)	2.6%	2.8%	2.8%	2.4%

出典：「第6回富山市統計書 平成22年度版」各年10月1日現在、平成18年事業所・企業統計調査

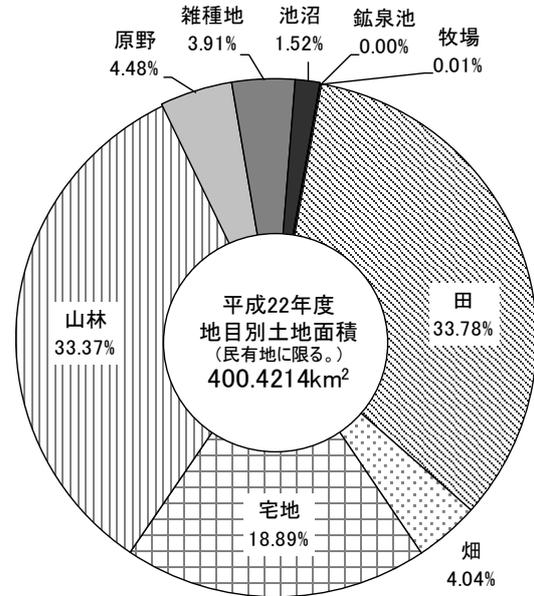
2.4 土地利用の状況

(1) 地目別土地面積(民有地に限る。)

平成22年度における本市の地目別民有地面積のうち、最も多いのは田の33.78%、次いで山林の33.37%が続いています。

表2-4-1. 地目別民有地面積

地目別	平成17年度		平成22年度	
	面積 (km ²)	構成比率	面積 (km ²)	構成比率
田	138.7780	34.51%	135.2768	33.78%
畑	16.5083	4.11%	16.1822	4.04%
宅地	72.9838	18.15%	75.6309	18.89%
山林	133.6480	33.24%	133.6313	33.37%
原野	17.9323	4.46%	17.9394	4.48%
雑種地	16.0967	4.00%	15.6382	3.91%
池沼	6.1031	1.52%	6.1014	1.52%
鉱泉池	0.0001	0.00%	0.0001	0.00%
牧場	0.0213	0.01%	0.0213	0.01%
計	402.0716	100.00%	400.4214	100.00%



出典：「第1回 富山市統計書 平成17年度版」、「第6回 富山市統計書 平成22年度版」

注記1) 固定資産税課税の土地課税台帳に登録された課税対象の土地であり、法定免税点未満の民有地を含むものであるが、公有地など固定資産税が非課税とされている土地は除かれている。

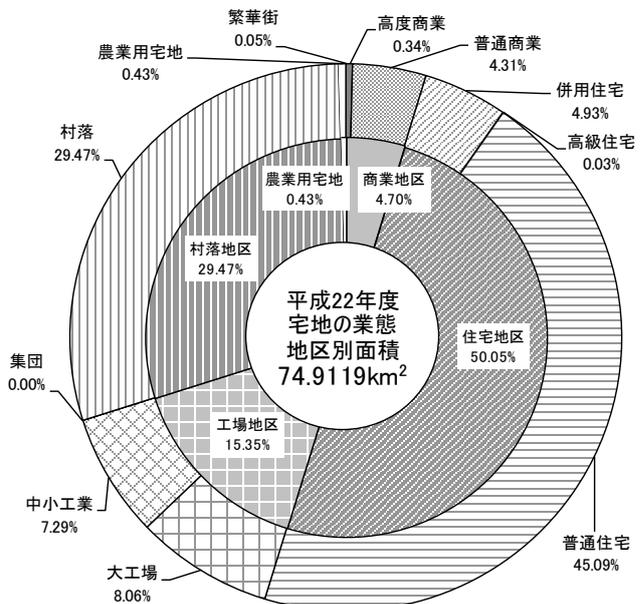
注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

(2) 宅地の業態地区別面積

平成22年度における本市の宅地の業態地区別面積のうち、最も多いのは普通住宅地区の45.09%、次いで村落地区の29.47%が続いています。

表2-4-2. 宅地の業態地区別面積

業態地区別	平成17年度		平成22年度		
	面積 (km ²)	構成比率	面積 (km ²)	構成比率	
商業地区	繁華街	0.0419	0.06%	0.0402	0.05%
	高度商業地区	0.2500	0.35%	0.2568	0.34%
	普通商業地区	3.2137	4.45%	3.2292	4.31%
	小計	3.5056	4.86%	3.5262	4.70%
住宅地区	併用住宅地区	2.7352	3.79%	3.6940	4.93%
	高級住宅地区	0.0229	0.03%	0.0237	0.03%
	普通住宅地区	32.9474	45.63%	33.7730	45.09%
	小計	35.7055	49.45%	37.4907	50.05%
工場地区	大工場地区	6.6672	9.23%	6.0404	8.06%
	中小工業地区	4.5181	6.26%	5.4575	7.29%
	小計	11.1853	15.49%	11.4979	15.35%
村落地区	集団地区	0.0434	0.06%	0.0000	0.00%
	村落地区	21.4753	29.75%	22.0767	29.47%
	小計	21.5187	29.81%	22.0767	29.47%
農業用施設用に供する宅地	0.2812	0.39%	0.3204	0.43%	
計	72.1963	100.00%	74.9119	100.00%	



出典：「第1回富山市統計書 平成17年度版」、「第6回 富山市統計書 平成22年度版」

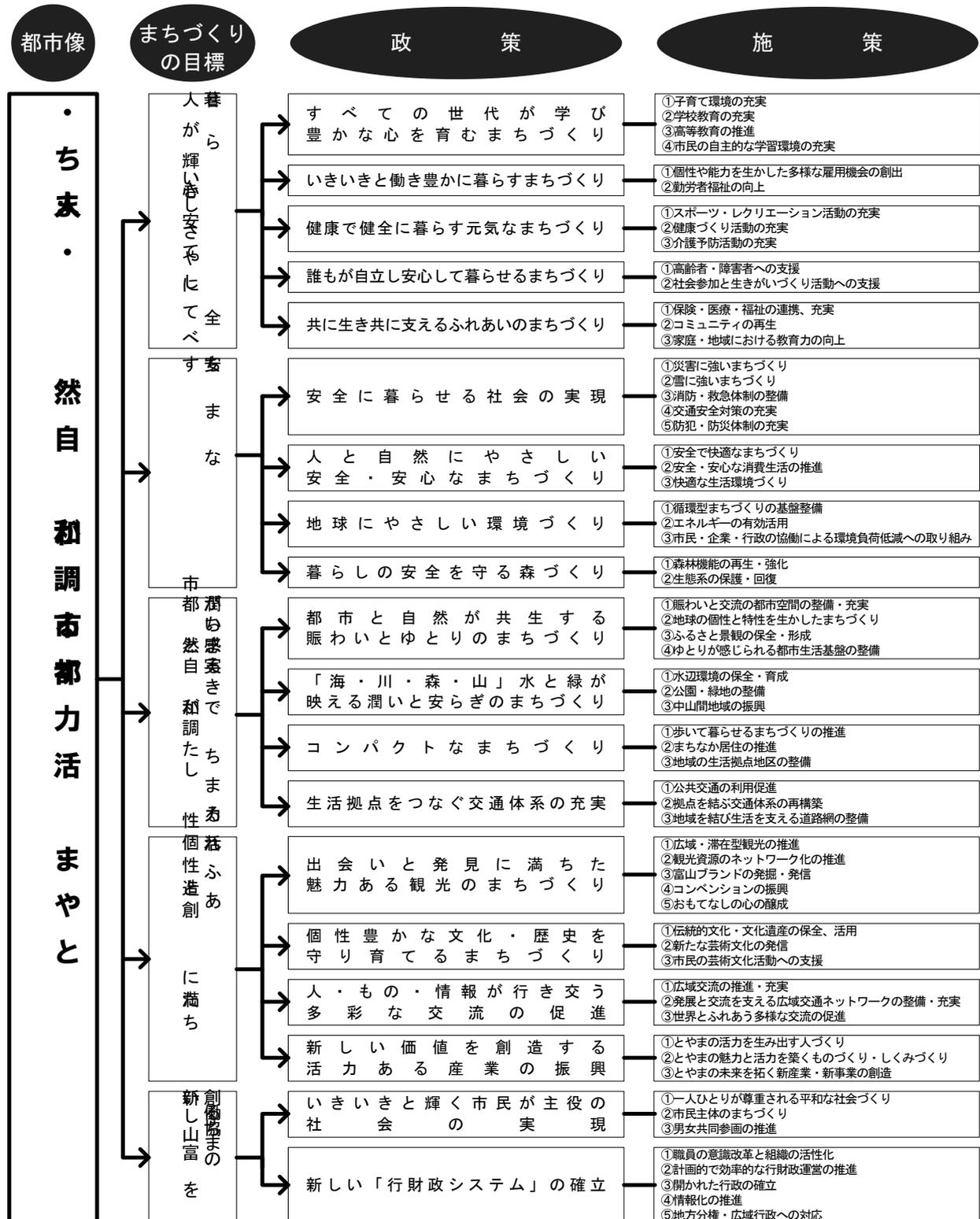
注記3) 民有宅地のうち、法定免税点以上のものである。

2.5 将来計画

(1) 富山市総合計画

① 総合計画の大綱

富山市総合計画 後期基本計画（素案）における大綱を図2-5-1に示します。



参考：「富山市総合計画 後期基本計画（素案）」平成23年8月29日 富山市

図2-5-1. 富山市総合計画 後期基本計画（素案）の大綱体系図

② 後期計画に関連する主要施策（抜粋）

富山市総合計画 後期基本計画に基づく主要施策のうち、後期計画に関連する主要施策の内容を抜粋したものを表2-5-1に示します。

表2-5-1. 後期計画に関連する主要施策の内容

(1/3)

目標	政策	施策	施策の方向	主要事業
すべてにやさしい安全なまち	人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり	快適な生活環境づくり	① 上水道の整備 ・基幹施設の整備 老朽化した基幹施設を整備（更新）することにより、地震等の災害に強い施設とすることとともに、安全でおいしい水の安定供給を図るため高度浄水処理（紫外線）設備を整備します。 ・信頼性の高い導送配水システムの構築 主要配水幹線の新設及び布設替えや、老朽水道管の計画的な更新に一層取り組むことにより、地震等の災害に強い導送配水システムを構築するとともに、安全でおいしい水の安定供給を図ります。	○基幹施設の整備 ○信頼性の高い導送配水システムの構築
			② 汚水処理施設の整備 下水道、農村下水道、合併浄化槽などのさまざまな整備手法により、効率的・効果的に汚水処理を実施します。特に未整備地区が残っている富山、婦中地域の下水道事業の促進に努めます。 また、老朽化している汚水・汚泥処理施設について将来計画を踏まえ効率的、効果的、且つ持続的となるような施設の改築・更新を引き続き計画的に進め機能の向上を図ります。	○農業集落排水事業 ○農業環境対策事業 ○公共下水道（汚水）整備及び改築更新と普及の促進
			③ 地域の環境美化 清潔で健全な生活環境を確保するため、市内一斉に美化活動を行うふると富山美化大作戦を継続するとともに、地域が主体となった清掃活動や落書き消し活動の支援に努め、まちの環境美化を推進します。 地域の生活環境を改善するため排水路の整備や改修を推進するとともに、通年通水を行うなど農業用水路が持つ多面的機能を利用し快適な居住環境の保全に努めます。 カラス対策については、駆除も含めた効果的な対策を引き続き推進します。	
			* 市民に期待する役割 * ○下水道が整備された場合は、早期に下水道へ接続する。 ○地域で一斉に行う美化活動に参加するほか、家庭単位でも美化活動を実践する。 ○水辺空間の環境保持を図るため、農業用水路の維持管理に協力する。	
地球にやさしい環境づくり		循環型まちづくり	① ごみの減量とリサイクルの推進 ごみの発生を抑制する生活様式の定着に向けた意識啓発に努めます。 また、ごみの排出段階における分別の徹底を図るとともに、排出されたごみを可能な限りリサイクルするシステムづくりに努め、「脱埋立て」を目指します。 さらに、効率的な廃棄物収集体制を確立するため、ごみ中継基地の縮小・廃止の時期を含めて検討するとともに、最終処分場の跡地の活用について検討します。	○ごみ減量化・資源化推進事業
			② 再生資源の利用促進 再生品の利用や不用品の再活用についての啓発を推進します。	
			③ 廃棄物の適正処理の推進 産業廃棄物の排出事業者には、廃棄物の適正な分別、保管、運搬、処分等の徹底を指導します。 また、廃棄物の不法投棄防止の広報活動や監視活動を強化します。	

(2/3)

目標	政策	施策	施策の方向	主要事業
(前頁の続き)	(前頁の続き)	(前頁の続き)	④ エコタウンの充実 立地事業所が必要とする廃棄物の確保、リサイクル製品の販売促進を支援することで産業振興を図るとともに、エコタウン内での資源循環を推進することで更なるゼロエミッション化を目指します。 また、エコタウンが周辺地域の活性化に貢献できるような環境づくりに努めます。	○エコタウン推進事業
			* 市民に期待する役割 * ○廃棄物を適正に処理するとともに、不法投棄や不適正処理を発見した場合は市に通報する。 ○分別排出を徹底する。 ○生ごみリサイクル事業及び可燃ごみ固形燃料化事業（古布リサイクル事業）に協力する。 ○古紙などの資源の集団回収に協力する。 ○資源物ステーションを活用する。	
			① バイオマスエネルギーの活用 間伐材や廃食用油などを活用した既存のバイオマスエネルギーの普及に努めるとともに、新たに海洋バイオマスなどを活用したエネルギーの導入について検討します。	○森林バイオマス活用事業
			② 太陽光発電の導入促進 住宅用太陽光発電システム設置者に助成を行うなど、クリーンな新エネルギーを利用する太陽光発電の普及拡大に努めます。	○太陽光発電システム導入補助事業
			③ 小水力発電の普及促進 本市が有する豊かな水資源を活用するため、市民に身近な農業用水等を活用した小水力発電の普及に努めます。	○小水力発電普及促進事業
			④ 省エネ設備の導入促進 家庭などでの省エネ化を推進するため、今後普及が望まれる先進的な設備に対し、助成を行います。	○省エネ設備等導入補助事業
			⑤ 次世代自動車の普及促進 本市の著しく高い運輸部門での温室効果ガス排出量の解消を図るため、環境性能に優れた電気自動車などの普及促進に努めます。	○電気自動車充電設備設置事業
			⑥ 省エネルギー対策の推進 新エネルギーや省エネルギー設備の公共施設への導入を積極的に推進するとともに、エネルギー全体の消費を抑えるため、効率的なエネルギーの利用や省エネルギーの啓発に努めます。	
			⑦ 未利用エネルギー等の活用 今まで利用していなかった工場の排熱、下水、ごみ・汚泥の焼却、地熱、風力などのエネルギーの導入について検討します。	○未利用エネルギー等導入検討事業
			* 市民に期待する役割 * ○太陽光発電・太陽熱・地中熱利用システムなどの新エネルギー設備を設置する。 ○エコウィルやエネファームなどの省エネルギー機器を設置する。 ○バイオマス資源の有効活用のため、ペレットストーブの設置や廃食用油の回収に協力する。 ○公共交通の利用や低公害車の利用など、交通行動を転換する。 ○節電や節水など、暮らし方を転換し、省エネルギー型のエコライフに努める。	

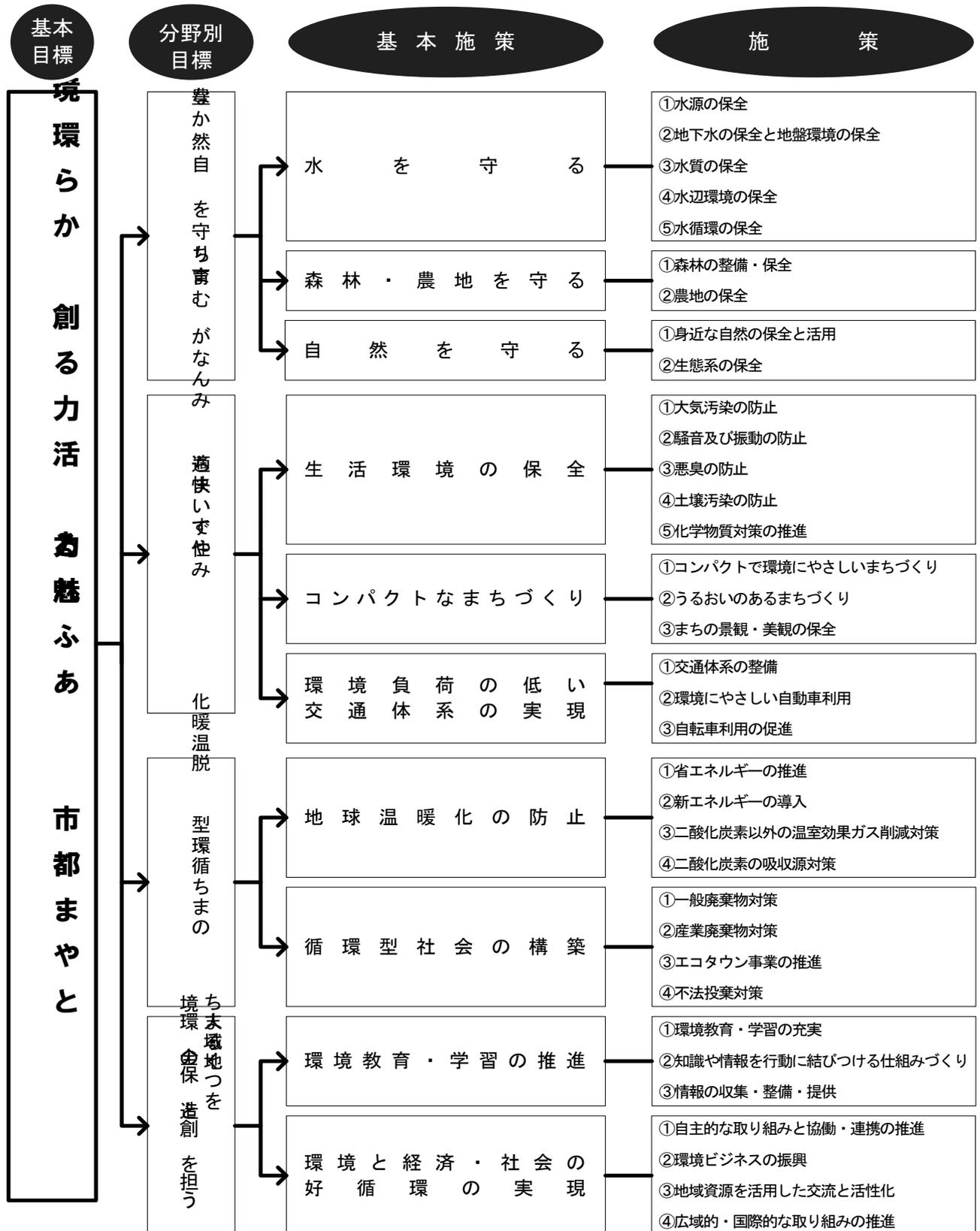
目標	政策	施策	施策の方向	主要事業
<p>(前頁の続き)</p>	<p>(前頁の続き)</p>	<p>市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み</p>	<p>① 環境負荷低減への取り組みの支援・拡充</p> <p>地域やPTAなどが自主的に実施する資源の集団回収やボランティア団体が実施する用品交換事業（リユース活動）などを支援します。</p> <p>また、事業所に対しては、更なる減量化及び資源化を推進するため、減量計画書の点検や戸別訪問による指導・助言を積極的に行います。</p> <p>なお、美化活動については、ふるさと富山美化大作戦を継続実施するとともに、川、山、海をきれいにする日の実施箇所の拡大を図ります。</p> <p>さらに、環境貢献活動に応じて付与するエコポイントなどの制度や金利を上乗せする定期預金等の取り組みを実施する事業者と連携を図り、環境保全意識の醸成に努めます。</p>	<p>○(仮称)3R活動団体支援事業</p>
			<p>② 環境負荷低減に関する情報の提供</p> <p>環境負荷低減の重要性や実際の活動例などの情報を提供し、市民や事業者の環境に対する意識の高揚を図ります。</p>	
			<p>③ 環境教育の推進</p> <p>「チームとやまし」における緑のカーテン事業や教育指定校事業などの意識啓発事業に加え、小水力発電所や富山太陽光発電所、木質ペレット製造施設などの新エネルギー施設と環境にやさしい公共交通であるLRTやアヴィレ、BDFバス、電気バス、また、資源循環拠点施設であるエコタウン産業団地を組み合わせたエコツアーの開催など、環境教育の充実に努めます。</p> <p>また、クリーンセンターやリサイクルセンターなどの環境センター関連施設の見学の充実に図り、廃棄物に関する環境情報の提供に努めます。</p> <p>さらに、幼稚園や小学校の児童を対象とした3R推進スクールを実施し、幼少期・少年期からごみの減量や資源化への関心を高めるとともに、企業に出向き、社員向け研修としての出前講座を開催します。</p>	<p>○ごみ減量化・資源化推進事業(3R推進スクール)</p>
			<p>* 市民に期待する役割 *</p> <p>○エコツアーや環境に関する出前講座などに積極的に参加するとともに、エコライフスタイルへの転換を図る。</p> <p>○環境保全活動やリサイクル活動に積極的に参加する。</p> <p>○「3R」を積極的に推進し、ごみの減量や資源化に努める。</p> <p>○環境美化活動に積極的に参加する。</p> <p>○「チームとやまし」に参加する。</p>	
<p>都市と自然が調和した潤いが実感できるまち</p>	<p>「海川森山水と緑が映える潤いと安らぎのまっすぐり</p>	<p>水辺環境の保全育成</p>	<p>① 海辺の活用による沿岸地域の活性化</p> <p>水橋漁港のフィッシャリーナの利用を促進するとともに、魚の宝庫である富山湾や風光明媚な海岸等の海の恵みを活用したさまざまな交流活動の創出など、海洋レクリエーションの振興により沿岸海域の活性化を図ります。</p> <p>また、美しい海辺や海岸の保全に取り組むとともに、浜辺の侵食防止対策を関係機関に働きかけます。</p>	
			<p>② 河川の活用による沿川地域の活性化</p> <p>神通川や常願寺川などの河川を親水空間として活用するため、河川敷の整備による水辺での憩いの場を創出するとともに、ボートやカヌーなど、河川を利用したスポーツ・レクリエーションの振興により、沿川地域の活性化を図ります。</p>	<p>○水辺空間整備事業</p>
			<p>* 市民に期待する役割 *</p> <p>○海や川での交流活動に参加する。</p> <p>○海岸や河川敷の環境保全に努める。</p>	

参考：「富山市総合計画 後期基本計画(素案)」平成23年8月29日 富山市

(2) 富山市環境基本計画

① 環境基本計画の大綱

富山市環境基本計画における大綱を図2-5-2に示します。



参考：「富山市環境基本計画」平成19年3月 富山市

図2-5-2. 富山市環境基本計画の大綱体系図

② 後期計画に関連する主要施策（抜粋）

富山市環境基本計画に基づく主要施策のうち、後期計画に関連する主要施策の内容を抜粋したものを表2-5-2に示します。

表2-5-2. 後期計画に関連する主要施策の内容

(1 / 3)

分野別 目標	基本 施策	施策（施策の方向）
豊かな自然を守り育むまち	水を守る	<p>市の取り組み</p> <p>① 水源の保全 水源地域における水環境への負荷軽減、水涵養など、水源地域における水環境の総合的な保全を進め、健全な水循環や安全な水道水供給を確保します。 ○水源の保全に関する啓発を進めます。 ○水源涵養保安林などの保安林の整備を行います。 ○水源の監視やパトロールを行い、水源地の汚染や自然破壊等を未然に防止します。</p> <p>② 水質の保全 河川、湖沼、海、地下水などさまざまな水環境において水質監視や排水対策を進め、水質を保全します。 ○公共用水域の水質監視を定期的・継続的に行うとともに、充実を図ります。 ○底質環境の調査・監視を定期的・継続的に行うとともに、充実を図ります。 ○富山県の水質環境計画（クリーンウォーター計画）、富山市生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水など、地域の特性に合わせた生活排水処理施設の整備を引き続き進めます。 ○水質汚濁防止法による排水基準の規制対象事業所に対する立入調査、指導を行います。 ○合流式下水道からの越流水による汚濁を防止するため、合流改善を引き続き進めます。 ○下水道整備が完了した地区において、下水道未接続家屋の早期接続を進めるため、接続推進活動を実施します。 ○地下水のモニタリング調査を定期的・継続的に行うとともに、充実を図ります。 ○海水浴場の水質検査を定期的・継続的に行い、充実を図ります。 ○県と協力し、窒素・りん削減など、富山湾の水質保全対策を進めます。 ○ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場排水の水質検査を行います。また、ゴルフ場周辺の井戸水の調査を行います。 ○河川への排雪の投棄による水質汚濁や水辺環境の悪化を防ぐため、堆雪空間の確保など雪対策を推進します。 ○水質事故の未然防止対策を推進します。</p> <p>③ 水循環の保全 水資源は有限なため、水からの恩恵を今後も享受できるよう、川の上流から下流まで流域全体を考慮し、健全な水循環を確保します。 ○市民や事業者の水環境に対する理解や保全の意識・行動を促すため、情報提供や啓発を行うとともに、市民・事業者と連携して水環境を保全していきます。 ○節水や水利用の合理化・効率化、水の循環的利用を推進します。 ○都市部では、雨水浸透施設や雨水貯留施設の整備を促進します。 ○水循環に関する情報の収集に努めます。</p>
		<p>市民の取り組み</p> <p>○水や水源地への理解を深め、これらの大切さを家族や周りの人に広めます。 ○日常生活での節水に努め、節水コマや節水シャワーなどの節水機器を活用します。散水や洗車などは雨水などを利用します。 ○油や調理くず等はできるだけ流さないようにします。 ○身近な水辺空間を大切にします。地域の水辺の清掃活動に参加したり、水辺の自然の保全・復元に協力します。</p>
		<p>事業者の取り組み</p> <p>○節水に努めます。上水・地下水利用は適正に行い、雨水や中水などの利用を図ります。 ○事業所排水を適正に処理し、排水基準の遵守等、水質管理を徹底します。 ○有害な化学物質や重油等による河川や湖沼、海、地下水などの汚染を防止します。 ○建物や駐車場などの建築・改築・整備にあたっては、雨水の地下浸透への配慮をします（雨水貯留施設、浸透ますなど雨水浸透施設、透水性舗装など）。</p>

(2/3)

分野別 目標	基本 施策	施策（施策の方向）
脱温暖化・循環型のまち	地球温暖化の防止	<p>市の取り組み</p> <p>① 省エネルギーの推進 市民・事業者・行政が一体となり省エネルギーを推進します。 ○出前講座や環境教育を通じて、省エネルギー・省資源のライフスタイルの普及啓発に努めます。 ○「チームとやまし」の活動を通じて、自主的に事業者・学校・地域・家庭などが連携・協力して、地球温暖化防止に取り組みます。 ○「富山市地球温暖化防止実行計画」に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減を図ります。 ○住宅や事業所、公共施設などの省エネルギー化、省エネルギー機器の導入を推進します。 ○公共交通活性化によるコンパクトなまちづくりを通じて、省エネルギー型のまちづくりを進めます。</p> <p>② 新エネルギーの導入 豊かな自然を活かした新エネルギーや未利用エネルギーの導入を推進します。 ○太陽光発電や小水力発電、風力などの新エネルギーの積極的な導入を推進し、地域環境の保全及び地域の活性化を目指します。 ○今まで利用していなかった工場の廃熱、ごみ・汚泥の焼却などのエネルギーの導入について、検討します。</p> <p>③ 二酸化炭素以外の温室効果ガス削減対策 メタンやフロン類等の温室効果ガスの削減を図ります。 ○「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜ふん尿の適正処理を推進するとともに、農薬や化学肥料の依存を下げるなど、環境にやさしい農業を推進します。 ○廃棄物の焼却による温室効果ガスの発生を抑制するため、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルを推進します。 ○「フロン回収破壊法」や「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」に基づき、空調機器や家電製品、自動車に使われているフロン類の回収・適正処理を推進します。</p> <p>④ 二酸化炭素の吸収源対策 森林の二酸化炭素吸収源としての機能の充実を図ります。 ○市民、事業者、NPOなどの多様な担い手と連携し、下草刈、間伐等の森林整備を計画的に実施し、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ります。 ○森林機能の重要性に対する認識や森づくりへの参画意識の高揚を図ります。 ○地域材を使用した木造住宅の普及や、公共工事等における地域材利用など、木材資源の有効利用を推進します。 ○地域間伐材を利用した木質ペレットの普及を推進します。 ○屋上緑化や壁面緑化を推進します。</p>
		<p>市民の取り組み</p> <p>○現在のライフスタイルを見直し、「もったいない」の心がけで資源やエネルギーの無駄をなくしたエコライフスタイルへと変えていきます。 ○冷暖房の温度設定や待機電力の削減など、家庭における省エネルギーを実践します。 ○家電製品等の買い換え時には省エネルギー機器を選択し、高効率エネルギーシステムの導入や、住宅の断熱化などにより住宅の省エネルギー化を図ります。 ○住宅への太陽光発電や太陽熱温水器など、新エネルギーの導入を推進します。 ○徒歩や自転車、公共交通機関の積極的な利用、エコドライブ（アイドリングストップや急発進、急加速をしないなど）を実践します。 ○自宅の庭や屋上、バルコニーなどの身近な場所に植樹などを行い、緑化に努めます。</p>

分野別 目標	基本 施策	施策（施策の方向）
（前頁の 続き）	（前頁の 続き）	事業者の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ○事業所におけるエネルギー管理の徹底、省エネルギーを図ります。 ○省エネルギー機器の導入や建物の省エネルギー化、廃熱の有効利用を行います。 ○事業所周辺や屋上などを緑化します。 ○太陽光や風力発電、太陽熱など、新エネルギーを利用します。 ○グリーン購入を推進します。 ○エコドライブや低公害車の導入を推進します。 ○自動車や空調機器等のフロン回収を推進します。
	循環型社会の構築	市の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ① 一般廃棄物対策 家庭や事業所から出る一般廃棄物を減らし、リサイクルや適正処理を徹底します。 ○「富山市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の発生抑制などの対策を推進します。 ○「もったいない」から始めるごみを出さないライフスタイルの普及啓発を行います。 ○市民に対して家庭ごみの分け方・出し方の周知を図り、ごみの分別排出の徹底を促進します。 ○適正処理困難物については、国や関係機関と連携しながら適正処理を進めます。有害物質が含まれる廃棄物について、確実に分別回収するルートを構築します。 ○情報提供や指導などにより、事業系一般廃棄物の減量化を促進します。 ○災害時における廃棄物対策については、東日本大震災を教訓として、適正に処理できる体制を整備します。 ② エコタウン事業の推進 富山市のエコタウン事業を、ハード・ソフト両面で総合的に推進します。 ○エコタウン事業者との環境保全協定に基づき、地域の環境保全を図ります。 ○エコタウン交流推進センターを中心に、エコタウンに関する情報等を発信します。 ○エコタウン交流推進センターを地域の環境保全活動や環境教育の拠点として、活動の充実を図ります。 ③ 不法投棄対策 廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止します。 ○廃棄物の排出事業者に対し、排出者責任と適正処理の徹底を指導します。 ○パトロールや立入調査を行い、不法投棄や不適正処理の未然防止や早期発見に努めます。 <hr/> 市民の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ○3R（リデュース・リユース・リサイクル）により、ごみを減らし、資源を有効に利用します。 ○ごみ出しのルールを守り、正しく分別します。 ○地域での資源集団回収やフリーマーケット、不用品交換などに参加・協力します。 ○調理くずや食べ残しを減らします。 ○ごみの不法投棄や野外焼却はしません。 <hr/> 事業者の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ○長期使用できる製品、リサイクル可能な製品・容器や再生品等の開発・製造・販売を進めます。 ○原材料の調達や事務用品などの物品購入では、グリーン購入を推進します。 ○「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」を遵守します。 ○ごみや古紙などの分別を行い、廃棄物の減量化を図ります。 ○自社廃棄物の発生から処分までの把握、再生原料の利用、リサイクル製品の使用など、廃棄物の減量・循環利用に積極的に取り組みます。 ○廃棄物の不法投棄や野外焼却はしません。

参考：「富山市環境基本計画」平成19年3月 富山市

(3) 将来人口フレームの設定

後期計画における将来人口フレームは、上位計画である総合計画^{*1}に基づくものとし、国勢調査の人口を用いるものとします。予測結果の概要は、表2-5-3に示すとおりです。

^{*1}総合計画の将来人口フレームは、「富山市の将来人口推計概要（平成22年12月） 富山市企画管理部企画調整課資料」に示されていることから、ここではその内容を抜粋した。

表2-5-3. 「富山市の将来人口推計概要（平成22年12月）」に示される予測結果の概要

項目	内 容					
予測結果の概要	<p>本市の総人口は、国勢調査の結果では、2000年の420,804人、2005年の421,239人と、その増加数は徐々に縮小しつつも、着実に増加していましたが、2010年にピークとなり、その後は減少に転じると見込まれます。</p> <p>2005（平成17）年の人口を基準とした人口推計結果は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○富山市の総人口は、2010（平成22）年には421,740人に増加するものの、その後減少に転じ、2045（平成57）年には基準年次（2005年）に比し約99,000人減少し、321,641人になると見込まれます。 ○また、高齢化率は40%を上回ると見込まれます。 ○一般世帯数と施設等の世帯数を合わせた「総世帯数」は、2025（平成37）年に16万6,206世帯でピークとなり、その後減少すると見込まれます。 ○一世帯当たりの人員は、すでに減少しており、その傾向は今後も続き、2045（平成57）年には、2.08人にまで減少すると見込まれます。 					
			実績値	推 計 値		
		単位	平成17 (2005年)	平成22 (2010年)	平成27 (2015年)	平成32 (2020年)
総人口（国勢調査）計	富山地域	人	421,239	421,740	413,119	403,117
	大沢野地域	人	325,347	324,374	316,474	307,505
	大山地域	人	22,631	22,589	22,225	21,694
	八尾地域	人	11,355	10,837	10,178	9,475
	八尾地域	人	21,811	21,023	19,936	18,774
	婦中地域	人	36,448	39,579	41,300	42,985
	山田地域	人	1,962	1,800	1,627	1,458
	細入地域	人	1,685	1,538	1,379	1,226
年齢別人口	0歳～14歳	人	57,655	55,608	50,463	43,651
	15歳～64歳	人	272,969	261,436	244,257	234,421
	65歳以上	人	90,615	104,696	118,399	125,045
総世帯数	世帯	151,727	159,068	162,888	165,552	
世帯人員	人/世帯	2.78	2.65	2.54	2.43	
昼間人口	人	446,588	445,966	436,354	425,133	
就業人口	人	214,634	206,804	197,391	188,902	
産業別就業人口	第1次産業	人	6,622	5,139	4,329	3,677
	第2次産業	人	65,454	61,342	55,907	51,087
	第3次産業	人	142,558	140,323	137,155	134,138

※推計は過去のトレンドに基づくものであり、富山市の政策目標や、今後の施策の効果を見込んだものではない。

※平成17年 年齢別人口実績値は年齢不詳人口を按分している。

※総世帯数とは「一般世帯数（単独世帯・夫婦のみの世帯・夫婦と子から成る世帯・ひとり親と子から成る世帯・その他の一般世帯）」と、「施設等世帯数」、これに「不詳」を合わせた総数である。

※昼間人口とは、「夜間人口」（総人口）に対し、昼間の通勤や通学による人の流出と流入によって人口が増減したものをいう。

※平成17年 産業別就業人口実績値は産業分類不能人口を按分している。

^{注記} 後期計画の計画期間（平成24年度～平成28年度）における各年度の人口見通しは、上記の推計値をもとに、年度間の人口を内挿することにより求めた。

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状と課題

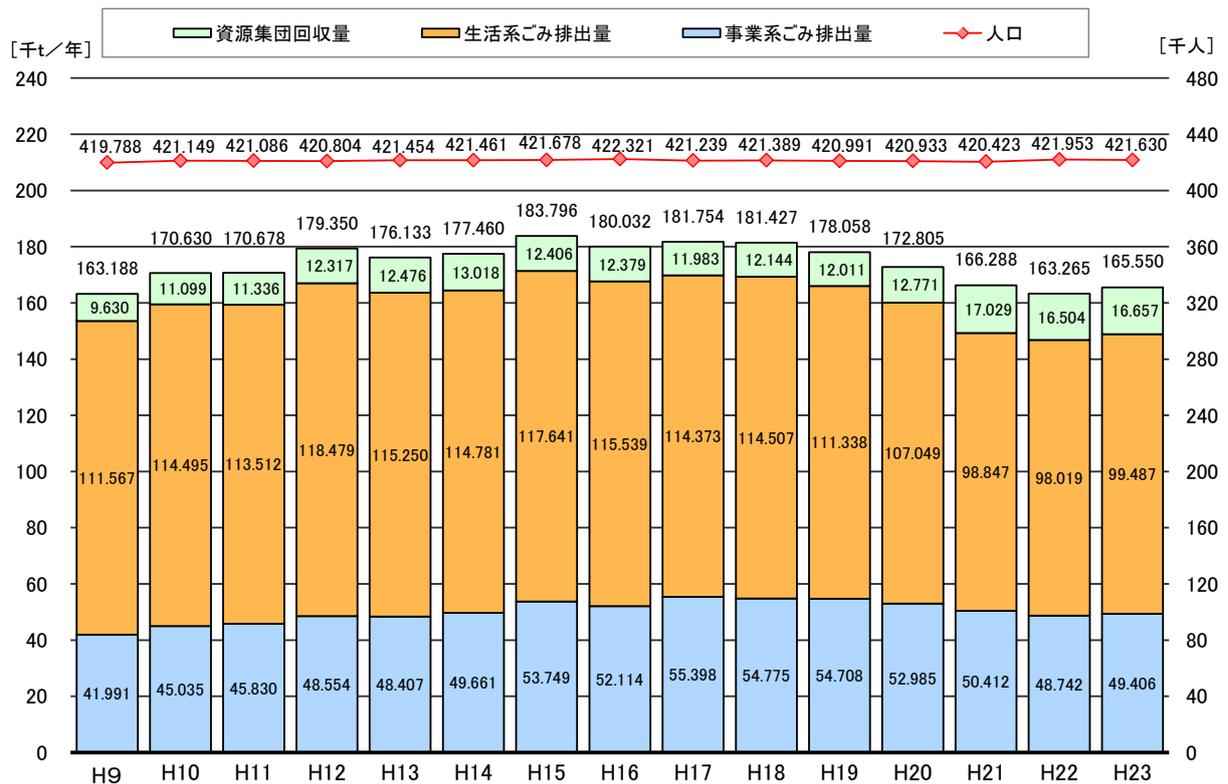
(1) ごみ排出量の推移

① 一般廃棄物の年間排出量(=生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+資源集団回収量)の推移

本市の行政区域内人口は、概ね横ばいで推移しています。

一般廃棄物の年間排出量は、平成15年度まで増加傾向にありましたが、平成16年度以降は減少傾向に転じ、平成15年度から平成23年度までの8年間で約1割減少しています。その内訳(構成割合)の過去15年間推移をみると、生活系ごみ排出量の割合が減少し、事業系ごみ排出量は、量自体は減少傾向にあるものの構成割合は増加しています。資源集団回収量は、紙類の地区回収を導入した平成21年度より増加しています。

平成23年度における一般廃棄物の年間排出量は165,550 tとなっています。その内訳は、資源集団回収量が16,657 t(構成比10.1%)、生活系ごみ排出量が99,487 t(同比60.1%)、事業系ごみ排出量が49,406 t(同比29.8%)となっています。



一般廃棄物の年間排出量の内訳【構成割合】

項目	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
資源集団回収量	5.9%	6.5%	6.6%	6.9%	7.1%	7.3%	6.7%	6.9%	6.6%	6.7%	6.7%	7.4%	10.2%	10.1%	10.1%
生活系ごみ排出量	68.4%	67.1%	66.5%	66.1%	65.4%	64.7%	64.0%	64.2%	62.9%	63.1%	62.5%	61.9%	59.4%	60.0%	60.1%
事業系ごみ排出量	25.7%	26.4%	26.9%	27.1%	27.5%	28.0%	29.2%	28.9%	30.5%	30.2%	30.7%	30.7%	30.3%	29.9%	29.8%

注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。
事業系ごみ排出量には、事業系資源物量を含む。詳細についてはP.28を参照。

図3-1-1. 人口及び一般廃棄物の排出量の推移(年間量)

② 1人1日平均排出量

ア. 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の1人1日平均排出量は、平成17年度まで増減を繰り返しながらも増加傾向にありましたが、平成18年度以降は減少傾向となっています。

平成23年度における一般廃棄物の1人1日平均排出量は1,073 g/人・日となっており、過去15年間(平成9年度比)では、約1%増加しています。

イ. 生活系ごみ排出量

生活系ごみの1人1日平均排出量は、平成12年度まで増加した後は増減を繰り返していましたが、平成19年度以降は減少傾向となっています。

平成23年度における生活系ごみの1人1日平均排出量は645 g/人・日となっており、過去15年間(平成9年度比)では、約11%減少しています。

ウ. 事業系ごみ排出量

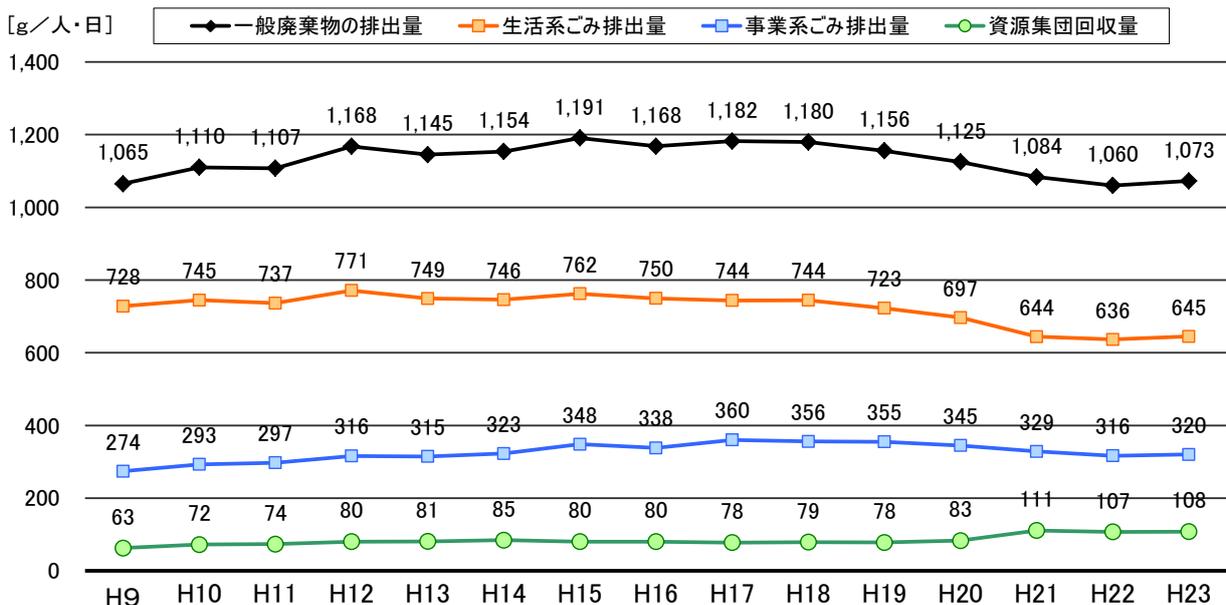
事業系ごみの1人1日平均排出量は、平成17年度まで増加傾向にありましたが、平成18年度以降は減少傾向となっています。

平成23年度における事業系ごみの1人1日平均排出量は320 g/人・日となっており、過去15年間(平成9年度比)では、約18%増加しています。

エ. 資源集団回収量

資源集団回収の1人1日平均回収量は、平成14年度まで増加した後は概ね横ばい傾向にありましたが、紙類の地区回収を導入した平成21年度以降は再び増加しています。

平成23年度における資源集団回収の1人1日平均回収量は108 g/人・日となっており、過去15年間(平成9年度比)では、約70%増加しています。



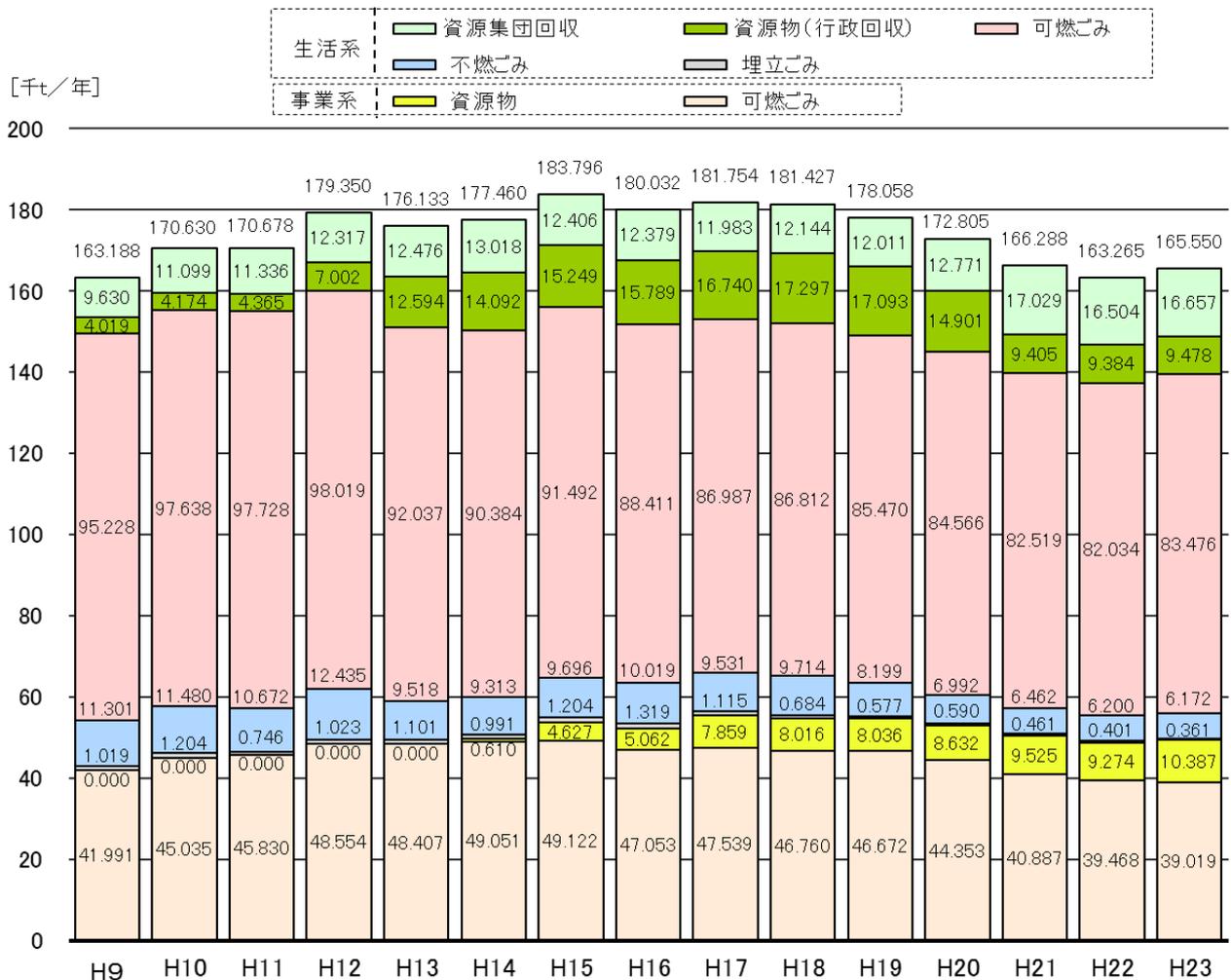
注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。
1人1日平均排出量は、年間排出量を「総人口×365日又は366日」で除した値。

図3-1-2. 1人1日平均排出量の推移

③ ごみ・資源物の内訳

ごみ・資源物の内訳（構成割合）の過去15年間推移をみると、資源集団回収と生活系資源物（行政回収）、事業系資源物は増加傾向にあります。一方、生活系可燃ごみ、生活系不燃ごみ、生活系埋立ごみ、事業系可燃ごみは減少傾向にあります。

平成23年度におけるごみ・資源物の内訳（構成割合）は、資源集団回収が10.1%、生活系資源物（行政回収）が5.7%、生活系可燃ごみが50.4%、生活系不燃ごみが3.7%、生活系埋立ごみが0.2%、事業系資源物が6.3%、事業系可燃ごみが23.6%となっています。



ごみ・資源物の内訳【構成割合】

項目	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
生活系ごみ	74.3%	73.6%	73.1%	72.9%	72.5%	72.0%	70.8%	71.1%	69.5%	69.8%	69.3%	69.3%	69.7%	70.1%	70.2%
資源物	8.4%	9.0%	9.2%	10.8%	14.2%	15.3%	15.0%	15.6%	15.8%	16.2%	16.3%	16.0%	15.9%	15.9%	15.8%
資源集団回収	5.9%	6.5%	6.6%	6.9%	7.1%	7.3%	6.7%	6.9%	6.6%	6.7%	6.7%	7.4%	10.2%	10.1%	10.1%
資源物(行政回収)	2.5%	2.4%	2.6%	3.9%	7.2%	7.9%	8.3%	8.8%	9.2%	9.5%	9.6%	8.6%	5.7%	5.7%	5.7%
可燃ごみ	58.4%	57.2%	57.3%	54.7%	52.3%	50.9%	49.8%	49.1%	47.9%	47.8%	48.0%	48.9%	49.6%	50.2%	50.4%
不燃ごみ	6.9%	6.7%	6.3%	6.9%	5.4%	5.2%	5.3%	5.6%	5.2%	5.4%	4.6%	4.0%	3.9%	3.8%	3.7%
埋立ごみ	0.6%	0.7%	0.4%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%
事業系ごみ	25.7%	26.4%	26.9%	27.1%	27.5%	28.0%	29.2%	28.9%	30.5%	30.2%	30.7%	30.7%	30.3%	29.9%	29.8%
資源物	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	2.5%	2.8%	4.3%	4.4%	4.5%	5.0%	5.7%	5.7%	6.3%
可燃ごみ	25.7%	26.4%	26.9%	27.1%	27.5%	27.6%	26.7%	26.1%	26.2%	25.8%	26.2%	25.7%	24.6%	24.2%	23.6%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-3. ごみ・資源物の内訳推移（年間量）



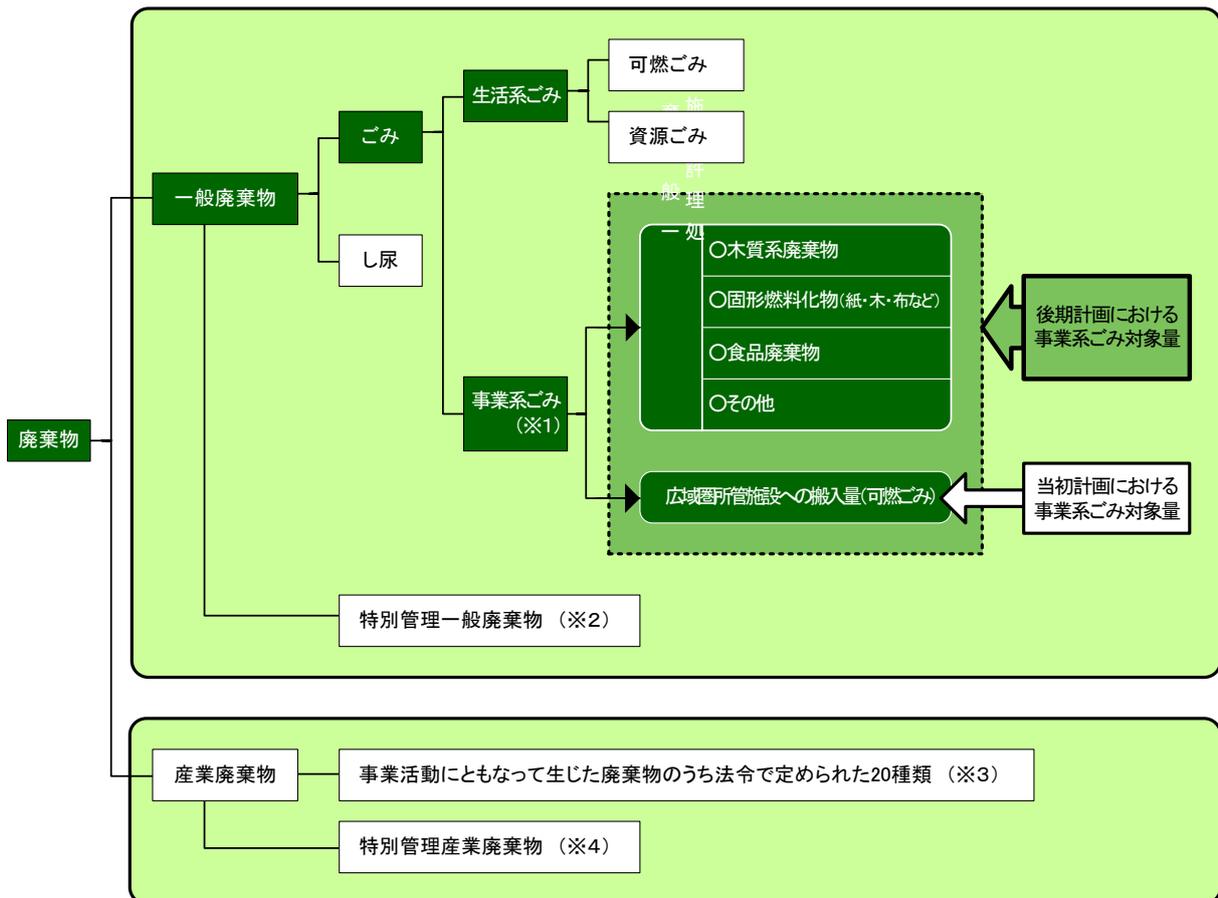
■事業系ごみの取扱いについて

これまで本市の事業系ごみは、広域圏所管の「富山地区広域圏クリーンセンター」で焼却処理されている可燃ごみのみを扱ってきました。

しかしながら、近年、本市内では、民間活力による資源化が進められてきており、これまでは資源化が困難で焼却処理や埋立処分をせざるを得なかったものが、資源物として再生利用できるようになっています。そこで、本市としては、資源化を実施する事業所を積極的に奨励していくことから、事業所における資源化の状況を量的に把握することで、これまで焼却処理や埋立処分してきたごみの削減をより一層推進していくこととしています。

そのため、後期計画では、民間から民間へ流れている資源化量（市内の民間処分業者による処分量）を事業系資源物量として、これまでの事業系ごみに反映することとします。

なお、ごみの分類について整理したものを、以下に示します。



※1: 事業系古紙(有価物)は除く
 ※2: 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
 ※3: 燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋸ざい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの
 ※4: 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
 参考文献:平成22年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

(2) ごみ処理体制の状況

本市では、一般家庭から排出されるごみは、[1]可燃ごみ(①)、及び[2]資源物(②古紙、③紙製容器包装、④プラスチック容器包装、⑤ペットボトル、⑥空き缶、⑦空きびん、不燃ごみ【⑧不燃ごみ、⑨金属資源】、⑩生ごみ)の2種10分別を基本として収集・処理を行っています。

また、会社や商店等の事業活動に伴って排出される事業系ごみは、全て事業者の処理責任としています。このため、行政所管の中間処理施設に搬入する際には、有料による自己搬入または収集運搬許可業者による搬入を認めています。

排出された資源物は、「富山地区広域圏リサイクルセンター」で選別処理するか、民間委託による処理を行っています。可燃ごみは「富山地区広域圏クリーンセンター」で焼却処理しています。また、それぞれの施設から排出された処理残渣物は、「富山市山本一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。

富山市のごみ処理フロー図【事業系資源物を含む】(平成23年度実績)

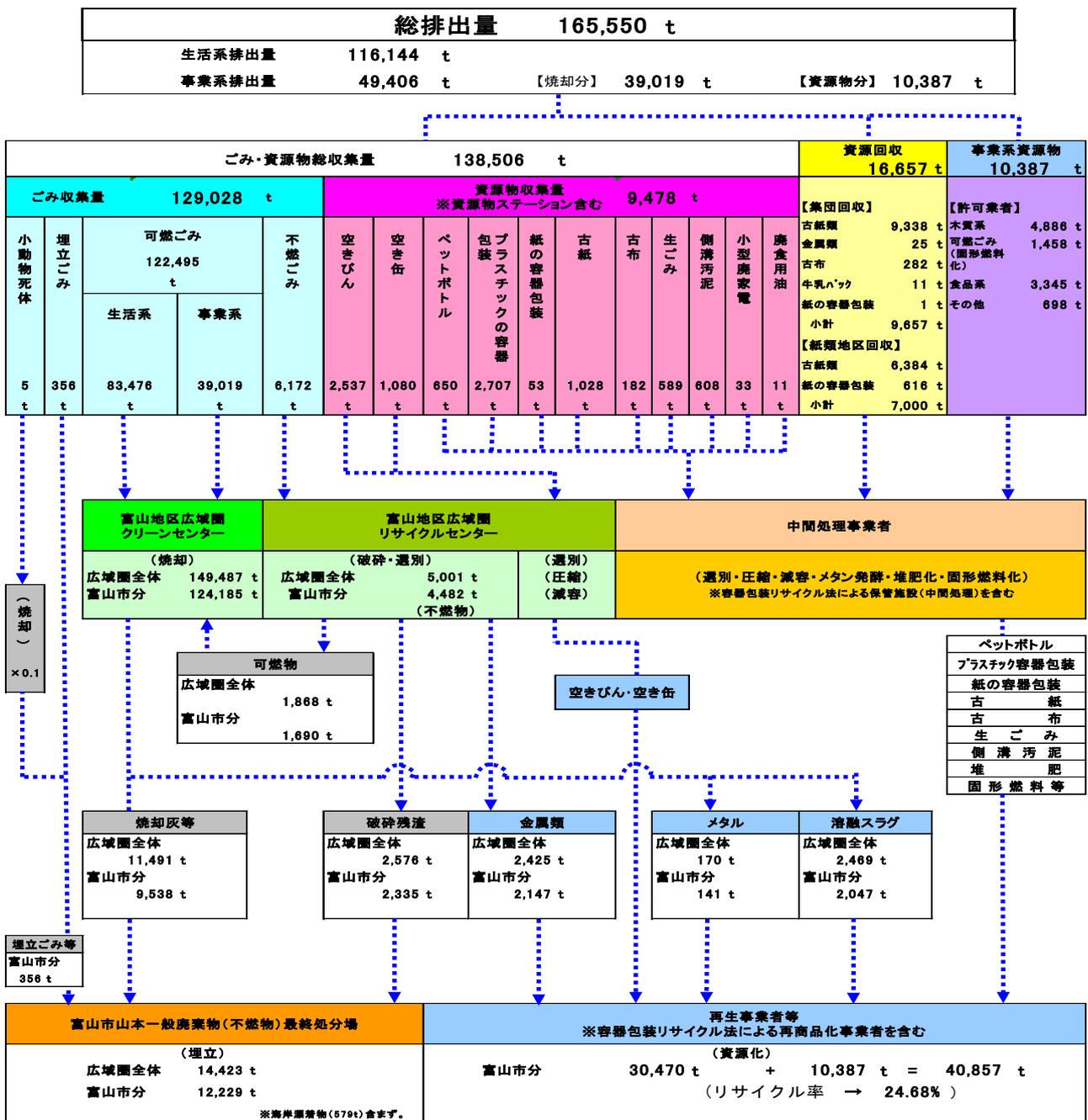


図3-1-4. ごみの流れ(平成23年度)

注記1) 一般廃棄物の排出量=資源集団回収量+ごみ排出量(生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量)
注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

第3章 ごみ処理基本計画
3.1 ごみ処理の現状と課題

表3-1-1. ごみ処理・処分状況 (1/2)

区分	項目	NO.	単位	年																
				平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23		
人口	行政区域内人口 (注1、注2は両数値及びその他の年度の富山県人口移動調査、各年度10月1日現在)	(001)	人	419,788	421,149	421,086	420,804	421,454	421,461	421,678	422,321	421,239	421,389	420,991	420,933	420,423	421,953	421,630		
	計画処理区域内人口	(002)	人	419,788	421,149	421,086	420,804	421,454	421,461	421,678	422,321	421,239	421,389	420,991	420,933	420,423	421,953	421,630		
	自家処理人口	(003)	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計画処理区域内人口	(004)	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ごみ量	①計処理量	(005)	t/年	153,557	159,531	159,341	167,033	163,657	164,442	171,390	167,653	169,770	169,283	166,046	160,034	149,259	146,761	148,893		
	生活系ごみ量 【直置き収集・委託収集・拠点回収】	(007)	t/年	111,567	114,495	113,512	118,479	115,250	114,781	117,641	115,539	114,373	114,507	111,338	107,049	98,847	98,019	99,487		
	資源物	(008)	t/年	4,019	4,174	4,365	7,002	12,594	14,092	15,249	15,789	16,740	17,297	17,093	14,901	9,405	9,384	15,650		
	容器包装廃棄物	(009)	t/年	4,019	4,174	4,292	5,938	8,498	9,097	9,700	9,947	10,154	8,893	8,701	8,166	7,167	7,168	7,027		
紙製容器包装	(010)	t/年	0	0	38	634	1,763	1,969	2,188	2,130	2,210	868	848	663	38	46	53			
段ボール	(011)	t/年	0	0	91	234	890	1,067	1,279	1,250	1,365	-	-	-	-	-	-			
紙製容器包装	(012)	t/年	0	0	29	401	874	903	909	881	845	868	848	663	38	46	53			
プラスチック製容器包装	(013)	t/年	29	125	270	970	2,190	2,689	3,109	3,528	3,844	4,008	3,960	3,780	3,472	3,465	3,357			
ペットボトル	(014)	t/年	29	125	236	382	518	597	634	693	713	724	724	696	665	688	650			
プラスチック製容器包装	(015)	t/年	0	0	34	588	1,672	2,092	2,475	2,835	3,131	3,284	3,237	3,084	2,807	2,777	2,707			
金属缶(空き缶)	(016)	t/年	1,398	1,335	1,247	1,303	1,301	1,362	1,365	1,294	1,259	1,210	1,190	1,122	1,119	1,081	1,080			
ガラスびん(空きびん)	(017)	t/年	2,592	2,714	2,737	3,031	3,243	3,077	3,038	2,995	2,840	2,807	2,702	2,601	2,537	2,576	2,537			
容器包装廃棄物以外の資源物	(018)	t/年	0	0	73	1,064	4,096	4,995	5,550	5,843	6,586	8,404	8,392	6,735	2,239	2,216	8,623			
古紙(新聞紙・雑誌)	(019)	t/年	0	0	71	1,050	4,091	4,995	5,550	5,843	6,586	7,693	7,410	5,513	809	780	1,028			
古布類(繊維類)	(020)	t/年	0	0	21	15	61	0	0	0	0	261	80	125	153	180	182			
生ごみ	(021)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	271	350	481	528	589			
側溝汚泥	(022)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	605	631	671	719	648	608			
可燃ごみ(固形燃料化)	(023)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	761	66	64	0			
小型廃家電	(024)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	33			
廃食用油	(025)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	11	11			
不燃ごみ・金属資源	(026)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,172			
可燃ごみ	(027)	t/年	95,228	97,638	97,728	98,019	92,037	90,384	91,492	88,411	86,987	86,812	85,470	84,566	82,519	82,034	83,476			
不燃ごみ	(028)	t/年	11,301	11,480	10,672	12,435	9,518	9,313	9,696	10,019	9,531	9,714	8,199	6,992	6,462	6,200	0			
埋立ごみ①(富山市山本一級廃棄物最終処分場の搬入分)	(029)	t/年	200	217	44	195	271	215	470	534	321	679	572	585	456	396	356			
埋立ごみ②(旧婦中町吉谷埋立場への搬入分)	(030)	t/年	49	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
埋立ごみ③(旧大沢野町松野不燃物埋立場への搬入分)	(031)	t/年	40	40	10	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
側溝汚泥	(032)	t/年	727	862	689	770	827	773	731	782	789	-	-	-	-	-	-			
小動物の死体	(033)	t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5			
事業系ごみ量 【許可収集・自己搬入】	(034)	t/年	41,991	45,035	45,830	48,554	48,407	49,661	53,749	52,114	55,398	54,775	54,708	52,985	50,412	48,742	49,406			
可燃ごみ	(035)	t/年	41,991	45,035	45,830	48,554	48,407	49,051	49,122	47,053	47,539	46,760	46,672	44,353	40,887	39,468	39,019			
事業系資源物	(036)	t/年	0	0	0	0	0	610	4,627	5,062	7,859	8,016	8,036	8,632	9,525	9,274	10,387			
木質系廃棄物	(037)	t/年	0	0	0	0	0	610	2,415	2,674	3,482	3,546	3,971	4,836	4,617	4,194	4,886			
固形燃料化物	(038)	t/年	0	0	0	0	0	212	388	649	1,126	1,357	1,345	1,602	1,772	1,458				
食品系廃棄物	(039)	t/年	0	0	0	0	0	2,000	2,000	3,727	3,341	2,530	2,446	3,295	3,303	3,345				
その他	(040)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21	178	51	11	51	698			
②直接資源化量【中間処理施設を経ずに直接、民間中間処理業者等に搬入されるもの】	(041)	t/年	29	125	381	2,668	8,050	10,263	15,473	16,563	20,500	21,296	21,236	19,811	15,274	15,001	16,248			
資源物	(042)	t/年	29	125	381	2,668	8,050	10,263	15,473	16,563	20,500	21,296	21,236	19,811	15,274	15,001	16,248			
生活系ごみ	(043)	t/年	29	125	381	2,668	8,050	9,653	10,846	11,501	12,641	13,280	13,200	11,178	5,749	5,727	5,861			
段ボール	(044)	t/年	0	0	9	234	890	1,067	1,279	1,250	1,365	-	-	-	-	-	-			
紙製容器包装	(045)	t/年	0	0	29	401	874	903	909	881	845	868	848	663	38	46	53			
ペットボトル	(046)	t/年	29	125	236	382	518	597	634	693	713	724	724	696	665	688	650			
プラスチック製容器包装	(047)	t/年	0	0	34	588	1,672	2,092	2,475	2,835	3,131	3,284	3,237	3,084	2,807	2,777	2,707			
古紙(新聞紙・雑誌)	(048)	t/年	0	0	71	1,050	4,091	4,995	5,550	5,843	6,586	7,693	7,410	5,513	809	780	1,028			
古布類(繊維類)	(049)	t/年	0	0	21	15	61	0	0	0	0	261	80	125	153	180	182			
生ごみ	(050)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	271	350	481	528	589			
側溝汚泥	(051)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	605	631	671	719	648	608			
可燃ごみ(固形燃料化)	(052)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	66	64	0			
小型廃家電	(053)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	33			
廃食用油	(054)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	11			
事業系ごみ	(055)	t/年	0	0	0	0	0	610	4,627	5,062	7,859	8,016	8,036	8,632	9,525	9,274	10,387			
木質系廃棄物	(056)	t/年	0	0	0	0	0	610	2,415	2,674	3,482	3,546	3,971	4,836	4,617	4,194	4,886			
固形燃料化物	(057)	t/年	0	0	0	0	0	212	388	649	1,126	1,357	1,345	1,602	1,772	1,458				
食品系廃棄物	(058)	t/年	0	0	0	0	0	2,000	2,000	3,727	3,341	2,530	2,446	3,295	3,303	3,345				
その他	(059)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21	178	51	11	51	698			
③中間処理量【=市所管施設への搬入量】	(060)	t/年	152,509	158,202	158,214	163,342	154,507	153,188	154,713	149,771	148,156	147,303	144,233	139,634	133,524	131,359	132,284			
富山地区広域圏リサイクルセンター (焼却処理、平成15年4月より新設の業務開始)	(061)	t/年	139,578	145,039	145,818	149,520	142,677	141,685	143,248	138,294	137,430	136,578	134,750	131,221	125,215	123,256	124,185			
中間処理物 生活系可燃ごみ	(062)	t/年	95,228	97,638	97,728	98,019	92,037	90,384	91,492	88,411	86,987	86,812	85,470	84,566	82,519	82,034	83,476			
事業系可燃ごみ	(063)	t/年	41,991	45,035	45,830	48,554	48,407	49,051	49,122	47,053	47,539	46,760	46,672	44,353	40,887	39,468	39,019			
リサイクルセンターからの可燃性残物	(064)	t/年	2,360	2,366	2,260	2,947	2,231	2,249	2,633	2,830	2,904	3,006	2,608	2,302	1,809	1,754	1,690			
富山地区広域圏リサイクルセンター (焼却・選別、分別、選別処理)	(065)	t/年	15,291	15,528	14,656	16,769	14,063	13,753	14,099	14,308	13,630	13,731	12,091	10,715	10,118	9,857	9,789			
中間処理物 燃大ごみ処理施設/不燃ごみの焼却・選別処理(平成17年4月より新設の業務開始)	(066)	t/年	11,301	11,480	10,672	12,435	9,518	9,313	9,696	10,019	9,531	9,714	8,199	6,992	6,462	6,200	6,172			
リサイクル施設①/分別処理 (平成8年4月より供用開始)	(067)	t/年	1,398	1,335	1,247	1,303	1,301	1,362	1,365	1,294	1,259	1,210	1,190	1,122	1,119	1,081	1,080			
リサイクル施設②/選別処理 (平成8年4月より供用開始)	(068)	t/年	2,592	2,714</																

第3章 ごみ処理基本計画
3.1 ごみ処理の現状と課題

(2/2)

区分	項目	NO.	単位	実績																			
				平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23					
ごみ量 【内訳】	⑤処理後再生利用量	(070)	t	8,605	8,729	8,133	9,227	8,253	7,895	8,268	8,269	8,514	9,318	9,506	8,973	8,788	8,587	7,952					
	生活系	(071)	t	8,605	8,729	8,133	9,227	8,253	7,895	8,139	8,128	8,058	8,687	8,523	7,921	7,813	7,673	7,265					
	富山地区広域圏クリーンセンター	(072)	t	0	0	0	0	0	0	248	274	862	1,211	1,855	2,061	2,011	1,939	1,501					
	富山地区広域圏リサイクルセンター	(073)	t	8,605	8,729	8,133	9,227	8,253	7,895	7,890	7,854	7,196	7,476	6,668	5,860	5,802	5,734	5,764					
	事業系	(074)	t	0	0	0	0	0	0	130	141	456	631	983	1,052	975	913	687					
	富山地区広域圏クリーンセンター	(075)	t	0	0	0	0	0	0	130	141	456	631	983	1,052	975	913	687					
	富山地区広域圏クリーンセンター （焼却処理、平成15年4月より新設の業務開始）	(076)	t	0	0	0	0	0	0	378	415	1,318	1,842	2,838	3,113	2,985	2,852	2,188					
	メタル	(077)	t	0	0	0	0	0	0	371	272	197	134	157	179	158	96	141					
	スラグ	(078)	t	0	0	0	0	0	0	7	143	1,121	1,708	2,680	2,934	2,827	2,756	2,047					
	富山地区広域圏リサイクルセンター	(079)	t	8,605	8,729	8,133	9,227	8,253	7,895	7,890	7,854	7,196	7,476	6,668	5,860	5,802	5,734	5,764					
	粗大ごみ処理施設/不燃ごみの破砕・選別処理 （平成17年4月より新設の業務開始）	(080)	t	4,615	4,680	4,149	4,893	3,708	3,455	3,488	3,565	3,097	3,459	2,776	2,137	2,146	2,071	2,147					
	磁性金属	(081)	t	4,347	4,361	3,870	4,607	3,431	3,193	3,212	3,258	2,770	3,107	2,538	1,963	1,915	1,878	1,936					
	非鉄金属類(アルミ)	(082)	t	268	315	270	286	277	263	275	307	327	353	238	174	231	200	211					
	リサイクル施設①/各分別処理 （平成8年4月より供用開始）	(083)	t	1,398	1,335	1,247	1,303	1,301	1,362	1,365	1,294	1,259	1,210	1,190	1,122	1,119	1,081	1,080					
	スチール缶	(084)	t	1,029	915	837	829	774	746	718	641	601	577	558	511	500	470	459					
	アルミ缶	(085)	t	369	420	409	474	527	617	647	653	658	633	632	611	619	611	621					
	リサイクル施設②/選別処理 （平成8年4月より供用開始）	(086)	t	2,592	2,714	2,737	3,031	3,243	3,077	3,038	2,995	2,840	2,807	2,702	2,601	2,537	2,576	2,537					
	カレット/無色透明びん	(087)	t	1,032	1,049	1,055	1,244	1,394	1,327	1,319	1,322	1,227	1,221	1,166	1,106	1,096	1,092	1,077					
	カレット/茶色びん	(088)	t	1,166	1,186	1,202	1,323	1,380	1,298	1,272	1,255	1,169	1,161	1,118	1,102	1,063	1,090	1,081					
	カレット/その他色雑びん	(089)	t	394	480	481	464	469	452	446	418	445	425	418	392	378	394	379					
	⑥処理後最終処分量	(090)	t	21,197	22,000	21,199	21,201	19,160	17,484	17,442	17,159	16,011	15,932	15,055	12,346	13,066	13,275	11,873					
	生活系	(091)	t	16,122	16,546	15,876	15,809	13,873	12,681	12,686	12,554	11,694	11,589	10,815	9,036	9,618	9,783	8,876					
	富山地区広域圏クリーンセンター	(092)	t	11,796	12,112	11,613	11,214	10,296	9,072	9,112	8,930	8,164	8,340	8,000	6,483	7,111	7,414	6,541					
	富山地区広域圏リサイクルセンター	(093)	t	4,326	4,433	4,263	4,595	3,577	3,609	3,575	3,624	3,530	3,249	2,815	2,553	2,507	2,369	2,335					
	事業系	(094)	t	5,076	5,455	5,323	5,393	5,287	4,804	4,755	4,605	4,317	4,342	4,239	3,310	3,448	3,492	2,997					
	富山地区広域圏クリーンセンター	(095)	t	5,076	5,455	5,323	5,393	5,287	4,804	4,755	4,605	4,317	4,342	4,239	3,310	3,448	3,492	2,997					
	富山市山本一般廃棄物(不燃物)最終処分場 （昭和81年5月より供用開始）	(096)	t	21,197	22,000	21,199	21,201	19,160	17,484	17,442	17,159	16,011	15,932	15,055	12,346	13,066	13,275	11,873					
	富山地区広域圏リサイクルセンター	(097)	t	16,872	17,567	16,936	16,606	15,584	13,875	13,867	13,535	12,481	12,683	12,240	9,793	10,559	10,906	9,538					
	繊維灰(焼却灰) 【H13までは旧焼却施設分の焼却残渣物】	(098)	t	16,872	17,567	16,936	16,606	15,584	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*					
	スラグ(再利用できないもの)	(099)	t	0	0	0	0	0	1,664	5,786	4,208	2,672	12,683	12,240	9,793	12,919	151	90					
	不燃物 【H15～H17は繊維灰を含む。】	(100)	t	0	0	0	0	0	1,375	4,763	5,325	6,639	*	*	*	*	*	6,615					
	反応物(薬液灰処理物+溶融灰処理物) 【H14は繊維灰を含む。】	(101)	t	0	0	0	0	0	10,837	3,318	4,002	3,170	*	*	*	*	*	2,833					
	富山地区広域圏リサイクルセンター	(102)	t	4,326	4,433	4,263	4,595	3,577	3,609	3,575	3,624	3,530	3,249	2,815	2,553	2,507	2,369	2,335					
	不燃性残渣物	(103)	t	4,326	4,433	4,263	4,595	3,577	3,609	3,575	3,624	3,530	3,249	2,815	2,553	2,507	2,369	2,335					
	⑦減量化量	(104)	t	122,707	127,473	128,882	132,914	127,093	127,810	129,003	124,343	123,631	122,053	119,673	118,315	111,671	109,497	112,459					
	⑧直接最終処分量	(105)	t	1,016	1,201	743	1,020	1,098	988	1,201	1,316	1,110	680	573	590	461	401	356					
	生活系ごみ	(106)	t	1,016	1,201	743	1,020	1,098	988	1,201	1,316	1,110	680	573	590	461	401	356					
	富山市山本一般廃棄物(不燃物)最終処分場 （昭和81年5月より供用開始）	(107)	t	927	1,079	733	965	1,098	988	1,201	1,316	1,110	680	573	590	461	401	356					
	埋立ごみ	(108)	t	200	217	44	195	271	215	470	534	321	679	572	585	456	396	355					
	倒壊汚泥	(109)	t	727	862	689	770	827	773	731	782	789	-	-	-	-	-	-					
小動物の死体 （民間中間処理業者で焼却処分後に埋立処分へ）	(110)	t	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	5	5	5	1						
旧跡中町古谷埋立場 （施設への受入はH10まで終了）	(111)	t	49	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
旧大沢野町松野不燃物埋立場 （施設への受入はH12まで終了）	(112)	t	40	40	10	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
⑨自家処理量	(113)	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
(2) 集団回収量	(114)	t	9,630	11,099	11,336	12,317	12,476	13,018	12,406	12,379	11,983	12,144	12,011	12,771	17,029	16,504	16,657						
古紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック) （民間中間処理業者へ引き渡し）	(115)	t	9,455	10,893	11,125	12,141	12,436	12,973	12,377	12,345	11,955	11,976	11,739	12,273	16,009	15,543	15,733						
金属類(アルミ缶、スチール缶) （民間中間処理業者へ引き渡し）	(116)	t	20	19	24	22	14	27	15	18	20	18	19	23	25	26	25						
古布(繊維類) （H18から段階的にエコタウンの再生事業へ引き渡し）	(117)	t	155	187	188	154	18	11	9	17	8	150	253	298	274	282	282						
その他(プラスチック容器・紙容器) （民間中間処理業者へ引き渡し）	(118)	t	0	0	0	0	8	7	6	0	0	0	0	177	721	653	617						
(3) 総資源化量	(119)	t	18,264	19,953	19,851	24,212	28,778	31,175	36,147	37,211	40,997	42,758	42,753	41,555	41,090	40,091	40,867						
生活系	(120)	t	18,264	19,953	19,851	24,212	28,778	30,565	31,391	32,008	32,682	34,112	33,734	31,870	30,590	29,904	29,783						
集団回収量	(121)	t	9,630	11,099	11,336	12,317	12,476	13,018	12,406	12,379	11,983	12,144	12,011	12,771	17,029	16,504	16,657						
直接資源化量	(122)	t	29	125	381	2,668	8,050	9,653	10,846	11,501	12,641	13,280	13,200	11,178	5,749	5,727	5,861						
処理後再生利用量	(123)	t	8,605	8,729	8,133	9,227	8,253	7,895	8,139	8,128	8,058	8,687	8,523	7,921	7,813	7,673	7,265						
事業系	(124)	t	0	0	0	0	0	610	4,756	5,203	8,315	8,646	9,019	9,684	10,500	10,187	11,074						
直接資源化量	(125)	t	0	0	0	0	0	610	4,627	5,062	7,859	8,016	8,036	8,632	9,525	9,274	10,387						
処理後再生利用量	(126)	t	0	0	0	0	0	130	141	456	631	983	1,052	975	913	687							
集団回収量	(127)	t	9,630	11,099	11,336	12,317	12,476	13,018	12,406	12,379	11,983	12,144	12,011	12,771	17,029	16,504	16,657						
直接資源化量	(128)	t	29	125	381	2,668	8,050	10,263	15,473	16,563	20,500	21,296	21,236	19,811	15,274	15,001	16,248						
処理後再生利用量	(129)	t	8,605	8,729	8,133	9,227	8,253	7,895	8,268	8,269	8,514	9,318	9,506	8,973	8,788	8,587	7,952						
(4) 総最終処分量	(130)	t	22,214	23,202	21,942	22,221	20,259	18,472	18,643	18,475	17,121	16,611	15,627	12,936	13,527	13,767	12,229						
生活系	(131)	t	17,138	17,747	16,619	16,829	14,972	13,669	13,888	13,870	12,804	12,669	11,388	9,626	10,170	10,184	9,232						
直接最終処分量【直接埋立物】	(132)	t	1,016	1,201	743	1,020	1,098	988	1,201	1,316	1,110	680	573	590	461	401	356						
処理後最終処分量【処理後埋立物】	(133)	t	16,122	16,546	15,876	15,809	13,873	12,681	12,686	12,554	11,694	11,589	10,815	9,036	9,618	9,783	8,876						
事業系	(134)	t	5,076	5,455	5,323	5,393	5,287	4,804	4,755	4,605	4,317	4,342	4,239	3,310	3,448	3,492	2,997						
処理後最終処分量【処理後埋立物】	(135)	t	5,076	5,455	5,323	5,393	5,287	4,804	4,755	4,605	4,317	4,342	4,239	3,310	3,448	3,492	2,997						
直接最終処分量【直接埋立物】	(136)	t	1,016	1,201	743	1,020	1,098	988	1,201	1,													

(2/2)

項 目	取 り 組 み 内 容
プラスチック製容器包装分別回収事業	(1) 収集回数：月4回 (2) 回収方法：集積場で透明又は半透明の袋に入れて排出された「その他プラスチック製容器包装廃棄物（ペットボトル以外）」を分別回収する。 (3) 実施時期：平成17年7月全市実施 (4) 平成23年度回収実績：2,707 t
紙製容器包装・古紙分別回収事業	(1) 対象地区等：八尾地域の一部（4地区） (2) 収集回数：ステーション回収は月1回 (3) 回収方法：集積場等で、その他紙製容器包装、新聞、雑誌、段ボール等を分別回収する。 (4) 平成23年度回収実績：その他紙 53 t、古紙 1,028 t
ディスポーザー排水処理システム設置補助事業	(1) 補助事業：生ごみ処理ディスポーザー排水処理システムの設置について必要な補助を行い、市民による生ごみの自家処理を推進し、ごみ減量の意識高揚を図る。 (2) 補助内容：住居1戸につき20,000円 (3) 平成23年度補助実績：0円
生ごみリサイクル事業	(1) 事業概要：脱焼却・脱埋立てによる循環型まちづくりを目指し、「燃やせるごみ」の中から「生ごみ」だけを分別して排出してもらいバイオガス化技術によりメタンガスを発生させ電気エネルギーに変える。 (2) 対象地区等：平成18年5月から五番町地区、平成19年6月から清水町地区、水橋中部地区、平成20年8月から星井町地区、水橋東部地区、平成21年7月から総曲輪地区、八人町地区、平成22年7月から愛宕地区、安野屋地区、平成23年9月から西田地方地区で実施。 (3) 平成23年度回収実績：589 t
可燃ごみ固形燃料化事業	(1) 事業概要：資源集団回収により回収された古布等を固形燃料にリサイクルする。 (2) 平成23年度回収実績：282 t ※平成22年度までは、戸別有料収集で回収した「燃やせるごみ」を固形燃料化する事業を実施してきたが、安定した回収量が見込める資源集団回収の古布のリサイクルを実施する。
廃棄物減量等推進審議会事業	(1) 目的：ごみ減量化と再利用を推進するため、市民、事業者及び行政が一体となって、その対策を調査研究し、審議することを目的とする。 (2) 組織：委員は20人以内で学識経験者、地域住民の代表者、関係団体の代表者等で構成される。 (3) 任期：2年
資源物ステーション運営事業	(1) 概要：資源となる廃棄物（資源物）を排出しやすい環境づくりとして、土曜・日曜及び祝日・休日に資源物ステーションを開設し、資源物の受け入れを実施する。 (2) 開設場所：市内8カ所 ・環境センター（富山市栗山637） ・岩瀬環境事務所（富山市岩瀬池田町71-1） ・婦中環境事務所（富山市婦中町富川1） ・山室地区センター南側駐車場内（富山市中市二丁目22-2） ・富山市ファミリーパーク第2駐車場内（富山市古沢241-1） ・八尾総合行政センター駐車場北側（富山市八尾町福島151） ・水橋中部地区センター駐車場北側（富山市水橋館町312-1） ・大庄地区コミュニティセンター駐車場南側（富山市田島97-1） (3) 開設日時：土曜・日曜・祝日・休日の午前9時から午後3時まで (4) 対象品目：空き缶、空きびん、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、その他紙製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、布類、小型廃家電（10品目） (5) 平成23年度持ち込み実績：1,457 t（内小型廃家電：33 t）

(4) 収集・運搬の状況

① 分別収集の概要

本市では、可燃ごみ及び資源物の分別収集を実施しています。

資源物のうち、空きびんの色別回収は平成7年8月にモデル地区で開始し、空き缶の分別回収は平成7年10月にモデル地区で開始しました。また、容器包装リサイクル法の施行に伴い、ペットボトルは平成9年10月からスーパー等の協力店による拠点回収としました。さらに、紙製容器包装・プラスチック製容器包装・古紙の分別回収は平成11年10月からモデル地区で実施し、町内単位毎で説明会を開催しながら、平成13年10月には全市で分別収集を開始しました。その後、側溝汚泥の資源化事業（平成18年4月）、一部実施地区における生ごみの資源化事業（平成18年5月）、固形燃料化事業※¹（平成20年度）、資源物ステーションでの小型廃家電回収モデル事業（平成22年度）、地区センターにて廃食用油の回収（平成21年度）といった資源化事業に伴った分別収集を順次実施してきています。また、平成23年度からは、不燃ごみを資源物（不燃ごみ・金属資源）として位置づけ、現在に至っています。

なお、指定ごみ袋制度は、平成8年4月から実施しています。

※¹平成22年度までは「戸別有料収集で回収した可燃ごみ」を対象、平成23年度以降は「資源集団回収の古布」を対象としている。

② 収集・運搬システムの概要

表3-1-3. 収集・運搬システムの概要【生活系ごみ】 [平成23年4月時点]

項 目	収集主体	収集回数	収集方法 (H22実績)	処理・処分方法			
収集するもの	可 燃 ご み	直営・委託	週2回	ステーション方式	6,137ヶ所	富山地区広域圏クリーンセンターにて焼却処理	
	資 源 物	不燃ごみ・金属資源	直営・委託	月2回	ステーション方式	4,570ヶ所	富山地区広域圏リサイクルセンターにて破砕・選別・資源化处理
		金属缶（空き缶）	直営・委託	月2回	ステーション方式	3,751ヶ所	富山地区広域圏リサイクルセンターにて選別・資源化处理
		ガラスびん(空きびん)	委 託	月2回	ステーション方式	3,776ヶ所	富山地区広域圏リサイクルセンターにて選別・資源化处理
		ペットボトル	委 託	月1～4回 ・随時	拠点(スーパー等) ステーション方式	188ヶ所 740ヶ所	民間処理業者への委託による資源化
		プラスチック製容器包装	委 託	月 4 回	ステーション方式	3,943ヶ所	民間処理業者への委託による資源化
		紙製容器包装	一部地域のみ (委託)	月 1 回	ステーション方式	58ヶ所	民間処理業者への委託による資源化
		古 紙 (新聞・雑誌・段ボール)	一部地域のみ (委託)	月 1 回	ステーション方式	58ヶ所	民間処理業者への委託による資源化
		生 ご み (実施地区のみ)	直営・委託	週2回	ステーション方式	504ヶ所	富山市エコタウンの民間施設にて資源化
		側 溝 汚 泥	委 託	随時	委託業者 による収集	—	民間処理業者への委託による資源化
		廃 食 用 油	直 営	随時	拠点回収方式	—	民間処理業者への委託による資源化
	埋 立 ご み	一部委託	随時	委託業者 による収集他	—	山本最終一般廃棄物最終処分場にて埋立処分	
	小 動 物 死 体 (ペットは収集不可)	委 託	随時	委託業者 による収集	—	民間業者で焼却後に、山本一般廃棄物最終処分場で埋立処分	
拠点回収できるもの (資源物ステーション)	直 営	土・日・祝・休日	市民による持込	8ヶ所	富山地区広域圏リサイクルセンターまたは民間処理業者による資源化		
資源集団回収できるもの 紙類地区回収できるもの	資源回収業者	随時	地 域 資 源 回 収 場 所	—	民間処理業者による資源化		

表3-1-4. 収集・運搬に係る直営人員・車両体制【生活系ごみ】 [平成23年4月時点]

項 目	人 員		台 数	
	月～金曜日の計	日平均	月～金曜日の計	日平均
可燃ごみ	633 人	126.6 人	211 台	43 台
不燃ごみ				
資源物（空き缶）				
粗大ごみ、廃棄自転車	18 人	3.6 人	6 台	1 台
不法投棄、処理困難物、地域美化	25 人	5.0 人	10 台	2 台
戸別有料収集	40 人	8.0 人	20 台	4 台
連絡巡回・施設管理	25 人	5.0 人	0 台	0 台
業務の調整・集約、申請受付、啓発・指導	14 人	2.8 人	0 台	0 台
車両整備、機械管理	9 人	1.8 人	0 台	0 台
計	764 人	152.8 人	247 台	50 台

表3-1-5. 収集・運搬システムの概要【事業系ごみ】 [平成23年4月時点]

項 目		収集主体	収集回数	処理・処分方法
可 燃 ご み		許可・自己搬入	随時	富山地区広域圏クリーンセンターにて焼却処理
資源物	木 く ず	委託・許可・ 自 己 搬 入	随時	許可処理施設（民間施設）又は地域資源活用促進施設にて資源化
	紙 く ず			
	生 ご み			
	野菜残渣、刈草			
	きのこ廃菌床			
	もみがら			

表3-1-6. 許可業者収集の概要【事業系ごみ】 [平成22年度末時点]

項 目	業 者 数	車 両 台 数	収集処理実績
平成22年度	131 件	634 台	52,633 t

(5) 処理・処分の状況

① 行政施設

表3-1-7. 中間処理施設

施設名称	富山地区広域圏クリーンセンター	
	ごみ焼却施設	ストックヤード
施設所管	富山地区広域圏事務組合	
処理対象市町村	富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村	
所在地	中新川郡立山町末三賀103番地3	
着工・竣工年月日	着工：平成11年6月、竣工：平成15年3月	着工：平成17年3月、竣工：平成18年11月
一般廃棄物の種類	可燃ごみ	スラグ
公称処理能力	810 t / 24 h (270 t / 24h × 3基)	500m ³ × 3区画
施設の内容	型式：タクマ連続式ストーカ炉 ・煙突、除塵設備、トラックスケール、ごみピット、灰ピット、助燃装置、排水処理設備 ・余熱利用設備：多目的温水利用施設、発電[常願寺ハイツ(プール)] ・付帯設備：発電設備 [20,000kw] ・灰溶融施設：70 t / 24 h × 2基	・トラックスケール
施設名称	富山地区広域圏リサイクルセンター	
	粗大ごみ処理施設	廃棄物再生利用施設
施設所管	富山地区広域圏事務組合	
処理対象市町村	富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村	
所在地	富山市辰尾170-1	
着工・竣工年月日	着工：平成15年3月、竣工：平成17年3月	着工：平成6年12月、竣工：平成7年12月
一般廃棄物の種類	不燃ごみ	金属資源、空き缶、空きびん
公称処理能力	70 t / 5 h	41.3 t / 5 h
施設の内容	[破碎設備] 型式：2軸せん断式、回転式破碎機 ・圧縮機、破碎機、振動選別機、電磁選別機、騒音防止設備、粉じん防止設備、トラックスケール、ごみピット	[缶分類施設] アルミ選別機付搬送コンベヤ、選別機、缶プレス機 [びん分別施設] 選別コンベヤ、ストックヤード [大型金属類資源化施設] 油圧式二軸回転せん断型破碎機 [リサイクルプラザ] 展示販売場、リフォーム室、リサイクル情報コーナー、リサイクル活動室
項目	廃棄物運搬中継・中間処理施設	事業系廃棄物中間処理施設
施設名称	富山市環境センター北部中継場	富山市八尾地域資源活用促進施設
施設所管	富山市	富山市
処理対象市町村	富山市	富山市
所在地	富山市岩瀬池田町71番地1	富山市八尾町三田樽尾5番18号
着工・竣工年月日	着工：平成2年7月、竣工：平成3年11月	着工：平成16年10月、竣工：平成17年3月
一般廃棄物の種類	可燃ごみ	食品残渣、刈草、きのこ廃菌床、剪定枝葉、もみがら
型式	圧縮設備 (コンパクトコンテナ方式)	高速発酵堆肥化方式
公称処理能力	135 t / 日	27 t / 日

出典：「広域圏事業概要 平成23年度 富山地区広域圏事務組合」、「富山県の廃棄物 平成22年11月 富山県生活環境文化政策課」

表3-1-8. 最終処分場

施設名称	富山市 山本一般廃棄物（不燃物）最終処分場
施設所管	富山市
処理対象市町村	富山市、富山地区広域圏事務組合
所在地	富山市山本字水木谷19
着工・竣工年月日	着工：昭和58年9月、竣工：昭和60年3月
一般廃棄物の種類	直接埋立ごみ、富山地区広域圏クリーンセンター及びリサイクルセンターからの処理残渣物
埋立方法	サンドイッチ方式準好気性埋立
公称処理能力	555,000 m ³
埋立開始年月	昭和61年5月
埋立完了見込年月	平成30年3月

出典：「富山県の廃棄物 平成22年11月 富山県生活環境文化部環境政策課」

② その他施設（民間施設）

表3-1-9. その他施設（民間施設）

ごみの中間処理委託施設		
名 称	所 在 地	一般廃棄物の種類
(株)一般紙原料 島田商店	富山市上赤江町2丁目2番50号	紙くず
(株)シマダ	富山市婦中町田屋381-1	紙くず
(株)プリテック	富山市松浦町8番10号（エコタウン地内）	プラスチック類
(株)富山環境整備	富山市婦中町吉谷3-3	プラスチック類
資源開発(株)	富山市婦中町吉谷3-3	汚泥
一般廃棄物処理業許可施設		
名 称	所 在 地	一般廃棄物の種類
アイオーティカーボン(株)	富山市松浦町9番30号（エコタウン地内）	可燃ごみ（紙くず、木くず、繊維くず）
石崎産業(株)	富山市米田町3丁目3番33号	可燃ごみ（紙くず）
(有)今井運送	富山市栃谷405番地	木くず
(株)エコ・マインド	富山市松浦町6番20号（エコタウン地内）	可燃ごみ（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず）、自動車用廃タイヤ及びその他のタイヤ等
木村産業(株)	富山市水橋市田袋286番地の1	木くず
(株)シマダ	富山市水橋開発277番8	可燃ごみ（紙くず）
竹田運輸倉庫(株)	富山市上野330番3	木くず
橋開発(株)	富山市興人町1-43	木くず
	富山市上今町383	がれき類、石、セメント、瓦、土砂
富山グリーンフードリサイクル(株)	富山市松浦町8番20号（エコタウン地内）	可燃ごみ（事業系生ごみ、木くず）
(株)富山資源開発	富山市水橋田袋333番地1	木くず
中川工業(株)	富山市東福沢726番地	木くず
(株)ニュース	富山市万願寺38番地の1	木くず
花崎工業(株)	富山市東老田1179番地	木くず
日本オートリサイクル(株)	富山市松浦町7番30号（エコタウン地内）	自動車用廃タイヤ及びその他のタイヤ等
富山BDF(株)	富山市松浦町9番20号（エコタウン地内）	廃油（廃食用油に限る）
長崎土石(株)	富山市宮成347番地	がれき類、石、セメント、瓦、土砂
(株)ヒューマン	富山市長川原字表平4番10	木くず

(6) ごみの組成

後期計画の策定に際し、ごみ処理の現状と課題をごみの組成面から明らかにし、今後のごみの減量化・資源化施策の基礎資料とするため、平成22年度に富山県が実施した「富山県内における家庭系ごみの排出実態調査結果」(以下、「富山県排出調査」という。)の組成調査結果のうち「富山ブロック」の値を用いて、生活系ごみの組成を推定しました。その結果は次のとおりです。

① 可燃ごみ、不燃ごみに占める減量化、資源化が可能となる品目の割合(生活系ごみに限る)

可燃ごみのうち、ごみの減量化、資源化が可能となる品目の占める割合は50.5%となっています。
不燃ごみのうち、ごみの減量化、資源化が可能となる品目の占める割合は16.3%となっています。

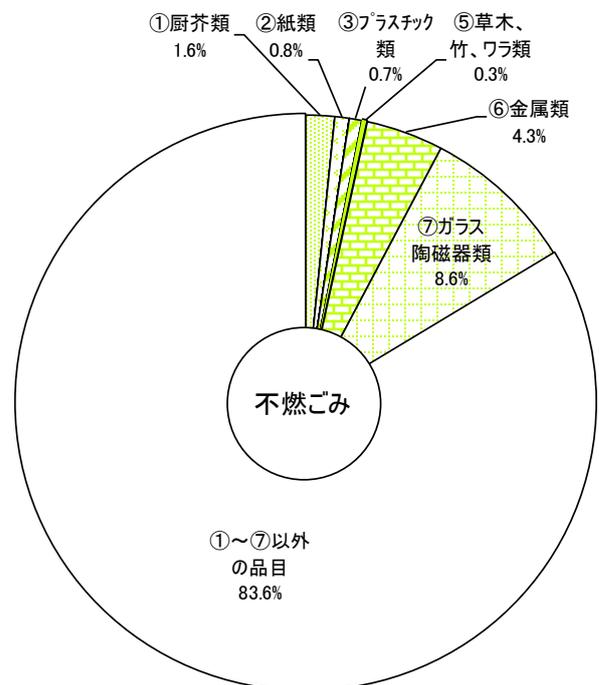
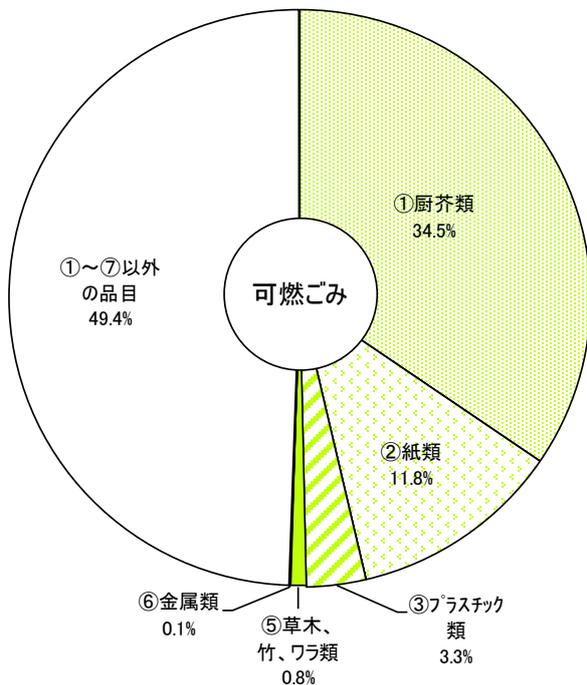


図3-1-5. 減量化、資源化可能品目の割合【可燃ごみ】

図3-1-6. 減量化、資源化可能品目の割合【不燃ごみ】

項 目		可燃ごみ	不燃ごみ	
減量化、資源化が可能となる品目	①厨芥類	01 手付かず食品(未利用食品)	5.5%	0.3%
		02 ②調理くず(調理に伴って発生する生ごみ)	24.2%	1.3%
		03 食べ残し(加熱・加工・調理済みのもの)	4.8%	—
	②紙類	04 飲料用紙製容器(紙パック)	0.8%	0.0%
		05 段ボール	0.3%	0.1%
		06 紙製容器包装	3.9%	0.6%
		07 リサイクルできる古紙(新聞紙・チラシ・雑誌・書籍・雑紙等)	6.8%	0.1%
	③プラスチック類	08 ペットボトル	0.1%	0.0%
		09 プラスチック製容器包装	3.2%	0.7%
	④繊維類(布類)	10 リサイクルできそうな繊維類	0.0%	0.0%
	⑤草木、竹、ワラ類	11 草木、竹、ワラ類	0.8%	0.3%
	⑥金属類	12 アルミ缶、スチール缶	0.1%	4.3%
	⑦ガラス陶磁器類	13 無色透明びん	0.0%	6.2%
		14 茶色びん	0.0%	1.5%
		15 その他色びん	0.0%	0.9%
計		50.5%	16.3%	

注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

② ごみの種類別の組成内訳

年間排出量の内訳をみると、生活系ごみが70.1%、事業系ごみが29.9%となっています。

このうち、生活系ごみの種類別内訳をみると、可燃ごみの厨芥類が23.2%と最も多く、次いで、可燃ごみの紙類が15.7%、資源集団回収の古紙類が9.5%、可燃ごみのプラスチック類が6.0%と多くなっています。

表3-1-10. ごみの種類別の組成内訳

[平成22年度、湿重量%]

排出区分	分別区分	品 目	年 間 量 (t/年)	1人1日原単位 (g/人・日)	構成比率							
					0%	5%	10%	15%	20%	25%		
生活系ごみ	①資源集団 回収	古 紙 類	15,543	100.9	9.5%							
		金 属 類	26	0.2	0.0%							
		古 布	282	1.8	0.2%							
		その他(プラ容器・紙容器)	653	4.2	0.4%							
	②収集・ 拠点回収	紙 製 容 器 包 装	46	0.3	0.0%							
		ペ ッ ト ボ ト ル	688	4.5	0.4%							
		プラスチック製容器包装	2,777	18.0	1.7%							
		金属缶(空き缶)	1,081	7.0	0.7%							
		ガラスびん(空きびん)	2,576	16.7	1.6%							
		古紙(新聞紙・雑誌・段ボール)	780	5.1	0.5%							
		古布類(繊維類)	180	1.2	0.1%							
		生 ご み	528	3.4	0.3%							
		側 溝 汚 泥	648	4.2	0.4%							
		可燃ごみ(固形燃料化)	64	0.4	0.0%							
		小 型 廃 家 電	5	0.0	0.0%							
		廃 食 用 油	11	0.1	0.0%							
		可燃ごみ	紙 類	25,677	166.9	15.7%						
			繊 維 類	1,477	9.6	0.9%						
			プラスチック類	9,762	63.4	6.0%						
			厨 芥 類	37,736	244.8	23.2%						
			ゴム・皮革類	656	4.3	0.4%						
			草 木 類	656	4.3	0.4%						
			そ の 他	6,071	39.5	3.7%						
		不燃ごみ	プラスチック類	849	5.5	0.5%						
	金 属 類		1,779	11.6	1.1%							
	ガラス陶磁器類		2,238	14.5	1.4%							
	そ の 他		1,333	8.7	0.8%							
埋立ごみ	小動物の死体	5	0.0	0.0%								
	そ の 他	396	2.6	0.2%								
生活系ごみ 計			114,523	743.6	70.1%							
事業系ごみ	①許可収集・ 直接搬入	木 質 系 廃 棄 物	4,194	27.2	2.6%							
		固 形 燃 料 化 物	1,772	11.5	1.1%							
		食 品 系 廃 棄 物	3,303	21.5	2.0%							
		そ の 他	5	0.0	0.0%							
	可 燃 ご み	39,468	256.3	24.2%								
事業系ごみ 計			48,742	316.5	29.9%							

注記1) 「可燃ごみ」及び「不燃ごみ」の各内訳は、富山県排出調査結果の組成分析割合(構成比率)を乗じて求めた推定値である。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

③ 資源物の品目別資源化の進捗状況（生活系ごみに限る）

分別排出することで資源化が可能な品目のうち、分別回収率が最も高かった品目はペットボトルの89.3%であり、次いで、ガラスびん（空きびん）の82.9%、金属缶（空き缶）の76.1%、古紙（新聞紙・雑誌・段ボール）の74.5%が多い状況となっています。

一方、紙製容器包装や生ごみの分別回収率が低調であることから、今後、これらの資源物の分別排出を進めることが必要です。

なお、生ごみについては、地域の未利用有機資源として利活用する社会的な要請が高まってきたことを受け、平成18年5月より、一部実施地区において生ごみの資源化事業を実施しており、今後もその地区の拡大を図る等していくこととしています。一方、生ごみは、他の品目と比較しても大きな潜在発生源であることから、手つかず食料品や食べ残しを減らす等といった発生抑制(減量化)に、積極的に取り組んでいく必要があります。

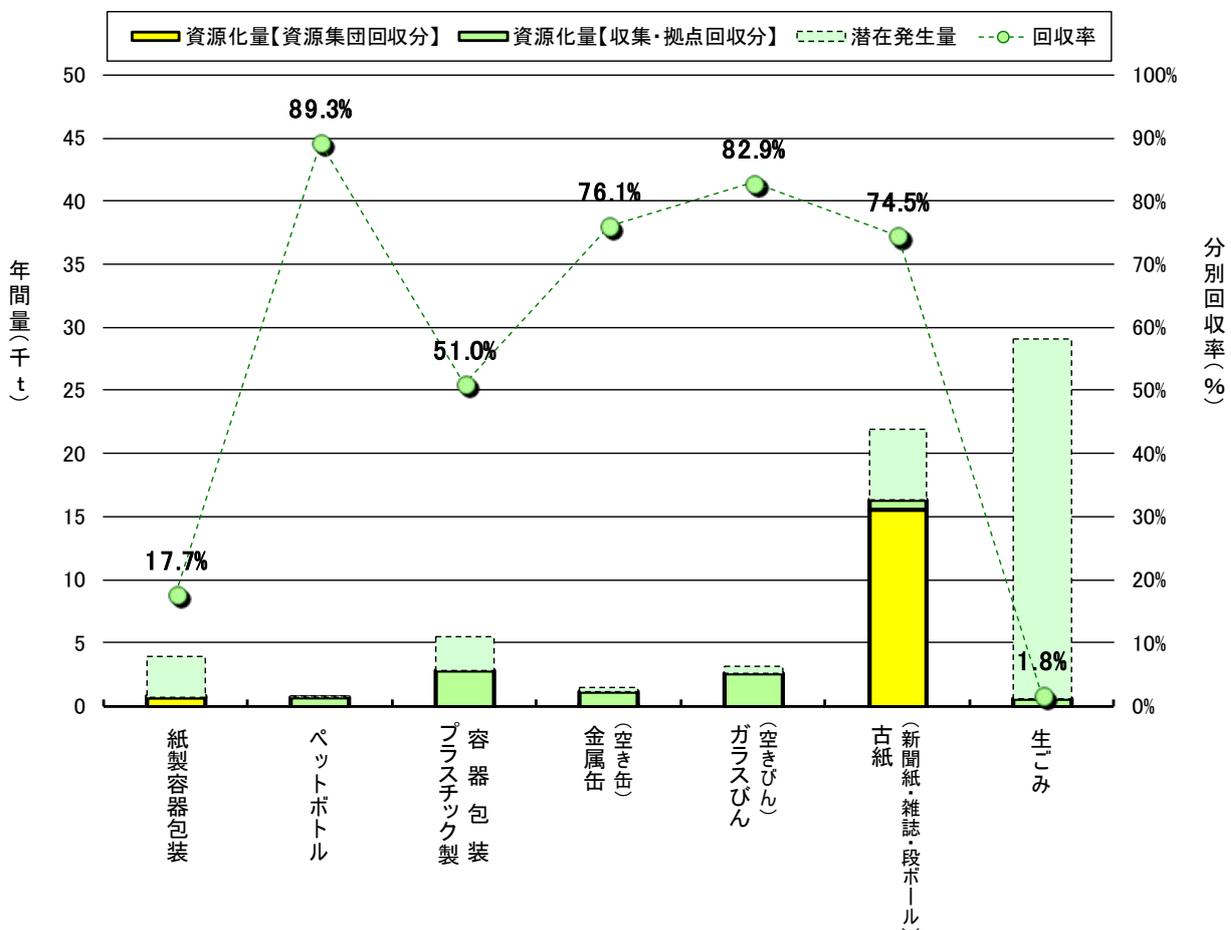


図3-1-7. 資源物の品目別資源化の進捗状況 【平成22年度、湿重量%】

- 注記) ①「資源化量（資源集団回収量、収集・拠点回収量）」は、平成22年度実績。
 ②「潜在発存量」は、一般廃棄物の排出量を資源化物の品目別として示したもの。各内訳は、富山県排出調査結果の組成分析割合（構成比率）をもとに求めた推定値。
 ③「分別回収率」は「資源化量」を「潜在発存量」で除した値。
 ④「生ごみ」の資源化方法の一つとして、各家庭の生ごみ処理機による堆肥化や庭先に埋めて肥料にする等が考えられるが、後期計画においては、これらの方法による生ごみの資源化を排出抑制（ごみの減量化）と位置づけたため、上記の資源化量および潜在発存量には見込んでいない。
 ⑤容器包装ごみの一つである牛乳パック等の「飲料用紙製容器（紙パック）」は、古紙に含まれている。

(7) ごみ処理費用の状況

ごみ1 t当たりの処理費用、年間市民1人当たりの処理費用、年間1世帯当たりの処理費用とも、平成15年度まで減少傾向にありましたが、その後、増加傾向にあります。これは、「富山地区広域圏クリーンセンター」が平成15年度より、「富山地区広域圏リサイクルセンター」が平成17年度より新たに供用開始したことによるものと考えられます。

なお、平成22年度におけるごみ1 t当たりの処理費用は約45,000円/t、年間市民1人当たりの処理費用は約10,600円/人・年、年間1世帯当たりの処理費用は約27,300円/人・年となっています。

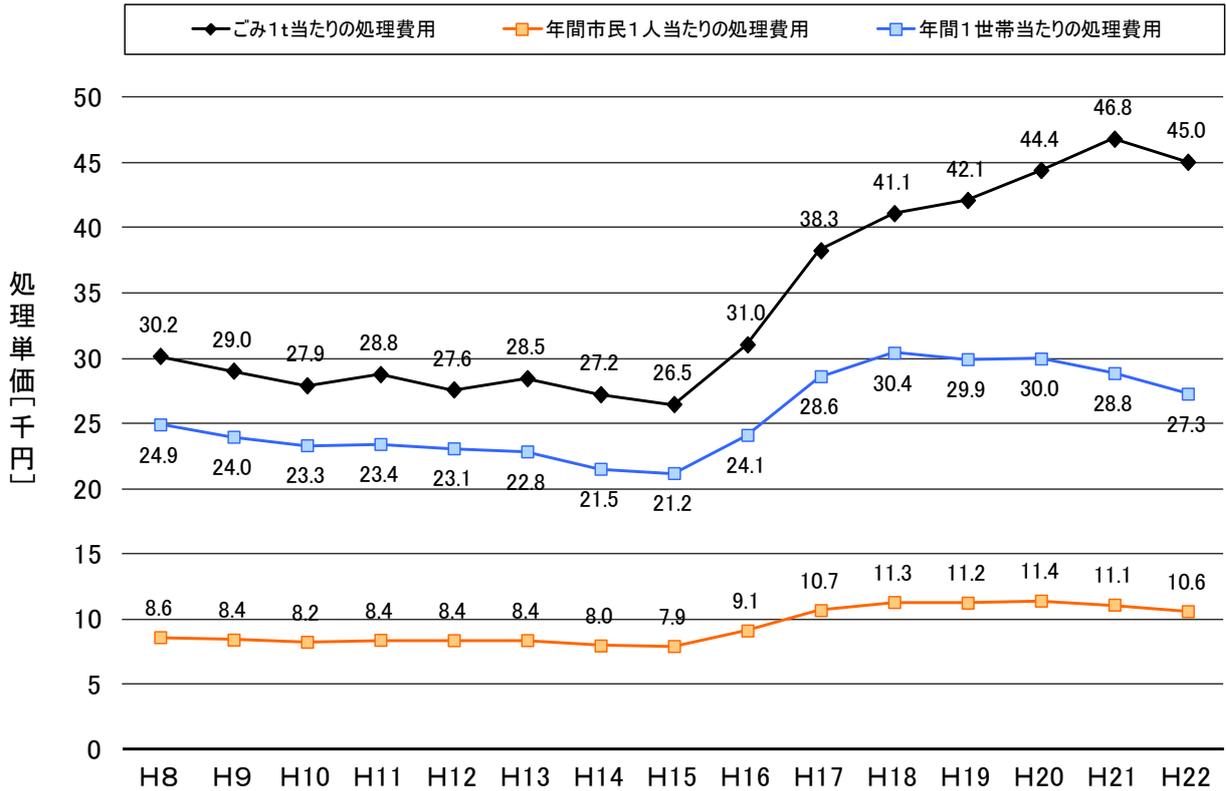


図3-1-8. 処理単価の推移

注記) 平成16年度までは、旧富山市（富山地域）の実績値

(8) 循環型社会形成に向けての進捗状況（ごみの減量化等の目標指標に対する進捗状況）

過去における循環型社会形成に向けての進捗状況を把握するため、

- ① 廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他の基本方針」※1
- ② 循環型社会形成推進基本法に基づく「循環基本計画」※2

それぞれで定める基準年度を用いて、それぞれで定める目標指標の状況を整理します。

※1 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更案（平成22年10月21日環境省報道発表資料）。

※2 「循環型社会形成推進基本計画」平成20年3月 環境省

① 「廃棄物の減量その他の基本方針」との比較

「廃棄物の減量その他の基本方針」の基準年度である平成19年度を基準年度として、過去15年間（平成9年度～平成23年度）における減量化の状況、資源化（再生利用率）の状況、最終処分量（最終処分量、最終処分率）の状況等を以下に整理します。

ア. 減量化の状況【一般廃棄物の排出量の推移】

平成19年度の一般廃棄物の年間排出量を「100%」としたときの経年推移をみると、本市では、平成15年度が「103%」と最も多い状況でしたが、平成19年度以降は減少傾向となっています。平成23年度の一般廃棄物の年間排出量は「93%」となり、基準年度（平成19年度）から7%の減量を行うことができました。

一方、全国の平均水準をみると、平成13年度以降は減少傾向にあります。また、富山県の平均水準をみると、漸増傾向にありましたが、平成19年度以降は減少傾向にあります。

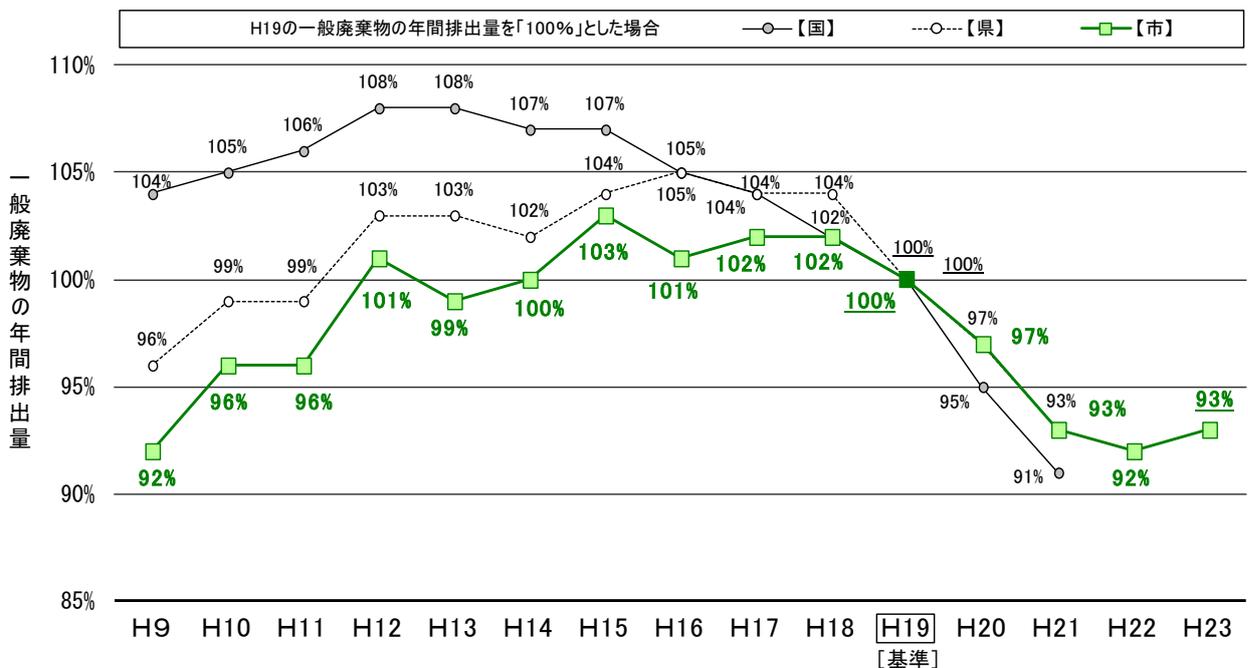


図3-1-9. 一般廃棄物の排出量割合の推移（年間排出量）

イ. 資源化(再生利用率)の状況

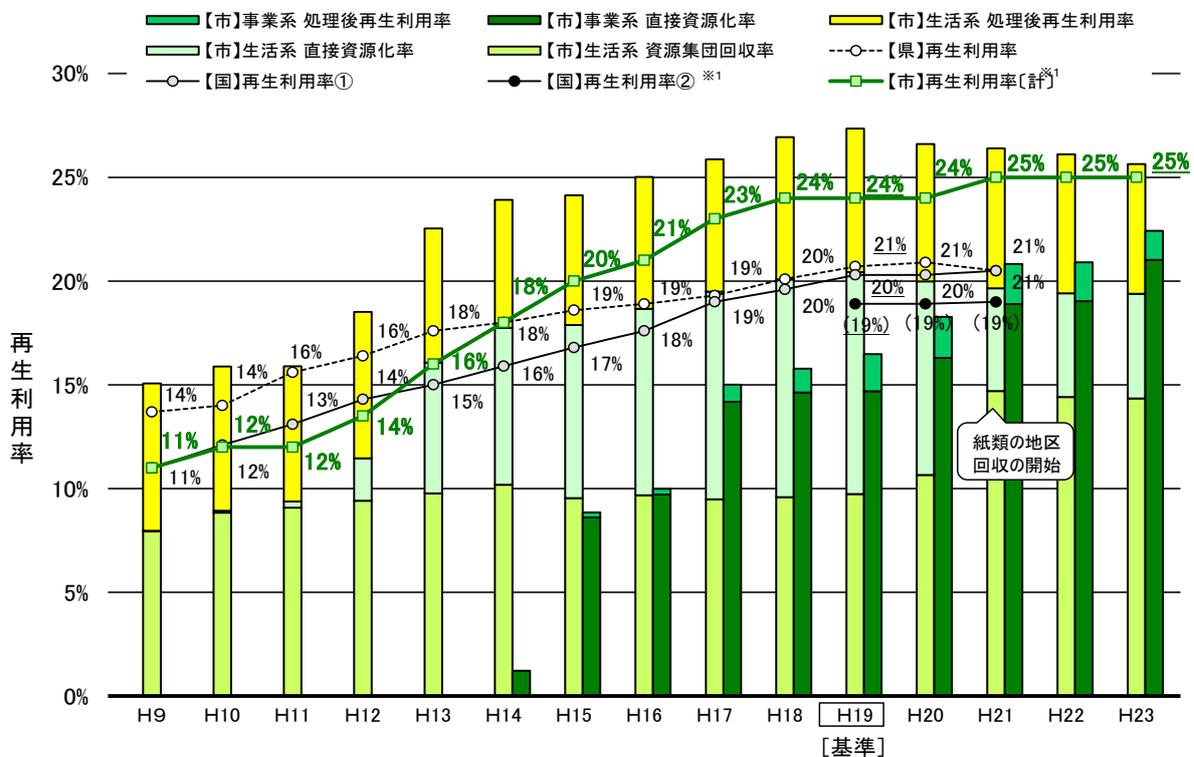
平成23年度の再生利用率は「25%」となり、平成9年度の「11%」に対し、再生利用率を14%増加させることができました。

平成23年度の再生利用率の内訳をみると、①資源集団回収量由来は10%、②直接資源化量由来は10%、③処理後の再生利用量由来は5%となっています。また、生活系及び事業系別にみると、生活系由来が26%、事業系由来が22%となっています。

これまでの推移をみると、③処理後の再生利用量由来には大きな変動が見られない一方で、平成21年度の①資源集団回収量由来の増加と②直接資源化量由来の減少が目立っていますが、これは紙類の地区回収を導入したことによる市民の排出方法に変化が生じたためです。

本市の再生利用率の経年推移をみると、平成9年度以降増加傾向にあります。平成18年度から平成20年度にかけては24%、平成21年度から23年度にかけては25%と、近年はやや停滞傾向にあります。

一方、全国及び富山県の平均水準をみると、平成9年度以降増加傾向にあります。



※1国における再生利用率②は、再生利用率①の中間処理後再生利用量から、固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、飛灰の山元還元を除いた率。

項目	再生利用率 = 再生利用量 (= 総資源化量 = 資源集団回収量 + 直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量) / 一般廃棄物の排出量														
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
再生利用率【計】	11%	12%	12%	14%	16%	18%	20%	21%	23%	24%	24%	24%	25%	25%	25%
資源集団回収率	6%	7%	7%	7%	7%	7%	7%	7%	7%	7%	7%	7%	10%	10%	10%
直接資源化率	0%	0%	0%	1%	5%	6%	8%	9%	11%	12%	12%	11%	9%	9%	10%
処理後再生利用率	5%	5%	5%	5%	5%	4%	4%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%
生活系 (=生活系再生利用量 / 生活系一般廃棄物の排出量)	15%	16%	16%	19%	23%	24%	24%	25%	26%	27%	27%	27%	26%	26%	26%
資源集団回収率	8%	9%	9%	9%	10%	10%	10%	10%	9%	10%	10%	11%	15%	14%	14%
直接資源化率	0%	0%	0%	2%	6%	8%	8%	9%	10%	10%	11%	9%	5%	5%	5%
処理後再生利用率	7%	7%	7%	7%	6%	6%	6%	6%	6%	7%	7%	7%	7%	7%	6%
事業系 (=事業系再生利用量 / 事業系一般廃棄物の排出量)	0%	0%	0%	0%	0%	1%	9%	10%	15%	16%	16%	18%	21%	21%	22%
直接資源化率	0%	0%	0%	0%	0%	1%	9%	10%	14%	15%	15%	16%	19%	19%	21%
処理後再生利用率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	2%	2%	2%	1%

※記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-10. 再生利用率の推移

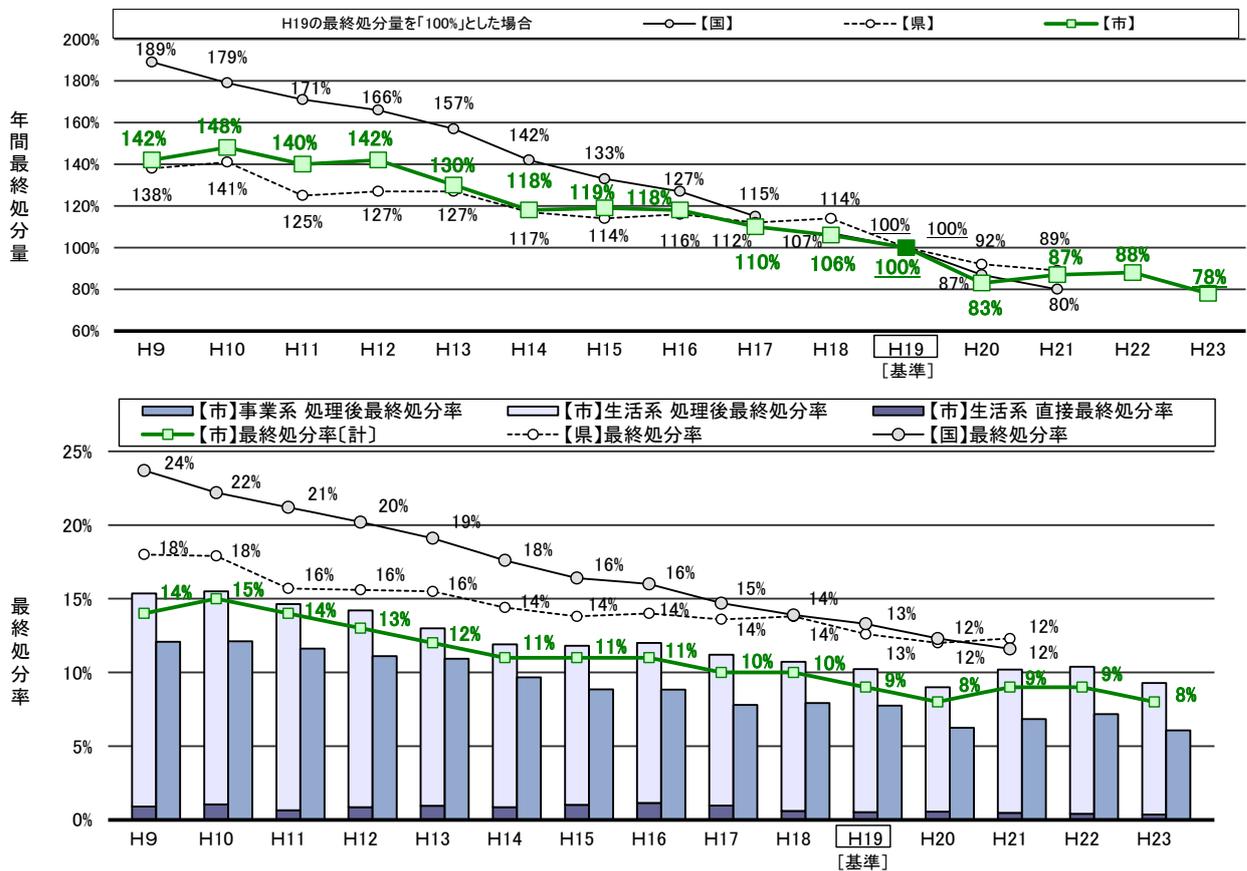
ウ. 最終処分量の状況

上段グラフは、平成19年度の最終処分量を「100%」としたときの経年推移を示したものです。本市では、平成10年度が「148%」と最も多く、平成23年度には「78%」となり、基準年度（平成19年度）から22%削減することができました。しかしながら、平成10年度以降は減少傾向となっています。一方、全国の平均水準をみると、平成9年度以降は減少傾向にあります。また、富山県の平均水準をみると、平成9年度以降は概ね減少傾向にあります。

下段グラフは、最終処分率の経年推移を示したものです。本市では、平成10年度が「15%」と最も多い状況でしたが、その後漸減傾向となっています。しかしながら、平成23年度の最終処分率は「8%」となり、基準年度（平成19年度）と同程度となっています。

平成23年度の最終処分率の内訳をみると、①直接最終処分量由来が0.2%、②処理後の最終処分量由来が8.0%となっています。また、生活系及び事業系別に見ると、生活系由来が9%、事業系由来が6%となっています。

これまでの推移をみると、①直接最終処分量由来、②処理後の最終処分量由来ともに年々減少しています。一方、全国の平均水準をみると、平成9年度以降は減少傾向にあります。また、富山県の平均水準をみると、緩やかな減少傾向にあります。



項目	最終処分率=最終処分量/計画処理量														
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
最終処分率【計】	14%	15%	14%	13%	12%	11%	11%	11%	10%	10%	9%	8%	9%	9%	8%
直接最終処分率	0.7%	0.8%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.8%	0.7%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%
処理後最終処分率	13.8%	13.8%	13.3%	12.7%	11.7%	10.6%	10.2%	10.2%	9.4%	9.4%	9.1%	7.7%	8.8%	9.0%	8.0%
生活系(=生活系最終処分量/生活系計画処理量)	15%	16%	15%	14%	13%	12%	12%	12%	11%	11%	10%	9%	10%	10%	9%
直接最終処分率	0.9%	1.0%	0.7%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%
処理後最終処分率	14.5%	14.5%	14.0%	13.3%	12.0%	11.0%	10.8%	10.9%	10.2%	10.1%	9.7%	8.4%	9.7%	10.0%	8.9%
事業系(=事業系最終処分量/事業系計画処理量)	12%	12%	12%	11%	11%	10%	9%	9%	8%	8%	8%	6%	7%	7%	6%
処理後最終処分率	12.1%	12.1%	11.6%	11.1%	10.9%	9.7%	8.8%	8.8%	7.8%	7.9%	7.7%	6.2%	6.8%	7.2%	6.1%

注① 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-11. 最終処分率の推移

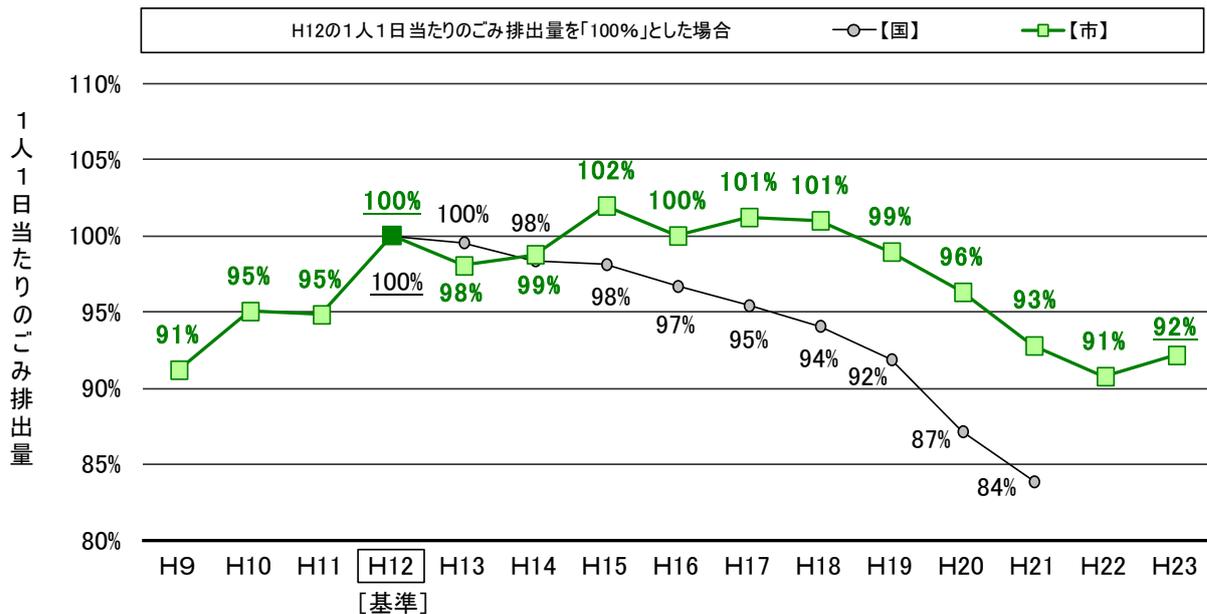
② 「循環基本計画」との比較

「循環基本計画」の基準年度である平成12年度を基準年度として、過去15年間（平成9年度～平成23年度）における1人1日当たりのごみ排出量の状況、1人1日当たりに家庭から排出するごみの量（集団回収量、資源ごみ等を除く）の状況、事業系ごみの総量の状況等を次頁以降に整理します。

ア. 1人1日当たりのごみ排出量^{※1}の状況

平成12年度における1人1日当たりのごみ排出量を「100%」としたときの経年推移をみると、本市では、平成15年度の「102%」が最も多く、それ以降は減少傾向にあります。平成23年度では「92%」となり、基準年度（平成12年度）から8%減少しています。なお、全国の平均水準をみると、平成12年度以降は減少傾向にあります。

また、1人1日当たりのごみ排出量の経年推移をみると、本市では平成23年度で1,073g/人・日^{※2}となり、基準年度（平成12年度）から95g/人・日の減量が行えました。また、類似都市^{※3}と比べると、本市は比較的減量化が進んでいることがうかがえます。



1人1日当たりのごみ排出量

項目	単位	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
富山市	g/人・日	1,065	1,110	1,107	1,168	1,145	1,154	1,191	1,168	1,182	1,180	1,156	1,125	1,084	1,060	1,073
国	g/人・日	-	-	-	1,185	1,180	1,166	1,163	1,146	1,131	1,115	1,089	1,033	994	-	-

参考：類似都市における1人1日当たりのごみ排出量

年度	平成20年度					
	富山県／富山市	福島県／郡山市	滋賀県／大津市	和歌山県／和歌山市	国	
総人口	人	420,933	334,909	329,389	382,234	127,529,841
量	g/人・日	1,125	1,223	995	1,196	1,033

出典：国の量／「第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第4回点検結果について」平成24年3月16日 環境省
類似都市及び国の総人口、量／「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」平成20年度調査結果

図3-1-12. 1人1日当たりのごみ排出量の推移

※1 1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、資源集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を1人1日当りに換算）

※2 1人1日当たりのごみ排出量の算定方法。なお、(001)～(114)の番号は、表3-1-1(P.30-31)の番号と一致。

例：平成23年度値「1,073g/人・日」

- ① (005)年間排出量＝「148,893 t/年」
- ② (114)年間資源集団回収量＝「16,657 t/年」
- ③ 1人1日当たりのごみ排出量
＝ (①＋②) ÷ (001)平成23年度人口数 ÷ 年間日数 × 単位換算 (t → g)
＝ (148,893 t/年＋16,657 t/年) ÷ 421,630人 ÷ 366日 × 10⁶
＝ 「1,073 g/人・日」

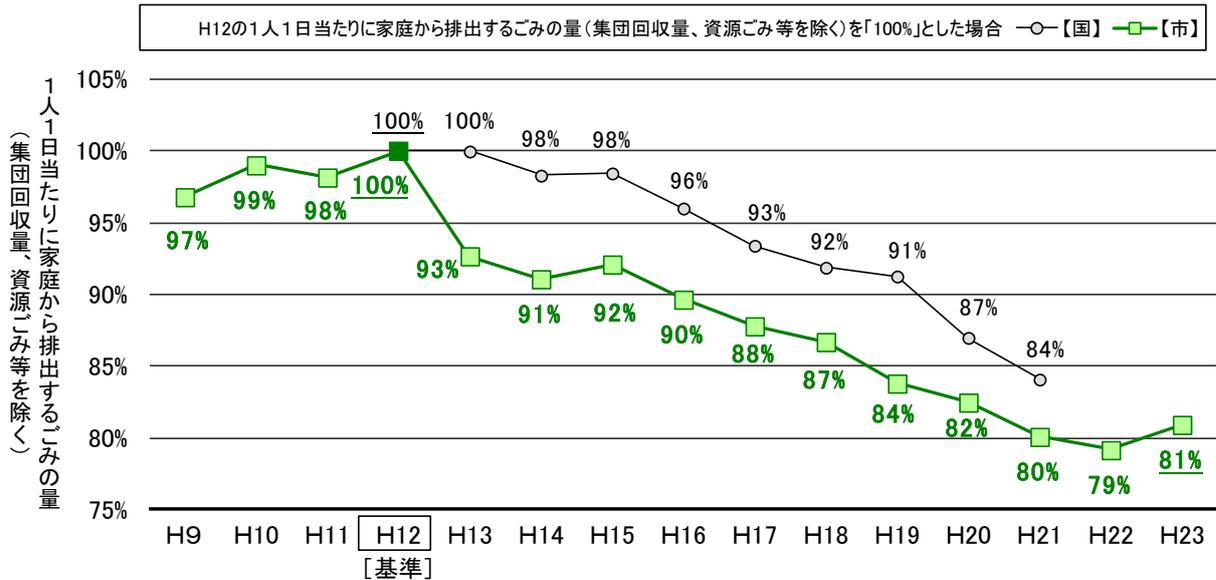
※3 類似都市は、(財)日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて選定を行った都市形態区分・人口・産業構造が本市と類似している23市のうち、次頁に示す『イ. 1人1日当たり household から排出するごみの量(集団回収量、資源ごみ等を除く)』の平成20年度実績値が把握可能な市を抜粋。

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

イ. 1人1日当りに家庭から排出するごみの量(集団回収量、資源ごみ等を除く^{※1})の状況

平成12年度における1人1日当りに家庭から排出するごみの量(集団回収量、資源ごみ等を除く)を「100%」としたときの経年推移をみると、本市は、平成12年度以降、概ね減少傾向にあります。平成23年度では「81%」となり、基準年度(平成12年度)から19%減少しています。なお、全国の平均水準をみると、平成15年度以降は減少傾向にあります。

また、1人1日当りに家庭から排出するごみの量(集団回収量、資源ごみ等を除く)の経年推移をみると、本市では平成23年度で560g/人・日^{※2}となり、基準年度(平成12年度)から134g/人・日の減量が行えました。また、類似都市と比べると、比較的減量化が進んでいることがうかがえます。



1人1日当りに家庭から排出するごみの量(集団回収量、資源ごみ等を除く)

項目	単位	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
富山市	g/人・日	672	687	681	694	643	632	639	622	609	602	582	572	556	549	560
国	g/人・日	-	-	-	654	654	643	644	628	611	601	597	569	550	-	-

参考:類似都市における1人1日当りに家庭から排出するごみの量(集団回収量、資源ごみ等を除く)

年度	平成20年度					
	市名	富山県/富山市	福島県/郡山市	滋賀県/大津市	和歌山県/和歌山市	国
総人口	人	420,933	334,909	329,389	382,234	127,529,841
量	g/人・日	572	662	529	696	569
	kg/人	-	241.8	193	254	-

出典: 国の量/「第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第4回点検結果について」平成24年3月16日 環境省

類似都市及び国の総人口/「一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)」平成20年度調査結果

参考資料: 類似都市の量/「郡山市循環型社会形成推進地域計画」平成22年1月、「大津市地域循環型社会形成推進地域計画」平成22年1月、「和歌山県循環型社会形成推進地域計画」平成21年12月(平成22年12月変更)より、単位換算(kg/人→g/人・日)したもの

図3-1-13. 1人1日当りに家庭から排出するごみの量(集団回収量、資源ごみ等を除く)の推移

※1 一般廃棄物の排出量から生活系再生利用量(資源集団回収量、直接資源化量、処理後の再生利用量)を差し引いた値。

※2 1人1日当りに家庭から排出するごみの量(集団回収量、資源ごみ等を除く)の算定方法。なお、(001)~(181)の番号は、表3-1-1(P.30-31)の番号と一致。

例:平成23年度値「560g/人・日」

① (007)生活系ごみ年間排出量=「99,487 t/年((114)年間資源集団回収量の16,657 t/年は含まない)」

② (043)年間直接資源化量のうち、生活系ごみから回収される年間量=「5,861 t/年」

③ (071)処理後の年間再生利用量のうち、生活系ごみから回収される年間量=「7,264 t/年」

④家庭から排出するごみの年間量(集団回収量、資源ごみ等を除く)

= ①-②-③

= 99,487 t/年-5,861 t/年-7,264 t/年

= 「86,362 t/年」

⑤ 1人1日当りに家庭から排出するごみの量(集団回収量、資源ごみ等を除く)

= ④÷(001)平成23年度人口数÷年間日数×単位換算(t→g)

= 86,362 t/年÷421,630人÷366日×10⁶

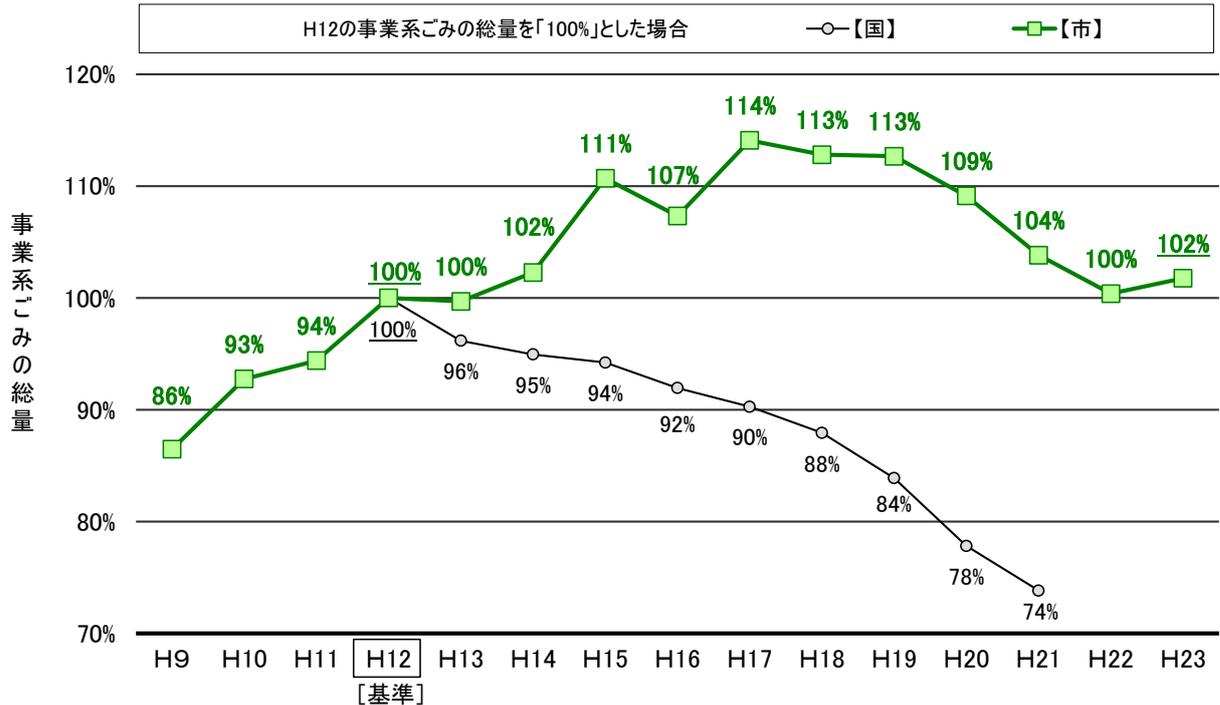
= 「560 g/人・日」

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

ウ. 事業系ごみの総量の状況

平成12年度の本市における事業系ごみの総量を「100%」としたときの経年推移をみると、本市では、平成17年度の「114%」が最も多く、それ以降は減少傾向にあります。しかしながら、平成23年度では「102%」となり、基準年度（平成12年度）からは2%増加した状態です。なお、全国の平均水準をみると、平成12年度以降は減少傾向にあります。

また、事業系ごみの総量の経年推移をみると、本市では平成23年度で49,406 t/年となり、基準年度（平成12年度）から852 t/年増加しています。また、類似都市と比べると、比較的多い状況であることがうかがえます。



事業系ごみの総量

項目	単位	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
富山市	t/年	41,991	45,035	45,830	48,554	48,407	49,661	53,749	52,114	55,398	54,775	54,708	52,985	50,412	48,742	49,406
国	万t/年	-	-	-	1,799	1,730	1,708	1,695	1,654	1,624	1,582	1,509	1,400	1,328	-	-

参考：類似都市における事業系ごみの総量

年度	平成20年度					
	富山県／富山市	福島県／郡山市	滋賀県／大津市	和歌山県／和歌山市	国	
総人口	人	420,933	334,909	329,389	382,234	127,529,841
量	t/年	52,985	49,640	35,659	60,670	14,002,859

出典：国の量／「第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第4回点検結果について」平成24年3月16日 環境省
類似都市及び国の総人口、量／「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」平成20年度調査結果

図3-1-14. 事業系ごみの総量の推移

③ 当初計画の目標の進捗状況

当初計画で掲げている目標値に対する実績値の進捗状況は、表3-1-11及び図3-1-15（次頁）に示すとおりです。

平成23年度現在、「減量化目標」は、目標値を下回っている状況も見受けられますが、ほぼ達成しています。また、「資源化目標（再生利用量）」及び「最終処分量の削減目標」は、目標値を達成しています。

表3-1-11. 当初計画の目標の進捗状況

進捗状況に関する凡例: ◎⇒目標値を達成する場合【当初計画(目標値)より後期計画(実績値)が下回る場合】

○⇒目標値をほぼ達成する場合【当初計画(目標値)と後期計画(実績値)との差が5%未満である場合】

▽⇒目標値を達成していない場合【当初計画(目標値)と後期計画(実績値)との差が5%以上である場合】

項 目	年 度	〔当初計画 基準年度〕	〔当初計画 最終実績年度〕	〔本計画 基準年度〕	〔当初計画 前期目標年度〕
		平成12	平成17	平成19	平成23
		← 実績値 →		← 目標値 →	
人 口	当初計画	420,804	421,156	420,330	417,744
	後期計画(実績値)	420,804	421,239	420,991	421,630

減量化目標 (一般廃棄物の 排出量)	国で定める 基本方針	年間量	t/年	当初計画(目標値)	179,350	173,895	172,225	163,888
				後期計画(実績値)	179,350	181,754	178,058	165,550
達成状況				—	—	○	○	
減量化率	%			当初計画(目標値)	100%	97%	96%	91%
				後期計画(実績値)	100%	101%	99%	92%
達成状況				—	—	○	○	
循環型社会 形成推進 基本計画		1人1日当りの ごみ排出量	g/人・日	当初計画(目標値)	1,168	1,131	1,123	1,075
				後期計画(実績値)	1,168	1,182	1,156	1,073
達成状況				—	—	○	◎	
1人1日当りに 家庭から排出するごみの量 (集団回収量、資源ごみ等を除く ^{*1})			g/人・日	当初計画(目標値)	694	609	579	513
				後期計画(実績値)	694	609	582	560
達成状況				—	—	○	▽	
事業系ごみの総量			t/年	当初計画(目標値)	48,554	47,539	47,146	45,641
				後期計画(実績値)	48,554	55,398	54,708	49,406
達成状況				—	—	▽	▽	

資源化目標(再生利用量)	再生利用率 (=資源化率)	%	当初計画(目標値)	14%	19%	22%	25%
			後期計画(実績値)	14%	23%	24%	25%
達成状況			—	—	◎	◎	

最終処分量の削減目標	年間量	t/年	当初計画(目標値)	22,221	17,121	15,088	13,181	
			後期計画(実績値)	22,221	17,121	15,627	12,229	
達成状況			—	—	○	◎		
削減率	%			当初計画(目標値)	100%	77%	68%	59%
				後期計画(実績値)	100%	77%	70%	55%
達成状況				—	—	○	◎	

*1—一般廃棄物の排出量から家庭系再生利用量(資源集団回収量、直接資源化量、処理後の再生利用量)を差し引いた値。

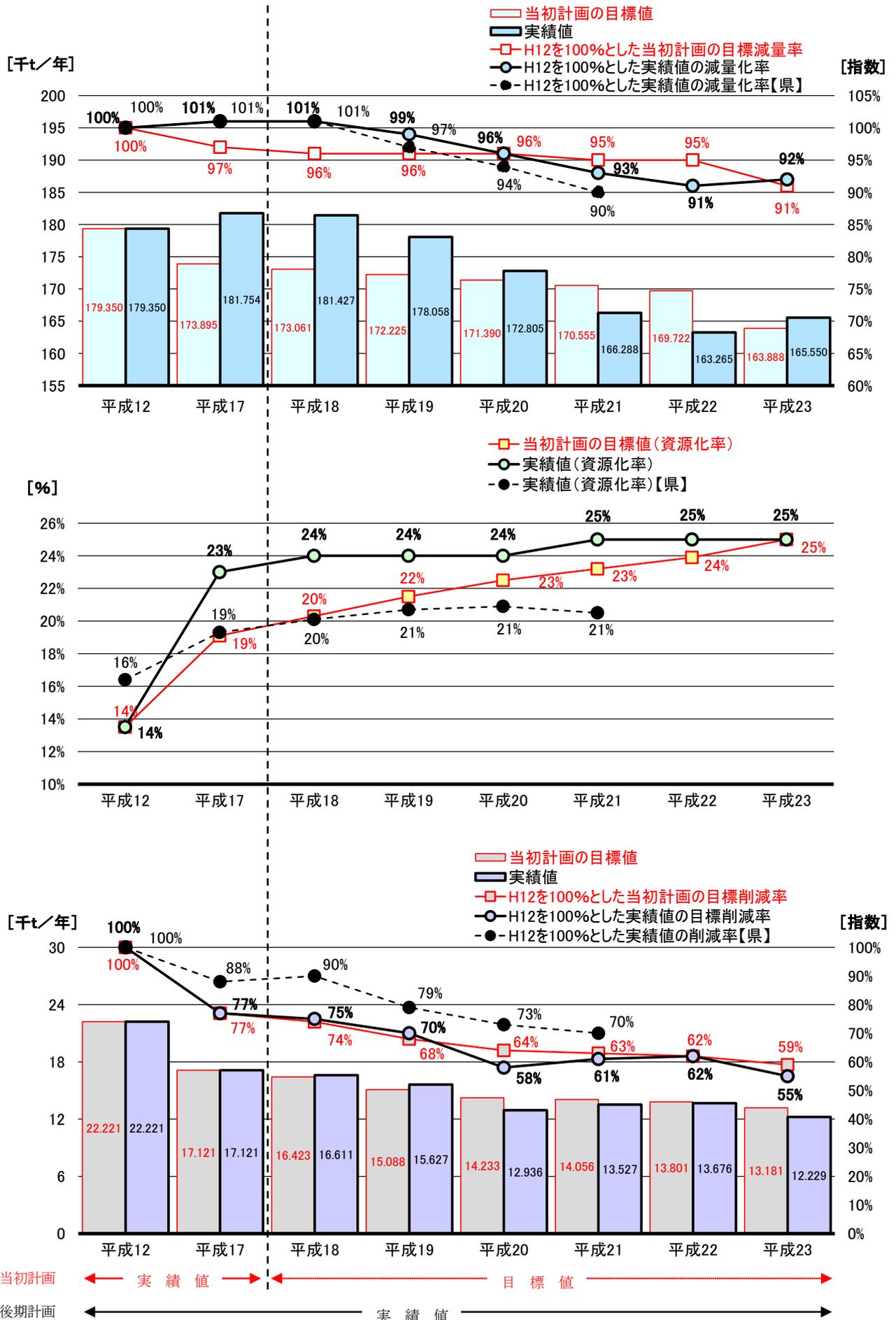


図3-1-15. 当初計画の目標の進捗状況

④ システム分析による類似都市との比較

平成20年6月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針（環境省）」では、『市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。』とされています。そこで、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行いました。なお、システム分析にあたっては、(財)日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（以下、「支援ツール」という。）」を用いて実施しました。

ア. 類似都市の抽出

支援ツールを用いて、類似都市の選定を行いました。類似都市の概要を表3-1-12に、類似都市23市の一覧を表3-1-13に示します。

表3-1-12. 類似都市の概要

都市形態	中核市	
人口区分	自己設定 ^{※1}	人口：200,000人～500,000人未満
産業構造	5	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 95%以上、Ⅲ次人口比 65%以上

^{※1}「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」では、比較する類似団体数は、都市形態区分において市町村数が最小となる政令指定都市の数（19市：平成24年3月1日現在）以上の市町村数を確保することが望ましいとされている。支援ツールにおいて人口を自動設定とした場合、人口区分は「V 人口：230,000人～430,000人未満」となり、抽出された類似団体数が17市となったことから、19市以上となるように人口の幅を任意で変更（自己設定）した。

表3-1-13. 類似都市の一覧

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	函館市	埼玉県	川越市	滋賀県	大津市	和歌山県	和歌山市
	旭川市	千葉県	柏市	大阪府	高槻市	香川県	高松市
青森県	青森市	神奈川県	横須賀市		東大阪市	高知県	高知市
岩手県	盛岡市	富山県	富山市	兵庫県	尼崎市	長崎県	長崎市
秋田県	秋田市	石川県	金沢市		西宮市	大分県	大分市
福島県	郡山市	岐阜県	岐阜市	奈良県	奈良市		

イ. システム分析に基づく類似都市との比較

支援ツールを用いて実施した平成21年度実績システム分析結果を図3-1-16（次頁）に示します。
システム分析結果についての評価は以下のとおりです。

(ア) 人口1人1日当たりのごみ排出量

類似都市の平均1,049 g/人・日に対し、本市は1,028 g/人・日と少ない状況となっています。

(イ) 廃棄物からの資源回収率(RDF除く)

類似都市の平均17.7%に対し、本市は20.1%と高く、資源化が進んでいる状況となっています。

(ウ) 廃棄物のうち最終処分される割合

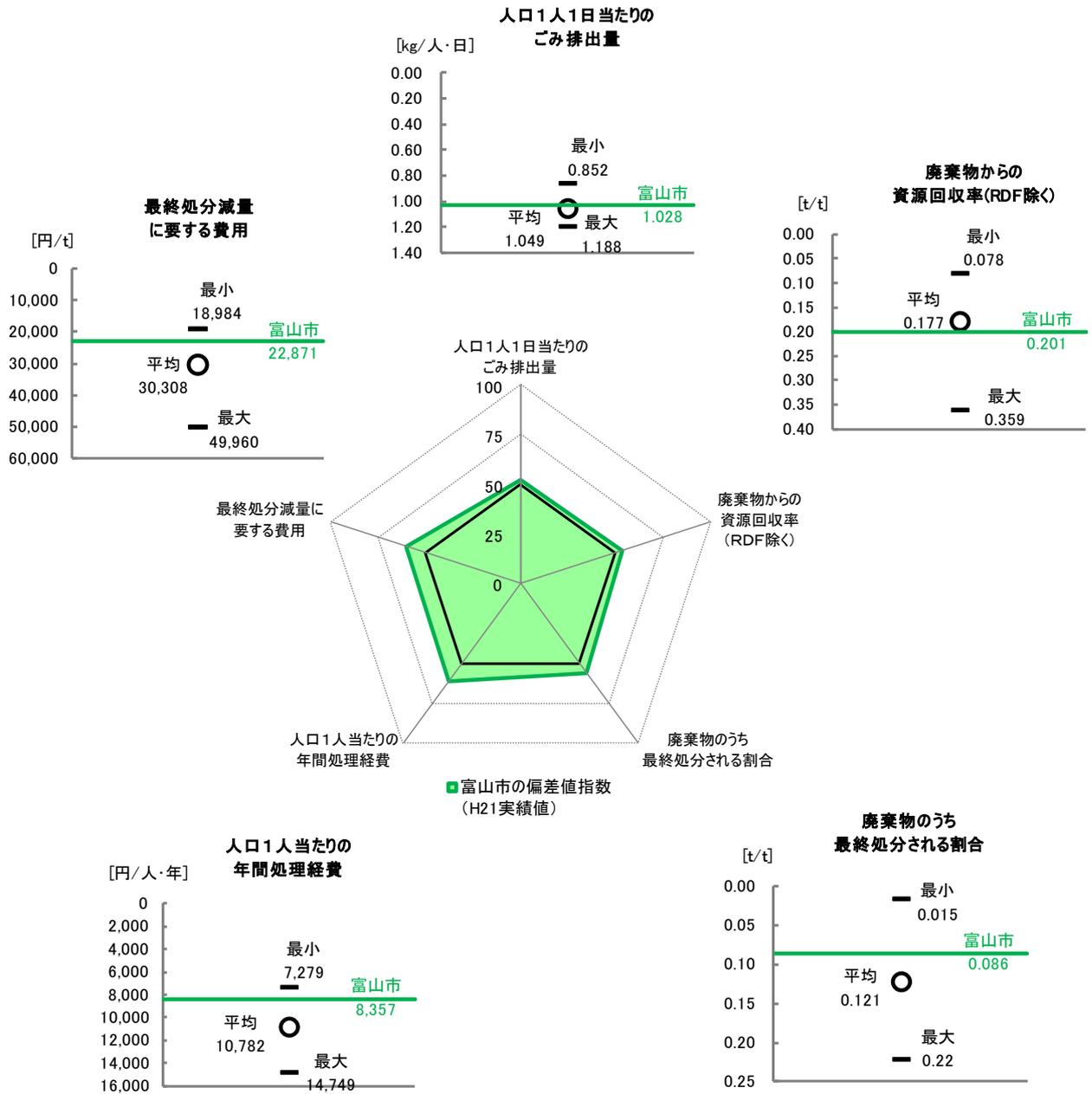
ごみ1 t当たりの最終処分量は、類似都市の平均0.121 tに対し、本市は0.086 tと小さくなっています。

(エ) 人口1人当たりの年間処理経費

類似都市の平均10,782円/人・年に対し、本市は8,357円/人・年と低くなっています。

(オ) 最終処分減量に要する費用

収集運搬から最終処分までに要した経費は、類似都市の平均30,308円/tに対し、本市は22,871円/tと低くなっています。



標準的な指標	人口1人1日当たりの ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口1人当たりの 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
富山市	H21実績値	1.028	0.201	8,357	22,871
	偏差値指数	52.4	53.6	61.2	60.3
類似都市	平均	1.049	0.177	10,782	30,308
	最大	1.188	0.359	14,749	49,960
	最小	0.852	0.078	7,279	18,984
	標準偏差	0.088	0.066	2,156	7,228

注記) 偏差値指数は、値が大きいほど良好な状態を示す(「50」が平均)。例えば、人口1人1日当たりのごみ排出量は少ないほど良好な状態であるので、偏差値指数の値は大きく表示される。

図3-1-16. システム分析結果

⑤ 市民意識調査／富山市民意識調査結果報告書(抜粋)

本市では、市の施策に対する満足度や市政への要望などについて市民の考えや意見を伺い、平成19年3月に策定した「富山市総合計画」や市政の推進に反映させていくことを目的に『富山市民意識調査』を行っています。ここでは、それらの結果のうち、ごみ分野に係る内容を抜粋したものを以下に整理します。また、『富山市民意識調査』は、平成20年7月(以下、「前回[H20]調査」という。)及び平成22年12月(以下、「今回[H22]調査」という。)に実施していることから、経年比較についても整理します。

ア.「富山市総合計画」の施策について

「富山市総合計画」では、「Ⅰ. 人が輝き安心して暮らせるまち(14施策)」、「Ⅱ. すべてにやさしい安全なまち(13施策)」、「Ⅲ. 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち(13施策)」、「Ⅳ. 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち(14施策)」、「Ⅴ. 新しい富山を創る協働のまち(8施策)」の5つの「まちづくりの目標」を掲げ、62の施策を設定しています。

なお、62施策のうち、ごみ分野に係る施策は「Ⅱ. すべてにやさしい安全なまち(13施策)」のうち、“快適な生活環境づくり(上下水道、動物愛護、地域の環境美化、墓地・斎場整備など)”、“循環型まちづくりの基盤整備(エコタウンの充実など)”、“市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み(資源回収支援、ふるさと富山美化大作戦の実施など)”の3施策が該当します。

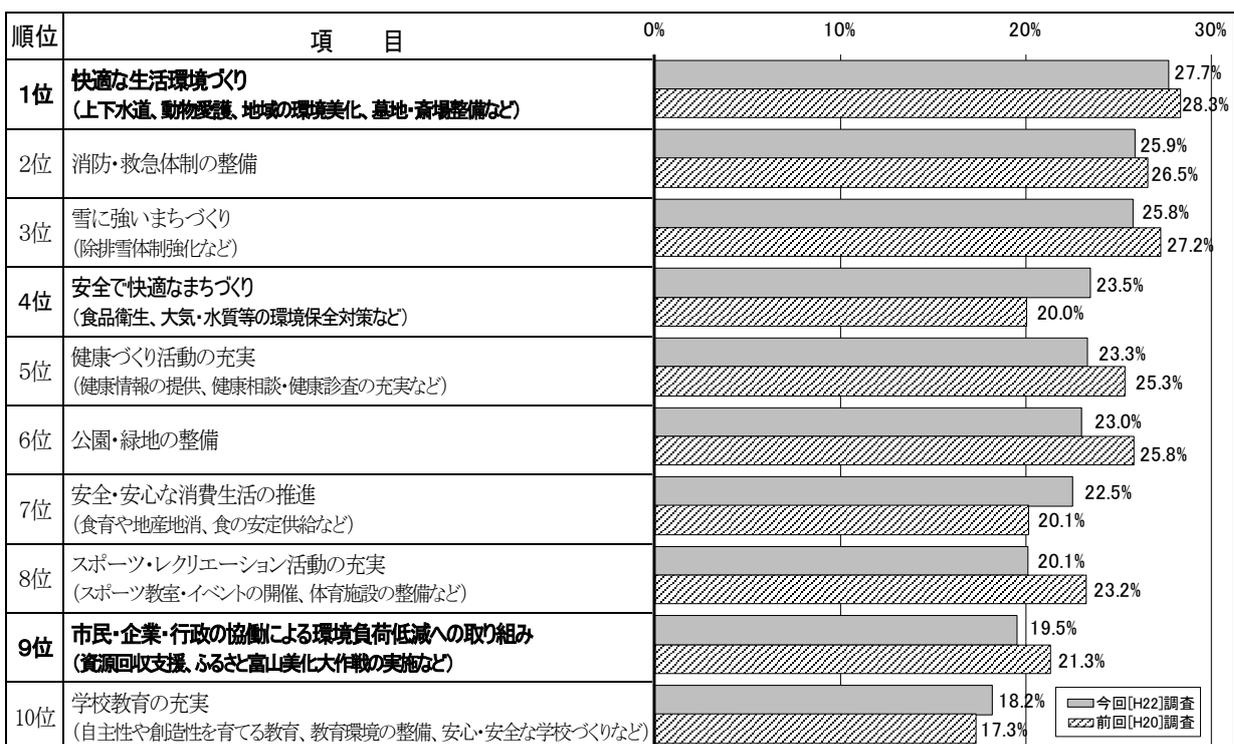
(ア) 施策の満足度／全体ランキング【単数回答】

62の施策それぞれにおける満足度の上位10位^{*1}を以下に示します。

ごみ分野に係る施策のうち、“快適な生活環境づくり”が1位(27.7%)、“市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み安全で快適なまちづくり”が9位(19.5%)でした。

また、今回[H22]調査と前回[H20]調査を比較すると、前回[H20]調査においても“快適な生活環境づくり”は1位となっており、“市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み安全で快適なまちづくり”においては10位から9位へと順位を上げています。

以上のことから、ごみ分野に係る施策については、満足度が高い結果となっています。



*1 6段階の回答(満足、ほぼ満足、普通、やや不満、不満、わからない)のうち、「満足」と「ほぼ満足」を合わせて『満足』、「やや不満」と「不満」を合わせて『不満』としており、『満足』の1位から10位を示している。

図3-1-17. 施策の満足度／全体ランキング

(イ) 今後のまちづくりの重点(まちづくりの目標別)【単数回答】

「まちづくりの目標」別に、今後、重点的に取り組むべきであると思う施策について尋ねました。以下に、ごみ分野に係る施策である「Ⅱ. すべてにやさしい安全なまち」の13施策における市民が考える重点的に取り組むべき施策の順位を以下に示します。

その結果、“快適な生活環境づくり”が7位(5.3%)、“循環型まちづくりの基盤整備”が8位(5.2%)、“市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み”が13位(2.5%)となっています。

また、今回[H22]調査と前回[H20]調査を比較すると、前回[H20]調査においても“快適な生活環境づくり”は7位となっています。一方、“循環型まちづくりの基盤整備”は、9位から8位へと順位を上げており、“市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み安全で快適なまちづくり”は、12位から13位へと順位を下げています。

以上の結果と「(ア) 施策の満足度/全体ランキング」においてごみ分野に係る施策の評価が高かったことから、市民にとって、ごみ分野に関してはある程度の満足を得られていることがうかがえます。

なお、参考として、“市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み安全で快適なまちづくり”と回答した人の居住地域別の集計結果をみると、「富山地域」や「婦中地域」といった都市部での回答が高くなる傾向があり、7地域のうち4地域においては選択した人がいない地域もある結果となっています。

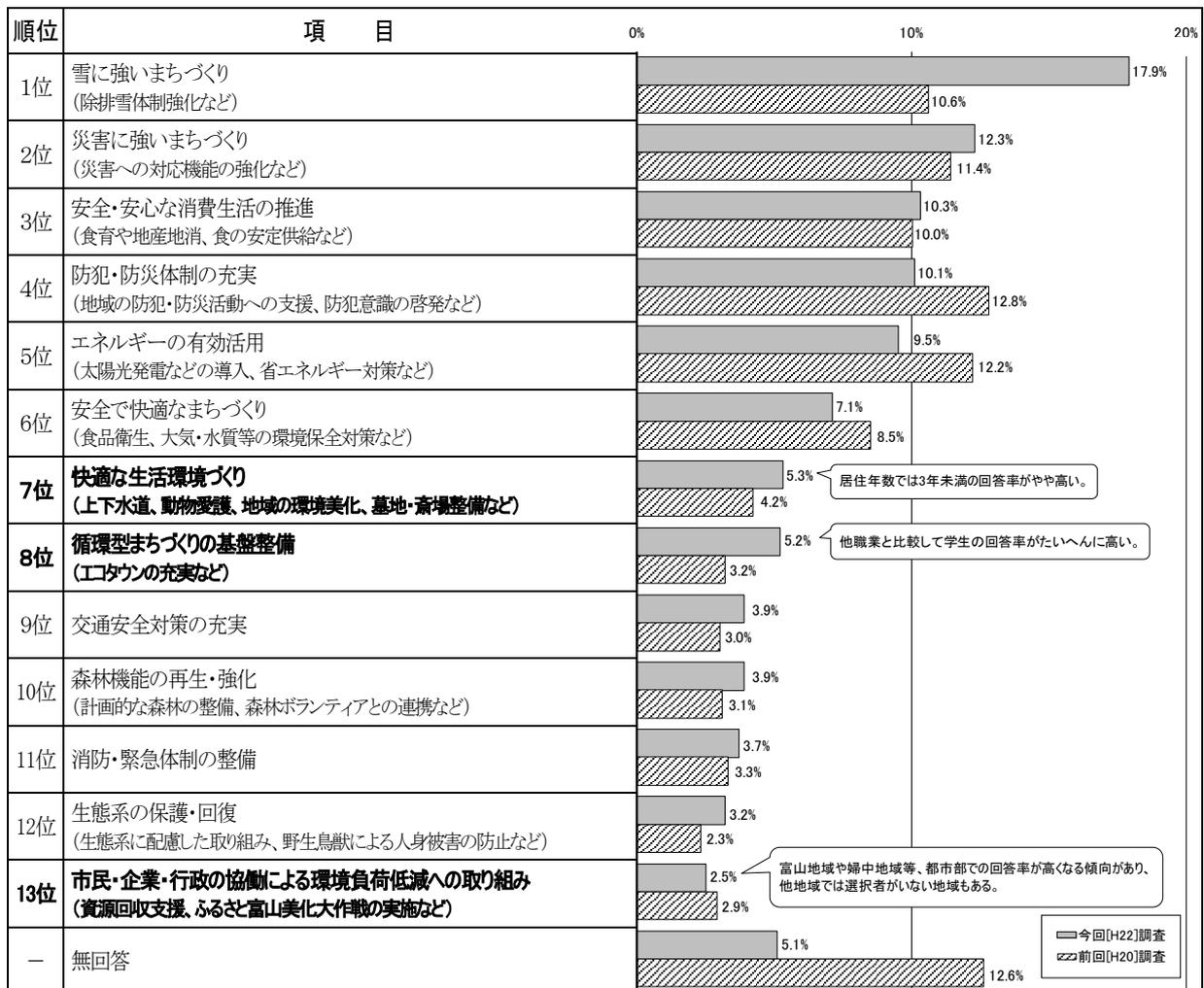


図3-1-18. 今後、重点的に取り組むべきであると思う施策について(まちづくりの目標別)

Ⅰ. 市民の普段の取り組み【複数回答】

本市では、市民が主体となった取り組みを促進し、新しい時代に持続的に対応できる市民と行政の協働のまちづくりを進めています。そこで、市民が普段から行っている取り組みについて、26項目を設定し、あてはまる取り組みについて尋ねました。

なお、26項目のうち、ごみ分野に係る項目は“地域の環境美化活動に協力している”、“分別排出を徹底するとともに、排出ごみの抑制に取り組んでいる”、“過剰包装を断るなどエコライフスタイルの推進に努めている”の3項目が該当します。

26項目のうち、上位10位までを以下に示します。

ごみ分野に係る項目のうち、“分別排出を徹底するとともに、排出ごみの抑制に取り組んでいる”が1位(52.5%)、“過剰包装を断るなどエコライフスタイルの推進に努めている”が4位(32.0%)、“地域の環境美化活動に協力している”が6位(29.4%)でした。

また、今回[H22]調査と前回[H20]調査を比較すると、前回[H20]調査においても“分別排出を徹底するとともに、排出ごみの抑制に取り組んでいる”は1位となっており、“過剰包装を断るなどエコライフスタイルの推進に努めている”も同様に4位、“地域の環境美化活動に協力している”においては7位から6位へと順位を上げています。しかしながら、前回[H20]調査結果と同様の順位であっても、今回[H22]調査結果では取組率が下がっていたりすることから、市民の意識が若干低下していることがうかがえます。

以上のことから、ごみ分野に係る項目についての市民の取組率は高い結果となっていますが、今後より一層取り組んでもらえるよう、普及・啓発に努めていく必要があります。

なお、参考として、“分別排出を徹底するとともに、排出ごみの抑制に取り組んでいる”と回答した人は、女性の方が男性より約10%多く、また“地域の環境美化活動に協力している”と回答した人は、50歳以上の方が多という特徴がみられました。

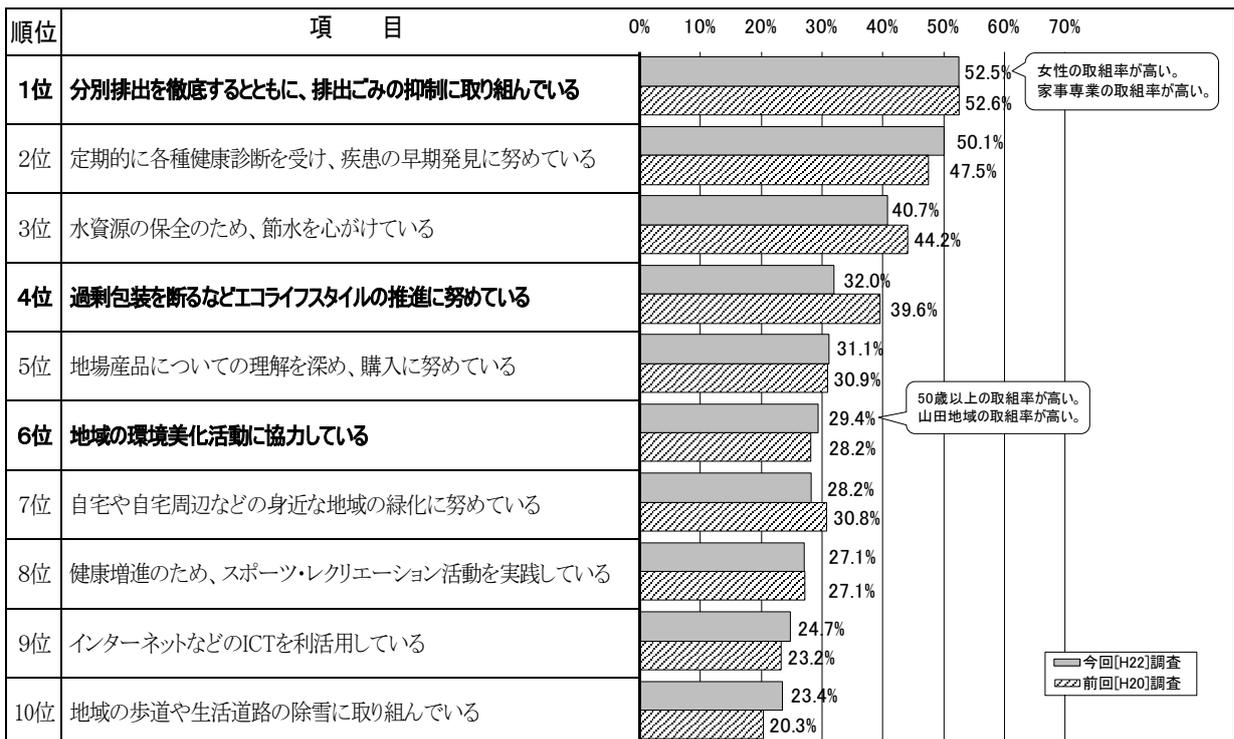


図3-1-19. 市民の普段の取り組みについて

(9) 課題の整理

本市のごみ処理の現状について、国等の動向を踏まえながら、循環型社会を形成する上で今後課題となる事項を抽出したものを表3-1-14に示します。

表3-1-14. 課題の整理

区 分	主 な 課 題
市民の課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発生・排出抑制の徹底 (2) リサイクルへの積極的な取り組み (3) 分別排出の徹底
事業者の課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自己処理責任の徹底 (2) 発生・排出抑制の徹底 (3) リサイクルへの積極的な取り組み
行政の課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみの発生量及び処理量に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 国の基本方針等を意識した戦略的な減量化等の目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の年間排出量及び1人1日平均排出量の削減 ○ 再生利用率（資源化率）の向上 ○ 最終処分量の削減 (2) 普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ① 3R^{*1}教育・学習の充実と情報発信・共有化の推進 ② 民間活動の支援及び人材の育成 (3) ごみの発生・排出抑制に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 市民一人ひとりの減量化意識を行動に繋げるためのしくみづくりの検討 (市民の自主的な取り組みへの支援、減量を促すため経済支援策の検討等) ② 事業者のごみ減量意識の向上と行動に繋げるためのしくみづくりの検討 (事業者の自主的な取り組みへの支援、事業系ごみの排出管理・指導の徹底等) ③ 適正なごみ処理費用の負担のあり方についての検討 (生活系ごみの有料化、処理施設への搬入手数料の検討) (4) 収集・運搬に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 分別排出ルールへの遵守・指導の徹底 ② 収集・運搬体制の効率化 ③ 市民満足度の高いごみ収集・運搬体制、高齢化社会に向けた収集体制の検討 ④ 収集・運搬時の環境負荷の低減 (5) 処理・処分 <ul style="list-style-type: none"> ① 再生利用率（資源化率）の向上に向けた処理・処分体系の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ 資源化が進んでいない生ごみの再生利用の推進 ○ 住民がより主体的に運営する回収活動の推進 ② 埋立処分量の削減に向けた処理・処分体系の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ 小型廃家電や不燃ごみに含まれる資源物の再生利用の推進 ○ 中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法の検討 (6) 管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> ① 公平性・透明性のある清掃事業の推進 ② 他行政機関との協力体制の確立 ③ 事業評価の実施 (7) その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 市庁舎等における率先した3Rの推進 ② 環境美化・生活環境保全の推進（不法投棄防止対策、不適正処理の防止等） ③ 災害廃棄物への対応 ④ 循環型ビジネスへの支援

*1 3R: **R**educe (リデュース=廃棄物を出さない)、**R**euse (リユース=再使用する)、**R**ecycle (リサイクル=再資源化する) の3つの語の頭文字をとった言葉。廃棄物をできるだけ出さず、使用済みの物を再使用や再利用にまわそうという、循環型社会をつくっていく上での基本的な考え方(次頁参照)。

3.2 ごみ処理基本計画

(1) 基本理念

後期計画の目指す基本理念は、次のとおりであり、当初計画より変更はありません。

『脱埋立都市とやま』に向けての挑戦

— 私たち1人ひとりのこころがけと行動で創りあげる循環型まちづくり —

『脱埋立都市とやま』は、排出者である私たち1人ひとりがごみ問題を意識するだけでなく、実際に行動に繋げていくことで、「埋め立てる」ごみを可能な限りゼロにし、最終的に環境への負荷が小さい循環型まちづくりを形成することを目的として定めたものです。

そのためには、市民・事業者等の協力のもとで、ごみ処理に係る問題意識を共有し、廃棄物処理の優先順位を徹底することが重要になります。そして、減量化意識を行動に繋げるためのしくみづくりや、ごみ処理・処分体系の見直し、「循環ビジネス」等の市場形成への支援・指導等の様々な施策について、できるところから段階的に講じていくことで、『脱埋立都市とやま』の形成を目指します。

基本理念の背景

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から脱却し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の実現に向けた取り組みが全国的に進められてきています。
- 「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を形成する上での**廃棄物処理の優先順位**を次のとおり法定化しました。そのため、地方自治体においてもこれらの優先順位に則った廃棄物行政の運営が求められています。
 - まず、できる限りごみの発生を抑制する **①発生抑制＝リデュース**
 - 次に、ごみとして排出されたものは、**②再使用(リユース)**、**③再生利用(リサイクル)**、**④熱回収(サーマルリサイクル)**の順で可能な限り循環的な利用を行う。
 - 最後にどうしても循環的な利用ができないものについては、**⑤適正な処分**を行う。
- 本市では、市民の協力のもと、空きびんの分別収集を昭和61年度(モデル地区での実施。なお、色別回収は平成7年8月)から開始して以来、分別品目を順次追加しながら、資源化の推進と埋立量の削減のため、現在の分別体制に移行してきました。
この結果、ごみの分別排出は市民に定着し、資源化の推進に大きな成果を上げています。

- しかしながら、社会経済活動やライフスタイルの多様化によって、排出されるごみが年々多様化し、資源化に対する社会的な要請が高まったことで、ごみ処理に要する経費も増大傾向にあります。
- また、本市では、循環型社会基盤施設の最終受け皿として重要な機能を果たしている山本一般廃棄物最終処分場を所有しており、ここでは、本市から排出される直接埋立物及び富山地区広域圏所管施設から排出される埋立物が処分されています。埋立残余容量率をみると、平成17年度末時点では約40%であったのに対して、平成21年度末時点では約25%まで減少しており、わずか4年間で全体容量の約15%（年間平均約4%）もの埋立物が処分されている状況にあります。このような状況を受け、ごみの減量化・資源化を推進し、埋立処分量を限りなくゼロに近づけていくための施策が必要となっています。
- これらの諸課題に対処するため、本市ではこれまでも廃棄物処理の優先順位に則り、“まず可能な限りごみの発生を抑制し、循環的な利用を推進する”という考え方をもとに施策の展開を推し進めてきましたが、今後は更に強力にごみの発生抑制、排出抑制を推し進めていく必要があります。
- しかし、こうした考えに基づく廃棄物行政の運営は、行政のみで対応できるものではなく、排出者となる市民や事業者においても、それぞれの立場で「資源を大切にし、かけがえのない地球環境や地域の豊かな自然環境を次世代の子孫に継承する」という精神を育みながら、その行動に責任を持ち、三者一体となる協働体制でごみの減量化・資源化に取り組んでいくことが重要になります。

(2) 基本方針

基本理念を実現していくためには、廃棄物処理の優先順位に基づく廃棄物行政の運営とともに、これらの仕組みを持続的に発展させるための基盤（しくみ・体制）を構築させることが必要になります。

これらの考えを踏まえ、後期計画における基本方針は、次のとおりであり、当初計画より変更はありません。

基本方針1	発生源からはじめるごみ減量の推進 — 発生抑制・再使用 —
基本方針2	多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 — 分別・再生利用 —
基本方針3	環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 — 適正処理・処分 —
基本方針4	計画の実現に向けた体制整備 — 体制・しくみづくり —

なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」(P.74以降)に示しています。

(3) 計画目標(数値目標)の設定

① 目標年度及び基準年度について

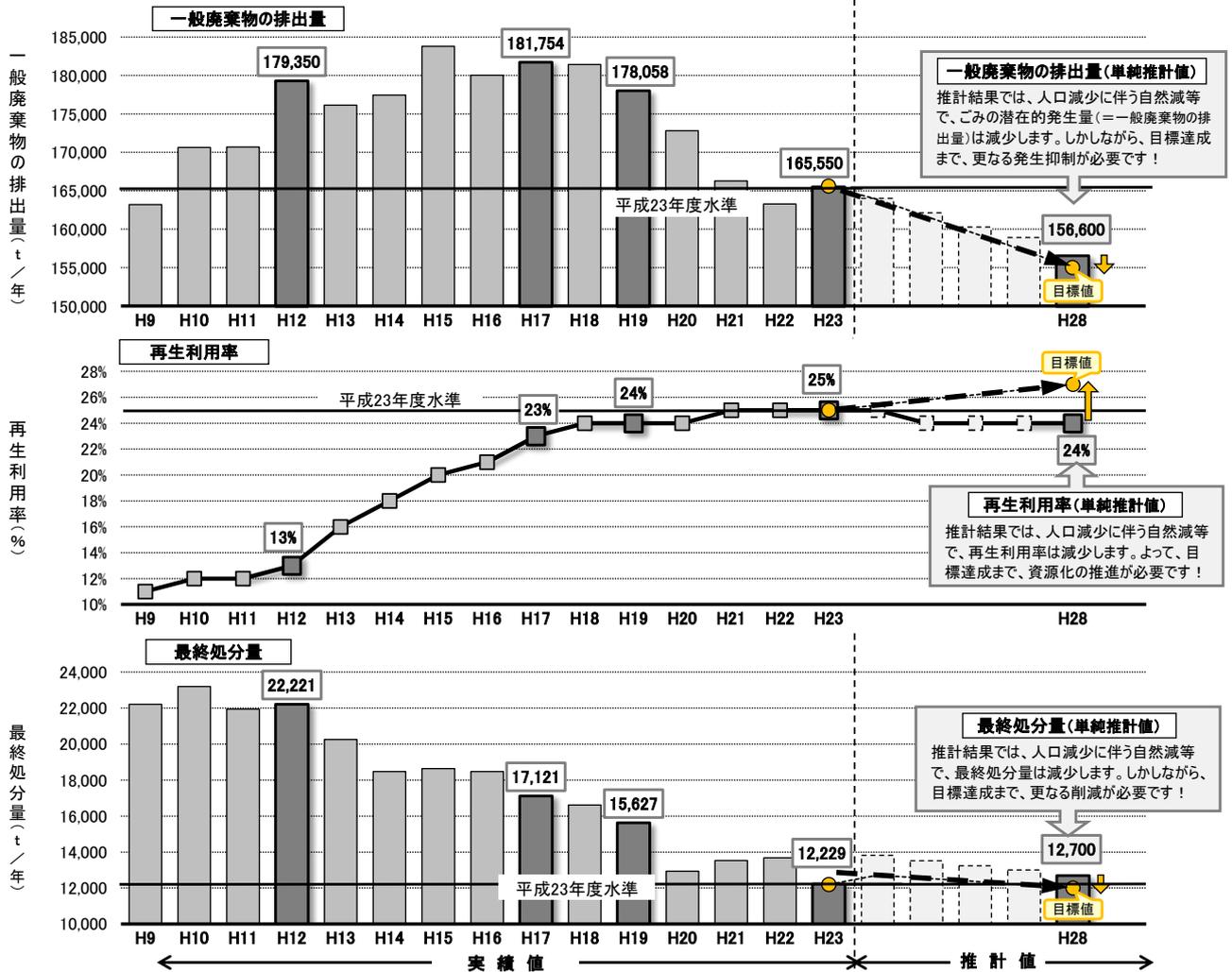
計画期間は平成24年度から平成28年度までの5年間とし、目標年度を平成28年度に設定します。
また、後期計画では、基準年度を平成19年度※1とします。

※1当初計画における計画期間の初年度を基準年度とした。

② ごみの潜在的発生量等の単純推計値(実績から単純推計した自然増減値)

下図は、平成9年度から平成23年度までの一般廃棄物の排出量の実績をもとに、これまでどおりの市民生活や事業活動を続けていった場合の単純推計結果を示したものです。

推計結果によると、ごみの潜在的発生量(=一般廃棄物の排出量)及び再生利用率(再生利用量)、最終処分量は、人口減少に伴う減量要素等により平成24年度以降減少していくが見込まれます。



項目	単位	実績値													推計値				
		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H28		
一般廃棄物の排出量	生活系ごみ※1	t/年	121,197	125,594	124,848	130,796	127,726	127,799	130,047	127,918	126,356	126,651	123,350	119,820	115,876	114,523	116,144	105,700	
	事業系ごみ	t/年	41,991	45,035	45,830	48,554	48,407	49,661	53,749	52,114	55,398	54,775	54,708	52,985	50,412	48,742	49,406	50,900	
	計	t/年	163,188	170,630	170,678	179,350	176,133	177,460	183,796	180,032	181,754	181,427	178,058	172,805	166,288	163,265	165,550	156,600	
	H19を「100%」とした場合	—	92%	96%	96%	101%	99%	100%	103%	101%	102%	102%	100%	97%	93%	92%	93%	88%	
再生利用量	年間量	t/年	18,264	19,953	19,851	24,212	28,778	31,175	36,147	37,211	40,997	42,758	42,753	41,555	41,090	40,091	40,857	37,100	
	再生利用率	%	11%	12%	12%	13%	16%	18%	20%	21%	23%	24%	24%	24%	25%	25%	25%	24%	
最終処分量	年間量	t/年	22,214	23,202	21,942	22,221	20,259	18,472	18,643	18,475	17,121	16,611	15,627	12,936	13,527	13,676	12,229	12,700	
	H19を「100%」とした場合	—	142%	148%	140%	142%	130%	118%	119%	118%	110%	106%	100%	83%	87%	88%	78%	81%	

注記1) 上記の見込み値は、生活系ごみは1人1日当たりの排出原単位 (g/人・日) を、事業系ごみは1日当たりの排出量 (t/日) を実績値とし、それらの実績をもとに最小二乗法による将来推計を行った結果を用いたものです。

注記2) 図中の「目標値」とは、次頁に示す国等で定めている「廃棄物の減量化等の目標」を達成するときの値です。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合があります。

※1資源集団回収を含む。



【 国等で定めている「廃棄物の減量化等の目標」との整合について 】

ごみ量は都市の規模等によって異なり、例えば人口の多い大都市ほど、排出される1人当たりのごみの量は多くなる傾向があります。

そこで、国では全国の平均的な目標として、循環型社会を形成するための「廃棄物の減量化等の目標」を定めています。これにより、地方自治体において目標を設定・評価する際には、地域の取り組み状況等を踏まえた上で、国の目標と照らし合わせつつ、今後の廃棄物処理の方向性を検証することが必要になります。

(富山県においても、県内の地域性を踏まえた上で、国の目標を見据えた数値目標を掲げています。)

このため、本市としても、これまで取り組んできたごみの減量化・資源化施策やごみ処理体系における課題等を踏まえた上で、基本理念である「脱埋立都市とやま」の実現にふさわしい数値目標を定める必要があります(数値目標の設定については、次頁を参照して下さい)。

■国の目標(案)

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更案(平成22年10月21日環境省報道発表資料)

《「二. 廃棄物の減量その他適正な処理に関する目標の設定に関する事項」より抜粋》

2 廃棄物の減量化の目標量

(1)一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状(平成19年度)に対し、平成27年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約20%から約25%に増加させるとともに、最終処分量を約22%削減する。

項目	【平成19年度：基準】		【平成27年度：目標】
排出量 ^{※1}	51 百万t/年	→	平成19年度に対し、約5%削減
再生利用量	10.3百万t/年(20%)		約25%に増加
最終処分量	6.4百万t/年		平成19年度に対し、約22%削減

^{※1}排出量には集団回収量を含む。

■富山県の目標(案)

「富山県廃棄物処理計画(とやま廃棄物プラン)」(平成24年3月 富山県、「第4章 第3節 1 一般廃棄物の目標」より、基準年度及び目標年度における数値のみ抜粋)

1 一般廃棄物の目標

一般廃棄物の数値目標については、国の基本方針に即して、排出量については、平成19年度の419千tに対し、平成27年度においては398千t(平成19年度に対し5%削減)に抑制することを目標とします。

また、再生利用量については、平成19年度の87千t(当該年度の排出量の21%)に対し、平成27年度においては99千t(同25%)に増加することを目標とします。

さらに、最終処分量については、平成19年度の49千tに対し、平成27年度においては38千t(平成19年度に対し22%削減)に抑制することを目標とします。

項目	【平成19年度：基準】		【平成27年度：目標】
排出量 ^{※2}	419 千t/年	→	398千t/年 [平成19比、5%減]
再生利用量	87 千t/年(21%)		99千t/年 [25%]
最終処分量	49 千t/年		38千t/年 [平成19比、22%減]

^{※2}排出量には集団回収量を含む。

③ 数値目標

ア. ごみの発生から処分までの目標

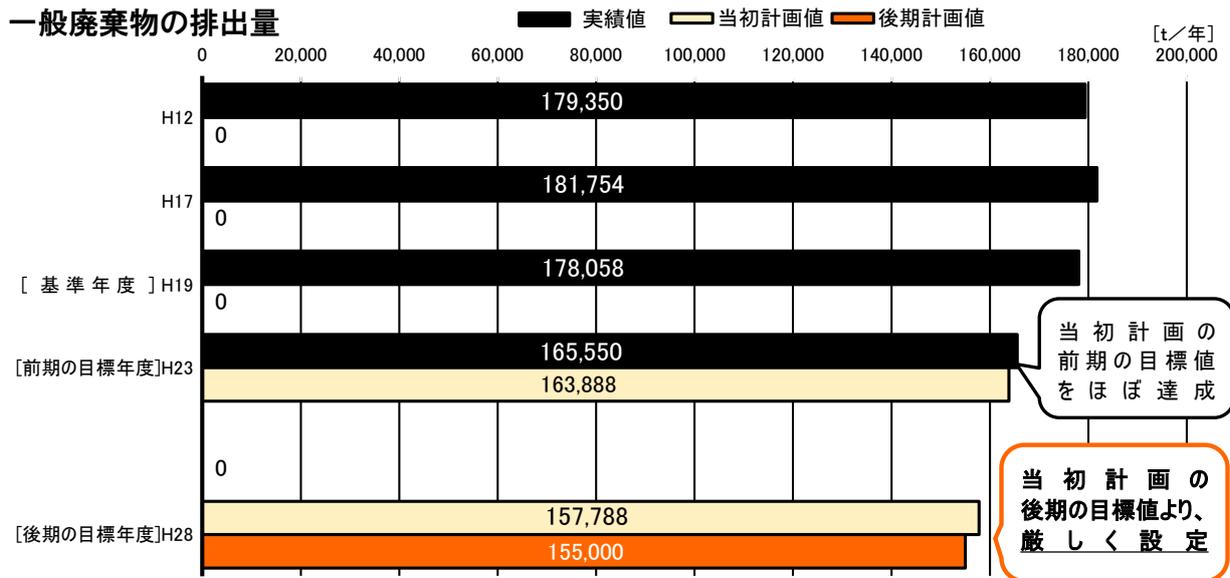
ごみの減量化・資源化を進めるためには、目標年度と数値目標を明確に設定した上で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと、積極的な取り組みを進めていくことが必要になります。

そこで、後期計画では、当初計画における一般廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量の各項目における目標を踏まえた次の目標を掲げます。なお、各項目の上段に当初計画の目標値（基準年度：平成12年度）を、下段に後期計画の目標値（基準年度：平成19年度）を示します。

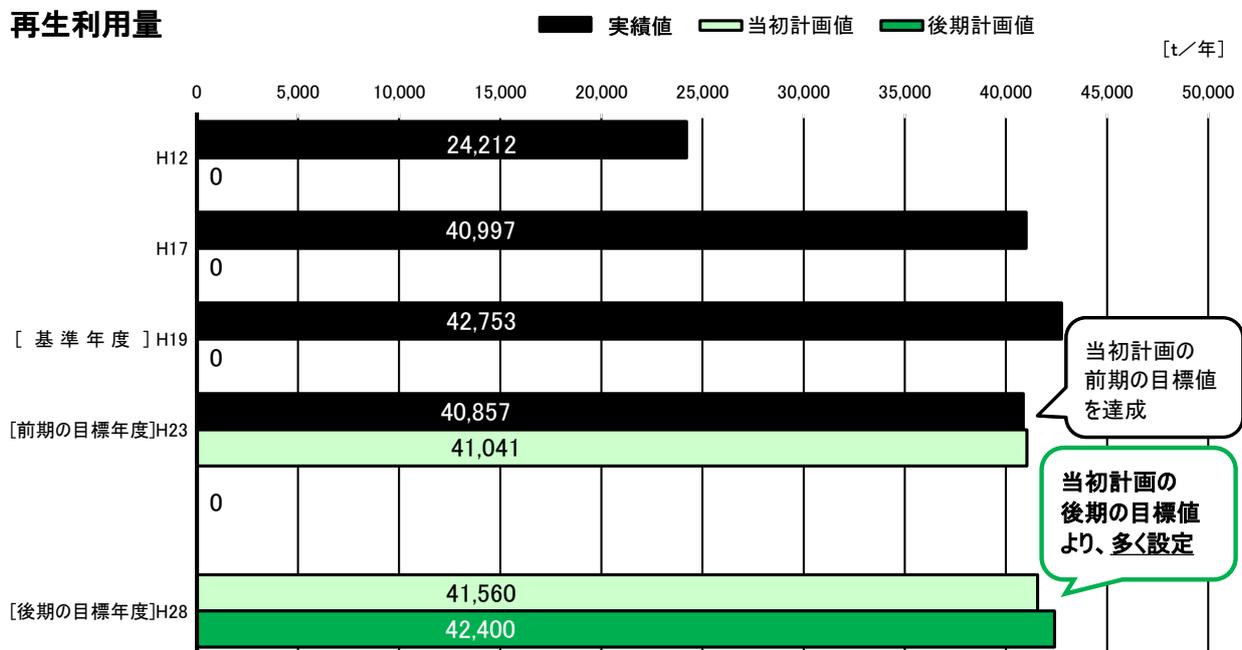
計画目標	実 績				目 標	
	平成12年度	平成17年度	平成19年度 [基準年度]	平成23年度 [前期の目標年度]	平成28年度 [後期の目標年度]	
減量化目標 ごみの発生抑制・再使用に対する取り組み目標	当初計画	基準年度[H12]に対して、H23までに9%、H28までに12%それぞれ削減します。				
		100として	97 (3%削減)	96 (4%削減)	91 (9%削減)	88 (12%削減)
	後期計画	基準年度[H19]に対して、H28までに12%以上削減します。				
		—	—	100として	93 (7%削減)	87 (13%削減)
		100として	101 (1%増加)	99 (1%削減)	93 (7%削減)	86 (14%削減)
	資源化目標 再生利用量に対する推進目標	当初計画	当該年度の再生利用率(資源化率)をH23までに25%に、H28までに26%にそれぞれ引き上げます。			
14%			19%	22%	25%	26%
後期計画		当該年度の再生利用率(資源化率)を、H28までに27%に引き上げます。				
		—	—	24%	25%	27%
最終処分量の削減目標 埋立量の削減目標	当初計画	基準年度[H12]に対して、H23までに40%、H28までに45%それぞれ削減します。				
		100として	77 (23%削減)	68 (32%削減)	60以下 (40%以上削減)	55以下 (45%以上削減)
	後期計画	基準年度[H19]に対して、H28までに23%削減します。				
		—	—	100として	78 (22%削減)	77 (23%削減)
		100として	77 (23%削減)	70 (30%削減)	55 (45%削減)	54 (46%削減)

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合がある。

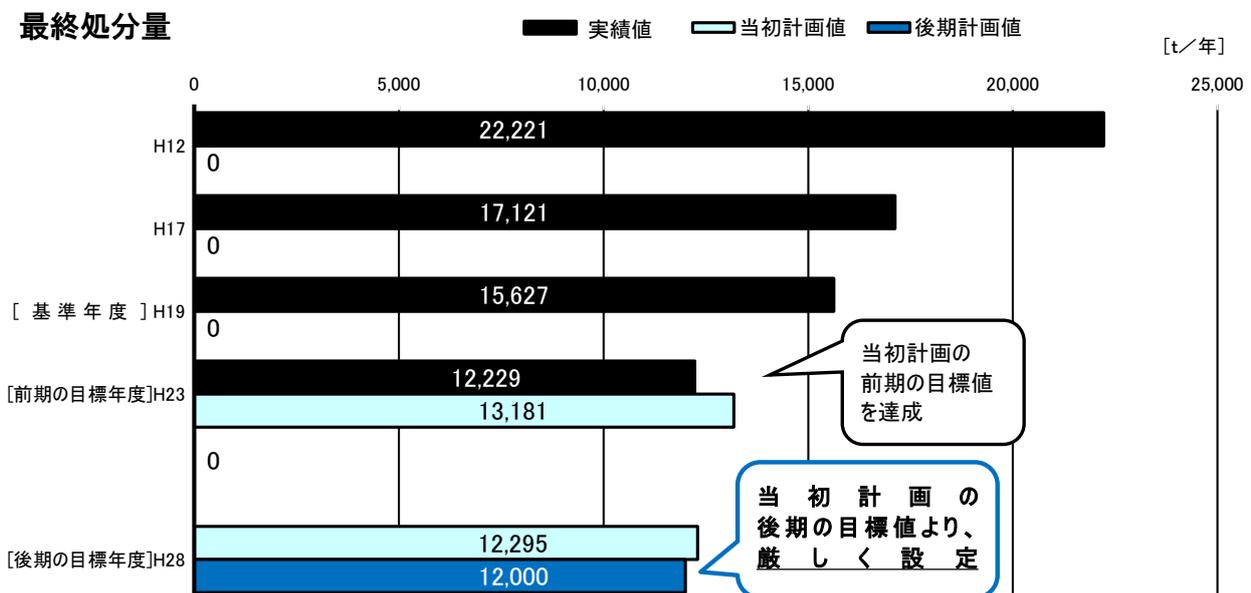
一般廃棄物の排出量



再生利用量



最終処分量



4. 各目標の内訳

『7. ごみの発生から処分までの目標』は、生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量を合わせた一般廃棄物の排出量の目標です。しかしながら、生活系ごみと事業系ごみとは、排出形態が異なります。

そこで、後期計画では、生活系ごみと事業系ごみ、それぞれにおける減量化・資源化施策の対策面からも、生活系ごみと事業系ごみのそれぞれの目標を明確にします。

■減量化目標の設定根拠〔一般廃棄物の排出量(総排出量=資源集団回収量+排出量)〕

A. 生活系ごみ

a. 市民1人1日当たりの総排出量〔g/人・日〕

前期の目標年度【平成23年度】の目標値(775.5g)に対し、平成19年度より年間平均1.5%減量した結果、平成23年度の実績値は753gとなり、目標を達成しています。したがって、減量効果が十分得られているものとしておりますが、今後は更なる減量化を目指し、後期の目標年度【平成28年度】の目標値を702g(平成19比:12%減)とします。

b. 年間総排出量〔t/年〕

前期の目標年度【平成23年度】の目標値(118,247t)に対し、平成19年度より6%減量した結果、平成23年度の実績値は116,144tとなり、目標を達成しています。したがって、減量効果が十分得られているものとしておりますが、今後は更なる減量化を目指し、後期の目標年度【平成28年度】の目標値を105,400t(平成19比:15%減)とします。

B. 事業系ごみ

a. 年間総排出量〔t/年〕

前期の目標年度【平成23年度】の目標値(45,641t)に対し、実績値は39,019tとなり、目標を達成していますが、更なる減量化を目指し、後期の目標年度【平成28年度】の目標値(可燃物のみの目標値)を37,000t(平成19比:21%減)とします。

なお、後期計画では、事業系資源物量を一般廃棄物量に含めることとしたことから、事業系資源物量12,700t【平成28年度】を加え、後期の目標年度【平成28年度】の目標値を49,600t(平成19比:9%減)とします。

A. 生活系ごみ

項目	単位	実績				目標
		H12	H17	H19 [基準年度]	H23 [前期の目標年度]	H28 [後期の目標年度]
[1]市民1人1日当たりの総排出量 (排出量+資源集団回収量)	g/人・日	852	822	801	753 (H19より6%減)	702 (H19より12%減)
[2]年間総排出量 (排出量+資源集団回収量)	t/年	130,796	126,356	123,350	116,144 (H19より6%減)	105,400 (H19より15%減)

B. 事業系ごみ

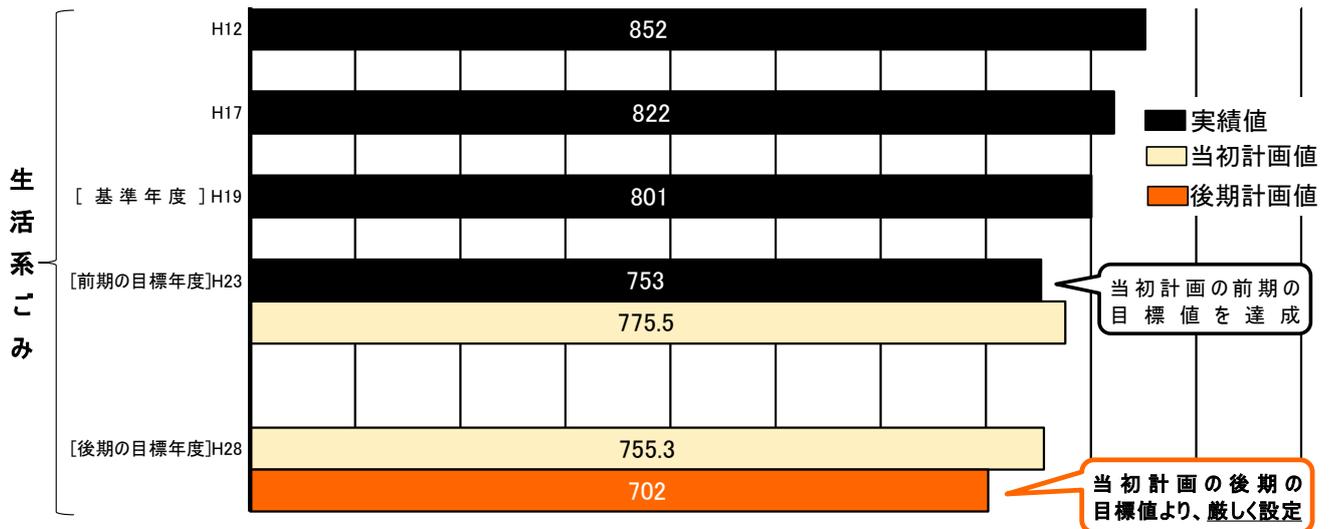
項目	単位	実績				目標
		H12	H17	H19 [基準年度]	H23 [前期の目標年度]	H28 [後期の目標年度]
[1]年間総排出量(排出量) [=[2]+[3]]	t/年	48,554	55,398	54,708	49,406	49,600
[2]事業系ごみ排出量 ^{※1}	t/年	48,554	47,539	46,672	39,019	37,000
[3]事業系資源物量 (後期計画より追加)	t/年	0	7,859	8,036	10,387	12,700

注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合がある。

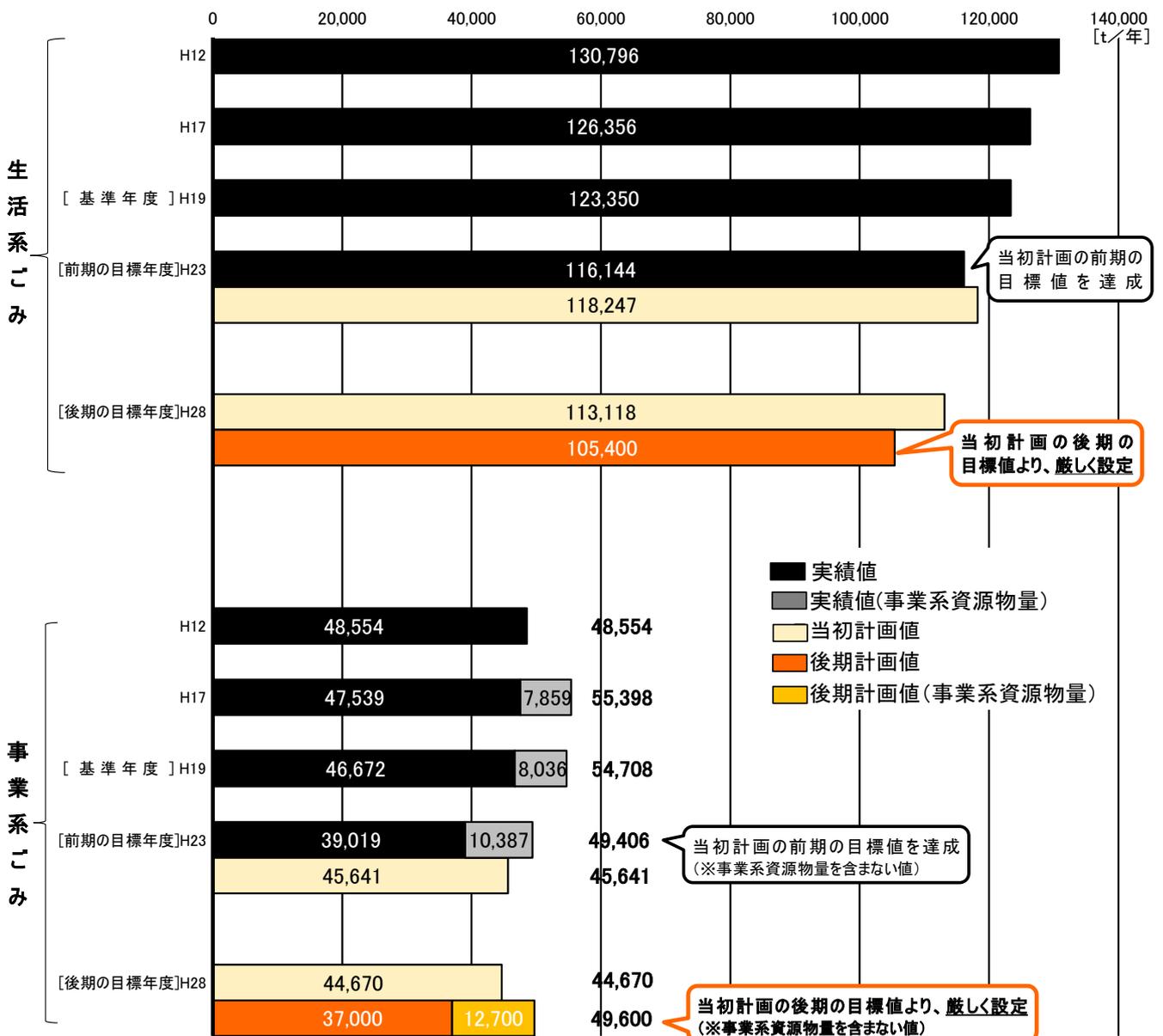
※1事業系可燃ごみのみ

市民1人1日当たりの総排出量

[g/人・日]



年間総排出量



注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合がある。

<この目標を達成するためには>

A. 生活系ごみ

○環境教育と啓発活動による意識改革の推進

- ・3R推進スクール事業
- ・「ごみ3R探検隊」事業
- ・「大人の3R探検隊」事業

○生活系ごみの発生抑制・再使用の推進

- ・金属資源物分別回収の調査・研究
- ・水切り運動の推進

B. 事業系ごみ

○事業系ごみ発生抑制・排出抑制の推進

- ・事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の指導
- ・先進的な取り組みについての研修会での紹介

■生活系ごみや事業系ごみの減量化に向けた新たな方策の調査・研究を行います。

本市の生活系ごみの収集・処理は、現在、全て税金により賄われていますが、ごみの発生抑制や再使用の推進、排出量に応じた負担の公平化、住民の減量意識の改革につながるものとして、生活系ごみの有料化は有効な手段の一つとなっています。

本市では、今後ごみの減量化を推進するため、市民1人1日当たりの排出量や焼却量の減量進捗等を踏まえながら、生活系ごみ有料化の導入是非に関する検討を進めます。また、導入する場合には、その時期や方法、徴収する金額等の調査・研究も行います。なお、生活系ごみの有料化は、市民負担につながることから、市民からの意見を徴収する等して、十分な議論を重ねるとともに、ごみ処理費用やごみ処理状況等に関する情報も公開していきます。

事業系ごみは、事業者の処理責任の考えを周知徹底した上で、ごみ処理負担の公平化を図る必要があります。このため、施設に必要な処理費用に応じて、搬入手数料の見直しに係る検討を適宜行います。また、その際には、ごみとして処理するよりも、発生抑制や資源化を進めた方が有利となるような経済的誘導手法も調査・研究していきます。



■減量化目標を達成するためには、各家庭及び各事業所におけるごみの発生抑制・再使用の取り組みが重要になります。

A. 生活系ごみ



およそ、卵1個分(60g)弱の重さに相当します。

目標の達成には、市民1人1日当たり、あと約 **50 g** の減量が必要になります。

①生ごみ(台所ごみ)

○手つかず食料品や調理くず、食べ残しを減らしましょう。

平成22年度現在、市民1人1日当たりで、手つかず食料品が約29g、調理くずが約130g、食べ残しが約26gの計185gがごみとして廃棄されています(茶がら等の食品外の生ごみは含まれていません)。

〔ごみ組成の内訳は、「富山県内における家庭系ごみの排出実態調査結果 平成23年3月 富山県」の「富山ブロック」の値を用いた推定値です。〕

○水切りネットの活用や、最初から濡らさない等の水切り運動に取り組みましょう。

生ごみの70～80%が水分といわれていることから、減量化に効果的です。

②容器包装類(紙製容器包装、プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん)

○マイバッグを持参し、不要なレジ袋は断りましょう。

○量り売りや皿売り等の食品を選んだり、使い捨て商品の利用を減らしましょう。

○本や文房具等の日用品を購入するときには、簡易包装を心がけましょう。

平成22年度現在、市民1人1日当たりで、資源物として収集した容器包装類が約51g、ごみとして廃棄された容器包装類が約51gの計102gが排出されています。

	資源回収分	ごみとして排出された分	計
内訳 ⇒ 紙製容器包装 【飲料用紙製容器【紙パック】、段ボール、紙製容器包装】	5 g	27 g	31 g
プラスチック製容器包装 【ペットボトル、プラスチック製容器包装】	23 g	18 g	40 g
金属缶(空き缶) 【スチール缶、アルミ缶】	7 g	2 g	9 g
ガラスびん(空きびん) 【無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他色ガラスびん】	17 g	3 g	20 g
計	51 g	51 g	102 g

〔ごみ組成の内訳は、「富山県内における家庭系ごみの排出実態調査結果 平成23年3月 富山県」の「富山ブロック」の値を用いた推定値です。〕

①と②だけで、計 **287g (=185g+102g)** がごみとして排出されています。この中から1/5のごみを減らすことで、**57g** の減量が行うことができます。

この他、「生ごみを堆肥化し、家庭用菜園やガーデニング等で利用する」「着られなくなった服や、不要になった品物をフリーマーケットに出品したり、知人に譲ったりする」等することで、更なるごみの減量が行えます。

B. 事業系ごみ

目標の達成には、事業所全体で、あと年間約 **200 t** の減量が必要になります。

○「拡大生産者責任」の考え方を理解し、設計・仕入・製造・販売・流通の各工程を見直す等して、発生抑制や再生を考慮した生産構造への転換を進めましょう。

○各事業所におけるごみ出しのルール(分別品目や保管場所等)を事業所全体で認識し、また、分別したごみの重量を継続的に把握していくことで、ごみの減量に対する意識を高めていきましょう。

■資源化目標の設定根拠〔再生利用率〕

A. 生活系再生利用率〔%〕

前期の目標年度【平成23年度】の目標値（25%）に対し、実績値も26%となり、目標を達成しています。

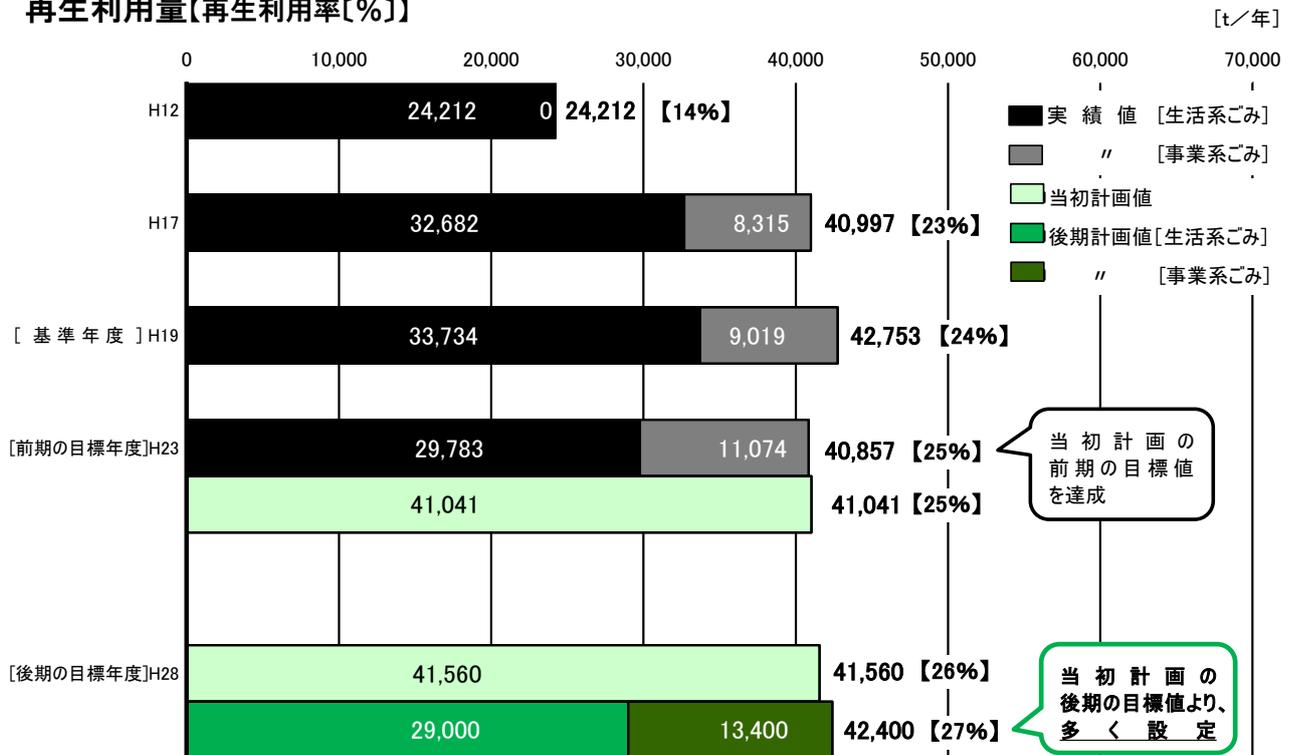
したがって、資源化が十分進んでいるものと判断し、今後もこれまでの資源化施策に取り組んでいくことで、後期の目標年度【平成28年度】の目標値を27%（平成19比：2%増）に向上させることとします。

B. 事業系再生利用率〔%〕

前期の目標年度【平成23年度】の目標値（25%）に対し、実績値は22%となりました。

したがって、今後は、更なる事業系資源物の推進に注力することで、後期の目標年度【平成28年度】の目標値を生活系並みの27%（平成19比：4%増）に向上させることとします。

再生利用量〔再生利用率〔%〕〕



注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合がある。

項目	実績				目標
	H12	H17	H19 [基準年度]	H23 [前期の目標年度]	H28 [後期の目標年度]
再生利用率〔計〕	14%	23%	24%	25%	27%
生活系再生利用率	19%	26%	27%	26%	27%
事業系再生利用率	0%	15%	16%	22%	27%

再生利用率 = 再生利用量 / 一般廃棄物の排出量

<この目標を達成するためには>

A. 生活系再生利用量

○生ごみリサイクル事業の推進

- ・平成18年度（1地区）より実施された家庭から排出される生ごみの回収地区を平成27年度には14地区（平成23年度現在10地区）まで拡大
- ・平成28年度以降は、実施対象地区における生ごみ回収量を順次拡大予定（平成28年度の年間回収見込み量は、1,800 t）

○小型廃家電リサイクルモデル事業の推進

- ・平成28年度の年間回収見込み量は80 t以上

○資源集団回収による古布等の固形燃料化事業の推進

○住民がより主体的に運営する回収活動の推進

○不燃ごみの資源化の推進

- ・不燃ごみの位置付けを資源物へ変更

○直接資源化の推進

- ・生ごみの資源化事業の拡大 [富山市エコタウンの活用]
- ・資源物ステーション（拠点回収）による布類の回収の推進
- ・側溝汚泥の再生事業の拡大 [再生土として活用]
- ・廃食用油の回収の推進

○処理後再生利用の資源化手法の確立

- ・富山地区広域圏クリーンセンター及び富山地区広域圏リサイクルセンターとの連携による処理残渣物の減量化・資源化手法の確立

B. 事業系再生利用量

○民間による事業系資源物回収の推進

○事業所訪問による資源化の啓発

○処理後再生利用の資源化手法の確立（上記、生活系再生利用量と同様）



■資源化目標の達成には、各家庭及び各事業所における「資源物の分別排出の徹底」が重要になります。

A. 生活系再生利用量

目標の達成には、市民1人1日当たり 約 193 g[H28時点]の資源化が必要になります。

資源物の分別排出ルールは、これまでも浸透が図られてきていますが、まだ資源物が可燃ごみや不燃ごみに混ざって廃棄されている状況にあります（現在、資源物として収集した容器包装類は約51g、ごみとして廃棄された容器包装類は約51gであり、半分の容器包装類がごみとして廃棄されている。）。

その要因の一つとして、分別排出ルールをきちんと守っている人とそうでない人がいることがあります。このため、本市では、今後も引き続き、定められた分別排出ルールを周知徹底する啓発・指導を行ってまいります。分別排出の手に応じた負担の公平化につながる方策についても、「家庭ごみの減量化に向けた新たな方策（家庭ごみの有料化等）」の検討とともに進めてまいります。

○家庭から回収する資源化目標量について 【資源集団回収分+分別収集（拠点回収分含む）分】

項目	単位	実績				目標
		H12	H17	H19 [基準年度]	H23 [前期の目標年度]	H28 [後期の目標年度]
[1]市民1人1日当たりの資源化目標量	g/人・日	158	213	219	193 (H19より12%減)	193 (H19より12%減)
[2]年間資源化目標量	t/年	24,212	32,682	33,734	29,783 (H19より12%減)	29,000 (H19より14%減)

※表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合があります。

B. 事業系再生利用量

目標の達成には、事業所全体で年間 約 13,400 t[H28時点]の資源化が必要になります。

○事業所から回収する資源化目標量について

項目	単位	実績				目標
		H12	H17	H19 [基準年度]	H23 [前期の目標年度]	H28 [後期の目標年度]
[1]年間資源化目標量	t/年	0	8,315	9,019	11,074 (H19より23%増)	13,400 (H19より49%増)

※表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合があります。



■資源物の重さはどれくらい？

前頁には、市民の皆さんが取り組む「1人1日当たりの資源化目標量」を掲げました。これらの資源化に取り組む方法は、各家庭によって異なることから、ここでは資源物回収の目安として、品目毎に目安の重さ（g）を表示しました。

資源化の取り組みを行う際の目安として、お役立て下さい。

古紙(新聞紙、雑誌、チラシ)		
主な品目	単位重量g(目安)	
新聞紙 (朝刊/夕刊1日分)	160程度、40程度	
折り込みチラシ (1日分)	110 ~ 200	
雑誌 (少年週刊誌1冊)	620 ~ 650	
雑誌 (週刊誌 1冊)	410 ~ 450	
単行本 (1冊)	210 ~ 740	
文庫本 (1冊)	100 ~ 310	
(内側が銀紙やアルミでコーティングされたものは除きます)		

布 類		
主な品目	単位重量g(目安)	
シャツ・ブラウス (1枚)	110 ~ 180	
ズボン・スカート (1枚)	200 ~ 410	
トレーナー (1枚)	300 ~ 450	
寝間着 (上下1着)	400 ~ 580	
シーツ・布団カバー (1枚)	440 ~ 1,040	
座布団カバー・枕カバー (1枚)	80 ~ 140	

紙製容器包装(紙パック、段ボール、紙箱・包装紙)		
区分	主な品目	単位重量g(目安)
紙パック	牛乳パック (1L用1本)	33程度
	ジュースパック (1L用1本)	33程度
段ボール	みかん箱~贈答品箱	500 ~ 600
箱 類	食料品等の外箱 (1箱)	4 ~ 110
	靴箱 (1箱)	163 ~ 210
	化粧品の外箱 (1箱)	8 ~ 350
	たばこの外箱 (1箱)	7 ~ 10
	ティッシュ箱 (1箱)	34 ~ 40
包装紙類	購入店や贈答品等の包装紙 (1枚)	14 ~ 30
袋	購入店や贈答品等の紙袋 (1袋)	33 ~ 110
缶・カップ類	菓子の缶(紙筒) (1個)	12 ~ 20
	紙カップ (1個)	4 ~ 9
ふ た 類	菓子等の容器のふた (1枚)	4 ~ 7
トレイ等 そ の 他	食品トレイ (1個)	4 ~ 20
	菓子箱の中敷き・台紙等 (1枚)	29 ~ 53
	洋服等の中敷き (1個)	30程度

ペットボトル		
主な品目	単位重量g(目安)	
飲料用ペットボトル 500ml (1本)	28 ~ 35	
飲料用ペットボトル 1.5L (1本)	62程度	
飲料用ペットボトル 2.0L (1本)	60 ~ 75	
醤油用ペットボトル 1.0L (1本)	40程度	
(キャップや外側のラベルは外し、プラ スチック容器包装に出して下さい。)	キャップ	:3g程度
	ラベル	:3g程度

プラスチック容器包装		
区分	主な品目	単位重量g(目安)
カップ・ パック類	卵パック (1ケース)	10 ~ 21
	食品容器 (野菜・果物・豆腐・菓子等) (1ケース)	6 ~ 10
	コンビニ等の弁当容器 (1個)	11 ~ 41
	冷菓子等のカップ (1個)	7 ~ 18
	カップ麺の容器 (1個)	8 ~ 21
トレイ類	野菜・果物・総菜・冷凍食品等 (1個)	2 ~ 20
ボトル類	台所用や風呂用洗剤等の容器 (1個)	23 ~ 210
	洗濯液容器 (1個)	43 ~ 200
	シャンプー・リンス容器 (1個)	27 ~ 79
ポリ袋・ ラップ類	スーパーのレジ袋 (1袋)	3 ~ 15
	菓子・パン・野菜・ラーメン袋 (1袋)	2 ~ 7
	菓子箱等の外装用フィルム (1袋)	2以下
	洗剤等の詰め替え用容器 (1袋)	7 ~ 20
パック等 容 器	ウエットティッシュケース (1箱)	51 ~ 80
	歯ブラシ、電池、化粧品ケース (1箱)	4 ~ 15
緩衝材	われもの等の梱包材	65 ~ 120

缶 (1本当り)		
主な品目	単位重量g(目安)	
スチール缶 ・飲料用缶(190ml, 250ml, 280ml)	36, 42, 29	
アルミ缶 ・ビール缶(250ml, 350ml, 500ml, 2L) ・飲料用缶(350ml, 500ml)	15, 16, 19, 83 18, 23	

ガラスびん (1本当り)		
主な品目	単位重量g(目安)	
乳酸飲料・清涼飲料びん	120 ~ 360	
ウイスキー・ワインびん	330 ~ 620	
ビールびん (大, 中, 小)	260, 340, 600	
一升びん (1.8L 日本酒・醤油等)	950 ~ 970	
調味料びん (酢・みりん・つゆ・ジャム等)	56 ~ 300	

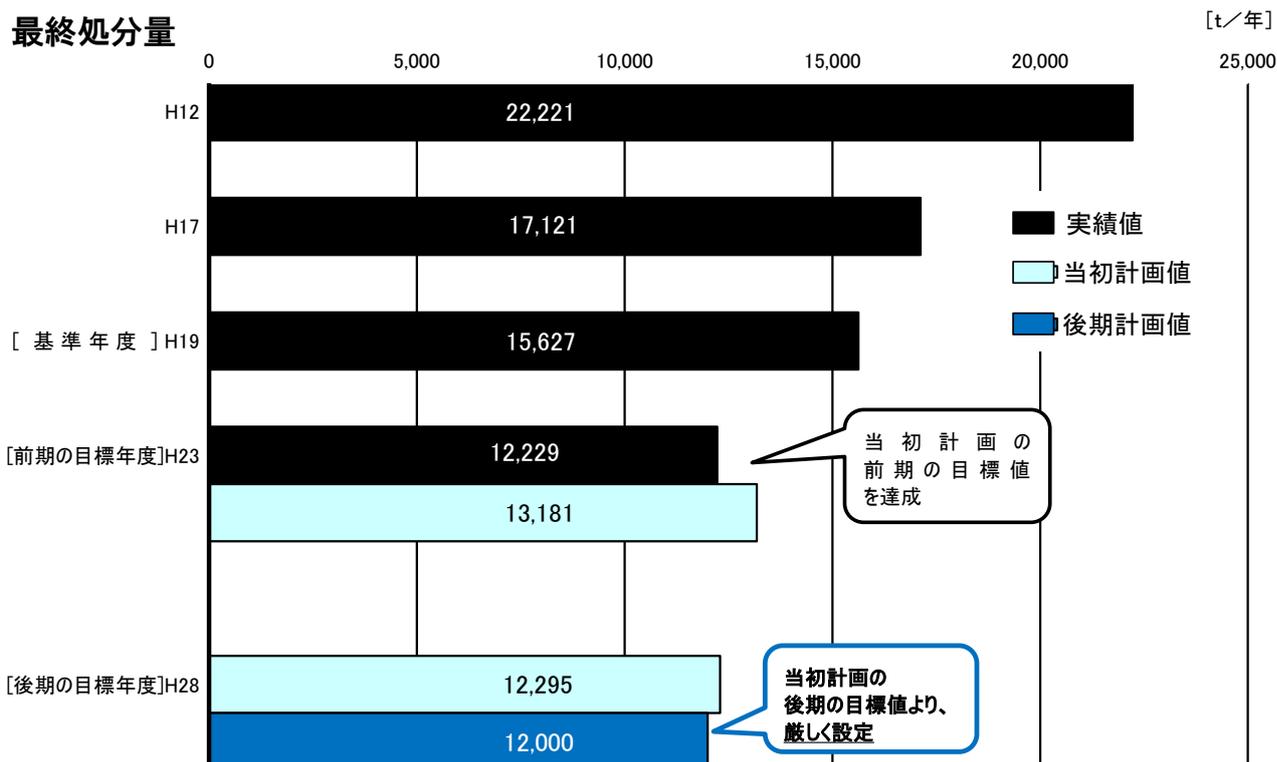
※② いずれの品目も、汚れのとれないものやとれにくいものは、これまでと同様にごみとして出して下さい。

■最終処分量の削減目標の設定根拠

前期の目標年度【平成23年度】の目標値（13,181 t）に対し、実績値は12,229 t となり、目標を達成しています。

しかしながら、富山地区広域圏クリーンセンターから排出される最終処分対象物量^{※1}は、溶融炉の稼働状況によって大きく変動することから、今後もより一層のごみの減量や資源化を更に推し進め、後期の目標年度【平成28年度】の目標値を12,000 t（平成19比：23%減）とします。

※1 再利用できないスラグ、細粒灰や不燃物、灰処理物（集塵灰処理物や溶融飛灰処理物）



項目	単位	実績				目標
		H12	H17	H19 [基準年度]	H23 [前期の目標年度]	H28 [後期の目標年度]
年間最終処分量	t/年	22,221	17,121	15,627	12,229 (H19より22%減)	12,000 (H19より23%減)

注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値等が一致しない場合がある。

<この目標を達成するためには>

- 側溝汚泥の再生事業の拡大[再生土として活用]（生活系再生利用量と同様[P.69参照]）
- 小型廃家電リサイクルモデル事業の推進（生活系再生利用量と同様[P.69参照]）
- 処理後再生利用の資源化手法の確立（生活系及び事業系再生利用量と同様[P.69参照]）

ウ. 計画フレーム

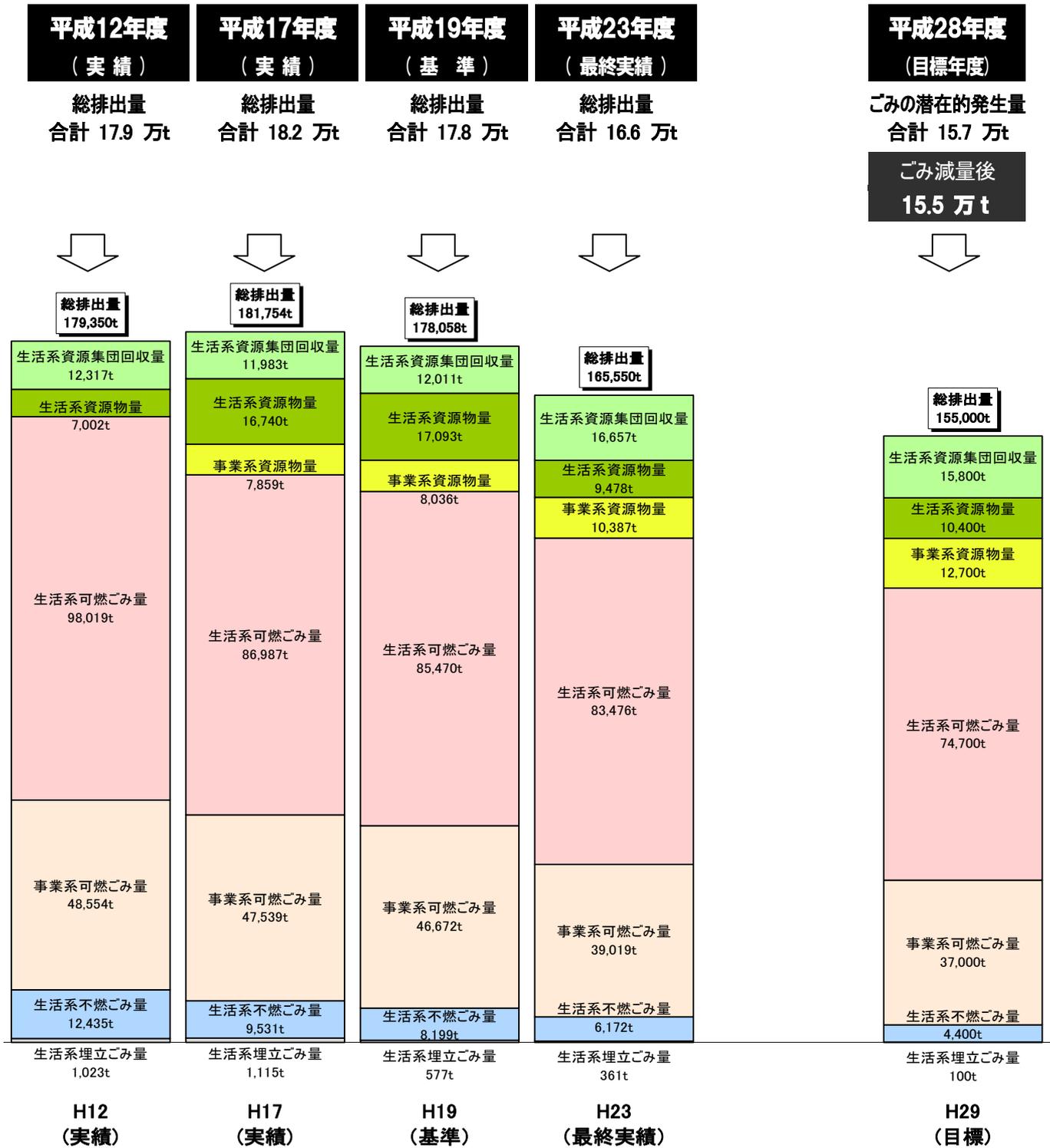
項目	単位	実績				将来見込み H28			
		H12	H17	H19	H23				
計画処理区域内人口	人	420,804	421,239	420,991	421,630	411,119			
1 総排出量 (一般廃棄物排出量)	生活系ごみ	t/年	130,796	126,356	123,350	116,144	105,400		
	事業系ごみ	t/年	48,554	55,398	54,708	49,406	49,600		
	計	t/年	179,350	181,754	178,058	165,550	155,000		
2 資源集団回収量	t/年	12,317	11,983	12,011	16,657	15,800			
3 ごみ排出量	生活系ごみ	資源物	t/年	7,002	16,740	17,093	9,478	10,400	
		可燃ごみ	t/年	98,019	86,987	85,470	83,476	74,700	
		不燃ごみ	t/年	12,435	9,531	8,199	6,172	4,400	
		埋立ごみ	t/年	1,023	1,115	577	361	100	
		小計	t/年	118,479	114,373	111,338	99,487	89,600	
	事業系ごみ	資源物	t/年	0	7,859	8,036	10,387	12,700	
		可燃ごみ	t/年	48,554	47,539	46,672	39,019	37,000	
		小計	t/年	48,554	55,398	54,708	49,406	49,600	
		計	t/年	167,033	169,770	166,046	148,893	139,300	
		4 計画処理量	t/年	167,033	169,770	166,046	148,893	139,300	
5 直接資源化量	生活系ごみ	t/年	2,668	12,641	13,200	5,861	7,000		
	事業系ごみ	t/年	0	7,859	8,036	10,387	12,700		
	計	t/年	2,668	20,500	21,236	16,248	19,700		
6 中間処理量	クリーンセンター	焼却処理量	t/年	146,573	134,526	132,142	122,495	111,700	
		不燃物処理量	t/年	12,435	9,531	8,199	6,172	4,400	
	リサイクルセンター	資源物処理量	t/年	4,334	4,099	3,893	3,617	3,400	
		計	t/年	163,342	148,156	144,233	132,284	119,400	
7 処理残渣量	t/年	30,428	24,525	24,560	19,825	18,700			
8 処理後再生利用量	生活系	クリーンセンター	スラグ、メタル	t/年	0	862	1,855	1,501	1,500
		リサイクルセンター	金属類	t/年	4,893	3,097	2,776	2,147	1,300
			容器包装資源物	t/年	4,334	4,099	3,893	3,617	3,400
	小計	t/年	9,227	8,058	8,523	7,265	6,200		
	事業系	クリーンセンター	スラグ、メタル	t/年	0	456	983	687	700
		計	t/年	9,227	8,514	9,506	7,952	6,900	
9 処理後最終処分量	生活系	クリーンセンター	焼却残渣物	t/年	11,214	8,164	8,000	6,541	7,000
		リサイクルセンター	破碎後の不燃残渣物	t/年	4,595	3,530	2,815	2,335	1,400
		小計	t/年	15,809	11,694	10,815	8,876	8,400	
	事業系	クリーンセンター	焼却残渣物	t/年	5,393	4,317	4,239	2,997	3,400
計	t/年	21,201	16,011	15,055	11,873	11,800			
10 減量化量	t/年	132,914	123,631	119,673	112,459	100,700			
11 直接最終処分量	生活系	t/年	1,020	1,110	573	356	100		
12 自家処理量	t/年	48,554	55,398	54,708	0	0			
13 総資源化量 (再生利用量)	生活系	資源集団回収量	t/年	12,317	11,983	12,011	16,657	15,800	
		直接資源化量	t/年	2,668	12,641	13,200	5,861	7,000	
		処理後再生利用量	t/年	9,227	8,058	8,523	7,265	6,200	
	小計	t/年	24,212	32,682	33,734	29,783	29,000		
	事業系	直接資源化量	t/年	0	7,859	8,036	10,387	12,700	
		処理後再生利用量	t/年	0	456	983	687	700	
		小計	t/年	0	8,315	9,019	11,074	13,400	
計	t/年	24,212	40,997	42,753	40,857	42,400			
14 総最終処分量 (埋立量)	生活系	直接最終処分量	t/年	1,020	1,110	573	356	100	
		処理後最終処分量	t/年	15,809	11,694	10,815	8,876	8,400	
		小計	t/年	16,829	12,804	11,388	9,232	8,600	
	事業系	処理後最終処分量	t/年	5,393	4,317	4,239	2,997	3,400	
計	t/年	22,221	17,121	15,627	12,229	12,000			
15 再生利用率	生活系	%	19%	26%	27%	26%	27%		
	事業系	%	0%	15%	16%	22%	27%		
	計	%	14%	23%	24%	25%	27%		
16 最終処分率	生活系	%	14%	11%	10%	9%	10%		
	事業系	%	11%	8%	8%	6%	7%		
	計	%	13%	10%	9%	8%	9%		
17 数値目標の進捗状況	減量化目標(一般廃棄物の年間排出量)	H19を100%	101%	102%	100%	93%	87%		
	資源化目標(再生利用率)	%	14%	23%	24%	25%	27%		
	最終処分量の削減目標(年間埋立量)	H19を100%	142%	110%	100%	78%	77%		

市民1人1日平均ごみ量

18 一般廃棄物の排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	g/人・日	1,168	1,182	1,156	1,073	1,033
19 再生利用量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	g/人・日	158	267	277	265	282
20 最終処分量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	g/人・日	145	111	101	79	80

注記1) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記2) 「NO.14 総最終処分量(埋立量)」で示した値は富山市分のみ値



(4) 基本方針に基づく施策の展開

後期計画の計画目標(数値目標)を達成するために、市(行政)が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

基本方針	項目	主な施策	
1 発生源からはじめるごみ減量の推進 【発生抑制・再使用】	環境教育と啓発活動による意識改革の推進	①環境教育・環境学習の充実 ②PR・啓発活動の展開 ③自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成	
	「ごみを作らない・出さない」行動の推進	生活系ごみの発生抑制・再使用の推進	①生活系ごみ減量化の新たな方策の調査・研究 ②補助金等による経済的な支援 ③生ごみの減量化を促進するための事業 ④不用品等の再使用促進のための啓発・支援 ⑤容器包装類の削減のための啓発・支援
		事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進	①事業所の自主的な取り組みの奨励 ②事業系ごみ減量化の新たな方策の調査・研究 ③過剰包装削減のための啓発
		市(行政)のごみの発生抑制・排出抑制の推進	①市庁舎等の行政施設における3Rの推進 ②市主催の催事場等における3Rの推進
2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】	生活系ごみの分別排出ルール遵守の徹底	①分別排出ルール遵守のための啓発 ②指導の徹底 ③違反ごみ等への対応	
	事業系ごみの排出管理の徹底	①指導・啓発の徹底 ②新たな資源化促進制度導入の検討 ③小規模事業所に対する排出の指導 ④焼却施設における展開検査の実施	
	品目別の資源化の推進	①容器包装類の資源化事業の推進 ②古紙類の資源化事業の推進 ③古布類の資源化事業の推進 ④生ごみの資源化事業の推進 ⑤側溝汚泥の資源化事業の推進 ⑥剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進 ⑦食品廃棄物の資源化事業の推進 ⑧「富山市バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業の推進 ⑨その他資源化事業の推進	
	循環型ビジネスへの支援	①民間施設の活用と施設整備の推進 ②再生品の利用拡大 ③資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供	

基本方針	項目	主な施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">【適正処理・処分】</p>	<p>【再掲】生活系ごみの分別排出ルール遵守の徹底</p>	<p>①【再掲】分別排出ルール遵守のための啓発</p> <p>②【再掲】指導の徹底</p> <p>③【再掲】違反ごみ等への対応</p>
	<p>【再掲】事業系ごみの排出管理の徹底</p>	<p>①【再掲】指導・啓発の徹底</p> <p>②【再掲】新たな資源化促進制度導入の検討</p> <p>③【再掲】小規模事業所に対する分別排出の指導</p> <p>④【再掲】焼却施設における展開検査の実施</p>
	<p>収集・運搬計画</p>	<p>①効率的な収集・運搬体制の整備</p> <p>②市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備</p> <p>③環境にやさしい収集車両の導入</p>
	<p>中間処理計画</p>	<p>①中間処理施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減</p> <p>②熔融スラグの利用用途の拡大</p> <p>③中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究</p>
	<p>最終処分計画</p>	<p>①最終処分場の適正管理と処分に伴う環境負荷の低減</p> <p>②埋立量の減量化・減容化の推進</p> <p>③計画的な施設の確保に向けた検討</p>
	<p>排出禁止物等への対応</p>	<p>①排出禁止物の啓発・指導の徹底</p> <p>②在宅医療廃棄物の取り扱いについて</p> <p>③有料収集による対応</p>
	<p>環境美化・生活環境保全の推進</p>	<p>①不法投棄の防止対策の推進</p> <p>②不適正処理の防止対策の推進</p> <p>③まちの環境美化推進</p>
	<p>災害廃棄物への対応</p>	<p>①「災害廃棄物処理計画」の策定の検討</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">4 計画の実現に向けた体制整備</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">【体制・しくみづくり】</p>	<p>公平性・透明性のある廃棄物行政の推進</p>	<p>①廃棄物処理にかかる費用の透明化</p> <p>②事業評価の実施</p> <p>③情報管理・情報開示システムの充実</p>
	<p>市民や関係機関との協力体制の確立</p>	<p>①市関係部局との連携</p> <p>②国・県・警察・富山地区広域圏及び構成市町村との連携</p> <p>③廃棄物減量等推進審議会及び環境審議会との連携</p> <p>④資源物抜き取り対策協力体制の確立</p>
	<p>後期計画及び各種事業・施策の進行管理の実施</p>	<p>①後期計画に基づくごみ処理実施計画の作成</p> <p>②後期計画の毎年度の進行管理の実施</p> <p>③後期計画の目標年度における計画全体の評価及び次期計画の策定</p>

1 発生源からはじめるごみ減量の推進 —発生抑制・再使用—

【基本的な考え方】

循環型社会への転換を図るには、まず発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に重点を置いた“ごみを出さない”まちづくりを構築する必要があります。そのためには、私たち一人ひとりがごみの排出者であることをしっかりと認識し、それぞれの立場で創意工夫しながら“ごみを出さない”取り組みを自主的・主体的に進めることが不可欠となります。後期計画においては、3Rのうち、2R（リデュース、リユース）に対する取り組みも積極的に行います。

このため、本市では、まずごみに対する関心を深めてもらうための環境教育や啓発活動を進めます。また、自主的・主体的にごみの減量化に取り組むための支援や情報提供を行います。さらに、現行の制度やしくみの見直し、事業系ごみの管理・指導体制の強化も進めていきます。

【市民・事業者が果たしていく役割】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習や環境教育に自発的に参加し、また参加を呼びかけます。 ○環境関連のイベントや地域の環境保全活動等に主体的に参加します。 ○“とやまエコライフ・アクト10宣言”や“チームとやまし”等に積極的に参加して、省エネルギーやごみの減量に取り組みます。 ○不要になるものは貰わない・買わない生活スタイルを心がけます。 ○買い物際にはマイバッグを持参します。 ○過剰包装は断り、ばら売り商品や簡易包装商品を選びます。 ○使い捨ての商品の利用を減らし、再使用できる商品を選びます。 ○買いすぎや作りすぎに注意して、手つかず食品や食べ残しをなくします。 ○献立等を工夫して、生ごみを極力少なくする料理方法（エコクッキング）に取り組みます。 ○生ごみ処理機やコンポスト容器、ディスポーザー排水処理システム等を活用する等して、生ごみの減量化に取り組みます。 ○ごみとして排出する前には、生ごみの水切りを徹底します。 ○購入時には長く使えるものを選び、可能なものは修理・修繕する等して、長く大事に使います。 ○不要となってもまだ使えるものはフリーマーケットやリサイクルショップを利用する等して、なるべくごみとして排出しません。 ○市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「拡大生産者責任」の考え方を理解し、設計・仕入・製造・販売・流通の各工程を見直す等して、発生抑制や再生を考慮した生産構造への転換を進めます。 ○ごみの減量や資源化に主体的に取り組むため、率先してISO14001やエコアクション21等の認証・登録制度を導入します。 ○社員への環境教育を進める一方、環境関連イベント等に参加・協賛し、情報提供を行うことで、地域の活動支援にも取り組んでいきます。 ○過剰包装をやめ、包装の簡易化に取り組みます。 ○レジ袋の有料化やポイント制を活用する等して、レジ袋の削減に取り組みます。 ○「食品リサイクル法」に基づく食品廃棄物は、食品の購入や調理方法の改善、水切りの徹底等による発生抑制や減量に取り組みます。 ○販売した商品の修理・保守体制を充実させます。 ○市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。

【市（行政）が取り組む施策】

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

環境教育と啓発活動による意識改革の推進

“ごみを出さない”まちづくりを構築するため、まずは意識改革への取り組みを進めていきます。

〔施策の方向性〕

環境教育・環境学習の充実

子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象として、学び・知る機会を提供します。とりわけ将来を担う子どもたちには、学校や家庭、地域との連携を図る等して、環境教育の時間が十分確保されるよう働きかけをしていきます。

今後は、幼少期からごみ問題への関心を高めるために現在実施している「3R推進スクール事業」の拡大、また、家庭におけるごみの分別意識の高揚を図るため、親子で参加する事業（例：資源化施設の見学等）等の検討をしていきます。

PR・啓発活動の展開

ごみ処理に関する問題点や身近な情報を市民・事業者・行政間で共有するため、「広報とやま」やホームページといった各種広報媒体を活用したPRの推進を強化し、また、啓発活動の場（消費生活展や地域研修会等）を継続して設けていきます。なお、出前講座等の市による説明会の開催状況は地域によって偏りがあることから、あまり開催されていない地域での啓発活動・開催に努めていくこととします。

また、町内会や各種団体を対象に、ごみの流れ（排出段階から処理・処分まで）を見学する等といった実際に体感できる事業を新たに実施する等して、ごみの減量化・資源化に対する意識の高揚を図っていきます。

事業所のごみに対しては、現在、年間50 t以上排出する事業所へ訪問指導（専門の臨時職員2名を配置）や、事業所向け減量マニュアル『事業所をスリムに！』の配布を行う等しており、今後は、その対象事業所の拡大の検討等もしていくこととしています。

自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成

自ら率先して減量化・資源化を実践する個人や団体への支援、地域や学校等でリーダーとなる人の育成・支援を進めます。また、実体験を通じて培えるような育成事業を検討していきます。

ごみを作らない・出さない行動の推進

市民、事業者及び市（行政）それぞれが、自主的にかつ円滑にごみを減らす行動に取り組めるよう、支援等を進めていきます。

[1] 生活系ごみの発生抑制・再使用の推進

市民は、自らがごみの排出者であることを認識し、生活スタイルを見直すことで、ごみの発生抑制や再使用のための取り組みを自主的に進める必要があります。また、市が実施する施策を理解し、積極的に参加または協力することが求められます。

本市では、市民の自主的な取り組みが円滑に推進できるよう、PRや啓発、取り組みへの支援を行いながら、現行の制度やしくみの見直しに係る検討を進めていきます。

〔施策の方向性〕

☑ 生活系ごみ減量化の新たな方策の調査・研究

現在、多くの自治体で実施や検討が進められている生活系ごみの有料化は、ごみの減量化に有効な手法となっています。環境省において、平成17年5月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」として、ごみの発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化、住民の意識改革を進めるため、全国の自治体において、ごみの有料化の推進を図るべきとの方向性が示されました。それを受け、市町村が有料化の導入又は見直しを実施する際に参考となる手引きとして、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」が作成されています。

現在、本市の生活系ごみの収集・処理は全て税金で賄われていますが、ごみ処理費用の公平な負担のあり方やごみの減量化の進捗状況等を考慮しながら、生活系ごみの有料化等について、調査・研究を進めていきます。

具体的な検討は、学識経験者や市民等から構成される廃棄物減量等推進審議会や専門部会等で進めます。その際の審議内容や経緯は情報公開し、また市民からの意見も徴収する等して、幅広く十分な議論を重ね、本市としての最適なあり方を選定していきます。

また、これまで不燃ごみとして回収・処理され、不燃性残渣物として埋立処分されてきた鉄やアルミ以外の未回収金属（レアメタル等）をリサイクルすることによって、資源として有効に活用することができるのと同時に、ごみの減量化や天然資源の消費の抑制等も図ることができます。

そこで平成22年度からは、小型廃家電^{*1}を資源物として拠点回収し、民間のリサイクル業者を活用してリサイクルを行う取組みをモデル的に実施しています。今後も事業を継続し、未回収金属の回収の可能性や、効率的な収集システムについて検討していきます。また、新たに、不燃ごみのうち金属資源物の分別回収の調査・研究を進めていきます。

^{*1}家電リサイクル法の対象とならない電子レンジ、掃除機、AV機器などの小型家電・電気電子機器

☑ 補助金等による経済的な支援

ごみの減量化に向けた取組みを経済的な側面から支援するため、資源集団回収及び紙類地区回収の報奨金制度や、ディスポーザー排水処理システムの設置補助事業を継続的に推進していきます。

また、その他の経済支援策の導入についても、調査・研究していきます。

☑ 生ごみの減量化を促進するための事業

家庭から排出される可燃ごみのうち、生ごみが占める割合は約5割（質量ベース）に達しています。生ごみをできる限り減らすことは、可燃ごみの大きな減量に繋がります。

そこで、本市では生ごみを減量するための優先順位（次頁参照）を明確にし、それぞれの優先順位に基づく減量方法を啓発します。

現在、家庭や外食時での食べ残しを減らし、食べきることを目的とした“おいしいとやま食べきり運動 たべキリン”を展開しており、今後も継続していきます。また、生ごみの70～80%が水分といわれており、水切りネットの活用や最初から濡らさない等の水切り運動は減量化に効果的であることから、今後、積極的に推進していきます。

現在、本市で実施している生ごみの減量化の推進事業として、平成18～20年度までのモデル事業を経て、平成21年度より本格的に実施している生ごみリサイクル事業があります。今後は、実施地区を順次拡大していくとともに、更なる啓発を行っていくこととしています。

また、自主的な取組みを進めている市民や各種団体の情報を募集する等し、その結果をホームページ等で紹介していきます。

生ごみを減量するための優先順位

優先順位1. 手つかず食料品や食べ残しをなくす。

優先順位2. 生ごみが出にくい献立や調理方法を工夫する（エコクッキングの実践）。

優先順位3. 発生した生ごみは、できる限り、生ごみ処理機やコンポスト容器、デイスポージャー排水処理システム等を活用する等して、生ごみの減量化（資源化）に努める。

優先順位4. 生ごみを可燃ごみとして排出する際は、排出前に水切りを徹底する。

不用品等の再使用促進のための啓発・支援

平成22年度に、不用品の物々交換会支援事業が実施されており、今後も不用品等の再使用を促進するための啓発や、自主的な取り組みを実践する各種団体等への支援を継続的に進めます。

また、古着や古布等のリユースをさらに促進するための方法の調査・研究を行います。

容器包装類の削減のための啓発・支援

容器包装類は、平成22年度現在、生活系ごみの容積比で約5割、湿重量比で2割弱を占めています※¹。本市では、これまでも容器包装類を分別収集する等して資源化を進めてきましたが、今後は容器包装類の使用自粛に重点を置く等して、容器包装類自体を減らすことが必要となっています。

このため、本市では、容器包装の使用自粛を促すため、市民や事業者と連携しながら「レジ袋の削減」や「マイバッグの持参」に対する各種PR・啓発活動や、市民や事業者の自主的な取り組みに対する支援を進めていきます。

※¹環境省／3R容器包装リサイクル法 Reduce・Reuse・Recycle／容器包装廃棄物の使用・排出実態調査／平成22年度調査より

[2] 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進

事業者は「拡大生産者責任」及び「排出者責任」を認識し、事業活動を見直すことで、ごみの発生抑制・排出抑制のための取り組みを主体的に進める必要があります。また、本市が実施する施策を理解し、参加または協力する必要があります。

本市では、事業者の主体的な取り組みが円滑に推進できるよう、情報提供や取り組みへの支援を行うとともに、指導の充実や現行制度・しくみの見直しに係る検討を進めていきます。

〔施策の方向性〕

事業所の自主的な取り組みの奨励

本市では、これまで、大規模事業所※²に対し、「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出を義務づけてきました。今後はその集計結果や奨励的な取り組み事例等を電子化・情報公開したり、研修会等で紹介したりする等して、他事業所に対し、ごみの減量化を促していきます。今後は、大規模事業所以外の事業所にも、アンケート調査等による実態調査を定期的に実施する等して、減量化・資源化に対する取り組み状況を把握し、対象事業所の拡大の検討をしていきます。

また、オフィスの紙ごみのリサイクルに取り組んでいる“とやま古紙再生サークル”※³の会員の増加を推進していきます。

なお、本市では、企業団地や商店街といった各種団体が行う古紙回収活動への支援として、分別回収のためのストックヤードの設置等に対する補助事業を実施しており、今後も継続していきます。

※²対象となる大規模事業所は、「富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」に定める事業用大規模建築物等であり、次のいずれかに該当する建築物をいう。

①建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物

②大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

③②の建築物以外の建築物で、事業系一般廃棄物を多量に排出すると市長が認めるもの

※³分別回収だけでなく、回収された古紙を原料に地元で製品化した再生紙を再び購入する「地域完結古紙リサイクルシステム」が構築されている。

事業系ごみ減量化の新たな方策の調査・研究

事業系ごみの減量化を促進するには、排出者責任の考えに基づく処理費用負担の原則を周知徹底し、ごみ処理に係る負担の公平化を図ることが必要となります。このため、処理経費に応じて、富山地区広域圏クリーンセンターの搬入手数料の見直しを適宜検討していきます。その際には、ごみとして処理するよりも、発生抑制や資源化を進めた方が有利となるような経済的誘導手法や先進事例の調査・研究を、県内市町村と連携しながらしていきます。

過剰包装削減のための啓発

過剰包装の削減に向けて、各事業者が実施する取り組みを支援していきます。また、スーパー等の小売店とのレジ袋削減等に関する協定締結制度の導入を検討していきます。

現在、平成18年6月に法改正された「容器包装リサイクル法」に基づき、容器包装多量利用事業者や大規模小売店舗等への訪問指導による啓発を、今後強化していくとともに、ホームページ等を活用した啓発活動も推進していきます。

[3] 市(行政)のごみの発生抑制・排出抑制の推進

本市では、自らが率先して事業活動や日常生活におけるごみの減量化を進めます。

〔施策の方向性〕

市庁舎等の行政施設における3Rの推進

本市が率先して3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進するため、市庁舎等の行政施設における3R行動計画を作成します。また、廃棄物行政に関わる職員だけでなく、全職員が自らの事業活動や日常生活で3R行動を実践するため、その意識啓発を促す研修を定期的で開催します。

また、本市では、一事業者としての社会的責任を明確にするとともに、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市独自の環境マネジメントシステムを構築しており、今後もその適正な運用を実施していくことで、環境負荷の低減に取り組んでいきます。

さらに、グリーン購入法適合商品の率先的な購入やマイ箸運動を、今後も継続して実施していきます。

市主催の催事場等における3Rの推進

本市が主催する催事場（消費生活展等）において、3Rに関するパネル展示等による啓発を実施しており、今後は、より一層効果的な方法について検討していきます。

また、イベントを開催することにより発生するごみに関して、分別がなされていない等の状況が見受けられることから、ごみに言及したイベント開催マニュアルを作成する等して、ごみの減量化の推進に努めていきます。

2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 —分別・再生利用—

【基本的な考え方】

ごみの発生抑制や再使用を優先的に取り組むことは重要ですが、それでも排出されるものについては、資源としての循環的な利用を推進させることが必要です。

本市では、経済性や効率性、環境負荷にも配慮しつつ、各種ごみの特質を活かすために徹底したごみの分別排出を行うことで、資源としての循環的な利用を推進します。

取り組む施策として、まず、分別排出ルールへの遵守を徹底するため、市民や事業者に対し、啓発や指導を強化していきます。

次に、地域での資源集団回収や地区回収、拠点回収の充実を図ることで、市民や事業者の自主的な取り組みを支援します。また、民間活力による資源化処理体制を整備する等して、富山市エコタウンをはじめとした循環ビジネスの活性化を図っていきます。

さらに、分別収集の頻度や方法、新たな資源物回収ルート、回収した資源物の受け皿の整備等についても調査・研究しながら、多くの市民や事業者の協力が得られる円滑な資源化システムを構築させていきます。

なお、資源の循環的な利用を促進するには、再生品の利用拡大が極めて重要な要素となります。そのため、市では率先して再生品の利用拡大を進めます。また、市民や事業者においても積極的な利用が行われるよう、PR・啓発を展開していきます。

【市民・事業者が果たしていく役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会等の各種団体が自主的に行う資源集団回収や地区回収に積極的に参加します。 ○店頭回収実施店や資源物ステーション等の拠点回収を活用して、資源物回収を進めます。 ○分別排出の必要性を理解し、定められた分別排出ルールを理解して、資源物とごみの分別排出（分別収集）を徹底します。 ○買い物をするときは、環境にやさしい商品マーク（エコマークやグリーンマーク等の環境ラベル）が付いている商品を積極的に選択します。 ○市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○「排出者責任」を認識し、資源として循環が可能なものは分別排出に積極的に取り組み、リサイクルを推進します。 ○地域や業種等の連携による事業系ごみの共同回収システムを構築し、古紙等の資源物を回収します。 ○富山県リサイクル認定制度のエコショップに登録する等し、店頭回収実施店としての取り組みを推進します。 ○「食品リサイクル法」に基づく食品廃棄物は、まず発生抑制を推進し、それでも排出されたものは資源化（再生利用）に取り組めます。 ○市と連携して、資源化の効率的な収集運搬・処理・販売ルート開拓等の方法を調査・検討し、民間施設等の基盤整備に取り組めます。 ○再生品等のグリーン購入を積極的に取り入れます。 ○市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。

【市（行政）が取り組む施策】

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

生活系ごみの分別排出ルール遵守の徹底

市民に対して徹底したごみの分別排出への指導・啓発に取り組んでいきます。

〔施策の方向性〕

分別排出ルール遵守のための啓発

資源物とごみの分別排出及び適正排出を徹底するため、「広報とやま」やホームページ、町内回覧板を活用したり、「家庭ごみの分け方、出し方」*1を市内全戸へ配布したり、希望する町内において分別排出の説明会を随時開催する等して啓発を行います。また、「ごみ・資源物収集カレンダー」の市内全戸配布による排出日の周知徹底に努めます。

*1日本語版の他、外国語版（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ロシア語）も作成しており、転入時に配布し、啓発します。

なお、今後当面の間、ごみの分別排出方法は次のとおりとします。

分 別 区 分	資源集団回収 紙類地区回収	拠点回収		収 集 【詳細は P.88参照】	
		店頭回収	資源物ステーション		
金属缶（空き缶）	○	なし	○	月2回	
ガラスびん （空きびん）	無色びん	なし	（牛乳瓶等）	○	月2回
	茶色びん	なし	（酒瓶等）	○	月2回
	その他びん	なし	なし	○	月2回
	ペットボトル	なし	○	○	現在実施している地域のみ
プラスチック製容器包装	なし	（白色トレイ）	○	月4回	
紙製容器包装	○	なし	○	月1回	
牛乳パック	○	○	なし	なし	
古紙（新聞・雑誌・段ボール）	○	なし	○	月1回	
布類	○	なし	○	なし	
生ごみ【実施地区のみ】	なし	なし	なし	週2回	
側溝汚泥【町内単位での取り扱い】	なし	なし	なし	随時（事前予約要）	
廃食用油（天ぷら油など。植物性油のみ）	なし	地区センターや 総合行政センター	なし	随時	
不燃ごみ・金属資源（リサイクルセンター搬入分）	なし	なし	（小型廃家電）	月2回	
可燃ごみ（リサイクルセンター搬入分）	なし	なし	なし	週2回	
埋立ごみ（山本一般廃棄物最終処分場搬入分）	なし	なし	なし	随時（事前連絡要）	
小動物死体（野良犬・猫など、ペットは不可）	なし	なし	なし	随時	
引越ごみ等	なし	なし	なし	随時（事前予約要） 【戸別有料収集】	

指導の徹底

地域活動団体や町内会等との連携強化を図りながら、ごみ集積場の実態把握に努めるとともに、巡回指導を行う等して、ごみ集積場の適正管理を行います。

また、富山市環境センター内に平成18年度より専任の業務指導担当を設置しており、今後も継続して担当者による指導を行っていきます。

なお、集合住宅（アパート等）で生活する学生を対象にごみ分別の指導を行ったり、単身者の多い集合住宅の管理会社を対象にごみ分別に関する講習会を行ったりする等、学生や単身者の多い地域に対する指導の強化も行っています。

違反ごみ等への対応

分別排出ルールに違反している等の違反ごみに対しては、「違反シール」を貼って置いていく等して収集を拒否し、収集現場での適正排出の啓発を実施することで、違反者へのモラルの向上を促します。

また、違反の多いごみ集積場に対しては町内会に働きかける等して指導していくこととし、繰り返し違反を行う者に対する対処も検討していきます。

事業系ごみの排出管理の徹底

排出者責任の徹底と事業所間の費用負担の公平性を確保するため、ごみの排出管理を徹底するよう、事業者に対する指導・啓発に取り組んでいきます。

〔施策の方向性〕

指導・啓発の徹底

「富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」において、事業者は、廃棄物の発生抑制及び排出抑制、並びに再利用に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことが定められています。

本市では、市条例に基づく指導を強化していくとともに、今後も事業所向け減量マニュアルの配布や研修会等の開催を継続していくことで、事業者に対して、正しい知識や情報を提供し、自己責任による処理の徹底を促していきます。

また、一般廃棄物収集運搬許可業者を通じ、排出事業者に対して、ごみの分別排出や資源化の推進を指導します。許可業者と契約を締結していない排出事業者に対する指導を徹底します。

さらに、訪問指導の対象事業所を拡大していくことも検討していきます。

新たな資源化促進制度導入の検討

大規模事業所における分別排出を徹底し、資源化を促進するため、資源物の保管場所設置基準制度や、廃棄物管理責任者選任届制度、資源化計画書の提出義務づけについて検討します。なお、本市では中小事業所が多いことから、これらの制度や義務づけの適用範囲（例：建築物の対象を延床面積 0m^2 以上とする等）の拡大に係る検討も進めていきます。

また、県内市町村と連携して、先進事例の調査・研究をしていきます。

小規模事業所に対する排出の指導

町内会等が設置しているごみ集積場に、小規模事業所からと思われる違反排出が見受けられることから、排出者責任の徹底と事業所間の費用負担の公平性を確保するためにも、排出指導や有料化も念頭に置いた効率的なごみ収集方法に関する調査・研究を行っていきます。

焼却施設における展開検査の実施

本市はこれまで、多様なごみの減量化・資源化施策に取り組んできております。しかしながら、平成22年度現在における、生活系可燃ごみのうちの減量化・資源化が可能な品目（生ごみや容器包装類等）の割合をみると、約5割（湿重量ベース）にもなっており（P.39参照）、新たなごみの減量化・資源化施策の検討が必要であるといえます。そこで、可燃ごみの組成調査や排出量調査等の継続的な実施についての検討を行っていきます。

また、産業廃棄物の混入が見られることから、排出者責任の徹底と事業所間の費用負担の公平性を確保するため、混入の抑制方法についての検討を行っていきます。

品目別の資源化の推進

各種ごみの特質を活かし、資源としての循環的な利用を推進させるため、多様な品目別の資源化の推進に取り組んでいきます。

〔施策の方向性〕

☑ 容器包装類の資源化事業の推進

家庭から排出される容器包装類の分別回収を引き続き進めます。

平成22年度現在における容器包装類の分別回収率（推定値）は、ペットボトル及びガラスびん（空きびん）、金属缶（空き缶）、が75～90%程度と比較的良好な一方、紙製容器包装は20%程度と低調であり、残りのものは可燃ごみまたは不燃ごみとして排出されている状況です。

このため、本市では、分別排出ルール of 徹底についての啓発や指導を強化する等して、モラルの向上を促していきます。また、回収方法は、当面の間、現行通りの収集、資源集団回収（地区回収含む）、拠点回収（店頭回収、資源物ステーション）体制で対応します（P.82「分別排出ルール遵守のための啓発」の表を参照）。

なお、地区回収については、モデル事業による検証を行いながら、回収品目の拡大を検討していきます。また、地域によって回収方法が異なる品目については、より効率的な回収方法の調査・研究を進めていきます。

☑ 古紙類の資源化事業の推進

家庭から排出される古紙（新聞紙・雑誌・段ボール）の分別回収を引き続き進めます。

平成22年度現在における古紙の分別回収率（推定値）は75%程度であり、残りの古紙は可燃ごみとして排出されている状況です。

このため、本市では、分別排出ルール of 徹底についての啓発や指導を強化する等して、モラルの向上を促していきます。なお、回収方法は、当面の間、現行通りの収集、資源集団回収（地区回収含む）、拠点回収（資源物ステーション）体制で対応していくとともに、その他の効果的な回収方法についての調査・研究も進めていきます（P.82「分別排出ルール遵守のための啓発」の表を参照）。

☑ 布類の資源化事業の推進

家庭から排出される布類の分別回収を引き続き進めます。

富山市エコタウンにある民間施設で資源化（固形燃料として利用）が可能となったことから、現在は、布類の回収を積極的に推進しており、今後も、分別排出ルール of 徹底についての啓発や指導を強化する等して、モラルの向上を促していきます。なお、回収方法は、当面の間、資源集団回収、拠点回収（資源物ステーション）体制で対応します（P.82「分別排出ルール遵守のための啓発」の表を参照）。

☑ 生ごみの資源化事業の推進

家庭から排出される生ごみを分別回収し、富山市エコタウンにある民間施設で資源化する事業を引き続き進めます。

平成22年度現在における生ごみの分別回収率（推定値）は2%程度であり、残りの生ごみは可燃ごみとして排出されている状況です。

このため、本市では、分別排出ルール of 徹底についての啓発や指導を強化する等して、モラルの向上を促していきます。なお、回収方法は、当面の間、現行通りの収集体制で対応していくこととし、実施地区については、今後、順次拡大していくこととしています（P.82「分別排出ルール遵守のための啓発」の表を参照）。

また、家庭における資源化として、段ボールコンポストの調査・研究をしていきます。

側溝汚泥の資源化事業の推進

町内単位の掃除で発生した側溝汚泥等は、平成17年度まで山本一般廃棄物最終処分場にて全量埋立処分していましたが、現在は、民間施設にて土砂等として再生利用する事業を実施しています。今後も引き続き進めていくことで、脱埋立を推進します。

剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進

街路樹や都市公園等から発生する剪定枝や刈草、事業所から排出される木製パレット等の草木系一般廃棄物は、これまでも富山市エコタウンにある民間施設等で堆肥化やチップ化等して再生利用を進めてきましたが、今後も排出事業者に対して啓発や指導を行う等して、再生利用を推進していきます。

食品廃棄物の資源化事業の推進

事業所訪問などによる啓発・指導を行い、富山市エコタウンにある民間施設等で食品廃棄物の再生利用を推進することで、クリーンセンターに搬入される可燃ごみ量の削減を図ります。

また、食品廃棄物の再生利用には、分別排出の精度が特に重要なことから、排出事業者の意識改革や資源化等の情報不足を改善し、排出事業者・収集運搬業者・再生処理業者・再生品利用者間の合意形成を構築させていくための方策を調査・検討していきます。

「富山市バイオスタウン構想」と連動した資源化事業の推進

国では平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、廃棄物由来バイオマス（畜産廃棄物、食品廃棄物、製材・廃材、生活排水処理物等）や未利用バイオマス（農産物、林地残材等）、資源作物（デンプン、油脂等）の利活用を進めています。

本市においても、バイオマス資源の有効活用が課題となっていることから、平成18年度に「富山市バイオスタウン構想」を策定し、その後、その構想に即したバイオマス利活用を積極的に推進してきているところです。

これらのバイオマスには、一般廃棄物由来のものも多く含まれることから、「富山市バイオスタウン構想」と連動した資源化事業をさらに推進していくため、関係部局と連携を図りつつ、計画的に事業を推進していきます。

また、現在実施されている事業としては、前述した「生ごみリサイクル事業」や「剪定枝の堆肥化・炭化事業」の他、林地残材や間伐材等を木質ペレットへと利用促進する「木質ペレット普及促進事業」、拠点回収した廃食用油のBDF化を促進する「BDF燃料の普及促進」、などが挙げられます。

その他資源化事業の推進

本市では、使用済みハガキの資源化事業や事業系資源ごみの共同回収システムに対する財政支援（資源物ストックヤード設置時の補助制度）等にも取り組んできました。

今後も社会的な要請に対応するため、これまで、一部の地域でしか実施されていなかった事業の拡大、及びその他の資源化事業の内容について適宜検討し、実施していきます。

循環型ビジネスへの支援

近年、本市内で進められてきている民間活力による資源化を、今後も積極的に活用していくとともに、循環的な利用を促進するための取り組みを進めていきます。

〔施策の方向性〕

民間施設の活用と施設整備の推進

現在、本市では、富山市エコタウンをはじめとした各種民間施設の積極的な活用を進めるための支援を実施しています。また、再生資源を原材料として製品を製造・販売する事業の設備投資に要する経費に対し助成金を交付する「環境関連新事業創出促進助成金制度」を設けており、今後も、新たな資源化施設の整備を推進するため、事業の規模に応じた財政支援制度（補助金や融資等）を推進していくとともに、施設設置後の税制面での優遇措置等の導入についても検討していきます。

さらに、収集運搬許可業者等と連携して、排出事業者に対し、資源物の分別排出の徹底を促していきます。

再生品の利用拡大

循環的な利用を促進させるには、再生品（リサイクル品）の利用拡大がキーポイントになります。そのため、生ごみリサイクル事業実施地区へ、回収された生ごみから作られた堆肥を配布したり、事業所向け減量マニュアルなどで再生品の利用を促したりしており、市民や事業者に対しても、積極的な再生品の利用が行われるよう、PR・啓発を今後も進めていきます。

また、本市では、平成18年度に富山市グリーン購入調達方針並びに調達物品を定め、率先して再生品の利用拡大を進めているところです。

資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供（資源化に関する合意形成・意識改革等への支援）

現在、市内では、排出事業者や民間処理業者等によって、富山市エコタウンをはじめとした循環ビジネスが拡がりを見せてきているところです。現在、富山市エコタウン交流推進事業として、市民、事業者、行政が一体となってめざす「循環型のまちづくり」を推進するための学習と活動の拠点施設として、富山市エコタウン交流センターが運営されています。

今後、循環ビジネスをさらに発展させるには、それらの情報を蓄積し、誰もが入手できる共有システムを構築させる必要があります。

本市では、排出事業者の意識改革や資源化情報不足の改善、資源化の主體的な取り組みを推進させるための支援策等について、各段階に応じた対応策を検討し、適宜実施していくとともに、資源化情報等に関する調査・研究を行っていきます。

3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 —適正処理・処分—

【基本的な考え方】

発生抑制・再使用によるごみの減量化や、資源としての循環的な利用を進めることは重要ですが、それでも適正な循環的な利用が行われないごみは、計画的に処分する必要があります。

本市では、適正に循環的な利用ができないごみは、経済性や効率性にも配慮しつつ、できるだけ環境への負荷が少なくなる方法で、安全かつ安心な処理・処分を計画的に推進していきます。

取り組む施策として、ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分体制については、富山地区広域圏や構成市町村と連携しながら、検討または見直しを行い、適宜改善を行います。

また、本市で取り扱わない排出禁止物の適正な対応を定めて、啓発・指導を徹底します。

さらに、地域の環境保全の観点から、より積極的に環境美化・生活環境保全が推進されるよう、啓発や支援を推進します。

なお、災害廃棄物への対応等についても調査・検討を進めながら、本市として方向性を明らかにしていきます。

【市民・事業者が果たしていく役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○分別排出の必要性を理解し、定められた分別排出ルールを理解して、資源物とごみの分別排出を徹底します。 ○市が指定する排出禁止物は、購入先や専門処理業者に引き取りや処理を依頼する等して適正に対処し、必要な処理費用を負担します。 ○空き缶や空きびん、タバコの吸い殻、チューインガム等を道路や公園、水路や河川等にポイ捨てしません。 ○行楽地等で自分が出したごみは持ち帰ります。 ○野焼きはしません。 ○不法投棄を発見した場合は速やかに市や警察等の関係機関に通報します。 ○町内会等が実施する清掃活動やアダプト・プログラム^{※1}等の地域美化活動に自発的に参加します。 ○市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄や不適正処理をせず、法令やごみの分別排出ルールを遵守し、適正な処理を行います。 ○自動販売機等の設置者は、空き缶等回収容器を設置します。 ○市から要請があった場合は、所有する土地の不法投棄防止対策を行います。 ○市・県・警察・各種団体等と連携し、不法投棄の未然防止と早期発見に向けた取り組みに協力します。 ○野焼きはしません。 ○アダプト・プログラム^{※1}等の地域美化活動に自発的に参加します。 ○市行政が取り組む施策を理解し、参加・協力します。

^{※1}アダプト・プログラムとは、ハイウェイでのごみの散乱が深刻化したアメリカで生まれた、新しいまち美化手法のこと。アダプトとは「〇〇を養子にする」という意味で、市民が公共的な場所を「アダプト」し、これをわが子のように愛情をもって面倒を見る＝清掃・美化することから命名された。

日本では2010年末現在で、400余りの自治体が導入しており、21,000団体、推定人員約105万人もの市民が参加している。なお、富山県では平成22年度では117団体（7市）が登録し活動している。

【市（行政）が取り組む施策】

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

生活系ごみの分別排出ルール遵守の徹底【再掲】

■分別収集方法は平成24年4月から当面の間、次のとおりとします。

ごみの種類		収集主体	収集回数	品目	
収集するもの	可燃ごみ	直営・委託	週2回	台所ごみ、ゴム製品・皮革製品・紙おむつ（汚物取り除く）・使い捨てカイロ・保冷剤、 容器包装以外のプラスチック製品 （歯ブラシ・ポリワット・ビデオテープ・おもちゃ・プリンター・CD・DVD・プラスチックケースなど）、木製家具、布団・じゅうたん・衣類・布類、スプリングの入っていないマットレスやクォア、庭の草・落ち葉・剪定枝等	
	不燃ごみ・金属資源	直営・委託	月2回	小型家電（家電リサイクル対象品以外）・電子レンジ・プリンター・電気毛布・電気カーペット）・自転車・乾電池・その他金属を含むもの、石油ストーブ・ファンヒーター・ガスレンジ・卓上コンロ、カセットボンバ・スプレー缶・ライター、ガラス類（薬用びん・鏡・コップ・板ガラス・体温計・蛍光灯）・陶磁器類（皿・茶碗など）・刃物等	
	資源物	金属缶（空き缶）	直営・委託	月2回	飲食用の缶（ジュース・ビール・詰めの缶など）
		ガラスびん（空きびん）	委託	月2回	飲食用のびん（ジュース・ドリンク剤・調味料びん・化粧品びん（乳白色のものを除く）等） ○色別（無色・茶色・その他）で分別排出する。 ○一升びん、ビールびん等再利用できるびんは、なるべく販売店に引き取ってもらう。
		ペットボトル	委託	月1～4回・随時	清涼飲料水、しょう油、お酒、みりんの容器等 ○キャップとラベルはプラスチック製容器包装へ。
		プラスチック製容器包装	委託	月4回	プラスチック・ポリ・ビニールでできた容器と包装（ボトル、トレイ、パック、梱包・包装材、カッス、ポイ袋・ラップ類） ○白色トレイは、なるべく自主回収をしているスーパーへ。
		紙製容器包装	一部地域のみ（委託）	月1回	紙箱（お菓子・食品類・くつ紙箱など）、紙袋（テパート・書店の紙袋など）、包装紙（テパート・おみせの包装紙など） ○汚れがとれないもの、 金紙・銀紙 が使われているもの、 防水加工 がしてあるものや、 ビニール などで覆われた紙などは可燃ごみへ。 ○牛乳パックはスーパーなどへ。
		古紙（新聞・雑誌・段ボール）	一部地域のみ（委託）	月1回	新聞、段ボール、雑誌（雑紙）
	生ごみ【実施地区のみ】	直営・委託	週2回	野菜・果物くず、調理くず、ケーキの残り、残ったパン、小魚の骨、その他賞味期限切れの食品など ○梅干しの種、卵の殻、貝殻、パイナップルの皮、ガム、大きな骨・種は可燃ごみへ。	
	側溝汚泥	委託	随時	町内単位で掃除法で汚泥 ○個人での収集申し込みは、戸別有料収集での申し込みとなる。	
	廃食用油	直営	随時	天ぷら油など。植物油のみ。	
	埋立ごみ	一部委託	随時	-	
	小動物死体	委託	随時	道路などに放置されている野良犬・猫などの死体（ペットは収集不可）	
引越ごみ等	戸別有料収集	随時	引越ごみやまとめて処分したいごみ等（少ない量でも可）		
拠点回収できるもの（資源物ステーション）	直営	土・日・祝・休日	空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、新聞、雑誌（雑紙）、段ボール、布類、小型家電		
資源集団回収できるもの〔1〕 紙類地区回収できるもの〔2〕	資源回収業者	随時	① 新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、布類、アルミ缶、スチール缶 ② 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装		
排出禁止物	家電リサイクル法対象品	各販売店等への問合せ		エアコン（壁掛タイプ・床置き型（室内機・室外機・ウィンドタイプ））、エアコンのリモコン、テレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマ）、テレビのリモコン、冷蔵庫〔冷凍冷蔵庫、冷凍庫、ワイン庫（ワインセラー）〕、洗濯機（乾燥機能付き洗濯機、全自動など）、衣類乾燥機（ガス衣類乾燥機、電気衣類乾燥機） ○天井埋め込み式エアコンや業務用冷蔵庫（冷凍庫）は対象外。	
	パソコンリサイクル対象品	各メーカーへの問合せ		デスクトップ型パソコン本体、ノートブックパソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ	
	適正処理困難物等	購入先や専門業者への問合せ		有害なもの、危険性・爆発・引火性のあるもの、処理が困難なもの、鋭利なもの（感染するおそれがあるもの）	

なお、【施策の方向性】は、P. 82に掲載しているため、ここでは省略します。

事業系ごみの排出管理の徹底【再掲】

■分別収集方法は平成24年4月から当面の間、次のとおりとします。

ごみの種類		収集主体	収集回数	品目
可燃ごみ		許可・自己搬入	随時	○生活系ごみの品目に準じる。 ○富山地区広域圏クリーンセンターへの搬入は可能。
資源物	木くず	委託・許可・ 自己搬入	随時	○許可処理施設（民間施設）又は地域資源活用促進施設にて資源化
	紙くず			
	生ごみ			
	野菜残渣、刈草			
	きのこ廃菌床			
	もみがら			

なお、〔施策の方向性〕は、P. 83に掲載しているため、ここでは省略します。

収集・運搬計画

収集・運搬の事業主体は、これまで通り本市で行います。

〔施策の方向性〕

効率的な収集・運搬体制の整備

本市において、『小規模のもの』と『遠隔地区』との組み合わせ等の非効率な収集・運搬体制が見受けられたため、各地域の特性を踏まえた上で、『収集対象品目』と『地区』との組み合わせや直営または委託による体制を見直し、効率的で経費の節減となるような再編成を適宜実施します。合理化を図ることで、より効率的な収集・運搬体制を推進します。

市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備

○ごみ集積場の設置・管理

地域の特性や排出時における利便性、収集業務の効率性等を考慮した上で、ごみ集積場の計画的な設置を進めていきます。また、快適な環境を維持するため、各町内会等が管理するごみ集積場の新設・修繕や鳥害等防止用被覆ネット・シートの購入等に対する財政支援（助成金制度）も継続的に実施します。

○高齢社会等への対応

満65歳以上の高齢者や心身に障害のある人の世帯で、周辺の手助けが得られない理由で、指定時間までにごみ集積場へ資源物やごみが出せない場合について、個別対応による収集（玄関先までの戸別収集等）や、ヘルパー制度（ボランティア等によるごみ出し・分別等の手助け）等の方策を検討し、適宜実施してまいります。

○戸別有料収集

家庭から一時的に出るごみや資源物を市が訪問し、直接収集することにより、市民の排出の利便性を図ります。

○多様なライフスタイルへの対応

社会経済状況や雇用環境等の変化により、市民のライフスタイルや生活時間帯が多様化してきています。そこで、本市では、土・日・祝・休日に資源物を排出できるよう、資源物ステーションを設けています。また、今後は、収集の実施日及び時間帯として、土曜や日曜、早朝や深夜が可能であるか等の調査・研究を行い、収集品目や収集区分、収集頻度、収集時間帯等の収集体制の見直しを適宜検討してまいります。

環境にやさしい収集車両の導入

本市では、これまでも市直営の収集車両に対し、低公害車の導入を積極的に進めてきています。現在、廃食用油から再生したBDFを燃料とする塵芥車及びCNG（天然ガス）平ボディ車を保有しており、環境にやさしい収集車両を推進しております。

なお、市直営及び委託収集車両の車両管理者に対し、不必要なアイドリングや空ふかしの防止、制限速度の遵守や安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等を要請し、エコドライブを励行してまいります。

中間処理計画

中間処理の事業主体は、これまで通り富山地区広域圏で行います。本市では富山地区広域圏との連携を図りつつ、計画的な中間処理を実施してまいります。

〔施策の方向性〕

中間処理施設(クリーンセンター、リサイクルセンター)の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減

中間処理施設では、今後も引き続き、廃棄物処理法や各種環境関連法令等の遵守を徹底します。また、遵守すべき規制基準よりも厳しい値で定めた環境保全目標（施設の運転管理を行う上で定めた自主管理目標）を常時達成できるよう、施設の適正な運転管理を徹底していきます。さらに、施設周辺地域の定期的な環境監視（モニタリング）を実施する等して、ごみの中間処理を安全かつ安定的に行っていきます。なお、クリーンセンターでは、焼却により発生する熱エネルギーを自家発電や隣接する余熱利用設備にて利用しており、今後も適正な管理の下、利用していきます。

また、ごみ量や質の多様化に順応できる施設整備を進めるため、国や他自治体の動向を見据えながら、効率的で効果的かつ経済効果の高い処理システムの調査・研究も進めていきます。

溶融スラグの利用用途の拡大

平成22年度現在、クリーンセンターで発生する溶融スラグの再生利用率は98%となっており、ほぼ全量を利用している状況にあります。今後も引き続き、需要先の確保に向けた調査・研究を進めながら、公共事業での利用や国や県への働きかけも積極的に進めていきます。

中間処理施設(クリーンセンター、リサイクルセンター)から発生する処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究

埋立量の削減を図るため、中間処理施設から発生する処理残渣物^{※1}の資源化手法について調査・研究を進める予定です。

^{※1}クリーンセンターから発生する再利用できないスラグ、細粒灰や不燃物、灰処理物（集塵灰処理物や溶融飛灰処理物）及びリサイクルセンターから発生する破碎後の不燃性残渣物や可燃性残渣物

最終処分計画

最終処分の事業主体は当面の間、本市で行います。

なお、富山地区広域圏所管の中間処理施設から発生する処理残渣物も、本市が所管する山本一般廃棄物最終処分場で埋立処分していることから、富山地区広域圏との連携を図りつつ、計画的な最終処分を実施していきます。

〔施策の方向性〕

最終処分場(山本一般廃棄物最終処分場)の適正管理と処分に伴う環境負荷の低減

山本一般廃棄物最終処分場では、今後も引き続き、廃棄物処理法や各種環境関連法令等の遵守を徹底します。また、環境保全目標が常時達成できるよう、施設の適正な運転管理を徹底していきます。さらに、施設周辺地域の定期的な環境監視（モニタリング）を実施する等して、ごみの最終処分を安全かつ安定的に行っていきます。

埋立量の減量化・減容化の推進

埋立処分量を限りなくゼロに近づけるため、側溝汚泥再生処理事業や溶融スラグの利用用途の拡大等を今後も推進していくとともに、富山地区広域圏と連携しつつ、埋立量の減量化・減容化を進めるための各種施策について調査・研究し、実施していきます。

計画的な施設の確保に向けた検討

現在稼働している山本一般廃棄物最終処分の埋立残余容量率は、平成21年度末時点で約25%となっており、逼迫している状況にあります。このため、計画的な施設の確保に向けた検討を富山地区広域圏と連携しながら進めていきます。

排出禁止物等への対応

本市では、家庭から排出されるごみのうち、適正な処理が困難なもの（適正処理困難物）や、有害性・危険性（爆発性・引火性）・著しく悪臭を発するもの、特別管理一般廃棄物等を排出禁止物（市で収集しないもの）として指定しています。

これらの排出禁止物の取り扱いについては、各自が販売業者や専門業者に引き取りや処理を依頼する等して、適正な対応を行う必要があります。

本市では、平成24年4月から当面の間、各排出禁止物の対応を次頁の表のとおり定めます。

○次頁の表の「有害性」「危険性」「処理困難性」「感染性」の区分けは次のとおりです。

「有害性」 人体や環境への影響上、有害・有毒なもの

「危険性」 爆発や揮発・引火性があり、危険なもの

「処理困難性」 収集運搬が困難な重量物、破碎処理等が困難な堅牢物等

「感染性」 人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はこれらのおそれのあるもの

〔施策の方向性〕

排出禁止物の啓発・指導の徹底

排出禁止物の品目について、市民に広く理解してもらえるよう、今後も引き続き、啓発・指導を推進します。

また、法的な回収ルートが確立されていない排出禁止物は、排出者が直接、販売業者や専門処理業者に引き取りや処理を依頼することになりますが、それらの問い合わせ先等の情報も収集・整理し、インターネットで公開する等して、周知徹底を進めていきます。

在宅医療廃棄物の取り扱いについて

在宅医療の進展とともに、一般家庭からも点滴バッグや注射器等の在宅医療廃棄物が排出されるようになりました。このような在宅医療廃棄物は、家庭から排出されるため、一般廃棄物として取り扱われます。

在宅医療廃棄物には、注射針や注射筒、CAPC（腹膜透析）バッグやその他ビニールバック類、脱脂綿・ガーゼ、紙おむつ、残薬等があります。この中には、例えば、注射針等でごみ集積場の利用者や収集作業員に危険を及ぼす可能性の高いものや、非鋭利であって、血液が多量に付着していない等の通常感染性が想定されないものもあります。このため、一般廃棄物として取り扱うにしても、それぞれの性状に見合った回収方法や処理・処分体制が必要になります。

本市では、注射針や点滴針等といった特に留意が必要なものは、安全対策や患者のプライバシー保護を講じた回収が必要であることから、これまで通り、感染性廃棄物扱いとして主治医・医療機関への持込みとします。

また、非鋭利であって、血液が多量に付着していない等の通常感染性が想定されないもの（例：プラスチック製容器包装識別マーク等の表示あるパック類や、汚物を取り除いた紙おむつ等）は、ごみ集積場への排出も可能としますが、衛生上の理由から可燃ごみとして取り扱うものとします。

なお、今後、患者団体や医師会、薬剤師会等の関係団体と連携しながら、在宅医療廃棄物の回収方法や処理・処分体制の把握を行うとともに、その対応策も適宜検討していくものとします。

有料収集による対応

現在、排出禁止物の石膏ボード等は戸別有料収集にて収集を行っています。今後は、その他に戸別有料収集として取扱い可能な品目やその処理料金の設定について調査・研究を進め、市民の利便性を高めていくこととします。

区分	品目	有害性	危険性	処理困難性	感染性	引き取り先または問い合わせ先
法律で定めている品目（排出禁止物）	家電リサイクル法 【特定家庭用機器】※1 エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機			○		法令に定められた適正な処分（下記排出方法）が必要 ①小売業者（販売店）に引き取ってもらう方法【料金販売回収方式】 ②指定引取場所へ持ち込む方法【料金郵便局振込方式】 ③富山市環境センターに収集を申し込む方法【有料】
	資源有効利用促進法	パソコン※2			○	各メーカーに問合せ、引き取りを依頼
		小型二次電池※3			○	販売店等に引き取りを依頼
	廃棄物処理法 【適正処理困難物】 【特別管理一般廃棄物】	テレビ（25型以上）			○	【特定家庭用機器】の欄を参照
		冷蔵庫（250ℓ以上）			○	【特定家庭用機器】の欄を参照
		スプリング入りマットレス			○	不燃物として収集可
		自動車用タイヤ			○	販売店かタイヤ取扱店に引き取りを依頼
		PCB使用部品※4			○	富山市環境保全課に問い合わせ
		ばいじん※5			○	専門処理業者に処理を依頼
		ダイオキシン類含有物※6			○	専門処理業者に処理を依頼
感染性一般廃棄物※7		○		○	専門処理業者に処理を依頼	
市で定めている品目（排出禁止物）	タイヤ			○		販売店かタイヤ取扱店等に引き取りを依頼
	バッテリー	○		○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	オートバイ（エンジンを持つ器具含む）			○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	消火器		○	○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	ガスボンベ		○	○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	農機具			○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	農薬	○	○			販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	農業用ビニール			○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	石油類（液体、液状のもの〔その他薬等〕）			○	○	販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	注射針、点滴針（在宅医療など）			○	○	前頁の〔施策の方向性〕を参照
	土・砂・石・瓦・レンガ			○		専門処理業者に処理を依頼
	がれき			○		専門処理業者に処理を依頼
	コンクリート類（ブロックなど）			○		専門処理業者に処理を依頼
	物干し台のベース			○		購入先や、専門処理業者に処理を依頼
	ペンキ	○	○			販売店に引き取りを依頼
石膏ボード			○		富山市環境センターに問い合わせ	

※1 エアコン [壁掛け型・床置き型（室内機、室外機、ウインドタイプ）]、エアコンのリモコン、テレビ（ブラウン管式、液晶、プラズマ）、テレビのリモコン、冷蔵庫 [冷凍冷蔵庫、冷凍庫、ワイン庫（ワインセラー）]、洗濯機（乾燥機能付き洗濯機、全自動など）、衣類乾燥機（ガス衣類乾燥機、電気衣類乾燥機）が対象。

※2 デスクトップ型パソコン本体、ノートブックパソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイが対象。

※3 充電式電池（ニカド電池、ニッケル・水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池）。

※4 廃家電製品（エアコン、テレビ、電子レンジ）に含まれるPCBを使用する部品。

※5 ばいじんと焼却灰とを分離排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられているごみ処理施設。

※6 ダイオキシン類対策特別措置法の廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng-TEQ/g以上含有するばいじん、燃えながら、汚泥。

※7 医療機関等から排出される一般廃棄物（紙くず、包帯、脱脂綿等）であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの。

環境美化・生活環境保全の推進

美しいまちづくりを推進するため、本市では、市民や事業者、関係機関等と連携し、不法投棄の防止対策や不適正処理の防止対策、まちの環境美化対策への取り組みを進めていきます。

〔施策の方向性〕

不法投棄の防止対策の推進

不法投棄という行為は、循環型社会を構築していく上での大きな障害となります。

昨今、産業廃棄物の大規模な不法投棄は、監視体制の強化等により減少傾向にあります。その一方で、小規模な捨て逃げ型の不法投棄や廃家電をはじめとした生活系ごみの不法投棄は後を絶たない状況となっています。全国的にみても、一般廃棄物に起因する不法投棄件数は増加傾向にあり、個人による不法投棄が新たな社会問題となっています。

本市では、今後も引き続き不法投棄に対して厳正で適切な対策を行います。そして、モラル向上のための啓発を進めるとともに、関係機関と連携して定期的な巡回パトロールを実施する等して、不法投棄の防止対策を推進していきます。

不適正処理の防止対策の推進

一般廃棄物の処理は、その性状に応じた適正処理を行わなければなりません。

本市では、一般廃棄物の処理基準に適合しない処理に対し、行政命令を適正かつ迅速に行い、行政命令違反等の行為に対しては、警察との連携を強化し、厳正に対処していきます。

今後も、不適正処理の早期発見のため、排出事業所及び処理業者への立ち入り調査（訪問）を継続的に実施し、関係機関と連携する等して監視体制の強化を進めます。

現在、本市では、資源物抜き取り対策として、抜き取りの多い地区でのパトロールを実施（早朝に年4回程度）しています。今後は、パトロール頻度を増加したり、抜き取り防止看板を設置していないごみ集積場には、積極的な設置を町内会へ指導したりする等、対策を強化していきます。

まちの環境美化推進

“住み慣れた地域で、安心して快適に暮らし続けたい”それは多くの市民がもつ願いです。

本市では、まちの美化に積極的に取り組むため、美化推進デーを活用した清掃美化活動の展開や市民や事業者の自主的・主体的な取り組みを支援するとともに、町内会や美化推進巡視員等の各種団体との連携強化に努めていきます。

災害廃棄物への対応

大規模な地震や水害等の災害時には、交通の途絶等によって、平常通りのごみの収集、処理が困難になることが想定されます。また、災害に伴う建物等のがれきや、避難所からごみやし尿等が多量に発生することも想定されます。このため、平素から災害時の廃棄物への対応を検討しておくとともに、廃棄物処理の広域的な連携体制を構築させておく必要があります。

〔施策の方向性〕

「災害廃棄物処理計画」の策定の検討

本市では、「震災廃棄物対策指針（平成10年厚生省）」や「水害廃棄物対策指針（平成17年環境省）」を参考として、「富山市地域防災計画」で想定される地震、水害で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うため、対象となる廃棄物の基本的な対応や災害時の組織体制等の基本事項を示した「災害廃棄物処理計画」の策定を検討していきます。また、同時に、一時置き場等の検討も合わせて行うこととします。

4 計画の実現に向けた体制整備 ー体制・しくみづくりー

【基本的な考え方】

「脱埋立都市とやま」を実現させるためには、ごみの発生抑制（リフューズ）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）からなる3Rと、循環利用できないごみの適正処分の推進が必要になります。そのためには、まず、それらの取り組みを持続的に発展させるための基盤（体制・しくみ）を構築させることが重要になります。

このため、本市では、市民や事業者、関係機関と連携しながら、廃棄物処理の優先順位に基づく3Rと適正処分を着実に実行するための基盤（体制・しくみ）を構築していきます。

【市民・事業者が果たしていく役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。 ○市が実施している施策や事業の進捗状況を「富山市の環境」や「広報とやま」、インターネット等の広報媒体を利用して、チェックします。 ○市民の立場から、市の施策に対する意見や提案を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。 ○市が実施している施策や事業の進捗状況を「富山市の環境」や「広報とやま」、インターネット等の広報媒体を利用して、チェックします。 ○事業者の立場から、市の施策に対する意見や提案を行います。

【市（行政）が取り組む施策】

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

公平性・透明性のある廃棄物行政の推進

市民や事業者、関係機関等と連携しながら廃棄物行政を進めていくため、処理費用の透明化や事業評価の実施、また情報管理・情報開示システムの充実を進めていきます。

〔施策の方向性〕**☑ 廃棄物処理にかかる費用の透明化**

全国における地方自治体の廃棄物行政では、実際に要している費用の把握や、より効率的な運営が望まれており、説明性や透明性の高い廃棄物会計基準を導入し、廃棄物行政の費用構造を適正に把握することが求められています。そのため、国では一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的な手法を示す「一般廃棄物会計基準」の確立に向けた検討が進められ、平成19年6月に「一般廃棄物会計基準」が作成されています。

現在、本市におけるごみ処理の原価計算は、本市独自の方法で行っているため、他市との比較が出来な状況にあります。そこで、本市においても、これまで取り組んできた廃棄物会計を改善すべく、「一般廃棄物会計基準」の導入を検討していきます。

また、一般廃棄物会計の情報を市民に分かりやすく伝えるとともに、一般廃棄物会計の有効活用を進めることで、各種事業・施策の効率的で効果的な運用に取り組んでいきます。

☑ 事業評価の実施

効率的な事業を実施していくためには、実施した各種事業・施策について、行政外からの評価を受ける等して、検証と改善を継続的に実行することが重要になります。そこで、平成23年度は当初計画の前期の目標年度にあたることから、廃棄物減量等推進審議会にて当初計画の見直しを実施し、後期計画を策定しました。

本市では、今後も引き続き、検証を行う基礎データとして、市民1人1日当たりのごみ排出量を把握する「ごみ排出原単位調査」や、排出されたごみの組成を詳細把握する「ごみの排出実態調査」等を定期的実施していきます。また、調査で得られたデータは共有情報として、「広報とやま」や「富山市の環境」、ホームページ等の広報媒体に公表し、市民や事業者への意識啓発に役立てていきます。

☑ 情報管理・情報開示システムの充実

■後期計画の計画目標の達成状況や各種事業・施策の進捗状況は、「広報とやま」や「富山市の環境」、ホームページ等の広報媒体を通じて、市民や事業者に公表します。公表資料は、多くの市民や事業者から関心が得られるよう、図表の活用や分かりやすい表現等に努めていきます。また、その際にはパブリックコメントを実施し、広く市民や事業者からの意見を徴収する等して、市民・事業者との合意形成を進めていきます。

■ごみ処理に関する問題点や、3Rに関する身近な情報、ごみの適正処分に関わる情報等を市民や事業者が手軽に収集でき、意識啓発を促せるよう、ホームページの充実を図っていきます。

■現在、本市では、収集運搬に関する情報のデータベース化や、ごみ集積場を管理するために地図情報システム(GIS)を導入する等、インターネットをはじめとする情報技術(IT)を活用し、業務の効率化に役立てています。今後も引き続き、総合的で効率的な解析が行えるよう努めていきます。

市民や関係機関との協力体制の確立

ごみの減量化や資源化及び適正処分に関する取り組みを持続的に発展させる基盤を構築していくため、市民や関係機関と連携し、協力体制の確立を進めていきます。

〔施策の方向性〕

市関係部局との連携

市民の多様なニーズに迅速かつ適切に対応し、効率的で効果的な廃棄物行政を展開していくため、市関係部局と機能的な組織を編成する等して、その運営を進めていきます。

国・県・警察・富山地区広域圏及び構成市町村との連携

生産や流通、消費の過程における発生抑制・再使用のしくみづくりや、資源循環システムの形成、脱埋立に向けた処理システムの見直し等について、富山地区広域圏や構成市町村との広域的な連携を図りながら、調査・研究活動を進めていきます。

廃棄物処理施設の整備や循環型社会形成に向けた広域的な取り組み等については、国や県、富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会との連携を図っていきます。また、資源物の抜き取り対策について、警察との連携を図っていきます。

廃棄物減量等推進審議会及び環境審議会との連携

本市では、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、市民や事業者、学識経験者等の委員で構成する廃棄物減量等推進審議会を設置しています。本審議会は、廃棄物行政に関わる重要な計画づくり等において、それぞれの立場からの意見を交換する場としての機能を果たすものです。本市では、今後も引き続き審議会の定期的な開催を進めていくとともに、特に重要な計画づくりにおいては専門部会を設置する等して、有意義な検討を進めていきます。

また、より広範な観点から環境の保全や創造を審議する環境審議会の審議内容について研究し、廃棄物減量等推進審議会の運営に反映させる等、連携・強化も図っていきます。

資源物抜き取り対策協力体制の確立

一般廃棄物の処理は、その性状に応じた適正処理を行わなければならないことから、本市では、行政命令違反等の行為に対しては、警察との連携を強化し、厳正に対処していきます。

そこで、今後は、資源物抜き取り対策として、全県下一斉に資源物抜き取りパトロールを行う等、市町村間や関係団体（警察や地区）との連携（情報交換）を図っていきます。

後期計画及び各種事業・施策の進行管理の実施

後期計画にて定めた計画目標や各種事業・施策の進捗状況を把握し、計画の実現に向けた取り組みを実施していきます。

〔施策の方向性〕

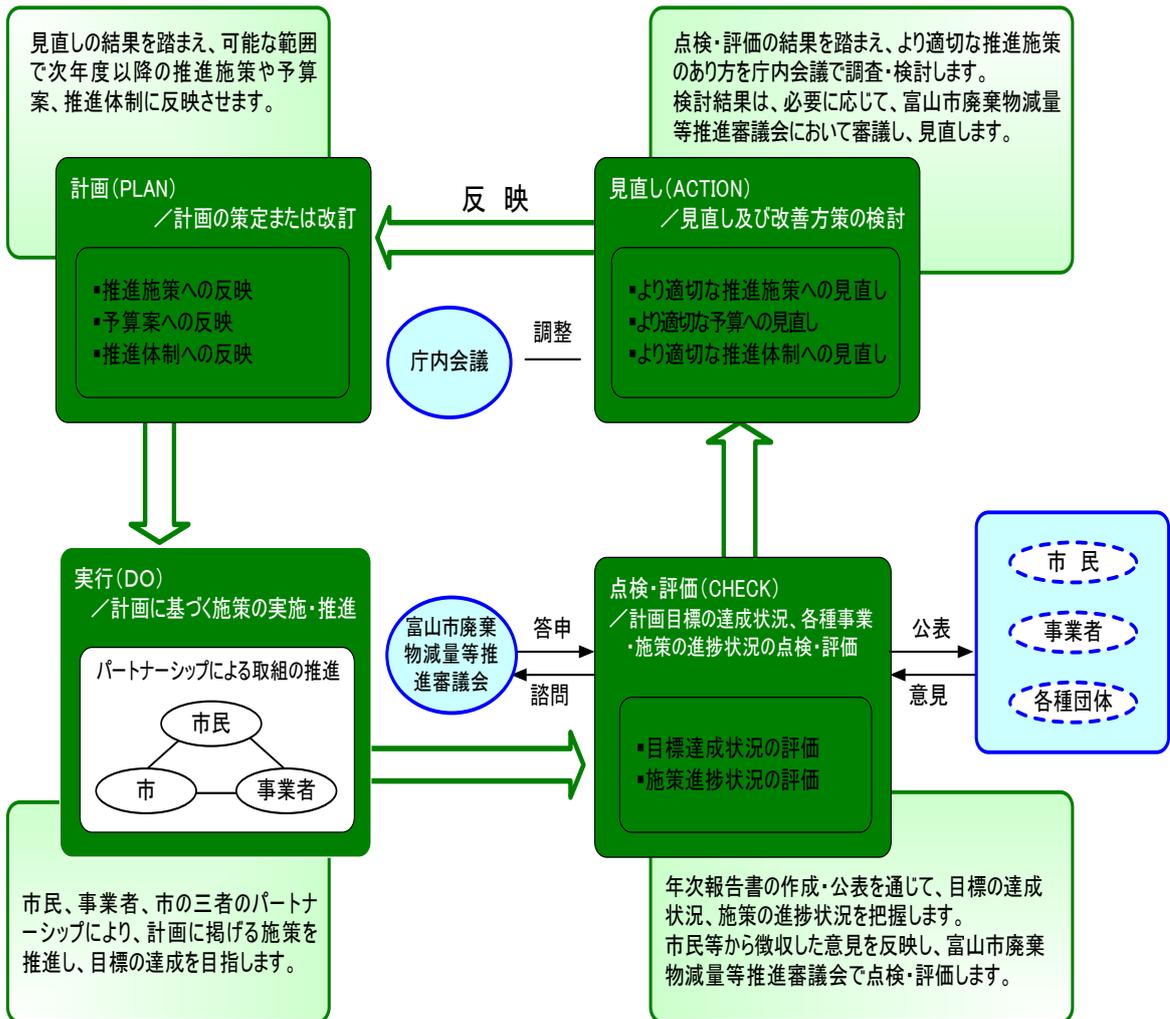
後期計画に基づくごみ処理実施計画の作成

後期計画で示した各種事業・施策の実行を着実なものとするため、後期計画に基づき、各年度にごみ処理実施計画（一般廃棄物処理実施計画）を作成します。

✓ 後期計画の毎年度の進行管理の実施

後期計画を着実に推進するため、計画目標（数値目標）や各種事業・施策の進捗状況を毎年度把握する進行管理を行います。また、これらの進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各種事業・施策の見直しや改善を行います。

なお、その結果（進捗状況や評価結果等）は、ホームページ等で公表します。
これらの進行管理方法（案）は、次のとおりです。



✓ 後期計画の目標年度における計画全体の評価及び次期計画の策定

後期計画の目標年度（平成28年度）における計画目標（数値目標）の達成状況や各種事業・施策の実施結果等を検証し、計画全体の評価を行います。

また、評価の結果、計画目標の達成が困難と見込まれる場合には、改善すべき施策や新たな施策の導入も調査・検討し、将来のごみ処理体制が確実なものとなるよう、新たに次期計画を策定するものとします。

なお、策定にあたっては、パブリックコメントを実施する等して、広く市民や事業者の意見を徴収し、計画に適宜反映させます。

■施策のスケジュール

後期計画にて取り組んでいく施策については、以下のとおりです。

基本方針	項目	主な施策	具体的な施策	開始年度	継続	拡大	新規	
1 発生源からはじめるごみ減量の推進（発生抑制・再使用）	環境教育と啓発活動による意識改革の推進	① 環境教育・環境学習の充実	1. 3R推進スクール事業	H21		○		
			2. 小学3・4年生を対象とした社会科副読本「美しい富山」の配布	H3	○			
			3. 「ごみ3R探検隊」事業				○	
		② PR・啓発活動の展開	1. 出前講座等による住民説明会	H14	○			
			2. 事業所への訪問指導	H6		○		
			3. 消費生活展でのごみ減量化・資源化事業の普及啓発	H7	○			
			4. 地域研修会・イベント等の開催による啓発	-	○			
			5. ホームページなどの充実	-		○		
			6. 事業所向け減量マニュアル「事業所をスリムに！」の配布	H6	○			
	7. 「大人の3R探検隊」事業						○	
	③ 自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成	1. 【再掲】「大人の3R探検隊」事業						○
	ごみを作らない・出さない行動の推進	生活系ごみの発生抑制・再使用の推進	① 生活系ごみ減量化の新たな方策の調査・研究	1. 廃棄物減量等推進審議会	H6	○		
				2. 小型廃家電リサイクルモデル事業	H22	○		
				3. 金属資源物分別回収の調査・研究				○
		② 補助金等による経済的な支援	1. 資源集団回収活動推進事業	S54	○			
			2. ディスポーザー排水処理システム設置補助金	H19	○			
		③ 生ごみの減量化を促進するための事業	1. 生ごみリサイクル事業	H18		○		
			2. 【再掲】ディスポーザー排水処理システム設置補助金	H19	○			
			3. おいしいとやま食べきり運動の推進	H21	○			
			4. 水切り運動の推進					○
④ 不用品等の再使用促進のための啓発・支援		1. 不用品交換会支援事業	H22	○				
		2. 古着・古布リユース促進への調査・研究					○	
⑤ 容器包装削減のための啓発・支援		1. レジ袋削減へのPR	H19	○				
事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進		① 事業所の自主的な取り組みの奨励	1. 事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の指導	H6		○		
			2. 先進的な取り組みについての研修会での紹介				○	
			3. 団体（企業団地・商店街）が行う古紙回収活動への支援	-	○			
② 事業系ごみ減量化の新たな方策の調査・研究	1. 富山地区広域圏クリーンセンターへの搬入手数料見直し	-	○					
	2. 県内市町村と連携して、先進事例の調査・研究					○		
③ 過剰包装削減のための啓発	1. 【再掲】事業所への訪問指導	H6		○				
	2. 【再掲】ホームページなどの充実	-		○				
市（行政）のごみの発生抑制・排出抑制の推進	① 市庁舎等の行政施設における3Rの推進	1. 「富山市環境マネジメントシステム」の導入	H14	○				
		2. グリーン購入法適合商品の率先的な購入やマイはし運動	-	○				
② 市主催の催事場等における3Rの推進	1. 消費生活展で、3Rに関するパネルを展示し、啓発	H7	○					
	2. エコイベント開催マニュアルの作成					○		

基本方針	項目	主な施策	具体的な施策	開始年度	継続	拡大	新規
2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 〔分別・再生利用〕	生活系ごみの分別排出ルール遵守の徹底	① 分別排出ルール遵守のための啓発	1. 【再掲】出前講座等による住民説明会	H14	○	┆	┆
			2. 「家庭ごみの分け方・出し方」の市内全戸配布による分別排出、適正排出の啓発	—	○	┆	┆
			3. 「ごみ・資源物収集カレンダー」の市内全戸配布による排出日の周知	—	○	┆	┆
	4. 「家庭ごみの分け方・出し方」外国語版配布		—	○	┆	┆	
	5. 【再掲】ホームページなどの充実		—	┆	○	┆	
	② 指導の徹底	1. 環境センター内に業務指導担当を設置	H18	○	┆	┆	
		2. 集合住宅への指導の強化	—	┆	○	┆	
	③ 違反ごみ等への対応	1. 違反ごみ等への対応	—	○	┆	┆	
		2. 違反の多いごみ集積場への指導	—	┆	┆	○	
	事業系ごみの排出管理の徹底	① 指導・啓発の徹底	1. 【再掲】事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の指導	H6	┆	○	┆
			2. 【再掲】事業所への訪問指導	H6	┆	○	┆
			3. 事業所向け減量マニュアルの配布や研修会等の開催	H6	○	┆	┆
		② 新たな資源化促進制度導入の検討	1. 【再掲】事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の指導	H6	┆	○	┆
	2. 【再掲】県内市町村と連携して、先進事例の調査・研究		—	┆	┆	○	
	③ 小規模事業所に対する排出の指導	1. 【再掲】違反ごみ等への対応	—	○	┆	┆	
2. 効率的なごみ収集の調査・研究		—	┆	┆	○		
1. 資源化可能分の組成調査		—	┆	○	┆		
④ 焼却施設における展開検査の実施	2. 資源化可能分の排出量調査	—	┆	○	┆		
	3. 産業廃棄物混入の抑制	—	┆	○	┆		
	① 容器包装類の資源化事業の推進	1. 廃棄物分別回収推進事業	H17	○	┆	┆	
品目別の資源化の推進	② 古紙類の資源化事業の推進	2. 【再掲】資源集団回収活動推進事業	S54	○	┆	┆	
		3. 資源物ステーション運営事業	H17	○	┆	┆	
		4. 空き缶地区回収モデル事業	H17	○	┆	┆	
		5. ペットボトルなどの効率的な回収方法に関する、調査・研究	—	┆	┆	○	
		1. 【再掲】資源集団回収活動推進事業	S54	○	┆	┆	
	③ 古布類の資源化事業の推進	2. 【再掲】資源物ステーション運営事業	H17	○	┆	┆	
		3. 布類リユース事業	H22	○	┆	┆	
	④ 生ごみの資源化事業の推進	4. 可燃物(古布)リサイクル事業	H20	○	┆	┆	
		1. 【再掲】生ごみリサイクル事業	H18	┆	○	┆	
	⑤ 側溝汚泥の資源化事業の推進	2. 家庭における資源化の調査・研究(段ボールコンポスト等)	—	┆	┆	○	
		1. 側溝汚泥再生処理事業	H18	○	┆	┆	
	⑥ 剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進	1. 富山市エコタウン内のリサイクル施設にて、市の公園から出た剪定枝や刈草等のリサイクル	H14	○	┆	┆	
		2. 民間処理業者への支援	—	○	┆	┆	
	⑦ 食品廃棄物の資源化事業の推進	1. 富山市エコタウン内のリサイクル施設にて、学校給食から出た食品廃棄物をリサイクル	H14	○	┆	┆	
		2. 【再掲】事業所への訪問指導	H6	┆	○	┆	
⑧ 「富山市バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業の推進	1. 【再掲】生ごみリサイクル事業	H18	┆	○	┆		
	2. 木質ペレット普及促進事業	H20	○	┆	┆		
	3. BDF燃料の普及促進	H18	○	┆	┆		
	4. 剪定枝の堆肥化・炭化事業	H16	○	┆	┆		
⑨ その他資源化事業の推進	1. 【再掲】小型廃家電リサイクルモデル事業	H22	○	┆	┆		
	2. 廃食用油の資源化の推進	H21	○	┆	┆		
	3. 家電リサイクル法対象品目のリサイクル推進	H13	○	┆	┆		
	4. パソコンリサイクルの啓発	H16	○	┆	┆		
	5. 可燃ごみ固形燃料化事業	H20	○	┆	┆		
	6. 使用済みハガキのリサイクルの推進	H9	┆	○	┆		
	7. 不燃物の中の金属資源物の区分の変更と資源化の啓発	H23	○	┆	┆		
循環型ビジネスへの支援	① 民間施設の活用と施設設備の推進	1. 富山市エコタウンへの支援	H14	○	┆	┆	
		2. 生ごみリサイクル事業、可燃物リサイクル事業、BDF燃料の普及等での、民間施設や技術の活用	—	○	┆	┆	
		3. 環境関連新事業創出促進助成金	H17	○	┆	┆	
② 再生品の利用拡大	1. 生ごみリサイクル事業実施地区へ、そのリサイクル過程で作られた堆肥を配布や再生品の啓発	H18	○	┆	┆		
	2. 事業系一般廃棄物減量等研修会にて配布している減量マニュアルなどで再生品の利用を促進	H6	○	┆	┆		
	3. 率先的なグリーン購入法適合商品の購入	—	○	┆	┆		
③ 資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供	1. エコタウン交流推進事業	H14	○	┆	┆		
	2. 資源化情報等に関する調査・研究	—	┆	┆	○		

基本方針	項目	主な施策	具体的な施策	開始年度	継続	拡大	新規
3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 〔適正処理・処分〕	【再掲】生活系ごみの分別排出ルール遵守の徹底	① 【再掲】分別排出ルール遵守のための啓発	1. 【再掲】出前講座等による住民説明会	H14	○		
			2. 【再掲】「家庭ごみの分け方・出し方」の市内全戸配布による分別排出・適正排出の啓発	-	○		
			3. 【再掲】「ごみ・資源物収集カレンダー」の市内全戸配布による排出日の周知	-	○		
			4. 【再掲】「家庭ごみの分け方・出し方」外国語版配布	-	○		
			5. 【再掲】ホームページなどの充実	-		○	
		② 【再掲】指導の徹底	1. 【再掲】環境センター内に業務指導担当を設置	H18	○		
			2. 【再掲】集合住宅への指導の強化	-		○	
		③ 【再掲】違反ごみ等への対応	1. 【再掲】違反ごみ等への対応	-	○		
			2. 【再掲】違反の多いごみ集積場への指導	-			○
	【再掲】事業系ごみの排出管理の徹底	① 【再掲】指導・啓発の徹底	1. 【再掲】事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の指導	H6		○	
			2. 【再掲】事業所への訪問指導	H6		○	
			3. 【再掲】事業所向け減量マニュアルの配布や研修会等の開催	H6	○		
		② 【再掲】新たな資源化促進制度導入の検討	1. 【再掲】事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の指導	H6		○	
	2. 【再掲】県内市町村と連携して、先進事例の調査・研究	-			○		
	③ 【再掲】小規模事業所に対する分別排出の指導	1. 【再掲】違反ごみ等への対応	-	○			
		2. 【再掲】効率的なごみ収集の調査・研究	-			○	
	④ 【再掲】焼却施設における展開検査の実施	1. 【再掲】資源化可能分の組成調査	-		○		
		2. 【再掲】資源化可能分の排出量調査	-		○		
		3. 【再掲】産業廃棄物混入の抑制	-		○		
	収集・運搬計画	① 効率的な収集・運搬体制の整備	1. 直営・委託の見直し	-	○		
			2. 市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備	H8 S58 H17	○		
		③ 環境にやさしい収集車両の導入	1. BDF燃料塵芥車の導入	H18	○		
			2. 低公害車の導入	H20	○		
			3. 【再掲】資源物ステーション運営事業	-	○		
	中間処理計画	① 中間処理施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減	1. 廃棄物処理法、関係法令の遵守(クリーンセンターにおける定期的な煙突排ガス濃度やダイオキシン類濃度調査の継続)	H10	○		
			2. 焼却により発生する熱エネルギーによる発電や余熱利用	S58	○		
		② 熔融スラグの利用用途の拡大	1. 熔融スラグの需要先確保や調査・研究を進め、公共事業での積極的な利用	H16	○		
	最終処分計画	① 最終処分場(山本一般廃棄物最終処分場)の適正管理と処分に伴う環境負荷の低減	1. 廃棄物処理法、関係法令の遵守(施設周辺地域での定期的な水質調査の継続)	-	○		
			2. 埋立量の減量化・減容化の推進	H18 H16	○		
		③ 計画的な施設の確保に向けた検討	1. 富山地区広域圏事務組合と連携し、計画的な施設の確保に向けた検討	-	○		
排出禁止物等への対応	① 排出禁止物の啓発・指導の徹底	1. 【再掲】「家庭ごみの分け方・出し方」の市内全戸配布による分別排出・適正排出の啓発	-	○			
		2. 【再掲】違反ごみ等への対応	-	○			
	② 在宅医療廃棄物の取り扱いについて	1. 【再掲】違反ごみ等への対応	-	○			
2. 医師会等の関係団体と連携	-	○					
③ 有料収集による対応	1. 取り扱い品目、処理料金の調査・研究	-			○		
環境美化・生活環境保全の推進	① 不法投棄の防止対策の推進	1. 定期的な不法投棄防止パトロール	-	○			
		2. のぼり旗の設置	-	○			
	② 不適正処理の防止対策の推進	1. 排出事業所及び処理業者の立ち入り調査	-	○			
2. 資源物抜き取り対策	-		○				
③ まちの環境美化推進	1. 環境美化運動実践事業	S58	○				
2. 海岸環境美化推進事業	H19	○					
災害廃棄物への対応	① 「災害廃棄物処理計画」の策定の検討	1. 災害廃棄物処理計画策定に向けた検討	-			○	

基本方針	項目	主な施策	具体的な施策	開始年度	継続	拡大	新規	
4 計画実現に向けた体制整備 「体制・しくみづくり」	公平性・透明性のある廃棄物行政の推進	① 廃棄物処理にかかる費用の透明化	1. 「富山市の環境」をホームページに掲載・公開	H19	○			
			2. 「廃棄物会計基準」の導入へ向けた調査・研究				○	
		② 事業評価の実施	1. 廃棄物減量等推進審議会にて処理計画の見直しを行い、その結果を公表	-	○			
	市民や関係機関との協体制の確立	③ 情報管理・情報開示システムの充実	1. 【再掲】「富山市の環境」をホームページに掲載・公開	H19	○			
			2. 【再掲】ホームページなどの充実	-		○		
			3. ITの活用	-	○			
	後期計画及び各種事業・施策の進行管理の実施	④ 資源物抜き取り対策協体制の確立	① 市関係部局との連携	1. 市民生活部と連携し、まちの美化活動や消費生活展での啓発に取り組むなど、さまざまな施策で関係部局と連携	-	○		
			② 国・県・警察・富山地区広域圏及び構成市町村との連携	1. 富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会の運営 2. 【再掲】資源物抜き取り対策	H7 -	○ -		○
			③ 環境審議会及び廃棄物減量等推進審議会との連携	1. 環境審議会での審議内容について研究し、廃棄物減量等推進審議会の運営に反映	-	○		
			④ 資源物抜き取り対策協体制の確立	1. 関係団体との連携				○
	後期計画及び各種事業・施策の進行管理の実施	① 後期計画に基づくごみ処理実施計画の作成	1. 後期計画の毎年度の進行管理の実施	1. 【再掲】「富山市の環境」をホームページに掲載・公開	H19	○		
			2. 後期計画の毎年度の進行管理の実施	1. 【再掲】「富山市の環境」をホームページに掲載・公開	H19	○		
3. 後期計画の目標年度における計画全体の評価及び次期計画の策定			1. 計画全体の評価と見直しの実施	H23			○	

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状と課題

(1) 水環境に関する状況

① 水系の概況

本市には、大山地域に源を発する常願寺川、岐阜県高山市一ノ宮町に源を発する神通川の2大河川と、白岩川等の中小河川があり、いずれも富山湾に流れています。また、北部工業地帯には富山湾を結ぶ岩瀬、富岩及び住友の3運河を保有しており、それぞれの産業と密接な繋がりを持っています。このような豊富な水資源は、市内の上水道の水源、水力発電、農業用水及び工業用水等に広く利用されています。

② 水環境の現状

本市では公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法等に基づく工業・事業場排水対策や生活排水対策事業の推進に努めています。また、これにあわせ、富山県の水質測定計画で定めている環境基準点(12河川及び2運河、1湖沼の計15地点)の水質測定を実施^{*1}しています。

環境基準点の位置図を図4-1-1に、環境基準の達成状況(平成6年度～平成21年度)を表4-1-1に示します。これによると、河川や湖沼では概ね環境基準を達成しています。一方、海域の一部の環境基準点では、環境基準を僅かに超過する状況となっています。

なお、カドミウムや水銀等の健康項目については、全ての環境基準点で当該環境基準を達成しています。

^{*1}一部の地点は、国土交通省が測定している。

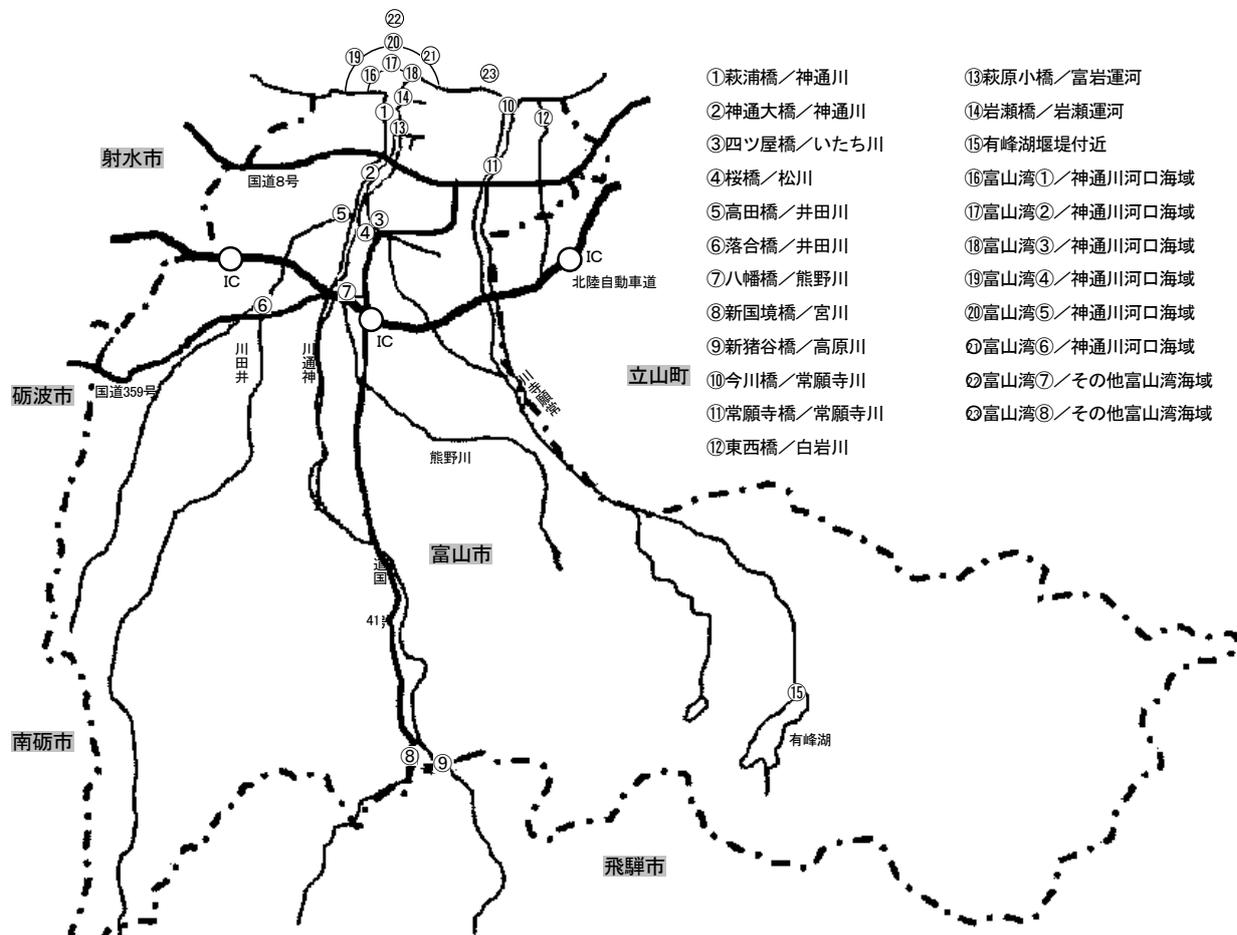
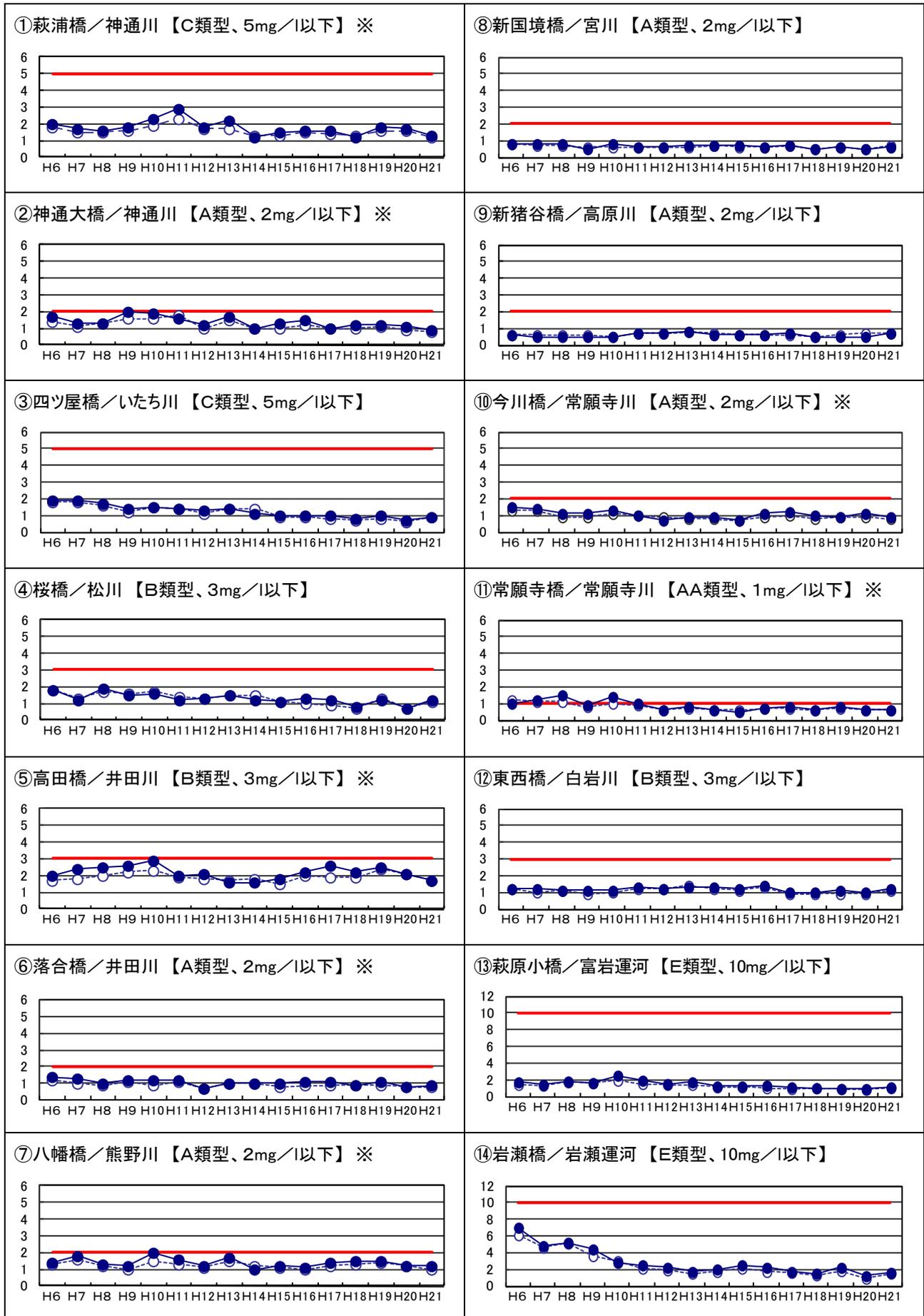


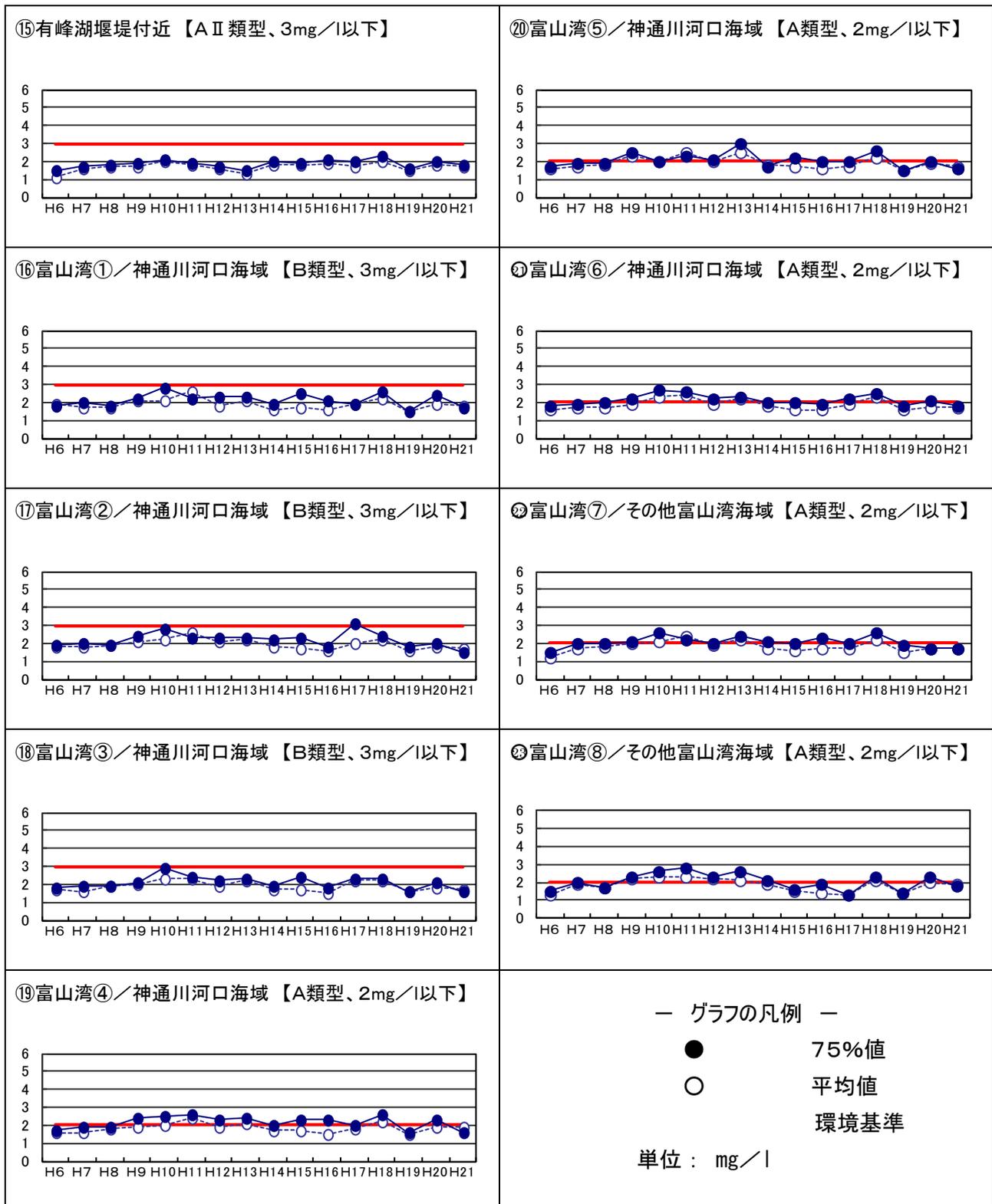
図4-1-1. 環境基準点の位置図

表4-1-1. 環境基準の達成状況 (平成6年度～平成21年度)

【河川】



【湖沼、海域】



注記1) ※のある環境基準点の測定データは、国土交通省が調査したもの。

注記2) 環境基準の達成状況は、河川ではBOD値、湖沼ではCOD値、海域ではCOD値が適用される。

注記3) 「平均」は、日間平均値の年平均値を示す。

注記4) 「75%値」は、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値を示す。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

出典：「平成23年度 公共用水域及び地下水の水質測定計画 平成23年4月 富山県」、「水質汚濁の現況 富山県（平成6年度～平成21年度）」、「第6回富山市統計書 平成22年度版」

(2) 生活排水処理施設の種類

生活排水とは、し尿及び生活雑排水（台所排水や浴室排水等）を総称したものです。

これらの生活排水を処理する生活排水処理施設（汚水処理施設）は、集合排水処理施設と個別排水処理施設とに大別されます。

集合排水処理施設とは、各家庭や事業所から排出される生活排水を管路で収集し、終末処理場等でまとめて処理するものであり、住宅が密集した市街地や集落地域に適した方式となります。

一方、個別排水処理施設とは、各家庭や事業所毎に浄化槽を設置して、汚水を個別処理するものであり、住居がまばらで人口密度が低い地域等に適した方式となります。

生活排水処理施設の整備にあたっては、このような整備地域の特性を勘案し、各施設の特徴や経済性、効率性を十分検討した上で計画的に進められています。

集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方を図4-1-2に、生活排水処理施設の種類を図4-1-3に示します。

1. 後期計画における「生活排水処理施設」は、「し尿」及び「生活雑排水」をあわせて適正に処理している施設とします。
2. 後期計画では、「生活排水処理施設」を実際に利用している人を「水洗化・生活雑排水処理人口」と表記します。また、単独処理浄化槽を利用している人を「水洗化・生活雑排水未処理人口」、汲み取り便所を利用している人や自家処理をしている人を「非水洗化人口」と表記します。
3. 浄化槽法では合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義していますが、後期計画では生活雑排水の処理の有無を考慮して、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」とに区分して表記します。



図4-1-2. 集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方

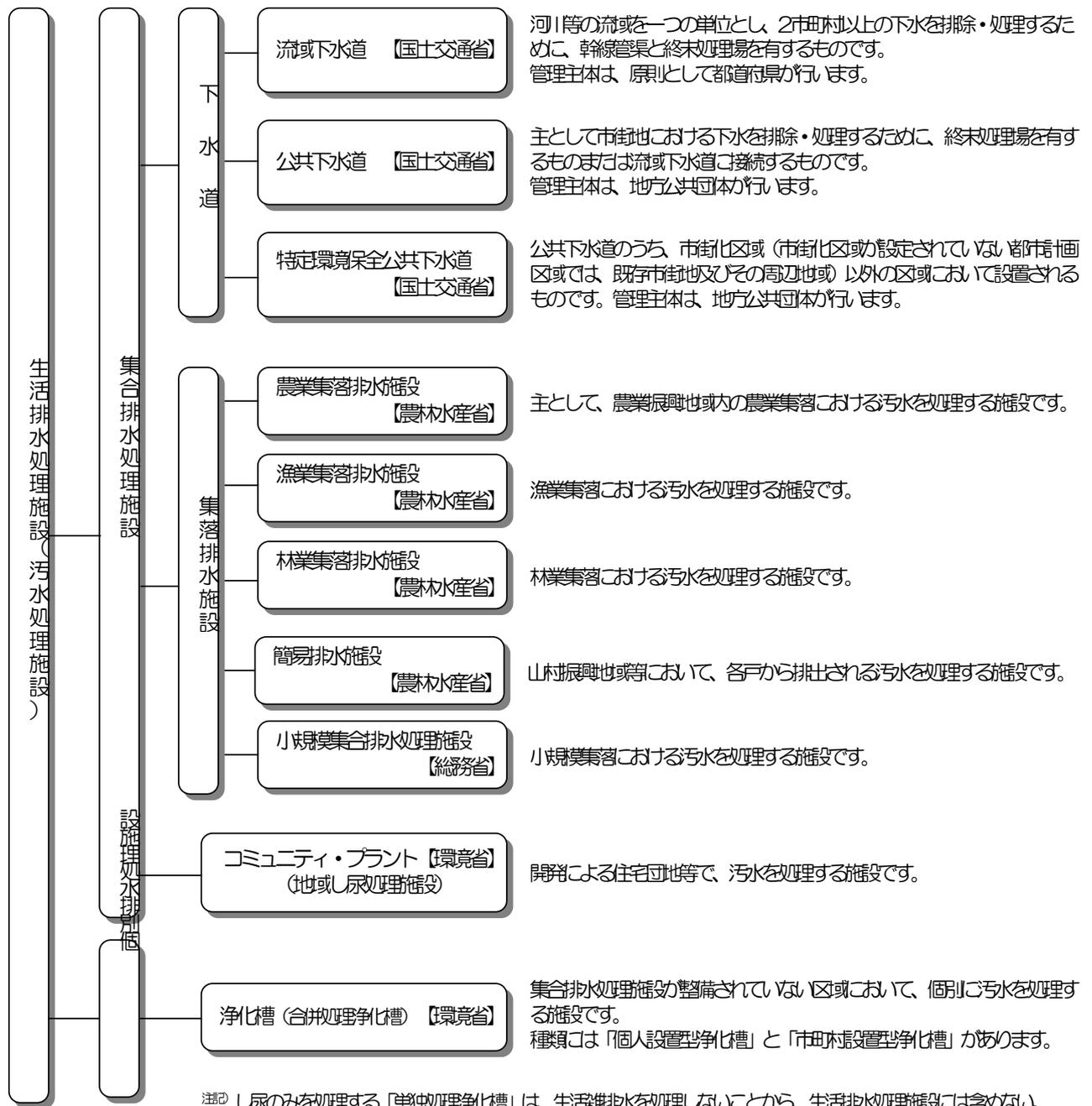


図4-1-3. 生活排水処理施設の種類の種類

(3) 生活排水処理の必要性

我が国の水質汚濁は、水質汚濁防止法の施行等によって、工場や事業所に対する排水規制措置が行われたことで改善されました。しかしながら、今もなお環境基準を達成していない水域が残っており、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域や都市内の中小河川における達成率は低く、農村地域では生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっています。

近年、こうした水質汚濁の要因は、工場排水等から家庭からの生活排水に移ってきており、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが挙げられています。このため、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上でも、生活雑排水に対する対策が重要視されています。

河川等の水質汚濁に与える影響を、各処理方式の汚濁負荷量で表したものを表4-1-2に示します。

これによると、「汲み取りし尿」及び「単独処理浄化槽」の汚濁負荷量は、他の処理方式に比べて5～8倍も高く、河川等の水質汚濁に与える影響が大きいことが伺えます。

表4-1-2. 各処理方式が河川水質に与える影響／汚濁負荷量（BOD換算）

項 目	生活排水		原単位 (1/人・日)		原単位 (mg/l)		処理性能 (mg/l)		汚濁負荷量 (g/人・日) (BOD換算)
	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	
下 水 道	処理	処理	50	150	260	180	20		4
集 落 排 水 施 設	処理	処理	50	150	260	180	20		4
コミュニティ・プラント	処理	処理	50	150	260	180	20～30		4～6
合併処理浄化槽	処理	処理	50	150	260	180	20		4
単独処理浄化槽	処理	未処理	50	150	260	180	90	—	32
汲み取りし尿	処理	未処理	1.82	150	9,500	180	10	—	27

注記1) 各処理性能は性能保証値を用いた。汲み取りし尿のし尿は「し尿処理施設」の処理性能を用いた。

平成22年度の全国・富山県・本市における施設整備率を表4-1-3に示します。

これによると、本市の施設整備率は98.3%となり、富山県の93.8%、全国の86.9%を上回り、順調に施設整備が進められているところです。

表4-1-3. 平成22年度の全国・富山県・本市における施設整備率 (単位：万人)

区分	施設整備率	総人口 〔住基〕	処理人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下 水 道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽
全 国	86.9%	12,123	10,531	9,104	344	25	1,059
富山県	93.8%	109.3	102.6	87.0	10.0	0.5	5.1
富山市	98.3%	41.7	41.0	37.0	2.1	0.3	1.5

注記1) 施設整備率（汚水処理人口普及率）とは、総人口に対して、生活排水処理施設を利用することができる人口割合をいう。

施設整備率 = $\frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区内人口）}}$

注記2) 富山県の実績は「平成22年度末の汚水処理人口普及状況について 平成23年9月1日 富山県土木部都市計画課」の抜粋値。

注記3) 全国の実績は「平成22年度末の汚水処理人口普及状況について 平成23年9月1日 環境省・農林水産省・国土交通省報道発表資料」の抜粋値。

注記4) 表記の際に端数処理を行ったため、総人口や整備人口の合計値が一致しない場合がある。また、総人口は、総務省発表の住民基本台帳を使用した。

注記4) 全国における数値のうち、岩手県、宮城県、福島県の3県においては、東日本大震災の影響で調査不能な市町村があることから、調査対象外としている。

(4) 生活排水処理の現況

① 対象となる生活排水及び処理主体

各処理施設で対象となる生活排水、及びその処理主体を表4-1-4に示します。

表4-1-4. 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体 [平成23年4月現在]

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	流域下水道	し尿及び生活雑排水	富山県
	公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	富山市
コミュニティ・プラント		し尿及び生活雑排水	富山市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等
浄化槽汚泥専用処理施設（つばき園）		浄化槽汚泥 ^{※1}	富山市
し尿処理施設（中部衛生センター施設、万浄園施設）		し尿及び浄化槽汚泥 ^{※2}	富山地域衛生組合

※1 富山地域の農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び一部下水道終末処理場（倉垣浄水園）の処理汚泥を含む。

※2 富山地域以外の農業集落排水施設の処理汚泥を含む。

② 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系図を図4-1-4に示します。

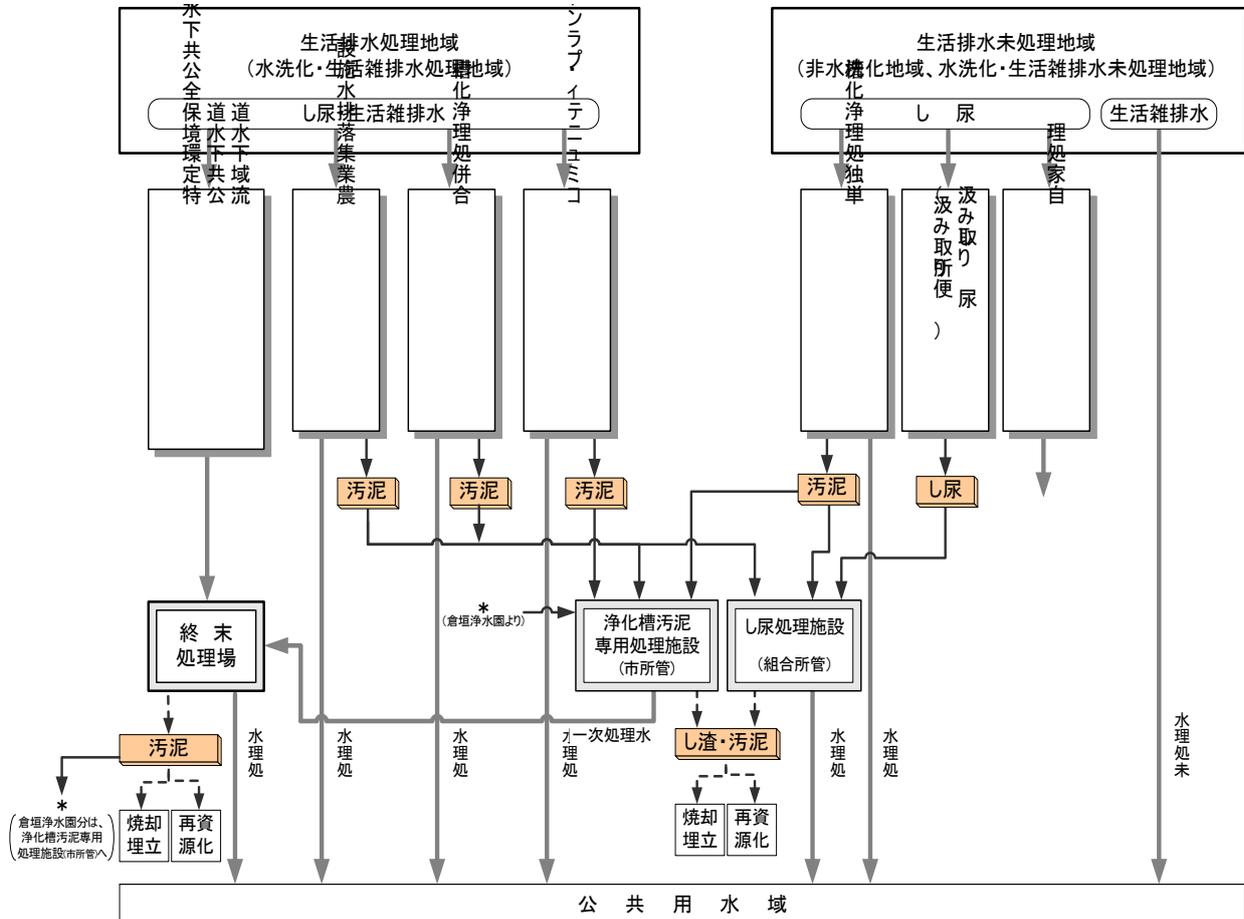


図4-1-4. 生活排水の処理体系図

[平成23年4月現在]

③ 生活排水の処理形態別人口の推移

平成23年度における生活排水の処理形態別人口を表4-1-5及び図4-1-5に、過去11年間（平成13年度～平成23年度）における生活排水の処理形態別人口の推移を表4-1-6及び図4-1-6に示します。

本市では、下水道の早期整備を重点施策として積極的に事業拡大を進める一方、農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置等も順次推進しており、それぞれの地域特性に応じた生活排水処理施設の基盤整備に努めているところです。

平成23年度における水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道が347,458人、農業集落排水施設が18,073人、コミュニティ・プラントが3,409人、合併処理浄化槽が18,745人となり、総人口421,630人のうち、91.9%の市民が生活排水処理施設を利用している状況です。

しかしながら、残りの約1割の市民が、生活雑排水を未処理のまま、河川等の公共用水域に排出している状況にあるため、今後も引き続き下水道等の整備拡大と施設整備完了地域に対する水洗化の促進を行うことが必要となっています。

参考として、先述した表4-1-2の計算根拠に基づき、平成23年度における各処理方式が河川等に与える水質汚濁の影響をBOD汚濁負荷量の推定値として示しました。

これによると、本市の全汚濁負荷量2,580kg/日に対し、【水洗化・生活雑排水未処理人口】及び【非水洗化人口】に占める汚濁負荷量は1,029（=723+306）kg/日になり、全体の39.9%（=28.0%+11.9%）を占める高い割合となっています。

表4-1-5. 平成23年度における生活排水の処理形態別人口 [平成23年度]

処理形態区分	処理形態別人口		BOD汚濁負荷量【推定値】	
	人口	占める割合	負荷量	占める割合
	人	%	kg/日	%
行政区域内人口（総人口=国勢調査）	421,630	100.0%	2,580	100.0%
1. 計画処理区域内人口	421,630	100.0%	2,580	100.0%
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	387,685	91.9%	1,551	60.1%
下水道	347,458	82.4%	1,390	53.9%
農業集落排水施設	18,073	4.3%	72	2.8%
コミュニティ・プラント	3,409	0.8%	14	0.5%
合併処理浄化槽	18,745	4.4%	75	2.9%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	22,598	5.4%	723	28.0%
4. 非水洗化人口	11,347	2.7%	306	11.9%
汲み取りし尿	11,347	2.7%	306	11.9%
自家処理	0	0.0%	0	0.0%
5. 計画処理区域外人口	0	0.0%	0	0.0%
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】	91.9%		—	—

注記1) BOD汚濁負荷量(kg/日)は、表4-1-2(P.108参照)に示すBOD換算の汚濁負荷量(g/人・日)に、上表の各処理形態別人口を乗じることで求めた。

注記2) 後期計画の行政区域内人口は国勢調査(各年度10月1日現在)を使用するため、各種事業計画または実績調査で住民基本台帳(各年度3月31日現在)による人口把握としているものについては、国勢調査と住民基本台帳の行政区域内人口の相対割合を乗じる等して求めた計算値として、表記した。なお、平成23年度における住民基本台帳人口は、平成23年10月1日現在のをもって、平成23年度的生活排水処理形態別人口としている。以下、本章全体において同様。

注記3) 表記の際に端数処理を行ったため、人口や割合%が合わないことがある。

[地域別 平成23年度]

処理形態区分	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域
行政区域内人口（総人口＝国勢調査）	324,123	22,227	11,026	21,002	39,942	1,788	1,522
1. 計画処理区域内人口	324,123	22,227	11,026	21,002	39,942	1,788	1,522
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	304,363	19,947	10,031	17,934	32,370	1,717	1,323
下水道人口	282,228	16,462	7,188	13,759	25,611	1,140	1,070
農業集落排水施設	10,101	1,139	2,736	2,249	1,102	493	253
コミュニティ・プラント	3,409	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	8,625	2,346	107	1,926	5,657	84	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	16,047	1,202	356	1,136	3,716	53	88
4. 非水洗化人口	3,713	1,078	639	1,932	3,856	18	111
汲み取りし尿	3,713	1,078	639	1,932	3,856	18	111
自家処理	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】	93.9%	89.7%	91.0%	85.4%	81.0%	96.0%	86.9%

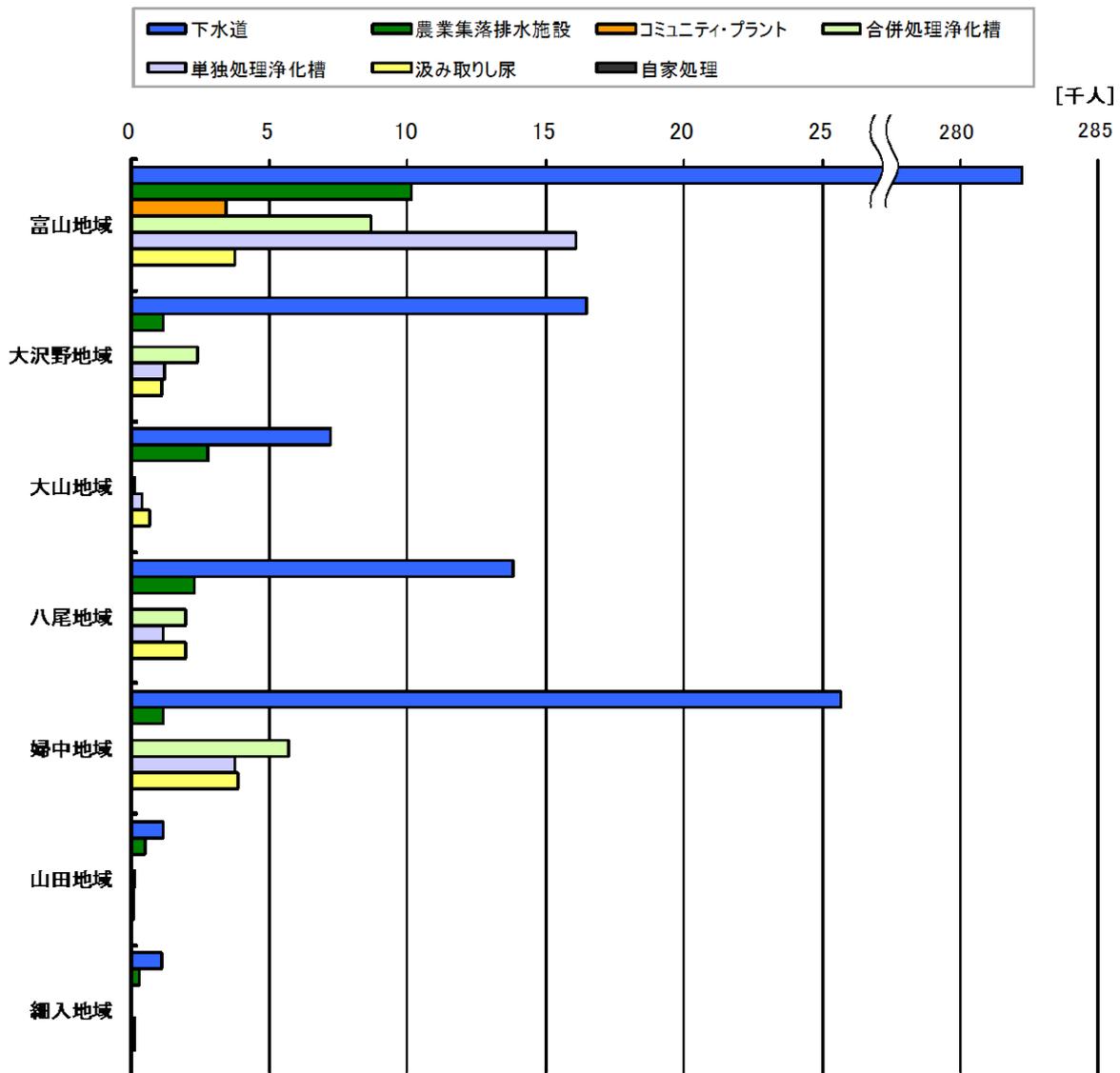


図4-1-5. 平成23年度における生活排水の処理形態別人口

表4-1-6. 生活排水の処理形態別人口の推移 (平成13年度～平成23年度)

処理形態区分	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
行政区域内人口(総人口=国勢調査)	421,454	421,461	421,678	422,321	421,239	421,389	420,991	420,933	420,423	421,953	421,630
1. 計画処理区域内人口	421,454	421,461	421,678	422,321	421,239	421,389	420,991	420,933	420,423	421,953	421,630
2. 水洗化・雑排水処理人口	299,517	323,357	330,240	341,514	347,885	354,156	361,226	369,343	379,833	386,219	387,685
下水道	261,554	274,362	286,221	297,570	304,085	311,260	318,333	327,151	338,356	345,548	347,458
農業集落排水施設	14,009	14,987	15,187	16,132	16,824	17,227	17,528	17,693	17,853	17,931	18,073
コミュニティ・プラント	3,509	3,564	3,597	3,594	3,559	3,365	3,437	3,460	3,427	3,428	3,409
合併処理浄化槽	20,445	30,444	25,235	24,218	23,417	22,304	21,928	21,039	20,197	19,312	18,745
3. 水洗化・雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	80,701	61,959	59,176	52,228	47,538	44,202	40,010	34,119	26,270	23,319	22,598
4. 非水洗化人口	41,236	36,145	32,262	28,579	25,816	23,031	19,755	17,471	14,320	12,415	11,347
汲み取りし尿	40,208	35,856	32,133	28,510	25,816	23,031	19,755	17,471	14,320	12,415	11,347
自家処理	1,028	289	129	69	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】	71.1%	76.7%	78.3%	80.9%	82.6%	84.0%	85.8%	87.7%	90.3%	91.5%	91.9%

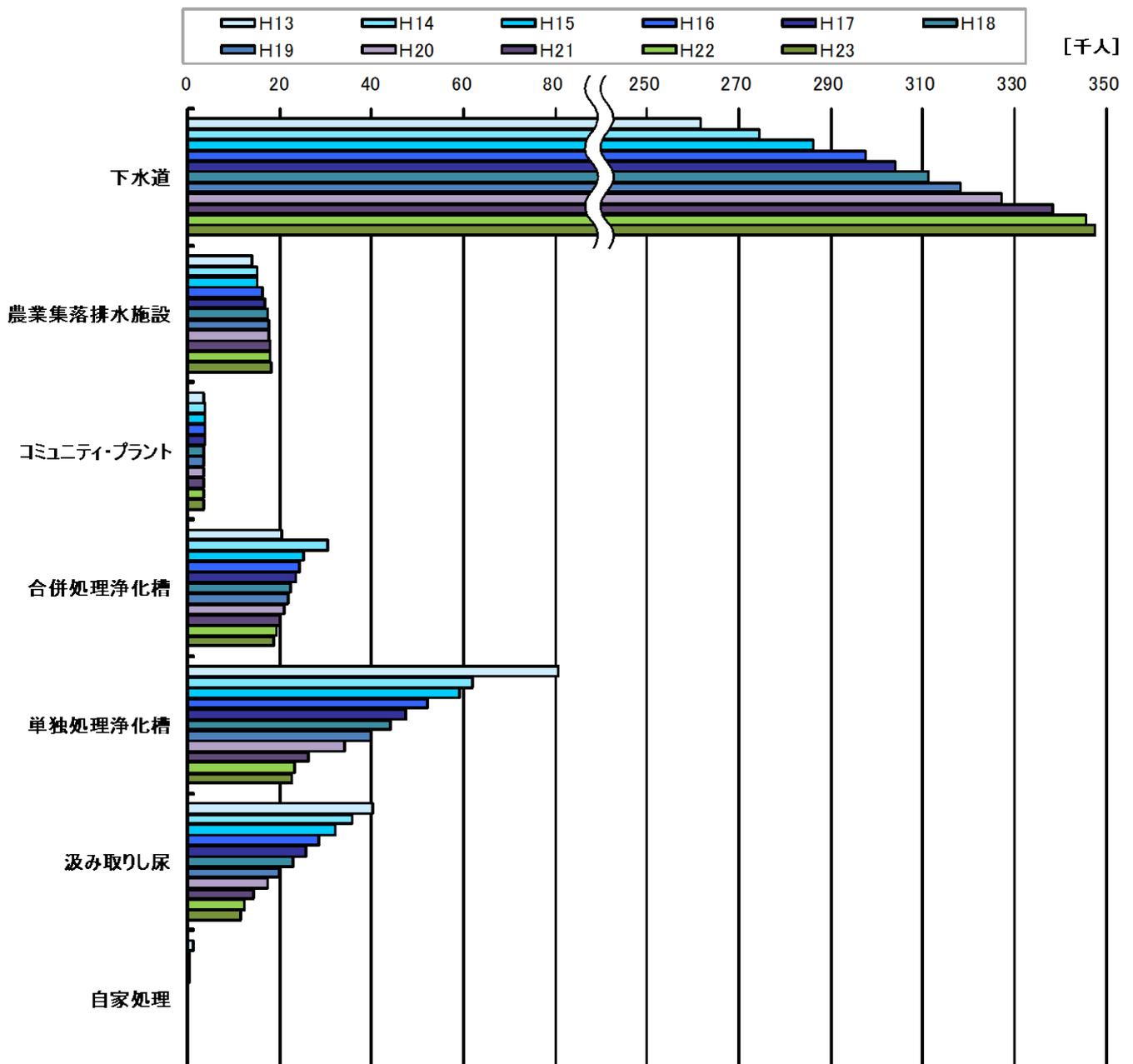


図4-1-6. 生活排水の処理形態別人口の推移 (平成13～23年度)

④ 生活排水の形態別処理施設の概要

ア. 下水道

本市の下水道の整備状況を表4-1-7及び図4-1-7に、施設の概要等を表4-1-8～表4-1-10に示します。

下水道は、都市の浸水防除や市民生活の向上のみならず、公共用水域の水質保全の観点からも欠くことができない都市の基盤施設です。

本市では、昭和37年10月に公共下水道事業を供用開始して以来、処理区域の拡大を図ってきました。その後、平成17年4月の市町村合併を受け、新たに6処理区が本市の公共下水道に編集されたことで、計10処理区を保有しています。

平成23年度における下水道の整備人口は329,323人となり、下水道普及率（行政区域内人口に対する下水道整備完了地域在住人口の比率）は78.0%となっています。また、水洗化人口は286,221人となり、水洗化率（整備人口に対する実際に下水道を利用している人口の比率）は86.9%となっています。

本市では、今後とも残りの下水道整備区域の面整備を計画的に推進するとともに、下水道整備完了地域における早期水洗化の促進も進めることとしています。

表4-1-7. 下水道の整備状況

項目	単位	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
行政区域内人口 (総人口=国勢調査)	人	419,125	419,788	421,149	421,086	420,804	421,454	421,461	421,678
整備人口	人	210,715	244,048	258,665	266,698	294,571	310,428	320,561	329,323
水洗化人口	人	170,743	197,305	219,652	231,233	244,576	261,554	274,362	286,221
下水道普及率	%	50.3%	58.1%	61.4%	63.3%	70.0%	73.5%	75.9%	78.0%
水洗化率	%	81.0%	80.8%	84.9%	86.7%	83.0%	84.2%	85.5%	86.9%

項目	単位	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
行政区域内人口 (総人口=国勢調査)	人	422,321	421,239	421,389	420,991	420,933	420,423	421,953	421,630
整備人口	人	337,475	343,309	349,076	356,999	362,871	369,545	374,924	375,594
水洗化人口	人	297,570	304,085	311,260	318,333	327,151	338,356	345,548	347,458
下水道普及率	%	79.8%	81.4%	82.6%	84.6%	86.0%	87.8%	88.8%	89.0%
水洗化率	%	88.1%	88.5%	89.1%	89.0%	90.0%	91.4%	92.1%	92.5%

注記1) 上記の人口は、富山市下水道課資料値（住民基本台帳に基づく人口）を国勢調査に基づく人口に換算させたもの。

注記2) 下水道普及率=整備人口（下水道を利用できる人数）/行政区域内人口。

注記3) 水洗化率=水洗化人口（下水道を実際に利用している人数）/整備人口（下水道を利用できる人数）。

注記4) 表記の際に端数処理を行ったため、割合%が合わないことがある。

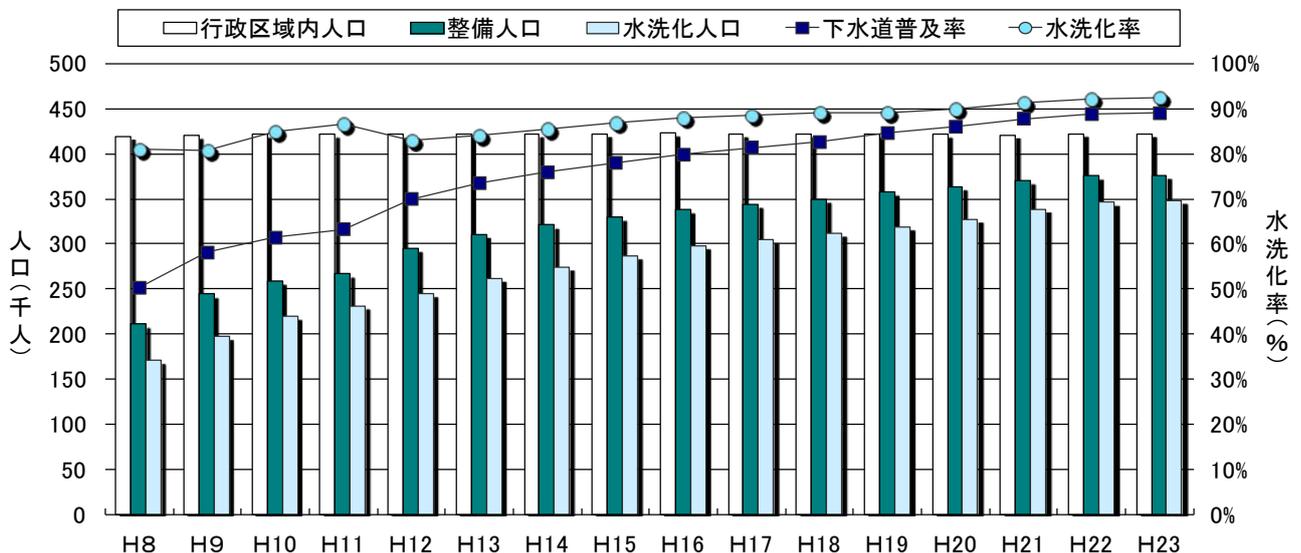


図4-1-7. 下水道の整備状況

表4-1-8. 下水道事業の概要（進捗状況）

〔平成22年度〕

項目		単位	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	市全域
全市域面積	A	ha	20,881	7,466	57,232	23,686	6,804	4,092	4,024	124,185
市街地面積	B	ha	5,211	0	0	0	210	0	0	5,421
整備状況	認可面積	C	7,891.9	618.0	360.2	575.8	1,089.9	71.0	46.0	10,651.0
	整備面積 (累計)	D	7,037.7	465.7	231.6	507.0	902.1	71.0	46.0	9,261.1
	進捗率 D/C	%	89.2%	75.3%	64.3%	88.1%	82.8%	100.0%	100.0%	86.9%
	進捗率 D/A	%	33.7%	6.2%	0.4%	2.1%	13.3%	1.7%	1.1%	7.5%

出典：富山市下水道課資料、「第6回富山市統計書 平成22年度版」、「平成22年国勢調査」

表4-1-9. 下水道事業の種別区分

NO	地域区分	処理区	種別	後期計画における種別区分	
				区分	表記
01	富山地域	浜黒崎処理区	単独・公共	公共下水道	公共
02			公関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
03		水橋処理区	単独・公共	公共下水道	公共
04		神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道	公共
05			流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
06		倉垣処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
07	大沢野地域	大沢野処理区	単独・公共	公共下水道	公共
08			公関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
09	大山地域	大山処理区	単独・公共	公共下水道	公共
11		小見処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
12	八尾地域	神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道	公共
13			流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
14	婦中地域	神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道	公共
15			流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
16	山田村	山田処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
17	細入村	楡原処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
18		南部処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環

出典：富山市下水道課資料、「第6回富山市統計書 平成22年度版」

注記) 種別の凡例
 単独：単独処理区
 公関：公共下水道関連
 流関：流域下水道関連
 公共：公共下水道
 特環：特定環境保全公共下水道

表4-1-10. 下水道終末処理場の概要

[平成23年12月末]

事業主体	富山市	富山市
処理区名	神通川左岸処理区	浜黒崎処理区
下水道事業認可(最終)	富山地域(H22.01.14)、八尾地域(H22.01.14)、婦中地域(H22.01.14)	H23.07.26
事業施工期間(事業認可)	H5～H26	S27～H29
施設名称	神通川左岸浄化センター	浜黒崎浄化センター
位置	新湊市海竜町地内(富山新港東埋立地内)	富山市浜黒崎及び古志町五丁目地内
排除方式	分流式	分流(一部合流)
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
全体計画の処理能力(日最大)	131,000m ³	162,500m ³
放流先	富山湾等	富山湾
環境基準	A-イ	A-イ

事業主体	富山市	富山市	富山市	富山市
処理区名	水橋処理区	倉垣処理区	大沢野処理区	大山処理区
下水道事業認可(最終)	H23.07.26	H07.09.21	H22.10.26	H22.10.26
事業施工期間(事業認可)	H2～H29	H1～H12	S61～H27	S54～H27
施設名称	水橋浄化センター	倉垣浄水園	大沢野浄化センター	大山下水処理場
位置	富山市水橋辻ヶ堂地内	富山市布目北地内	富山市新村地内	富山市東福沢地内
排除方式	分流	分流	分流	分流
処理方式	標準活性汚泥法	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法	標準活性汚泥法
全体計画の処理能力(日最大)	11,600m ³	2,300m ³	11,800m ³	8,800m ³
放流先	辻ヶ堂排水路	下須川(準用河川)	大久保川	熊野川
環境基準	A-イ	—	A-イ	A-イ

事業主体	富山市	富山市	富山市	富山市
処理区名	小見処理区	山田処理区	楡原処理区	南部処理区
下水道事業認可(最終)	H22.10.26	H23.02.03	H10.09.29	H22.10.26
事業施工期間(事業認可)	H6～H27	S60～H27	H10～H18	H13～H27
施設名称	小見浄化センター	山田浄化センター	楡原浄化センター	南部地区浄化センター
位置	富山市小見地内	富山市山田村小島前地内	富山市楡原地内	富山市猪谷地内
排除方式	分流	分流	分流	分流
処理方式	好気性ろ床法	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法
全体計画の処理能力(日最大)	4,000m ³	1,310m ³	630m ³	380m ³
放流先	農業用水路(中地山地内)	山田川	神通川	神通川
環境基準	AA-イ(常願寺川)	A-イ	A-イ	A-イ

出典：富山市下水道課資料、「富山県の下水道 平成23年3月 富山県」

4. 農業集落排水施設

本市の農業集落排水施設（それ以外の集落排水施設を含む。）の整備状況を表4-1-11及び図4-1-8に、施設の概要を表4-1-12に示します。

農業集落排水施設は農村地域等を対象に、水洗化への要望の高まりに応じて適宜整備を推進してきており、平成23年度現在、計53施設を整備しました。

平成23年度における農業集落排水施設の整備人口は20,867人、水洗化人口は18,073人となり、水洗化率は86.6%となっています。

表4-1-11. 農業集落排水施設の整備状況

項目	単位	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
整備人口	人	16,194	16,792	18,433	18,490	18,453	20,564	21,624	21,356	21,066	20,956	21,704	21,289	20,867
水洗化人口	人	12,547	12,906	14,009	14,987	15,187	16,132	16,824	17,227	17,528	17,693	17,853	17,931	18,073
水洗化率	%	77.5%	76.9%	76.0%	81.1%	82.3%	78.4%	77.8%	80.7%	83.2%	84.4%	82.3%	84.2%	86.6%

出典：富山市農村整備課資料

注記1) 上記の人口は、富山市農村整備課資料値（住民基本台帳に基づく人口）を国勢調査に基づく人口に換算させたもの。

注記2) 水洗化率＝水洗化人口（施設を実際に利用している人数）／整備人口（施設を利用できる人数）。

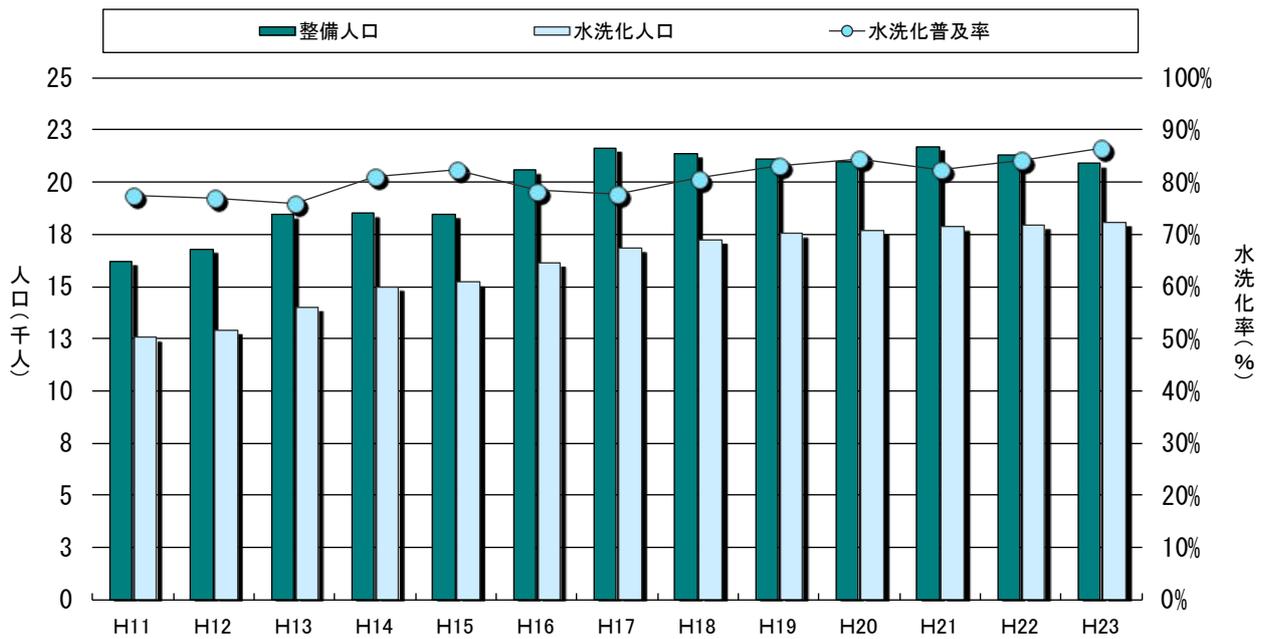


図4-1-8. 農業集落排水施設の整備状況

表4-1-12. 農業集落排水施設の概要

[平成23年度現在]

NO	地域区分	処理区名	施設区分	事業計画 区域面積	計画人口 (人)	処理方式	供用開始年月	放流先
01	富山地域	打出地区	農業集落	7.2 ha	590	JARUS-Ⅲ型	S63. 07	山伏川
02		呉羽野田地区	農業集落	5.1 ha	100	接触ぼっ気	H02. 04	東部六号排水路
03		島田地区	農業集落	1.4 ha	60	接触ぼっ気	H03. 04	蝮川排水
04		下条地区	農業集落	37.9 ha	1,070	JARUS-Ⅲ型	H04. 04	白岩川
05		楠木地区	農業集落	2.4 ha	100	接触ぼっ気	H04. 04	赤田排水
06		利波地区	農業集落	1.8 ha	70	接触ぼっ気	H05. 04	東部三号排水路
07		水橋堅田地区	農業集落	2.2 ha	160	接触ぼっ気	H05. 04	下条川
08		水橋鏡田地区	農業集落	1.8 ha	80	接触ぼっ気	H06. 04	上市川
09		池多北地区	農業集落	34.5 ha	1,310	JARUS-Ⅲ型	H06. 04	鍛冶川
10		古沢地区	農業集落	35.7 ha	1,570	JARUS-OD型	H07. 04	砂川
11		上条南部地区	農業集落	21.3 ha	740	JARUS-Ⅲ型	H09. 04	白岩川
12		針原西部地区	農業集落	14.0 ha	740	JARUS-X I型	H09. 10	枇杷川
13		上条北部地区	農業集落	17.5 ha	730	JARUS-X I型	H10. 04	白岩川
14		新保東地区	農業集落	23.1 ha	430	JARUS-X I型	H10. 04	熊野川
15		金山新地区	小規模	1.8 ha	100	接触ぼっ気	H10. 04	排水路
16		池多南部地区	農業集落	12.3 ha	440	JARUS-Ⅲ型	H11. 04	平岡排水
17		針原東部地区	農業集落	8.1 ha	335	JARUS-I型	H12. 04	諏訪川
18		太田地区	農業集落	60.1 ha	1,883	JARUS-X I型	H13. 04	太田川
19		三郷地区	農業集落	61.2 ha	2,507	JARUS-X I型	H16. 04	白岩川
20		新保西地区	農業集落	22.0 ha	868	JARUS-X I型	H17. 04	新保排水
20の2		熊野・月岡南部	農業集落	38.0 ha	1,591	JARUS-XIVG型	H21. 04	土川
21	大沢野地域	船峠地区	農業集落	96.0 ha	1,410	JARUS-X I型	H09. 04	急滝川
22		下夕北部地区	農業集落	13.0 ha	310	JARUS-I型	H09. 04	神通川
23	大山地域	日尾地区	農業集落	8.0 ha	130	JARUS-V型	H06. 05	黒川
24		岡田地区	農業集落	7.0 ha	150	接触ぼっき	H07. 03	常願寺川
25		牧地区	農業集落	5.0 ha	140	JARUS-S型	H11. 03	常願寺川
26		農村総合整備モデル事業	農業集落	50.0 ha	3,200	公共下水道に接続	S62. 04	公共下水道へ
27		農村下水道	農業集落	1.4 ha	115	公共下水道に接続	H02. 03	公共下水道へ
28	八尾地域	深谷地区	農業集落	15.1 ha	590	JARUS-Ⅲ型	H04. 04	合場川
29		野積中部地区	農業集落	5.9 ha	440	JARUS-Ⅲ型	H06. 04	野積川
30		檜尾地区	農業集落	1.7 ha	100	接触ぼっき	H04. 04	久婦須川
31		岩屋地区	農業集落	1.9 ha	130	接触ぼっき	H06. 04	久婦須川
32		道畑地区	農業集落	0.7 ha	60	接触ぼっき	H06. 04	野積川
33		宮腰地区	農業集落	1.2 ha	80	接触ぼっき	H07. 04	久婦須川
34		室牧地区	農業集落	9.7 ha	570	JARUS-Ⅲ型	H07. 03	井田川
35		西川倉地区	簡易排水	1.6 ha	80	接触ぼっき	H08. 03	野積川
36		卯花東部地区	農業集落	1.8 ha	130	JARUS-S型	H07. 08	久婦須川
37		杉原東部地区	農業集落	7.4 ha	210	JARUS-I型	H11. 01	西派川
38		野積北部地区	農業集落	5.0 ha	150	JARUS-S型	H11. 01	野積川
39		仁歩地区	農業集落	7.0 ha	260	JARUS-I型	H13. 01	仁歩川
40		布谷地区	農業集落	6.0 ha	117	JARUS-Ⅲ型	H14. 01	野積川
41		井栗谷地区	小規模	3.4 ha	60	接触ぼっき	H16. 01	神通川
42	婦中地域	成子地区	農業集落	20.0 ha	160	JARUS-I型	H07. 04	農業用排水路
43		道島地区	農業集落	9.0 ha	250	JARUS-I型	H09. 04	農業用排水路
44		音川地区	農業集落	40.0 ha	1,900	公共下水道に接続	H16. 05	公共下水道へ
45	山田地域	西部地区	農業集落	3.0 ha	150	JARUS-V型	H05. 04	坪野川排水路
46		清水地区	農業集落	12.0 ha	190	JARUS-V型	H06. 04	農業用排水路
47		東部地区	農業集落	13.0 ha	290	JARUS-V型	H03. 04	赤江川排水路
48		柳川地区	農業集落	2.0 ha	64	接触ぼっき	H08. 04	赤江川排水路
49		鍋谷地区	林業集落	1.0 ha	25	出雲式S2-34N	H07. 04	農業用排水路
50		谷地区	林業集落	1.0 ha	26	NK-T23FC-43型	H07. 04	農業用排水路
51	細入地域	笹津・岩稲地区	農業集落	9.0 ha	350	JARUS-I型	H10. 03	馬道谷川
52		庵谷地区	農業集落	5.0 ha	290	JARUS-I型	H10. 03	大谷川

出典：「富山市農業集落汚水処理施設条例 平成17年4月1日 富山市条例第201号」、富山市農村整備課資料

注記 後期計画では、図4-1-3 (P.107参照) に示した農業集落排水施設以外の集落排水施設も、全て農業集落排水施設として整理した。

ウ. コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)

本市のコミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)の整備状況を表4-1-13に、施設概要を表4-1-14に示します。

平成23年度現在のコミュニティ・プラントは、富山地域にある月岡緑町団地、新保地区、新保南地区の3施設が稼働しています。平成23年度におけるコミュニティ・プラントの整備人口(=水洗化人口)は、3,409人となっています。

表4-1-13. コミュニティ・プラントの整備状況

項目	単位	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
整備人口 (水洗化人口)	人	3,366	3,509	3,564	3,597	3,594	3,559	3,365	3,437	3,460	3,427	3,428	3,409

出典：富山市環境保全課資料

注記¹ 平成12年度までは大沢野地域でもコミュニティ・プラントが稼働していたが、平成13年度に廃止された。また、平成17年度までは「有沢新町団地処理区」が稼働していたが、平成18年度以降は下水道への接続を開始している。

注記² 上記の人口は、富山市環境保全課資料値(住民基本台帳に基づく人口)を国勢調査に基づく人口に換算させたもの。

表4-1-14. コミュニティ・プラントの概要

[平成23年度現在]

地域区分	富山地域	富山地域
処理区名	月岡緑町団地	新保地区
事業計画区域面積	41.2 ha	61.0 ha
計画人口(人)	3,150 人	1,080 人
処理方式	長時間ばっき法	長時間ばっき法
供用開始年月	S58.04	S58.05
放流先	大門川(神通川)	新保排水路(神通川)
環境基準	A類型	A類型
下水道への接続計画	あり	あり

地域区分	富山地域
処理区名	新保南地区
事業計画区域面積	14.5 ha
計画人口(人)	610 人
処理方式	接触ばっき法
供用開始年月	H13.04
放流先	樋橋川(神通川)
環境基準	A類型
下水道への接続計画	なし

出典：富山市環境保全課資料

I. 合併処理浄化槽

公共用水域の水質保全等の観点から、国では平成12年に浄化槽法を改正し、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除されました。これにより、下水道や農業集落排水施設等の集合排水処理施設が整備されていない地域（下水道事業認可区域を除く。）において浄化槽を新設する場合には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられます。また、し尿だけしか処理（生活雑排水が処理）できない単独処理浄化槽を保有している設置者には、合併処理浄化槽への早期転換（集合排水処理施設が整備されている地域の設置者は各施設への早期接続）が求められます。

また、浄化槽は適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮するものですが、定期検査の実施率が低い状況にある等、適正な維持管理の徹底が課題とされていました。このため、①浄化槽からの放流水の水質基準の創設や ②浄化槽設置後等の水質検査の検査期間の見直し、③浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定の強化、④報告徴収及び立入検査に係る規定の整備等を規定に盛り込んだ浄化槽法の改正が平成17年9月に行われ、平成18年2月1日から施行されています。

本市の合併処理浄化槽の整備状況を表4-1-15に示します。

平成23年度における合併処理浄化槽の設置基数は2,317基となり、設置人口は18,745人となっています。

表4-1-15. 合併処理浄化槽の整備状況

[平成23年度]

項目	単位	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
合併処理浄化槽 設置基数	基	—	—	—	4,149	4,140	2,899
合併処理浄化槽 設置人数	人	20,445	30,444	25,235	24,218	23,417	22,304
うち、下水道の処理開始公示済み区域外	人	19,063	24,391	20,301	19,447	19,544	18,906
うち、下水道の処理開始公示済み区域内	人	1,382	6,053	4,934	4,771	3,873	3,398

項目	単位	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
合併処理浄化槽 設置基数	基	2,852	2,767	2,651	2,367	2,317
合併処理浄化槽 設置人数	人	21,928	21,039	20,197	19,312	18,745
うち、下水道の処理開始公示済み区域外	人	18,725	17,905	15,704	15,180	14,905
うち、下水道の処理開始公示済み区域内	人	3,203	3,134	4,493	4,132	3,840

出典：富山市環境保全課資料、「富山県の下水道 富山県（平成20年～平成23年）」

⑤ 各種生活排水の処理施設に関する制度

ア. 合併処理浄化槽設置補助制度

合併処理浄化槽設置補助制度の概要は表4-1-18に示すとおりです。

表4-1-18. 合併処理浄化槽設置補助制度の概要

補助対象地域	公共下水道の認可区域、農業集落排水事業、地域し尿処理施設、または生活排水処理施設の整備事業予定地を除く全市地域			
補助金交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> もっぱら住居の用に供する建物または延べ床面積2分の1以上を住居の用に供する建物に設置する方など。 販売の目的で住宅などを建築する方を除く。 			
補助対象合併処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> し尿と雑排水を併せて処理する50人以下の浄化槽。 浄化槽の構造基準に適合し、BOD除去率90%以上、放流水の水質がBODで20mg/1(日間平均値)の機能を有するもの。 環境省の国庫補助指針に適合するもの等。 			
交付の条件	<ul style="list-style-type: none"> 保健所に設置の届出をして審査を受けたもの、または建築確認の届出を済ませているもの。 住宅などを借りている方は、賃貸人の承諾を得ていること。 			
補助金額	補助の金額は、次の表にかかげる額とし、最高限度額を示してあります(予算の範囲内において、補助金を交付します)。			
	規模	補助額	規模	補助額
	5人槽	352,000円	11~20人槽	1,002,000円
	6~7人槽	441,000円	21~30人槽	1,545,000円
	8~10人槽	588,000円	31~50人槽	2,129,000円

イ. 水洗便所改造等資金貸付制度

水洗便所改造等資金貸付制度の概要は表4-1-19に示すとおりです。

表4-1-19. 水洗便所改造等資金貸付制度の概要

貸付けの対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 既設便所を水洗式に改造するため、便器、洗浄用具及びこれに伴う排水設備の設置に要する経費 上記の改造に伴う壁の補修並びに台所及び風呂の排水設備の付替工事に要する経費 			
貸付けを受けることができる者の資格	<ul style="list-style-type: none"> 下水道終末処理施設が完備されている地域に住居を有すること 市民税、固定資産税、下水道受益者負担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること 貸付けを受けた資金の償還の支払について、十分な支払能力を有すること 確実な連帯保証人があること 			
貸付限度額・利率・期間・償還方法	種類	水洗便所改造工事その他付帯工事	汚水ポンプ工事	
	貸付限度額	100万円(当該工事費の範囲内)	50万円(当該工事費の範囲内)	
	貸付利率	無利子	無利子	
	貸付期間	貸付日の属する月の翌月の初日から起算して5年以内	貸付日の属する月の翌月の初日から起算して5年以内	
	償還方法	貸付期間内の元金均等月賦償還。ただし、期限前において繰上償還することができる。	貸付期間内の元金均等月賦償還。ただし、期限前において繰上償還することができる。	

出典：「富山市水洗便所改造等資金貸付規程 平成17年4月1日 富山市上下水道局管理規程第25号」

ウ. 農業集落水洗便所改造等資金貸付制度

農業集落水洗便所改造等資金貸付制度の概要は表4-1-20に示すとおりです。

表4-1-20. 農業集落水洗便所改造等資金貸付制度の概要

貸付けの対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 既設便所を水洗式に改造するため、便器、洗浄用具及びこれに伴う排水設備の設置に要する経費 上記の改造に伴う壁の補修並びに台所及び風呂の排水設備の付替工事に要する経費 		
貸付けを受けることができる者の資格	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設が完備されている地域に住居を有すること 市民税、固定資産税、農業集落排水事業分担金、水道料金及び農業集落汚水処理施設使用料を滞納していないこと 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること 貸付けを受けた資金の償還の支払について、十分な支払能力を有すること 確実な連帯保証人があること 		
貸付限度額・利率・期間・償還方法	種 類	水洗便所改造工事その他付帯工事	汚水ポンプ工事
	貸付限度額	100万円(当該工事費の範囲内)	50万円(当該工事費の範囲内)
	貸付利率	無利子	無利子
	貸付期間	貸付日の属する月の翌月の初日から起算して5年以内	貸付日の属する月の翌月の初日から起算して5年以内
	償還方法	貸付期間内の元金均等月賦償還。ただし、期限前において繰上償還することができる。	貸付期間内の元金均等月賦償還。ただし、期限前において繰上償還することができる。

出典：「富山市農業集落水洗便所改造等資金貸付規則 平成17年4月1日 規則第178号」

エ. ディスポーザー排水処理システムの設置に伴う補助制度

ディスポーザー排水処理システムの設置に伴う補助制度の概要は表4-1-21に示すとおりです。

表4-1-21. ディスポーザー排水処理システムの設置に伴う補助制度の概要

項 目	条 件	補助制度の有無	問い合わせ窓口
公共下水道	生物処理タイプ 都心地区(約436ha)で生物処理タイプの「ディスポーザー排水処理システム」を設置する場合	有 (但し、条件有) まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業	富山市 都市整備部 都市再生整備課 (住宅政策推進班)
	上記補助制度対象地区以外の地域で生物処理タイプを設置する場合	有 (但し、条件有) 詳細は問合せ窓口まで	富山市環境センター 管理課 (減量推進係)
公共下水道以外	農村下水道 「ディスポーザー排水処理システム」を設置する場合	有 (但し、条件有) 詳細は問合せ窓口まで	富山市 農村整備課 (農村下水道係)
	コミュニティ・プラント 「ディスポーザー排水処理システム」を設置する場合	有 (但し、条件有) 詳細は問合せ窓口まで	富山市 環境保全課 (環境保全係)
補助対象	市内の共同住宅又は一戸建て住宅に生ごみ処理ディスポーザー排水処理システムを設置した方を対象。		
補助内容	補助金額は、設置する住戸数に2万円を乗じた額で申請1件につき100万円を限度とする。		
補助申請	補助申請が必要。 ※富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金を受けたものは対象となりません。 ※直接投入型(単体)ディスポーザーの設置は、富山市では認めていません。 ※機械処理タイプは補助対象ではありません。		

出典：「ディスポーザー排水処理システム設置に伴う補助制度について」富山市上下水道局資料

⑥ 水環境保全のための事業実施状況

本市では公共用水域の水環境保全のため、富山県が策定した水質環境計画（クリーンウォーター計画）にあわせて、生活排水対策事業や工場・事業場排水対策の推進に努めてきています。

本市における水環境保全対策の実施状況を表4-1-22に、水環境関連イベントの実施状況を表4-1-23、地域住民における水環境保全活動状況を表4-2-24に示します。

表4-1-22. 本市における水環境保全対策の実施状況 [平成22年度]

項 目	主 な 施 策
水 質 調 査	公共用水域等の水質監視及び調査 ○水質測定計画による水質測定（公共用水域及び地下水の水質環境調査）の実施 ○公共用水域の底質調査の実施
	有害化学物質等の調査 ○ダイオキシン類、有害化学物質、環境ホルモンの実態調査や情報収集の実施
排 水 対 策	生活系排水対策 ○下水道の整備（施設の整備促進、下水道への早期接続、施設の適正な維持管理及び処理の高度化等） ○農業集落排水施設の整備（施設整備の促進、施設の適正な維持管理等） ○コミュニティ・プラントの整備（施設整備の促進、施設の適正な維持管理等） ○浄化槽対策（合併処理浄化槽の普及促進、既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進、浄化槽の維持管理の強化等） ○し尿処理施設対策（老朽化した施設の更新等） ○生活雑排水対策（家庭でできる浄化実践活動の推進等）
	産業系排水対策 ○工場・事業場排水対策（水の合理的利用と処理施設の高度化の促進、処理施設の維持管理の徹底、水質汚濁防止法の対象事業所への立入検査・指導等） ○畜産排水対策（畜産排泄物の有効利用の促進、適正処理の徹底） ○その他（小規模事業場や工事現場の排水管理の徹底等）
	面源系排水対策 ○農業地域対策（施肥の適期・適量、施肥方法の改善による肥料流出の防止等） ○森林地域対策（計画的な伐採、伐採跡地への速やかな植林等） ○都市地域対策（降雨時の市街地排水対策の推進等）
	有害化学物質等の汚染防止対策 ○有害化学物質対策（適正管理の徹底、地下水汚染の未然防止等） ○事故時の対策（油・有害化学物質等の流出事故への対応）
	水域の保全
水域浄化対策 ○浚渫等の浄化対策の実施、河川自浄作用の保全及び流量の確保	
水辺の保全対策 ○水辺の整備（快適な水辺空間の創出、自然性の確保、住民参加による河川環境の整備・保全、港湾環境の維持・向上、名水の保全）	
国際環境協力の推進 ○日本海の環境保全対策（国際協力の推進、北西太平洋地域海行動計画（通称：NOWPAP）との連携）	
環境保全活動	水辺の美化 ○水辺の清掃管理の徹底、水辺の美化活動の推進
	そ の 他 ○水質保全意識の高揚、環境情報の収集及び提供

出典：富山市環境保全課資料、「富山県水質環境計画／クリーンウォーター計画 平成20年4月 富山県」他

表4-1-23. 水環境関連イベントの実施状況

[平成22年度]

イベント事業名	野積の里清流 フェスティバル	海岸をきれいにする日	大長谷やまのがっこう
場 所	八尾地域野積地内	海岸一帯	大長谷川
実 施 団 体	フェスティバル 実行委員会	富山市	大長谷川グリーンツーリズム 委員会
内 容	溪流釣り大会、 魚のつかみどり	地域住民による清掃活動	魚のつかみどり、川遊び

イベント事業名	下水道親子見学会	運河まつり2010	タウンミーティング -富山市の森づくりの取り組み-
場 所	水橋浄化センター (年度毎で巡回)	富岩運河 (環水公園-中島閘門)	細入公民館
実 施 団 体	富山市	運河のまちを愛する会	富山市
内 容	下水道施設見学、顕微鏡での微 生物観察、模擬店	運河クルーズ(中島閘門の体験)、 カヌー体験会、ボート教室、屋台	水環境を含めた森林に 関するディスカッション

表4-1-24. 地域住民等による水環境保全活動状況

[平成22年度]

水環境保全活動名	河川をきれいにする美化活動	室牧川清掃美化活動	仁歩川清掃美化活動
団 体 名	河川をきれいにする会	八尾地域室牧地区自治振興会	八尾地域仁歩壮年団
構 成 組 織	藤ノ木、向新庄、新庄北部、各 地区の沿川住民	室牧地区住民	仁歩壮年団員
活 動 開 始 年 月 日	H06.06.17	S55	-
活 動 頻 度	数回/年	1回/年	1回/年
活 動 の 内 容	半俵川をはじめ、周辺河川の美 化清掃活動の実施	河川の雑草木の刈り取り 清掃活動の実施	川底の雑草木の刈り取り 清掃活動の実施
行 政 関 与 内 容	-	報奨金31円/㎡(県土木センター)	-
水環境保全に係る表彰	-	保健衛生表彰	-

水環境保全活動名	神通川河川敷クリーン作戦	井田川河川敷クリーン作戦
団 体 名	八尾地域西神通、中神通自治 会、保健衛生協議会	八尾地域保健衛生協議会、各種 団体
構 成 組 織	同上自治会員、協議会員	同上協議会員、団体会員
活 動 開 始 年 月 日	H8	H14
活 動 頻 度	1回/年	1回/年
活 動 の 内 容	神通川河川敷の清掃活動の実施	井田川河川敷の清掃活動の実施
行 政 関 与 内 容	軍手、ごみ袋、飲物の配布	軍手、ごみ袋、飲物の配布
水環境保全に係る表彰	H14:八尾町保健衛生協議会表彰 H16:県土美化推進功労表彰	-

(5) し尿・浄化槽汚泥処理の現況

各家庭等から発生するし尿（汲み取りし尿）や浄化槽汚泥（浄化槽方式の水洗便所から排出される汚泥の他、集合排水処理施設から排出される処理汚泥を含む。）の処理区域は、行政区全域を対象としています。

① 収集・運搬の状況

収集・運搬は、し尿は委託業者2社と許可業者5社で、浄化槽汚泥は許可業者9社でそれぞれ行っています。収集・運搬車両の状況を表4-1-25に示します。

表4-1-25. 収集・運搬車両の状況 [平成23年4月現在]

最大積載可能量		～2 k1	～4 k1	～8 k1	～10 k1	10～ k1	計
車両 台数	計	10 台	49 台	12 台	6 台	2 台	79 台
	し 尿	4 台	21 台	5 台	2 台	1 台	33 台
	浄化槽汚泥	6 台	28 台	7 台	4 台	1 台	46 台

② 中間処理・最終処分状況

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、平成23年度現在、本市または富山地域衛生組合が所管する3つのし尿処理施設（浄化槽汚泥専用処理施設を含む。）において、それぞれ適正処理しています。

「つばき園（市所管）」では富山地域の浄化槽汚泥の一部を、「中部衛生センター施設（組合所管）」では富山地域のし尿及び浄化槽汚泥の一部を、「万浄園施設（組合所管）」は市全域のし尿及び浄化槽汚泥の一部をそれぞれ処理する施設です。

各施設の概要を表4-1-26に示します。

表4-1-26. し尿処理施設の施設概要

項 目		つ ば き 園	
処 理 対 象 地 域		富山地域	
他 市 町 村 の 搬 入 の 有 無		なし	
処 理 対 象 物		浄化槽汚泥 （富山地域の農業集落排水施設からの処理汚泥、コミュニティ・プラントからの処理汚泥、倉垣浄水園の処理汚泥を含む。）	
竣 工 年 月		平成2年2月	
公 称 処 理 能 力		90 k1/日	
設 計 放 流 水 質		BOD 300ppm、COD 150ppm、SS 300ppm	
処 理 方 式		固液分離方式（浄化槽汚泥専用処理）	
希 積 水	種 類	工業用水	
	倍 率	5.7倍	
放 流 先	河 川 名	公共下水道	
	水濁法上乘基準	なし	
主 処 理 内 容		前曝気⇒高分子凝集剤混和による固液分離⇒希釈後、下水道放流	
脱 臭 設 備		酸・アルカリ洗浄＋活性炭吸着	
余 剰 汚 泥 処 理 ^{※1}		脱水・焼却・埋立	
し 渣 ^{※2}		焼却・埋立	

項 目		中部衛生センター施設
処 理 対 象 地 域		富山地域
他 市 町 村 の 搬 入 の 有 無		上市町、立山町、舟橋村
処 理 対 象 物		し尿・浄化槽汚泥
竣 工 年 月		昭和58年3月
公 称 処 理 能 力		80 kl/日(し尿 56、汚泥 24)
設 計 放 流 水 質		BOD 10ppm、COD 20ppm、SS 5ppm、T-N 10ppm、T-P 1ppm
処 理 方 式		標準脱窒素処理方式+高度処理(凝集分離+オゾン酸化+砂ろ過)
希 積 水	種 類	伏流水、地下水
	倍 率	10倍
放 流 先	河 川 名	白岩川(環境基準 A類型)
	水濁法上乘基準	BOD 30ppm
主 処 理 内 容		生物処理⇒沈殿⇒加圧浮上凝集分離⇒オゾン酸化⇒砂ろ過⇒消毒⇒河川放流
脱 臭 設 備		高濃度 : 生物脱臭 中低濃度 : 酸・アルカリ次亜塩洗浄+活性炭吸着
余 剩 汚 泥 処 理 ^{※1}		脱水・乾燥・農地還元(リサイクル)
し 渣 ^{※2}		焼却・埋立

項 目		万 浄 園 施 設
処 理 対 象 地 域		富山地域、大沢野地域、大山地域、八尾地域、婦中地域、山田地域、細入地域
他 市 町 村 の 搬 入 の 有 無		なし
処 理 対 象 物		し尿・浄化槽汚泥(富山地域以外の農業集落排水施設からの処理汚泥を含む。)
竣 工 年 月		竣工 : 昭和40年6月 改造 : 平成7年6月
公 称 処 理 能 力		217 kl/日(し尿180、汚泥 37)
設 計 放 流 水 質		BOD 10ppm、COD 30ppm、SS 10ppm、T-N 20ppm、T-P 1ppm
処 理 方 式		高負荷脱窒素処理方式+高度処理(凝集分離+急速ろ過+活性炭吸着)
希 積 水	種 類	地下水
	倍 率	2倍
放 流 先	河 川 名	大久保川(環境基準 A類型)
	水濁法上乘基準	BOD 30ppm
主 処 理 内 容		生物処理⇒沈殿⇒凝集沈殿分離⇒急速ろ過⇒活性炭砂ろ過⇒消毒⇒河川放流
脱 臭 設 備		高中濃度 : 生物脱臭+活性炭吸着 低濃度 : 活性炭吸着
余 剩 汚 泥 処 理 ^{※1}		脱水・乾燥・焼却・埋立
し 渣 ^{※2}		焼却・埋立

出典 : 「富山県の廃棄物」平成22年11月、「富山市つばき園」パンフレット、「中部衛生センター精密機能検査報告書 平成17年12月」、「万浄園精密機能検査報告書 平成17年12月」他

※1 余剰汚泥とは生物処理工程や凝集沈殿工程等から発生する汚泥のうち、余分となった汚泥のこと。本市では適正処理後に埋立処分または農地還元等による再利用(リサイクル)を行っている。

※2 し渣とは、収集し尿や浄化槽汚泥に混入しているポリエチレン等のプラスチック類や下着、雑巾、脱脂綿等の繊維類等の夾雑(きょうざつ)物のこと。本市では適正処理後に埋立処分している。

ア. 各施設における搬入量の状況

過去16年間（平成8年度～平成23年度）における施設別の収集・搬入状況を表4-1-27に示します。

生活排水処理施設の整備進捗によって、し尿・浄化槽汚泥の年間搬入量は漸減傾向にあります。

特にし尿の減少割合が大きく、平成8年度から平成23年度の16年間で8割程度減少しました。

浄化槽汚泥においては同16年間で3割程度減少し、搬入量全体においては同16年間で6割程度減少しています。

なお、1人1日平均排出量は、し尿が2.50～2.76 1/人・日、浄化槽汚泥が0.93～1.45 1/人・日で推移しています。

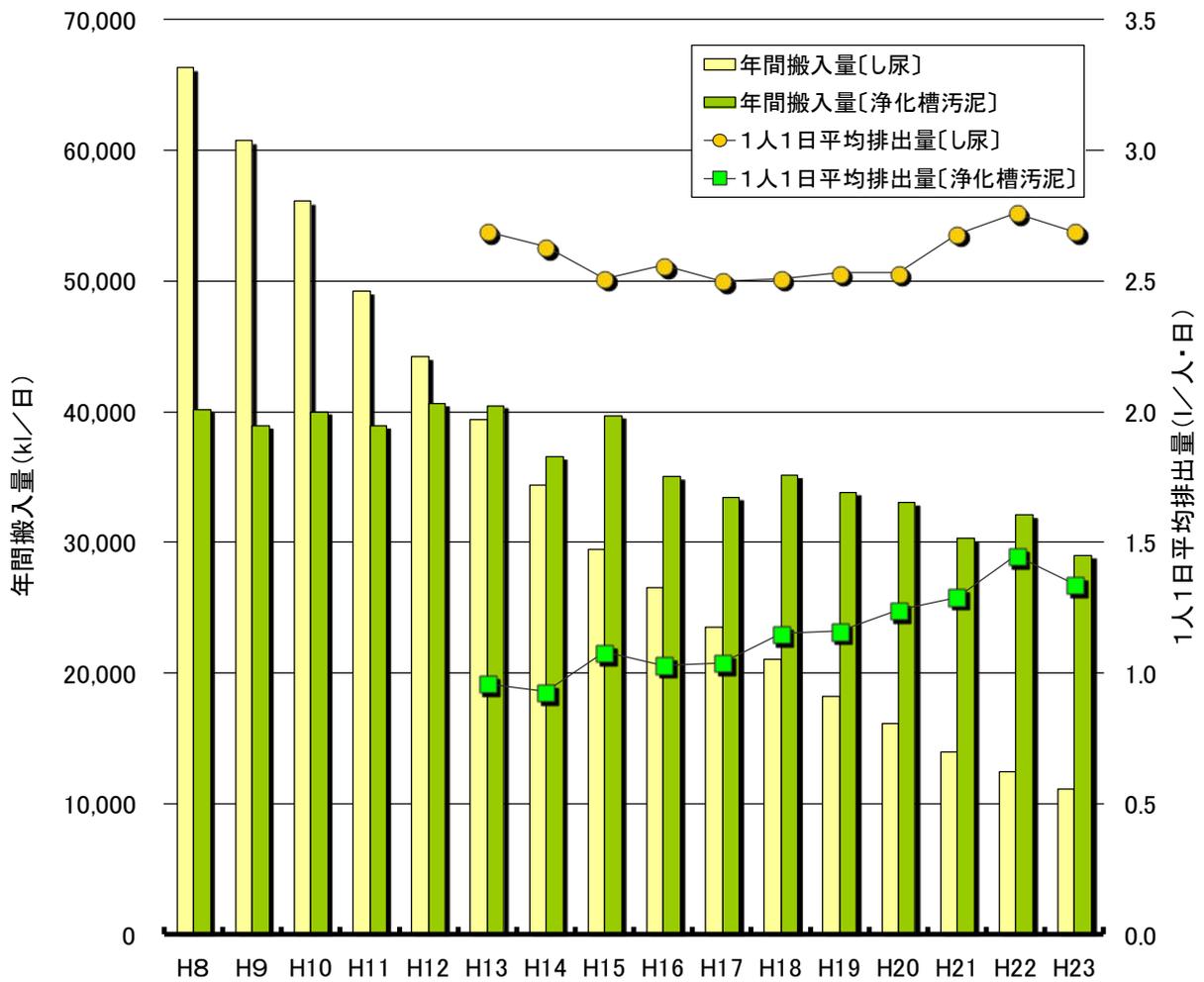


図4-1-9. 過去16年間の搬入量の状況（平成8年度～平成23年度）

表4-1-27. 過去16年間の施設別の収集・搬入状況 (平成8年度～平成23年度)

NO	種別	施設区分	単位	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	備考
1	し尿	つばき園	kl/年	0	0	0	0	0	0	0	0	(01)= 年間の実績
2		中部衛生センター施設	kl/年	6,653	6,379	5,052	4,118	3,595	2,989	2,594	2,476	(02)= 年間の実績
3		万浄園施設	kl/年	42,340	38,089	35,484	34,066	30,860	28,391	24,607	27,016	(03)= 年間の実績
4		衛生センター つつじ苑	kl/年	9,531	9,548	9,500	9,192	9,010	8,076	7,223	0	(04)= 年間の実績
5		射水郷衛生センター	kl/年	7,825	6,736	6,094	1,893	787	0	0	0	(05)= 年間の実績
6		小計	kl/年	66,348	60,753	56,131	49,269	44,252	39,456	34,424	29,492	(06)= (01)～(05)の計
7	浄化槽汚泥	つばき園	kl/年	28,740	28,577	27,887	27,049	27,443	25,776	23,400	26,823	(07)= 年間の実績
8		中部衛生センター施設	kl/年	96	0	3	84	153	0	0	609	(08)= 年間の実績
9		万浄園施設	kl/年	6,354	4,997	6,326	6,086	6,536	7,404	6,752	12,303	(09)= 年間の実績
10		衛生センター つつじ苑	kl/年	4,506	5,153	5,657	5,741	6,525	7,330	6,445	0	(10)= 年間の実績
11		射水郷衛生センター	kl/年	506	217	162	0	91	0	0	0	(11)= 年間の実績
12		小計	kl/年	40,203	38,944	40,035	38,960	40,661	40,509	36,597	39,735	(12)= (07)～(11)の計
13	計	つばき園	kl/年	28,740	28,577	27,887	27,049	27,443	25,776	23,400	26,823	(13)= (01)+(07)
14		中部衛生センター施設	kl/年	6,749	6,379	5,056	4,202	3,748	2,989	2,594	3,085	(14)= (02)+(08)
15		万浄園施設	kl/年	48,694	43,087	41,809	40,152	37,396	35,795	31,359	39,319	(15)= (03)+(09)
16		衛生センター つつじ苑	kl/年	14,037	14,701	15,157	14,933	15,535	15,406	13,668	0	(16)= (04)+(10)
17		射水郷衛生センター	kl/年	8,331	6,953	6,256	1,893	796	0	0	0	(17)= (05)+(11)
18		小計	kl/年	106,551	99,697	96,166	88,229	84,918	79,965	71,020	69,227	(18)= (06)+(12)
19	し尿	1日平均搬入量	kl/日	182	166	154	135	121	108	94	81	(19)= (06)÷365
20	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	110	107	110	106	111	111	100	109	(20)= (12)÷365
21	計	1日平均搬入量	kl/日	292	273	263	241	233	219	195	189	(21)= (19)+(20)
22	し尿	過去10年間の増減指数	H8を100として	100	92	85	74	67	59	52	44	(22)= 当該年度の(06)÷H8の(06)
23	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H8を100として	100	97	100	97	101	101	91	99	(23)= 当該年度の(12)÷H8の(12)
24	計	過去10年間の増減指数	H8を100として	100	94	90	83	80	75	67	65	(24)= 当該年度の(18)÷H8の(18)
25	し尿	1人1日平均排出量	l/人・日	-	-	-	-	-	2.69	2.63	2.51	(25)= (06)÷処理人口[365or366]×10 ⁵
26	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	l/人・日	-	-	-	-	-	0.96	0.93	1.08	(26)= (12)÷処理人口[365or366]×10 ⁵

NO	種別	施設区分	単位	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	備考
1	し尿	つばき園	kl/年	0	0	0	0	0	0	0	0	(01)= 年間の実績
2		中部衛生センター施設	kl/年	2,006	1,818	1,907	1,622	1,256	911	944	996	(02)= 年間の実績
3		万浄園施設	kl/年	24,598	21,695	19,178	16,662	14,892	13,087	11,542	10,188	(03)= 年間の実績
4		衛生センター つつじ苑	kl/年	0	0	0	0	0	0	0	0	(04)= 年間の実績
5		射水郷衛生センター	kl/年	0	0	0	0	0	0	0	0	(05)= 年間の実績
6		小計	kl/年	26,605	23,513	21,085	18,284	16,149	13,998	12,487	11,184	(06)= (01)～(05)の計
7	浄化槽汚泥	つばき園	kl/年	23,767	23,026	23,517	22,515	22,396	21,088	21,451	20,370	(07)= 年間の実績
8		中部衛生センター施設	kl/年	243	483	0	0	0	0	0	0	(08)= 年間の実績
9		万浄園施設	kl/年	11,050	9,981	11,648	11,365	10,674	9,234	10,657	8,674	(09)= 年間の実績
10		衛生センター つつじ苑	kl/年	0	0	0	0	0	0	0	0	(10)= 年間の実績
11		射水郷衛生センター	kl/年	0	0	0	0	0	0	0	0	(11)= 年間の実績
12		小計	kl/年	35,060	33,489	35,164	33,880	33,071	30,323	32,108	29,044	(12)= (07)～(11)の計
13	計	つばき園	kl/年	23,767	23,026	23,517	22,515	22,396	21,088	21,451	20,370	(13)= (01)+(07)
14		中部衛生センター施設	kl/年	2,249	2,301	1,907	1,622	1,256	911	944	996	(14)= (02)+(08)
15		万浄園施設	kl/年	35,649	31,675	30,826	28,027	25,566	22,322	22,199	18,862	(15)= (03)+(09)
16		衛生センター つつじ苑	kl/年	0	0	0	0	0	0	0	0	(16)= (04)+(10)
17		射水郷衛生センター	kl/年	0	0	0	0	0	0	0	0	(17)= (05)+(11)
18		小計	kl/年	61,665	57,002	56,250	52,164	49,219	44,320	44,594	40,228	(18)= (06)+(12)
19	し尿	1日平均搬入量	kl/日	73	64	58	50	44	38	34	31	(19)= (06)÷365
20	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	96	92	96	93	91	83	88	79	(20)= (12)÷365
21	計	1日平均搬入量	kl/日	169	156	154	143	135	121	122	110	(21)= (19)+(20)
22	し尿	過去10年間の増減指数	H8を100として	40	35	32	28	24	21	19	17	(22)= 当該年度の(06)÷H8の(06)
23	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H8を100として	87	83	87	84	82	75	80	72	(23)= 当該年度の(12)÷H8の(12)
24	計	過去10年間の増減指数	H8を100として	58	53	53	49	46	42	42	38	(24)= 当該年度の(18)÷H8の(18)
25	し尿	1人1日平均排出量	l/人・日	2.56	2.50	2.51	2.53	2.53	2.68	2.76	2.69	(25)= (06)÷処理人口[365or366]×10 ⁵
26	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	l/人・日	1.03	1.04	1.15	1.16	1.24	1.29	1.45	1.34	(26)= (12)÷処理人口[365or366]×10 ⁵

注記1) 「射水郷衛生センター」へのし尿及び浄化槽汚泥の搬入分は平成12年9月末日で終了した(その後の受入先は万浄園施設となる。)

注記2) 「衛生センター つつじ苑」は平成14年度で廃止された(その後の受入先は万浄園施設となる。)

注記3) 表記の際に四捨五入を行ったため、合計値があわない場合がある。

注記4) 平成23年度における各施設のし尿・浄化槽汚泥の年間搬入量は、平成24年2月末日での推定値。以下、本章全体において同様。

4. 各施設における月別変動係数の状況

各施設における月別変動係数の状況を表4-1-28及び図4-1-10に示します。

過去10年間（平成13年度～平成22年度）の月最大変動係数をみると、つばき園では1.08～1.30、中部衛生センター施設では1.13～1.28、万浄園施設では1.10～1.26となっています。

表4-1-28. 各施設における月別変動係数の状況 (平成13年度～平成22年度)

施設名	種別	区分	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	10年間
つばき園	浄化槽汚泥	最大	1.10	1.17	1.12	1.24	1.12	1.08	1.30	1.27	1.17	1.21	1.30
		最小	0.76	0.74	0.68	0.80	0.78	0.91	0.70	0.82	0.79	0.87	0.68
中部衛生センター施設	し尿	最大	1.28	1.26	1.26	1.29	1.20	1.32	1.27	1.31	1.25	1.39	1.39
		最小	0.80	0.74	0.77	0.73	0.80	0.80	0.71	0.80	0.83	0.69	0.69
	浄化槽汚泥	最大	1.22	1.32	1.37	1.47	1.41	1.41	1.26	1.30	1.50	1.39	1.50
		最小	0.64	0.83	0.54	0.55	0.63	0.61	0.65	0.63	0.74	0.46	0.46
	計	最大	1.16	1.13	1.19	1.25	1.21	1.23	1.14	1.16	1.28	1.24	1.28
		最小	0.74	0.79	0.69	0.65	0.72	0.71	0.69	0.71	0.78	0.57	0.57
万浄園施設	し尿	最大	1.15	1.29	1.19	1.26	1.17	1.21	1.18	1.21	1.27	1.23	1.29
		最小	0.81	0.81	0.79	0.79	0.73	0.69	0.77	0.77	0.73	0.62	0.62
	浄化槽汚泥	最大	1.47	1.56	1.42	1.29	1.23	1.20	1.42	1.19	1.46	1.43	1.56
		最小	0.69	0.36	0.77	0.78	0.62	0.81	0.75	0.62	0.48	0.37	0.36
	計	最大	1.17	1.24	1.13	1.13	1.14	1.10	1.17	1.17	1.19	1.26	1.26
		最小	0.84	0.72	0.78	0.86	0.69	0.73	0.76	0.71	0.63	0.50	0.50

注記1) 月別変動係数とは、年間搬入量から求めた日平均搬入量を「1.00」としたとき、各月搬入量から求めた日平均搬入量を割合で示したものの。月別変動係数の最小値または最大値が「1.00」に近くなるほど、各月の搬入量にばらつきが少なくなる。

注記2) 中部衛生センター施設では、富山市以外からも受け入れていることから、月別変動係数は、他市町村の受け入れ分を含めた施設全体の値から求めている。

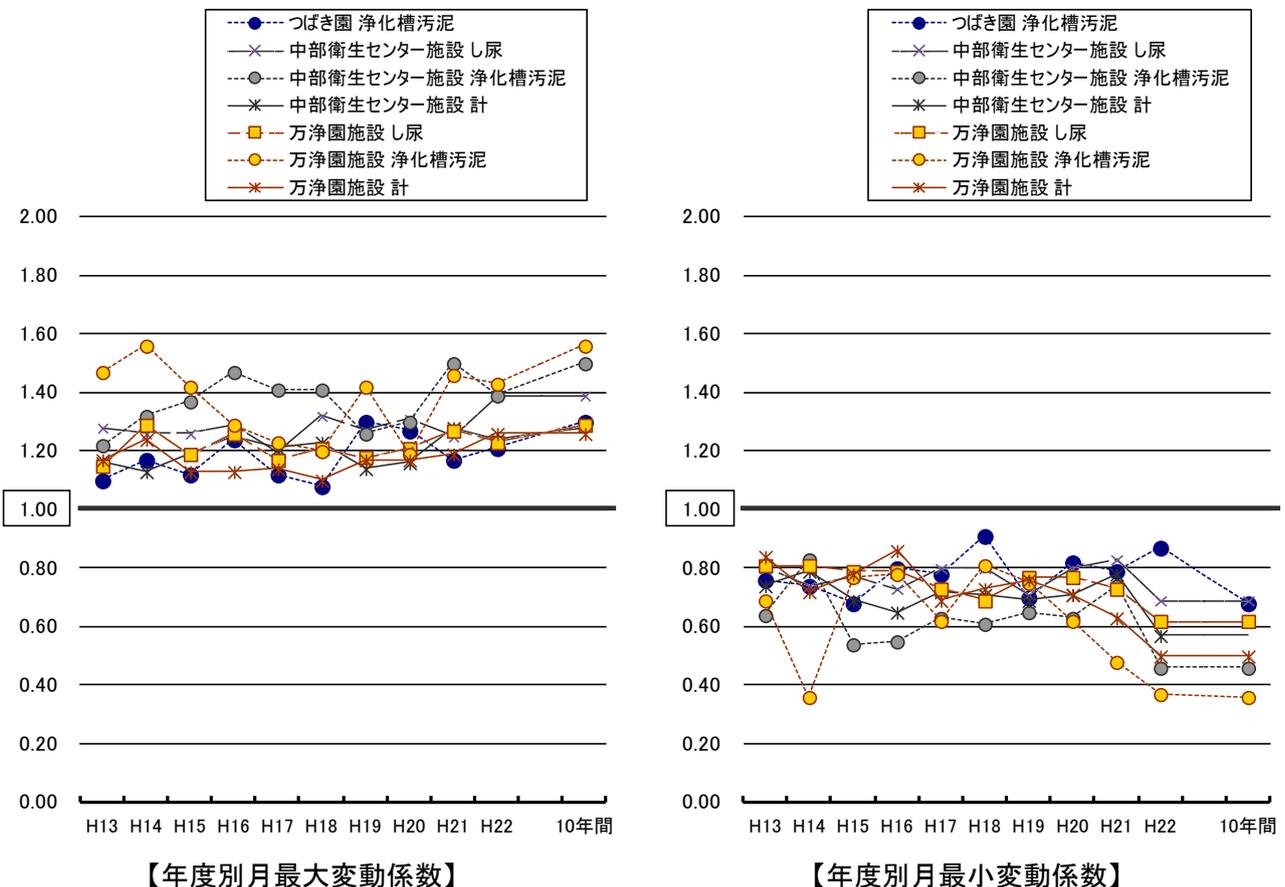


図4-1-10. 各施設における月別変動係数の状況

ウ. し尿及び浄化槽汚泥の性状

各施設への搬入時の性状から推定した、し尿及び浄化槽汚泥の性状を表4-1-29に示します。

各施設とも年間搬入量に占める浄化槽汚泥の混入割合が高くなっており、設計当初の性状と比較すると全体的に濃度が薄くなる傾向にあります。

各施設の搬入性状は、BODが4,200～5,350 mg/l、CODが2,200～3,330 mg/l、SSが2,600～8,620 mg/l、T-Nが1,100～1,400 mg/l、T-Pが160～250 mg/lと推定されます。

表4-1-29. し尿及び浄化槽汚泥の性状

工程	項目	単位	中部衛生センター施設 〔平成22年度〕		万浄園施設 〔平成16年度〕		
			設計値	検査結果	設計値	検査結果	
受入 貯留	搬入量	し尿	k1/日	56	17.7	180	67.86
		浄化槽汚泥	k1/日	24	20.5	37	39.03
		計	k1/日	80	38.1	217	106.89
		浄化槽汚泥の混入率	%	30%	53.6%	17%	37%
	除渣後の 混合し尿	BOD	mg/l	12,000	5,350	7,565	4,200
		COD	mg/l	6,000	3,330	4,161	2,200
		SS	mg/l	18,000	8,620	7,883	2,600
		T-N	mg/l	4,000	1,300	2,608	1,100
		T-P	mg/l	—	190	351	160

出典：中部衛生センター施設の値：「中部衛生センター施設精密機能検査報告書 平成17年12月 富山地域衛生組合」、中部衛生センター組合資料

万浄園施設の値：「万浄園施設精密機能検査報告書 平成17年12月 富山地域衛生組合」

Ⅰ. 各施設における処分量の状況

各施設で適正処理後に発生したし渣、余剰汚泥及び沈砂の最終処分方法を表4-1-30に、過去10年間（平成13年度～平成22年度）の年間発生量（搬入量1kl当たりの発生量）を表4-1-31及び図4-1-11に示します。

表4-1-30. 各施設の処分方法

施設区分	余剰汚泥	し 渣	沈 砂
つばき園	脱水→焼却→埋立	焼却→埋立	埋立
中部衛生センター施設	脱水→乾燥→農地還元	焼却→埋立	埋立
万浄園施設	脱水→乾燥→焼却→埋立	焼却→埋立	埋立

表4-1-31. 過去10年間の年間発生量（平成13年度～平成22年度、搬入量1kl当たりの発生量）

項 目		単位	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	備 考
余剰汚泥 (汚泥脱水処理 供給量)	①つばき園	m ³ /kl	0.153	0.153	0.129	0.117	0.117	0.084	0.184	0.228	0.271	0.249	汚泥脱水処理供給量の値
	②中部衛生センター施設	m ³ /kl	-	0.241	0.219	0.283	0.260	0.276	0.292	0.301	0.283	0.280	汚泥脱水処理供給量の値
	③万浄園施設	m ³ /kl	0.315	0.333	0.333	0.366	0.388	0.417	0.349	0.368	0.375	0.386	汚泥脱水処理供給量の値
し 渣	①つばき園	kg/kl	1.355	1.658	1.314	1.148	1.246	0.962	0.951	0.994	1.251	1.212	し渣(処理量)の値
	②中部衛生センター施設	kg/kl	15.057	14.855	14.405	14.213	14.163	14.139	14.119	13.473	13.372	13.295	し渣(処理量)の値
	③万浄園施設	kg/kl	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	し渣(処理量)の値
沈 砂	①つばき園	kg/kl	0.384	0.335	0.345	0.335	0.288	0.267	0.230	0.259	0.287	0.236	沈砂量の値
	②中部衛生センター施設	kg/kl	-	-	0.092	0.301	0.103	0.050	0.152	0.125	0.221	0.109	沈砂量の値
	③万浄園施設	kg/kl	-	-	-	-	-	-	0.072	0.088	0.102	0.085	沈砂量の値

出典：各施設の運転管理帳票。なお、「-」は実績が不明であることを示す。

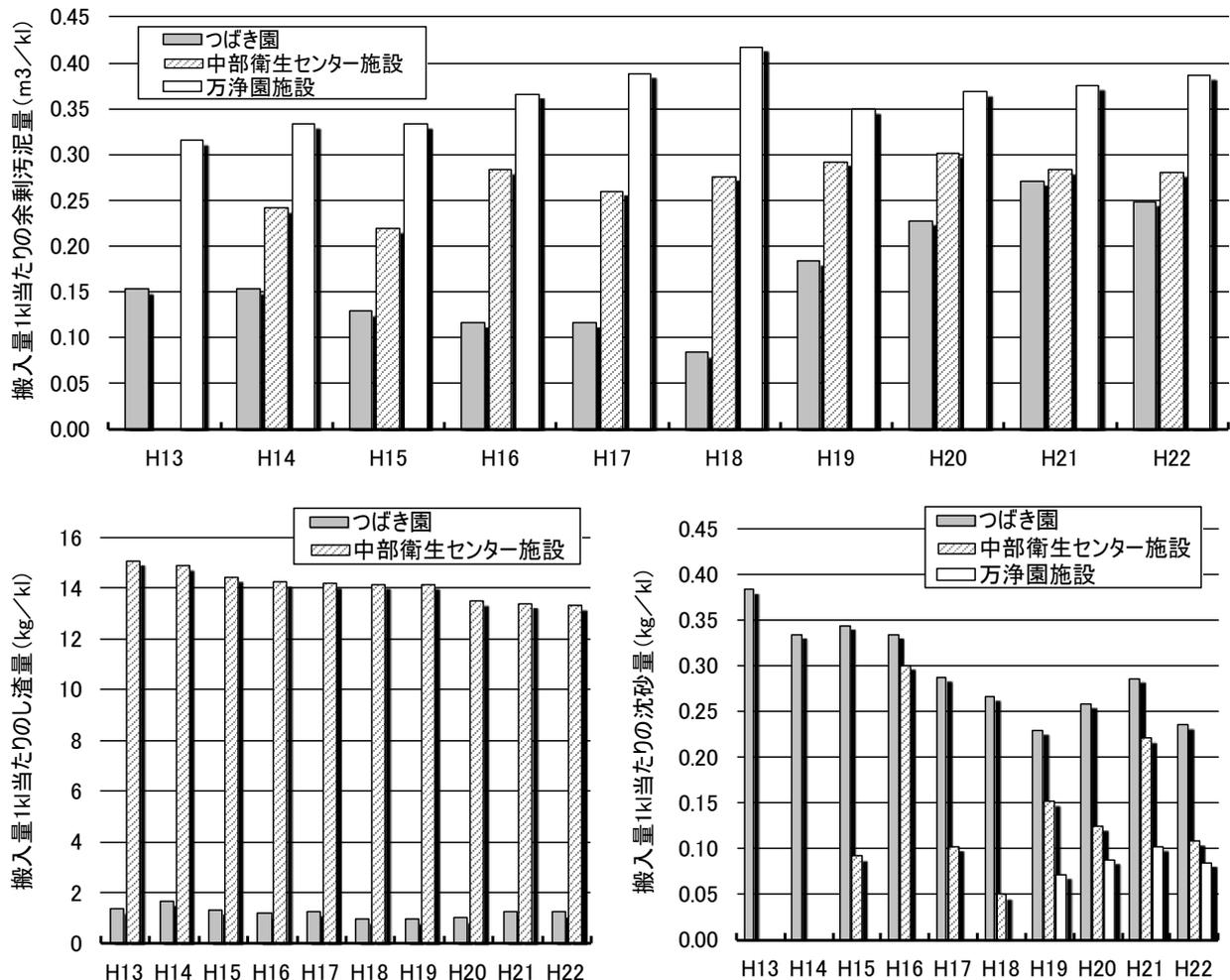


図4-1-11. 過去5年間の年間処分量

オ. 各施設における年間運転管理費の状況

各施設における過去10年間（平成13年度～平成22年度）の年間運転管理費（搬入量1kl当たりの処理経費）を表4-1-32及び図4-1-12に示します。

表 4-1-32. 過去10年間の年間運転管理費（平成13年度～平成22年度、搬入量1kl当たりの処理経費）

施設区分	項目	単位	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
つばき園	燃料費	円/kl	110	140	120	150	240	170	200	250	200	240
	光熱水費	円/kl	1,860	2,090	1,730	2,220	2,470	1,790	1,820	1,990	2,080	2,060
	薬剤費	円/kl	140	170	150	130	160	190	180	150	180	130
	修繕費	円/kl	670	530	300	390	400	570	620	170	290	220
	委託費	円/kl	470	450	400	460	660	460	480	640	520	470
	その他	円/kl	970	680	380	390	180	260	300	500	450	410
	計	円/kl	4,220	4,060	3,080	3,740	4,110	3,440	3,600	3,700	3,720	3,530
中部衛生センター施設	燃料費	円/kl	290	310	340	440	620	660	760	870	540	510
	光熱水費	円/kl	1,260	1,280	1,270	1,380	1,210	1,170	1,270	1,360	1,380	1,340
	薬剤費	円/kl	380	410	380	440	430	470	370	300	340	320
	修繕費	円/kl	1,080	1,040	1,010	1,060	1,210	1,120	1,150	1,380	1,730	1,950
	委託費	円/kl	280	290	240	230	390	310	360	320	390	400
	その他	円/kl	80	80	80	70	90	230	100	80	120	100
	計	円/kl	3,370	3,410	3,320	3,620	3,950	3,960	4,010	4,310	4,500	4,620
万浄園施設	燃料費	円/kl	480	560	540	610	900	1,050	1,150	1,440	850	720
	光熱水費	円/kl	730	840	690	680	720	690	680	780	830	870
	薬剤費	円/kl	620	660	530	560	690	650	720	700	760	590
	修繕費	円/kl	710	750	860	980	870	900	760	860	1,070	980
	委託費	円/kl	170	180	1,230	180	250	210	320	320	370	350
	その他	円/kl	350	180	200	180	430	410	80	150	60	70
	計	円/kl	3,060	3,170	4,050	3,190	3,860	3,910	3,710	4,250	3,940	3,580

注記1) 「光熱水費」には、電力料、上水・工水使用料、下水道使用料を計上した。

注記2) 「その他」には、消耗品費、工事請負費、原材料費、備品購入費を計上した。

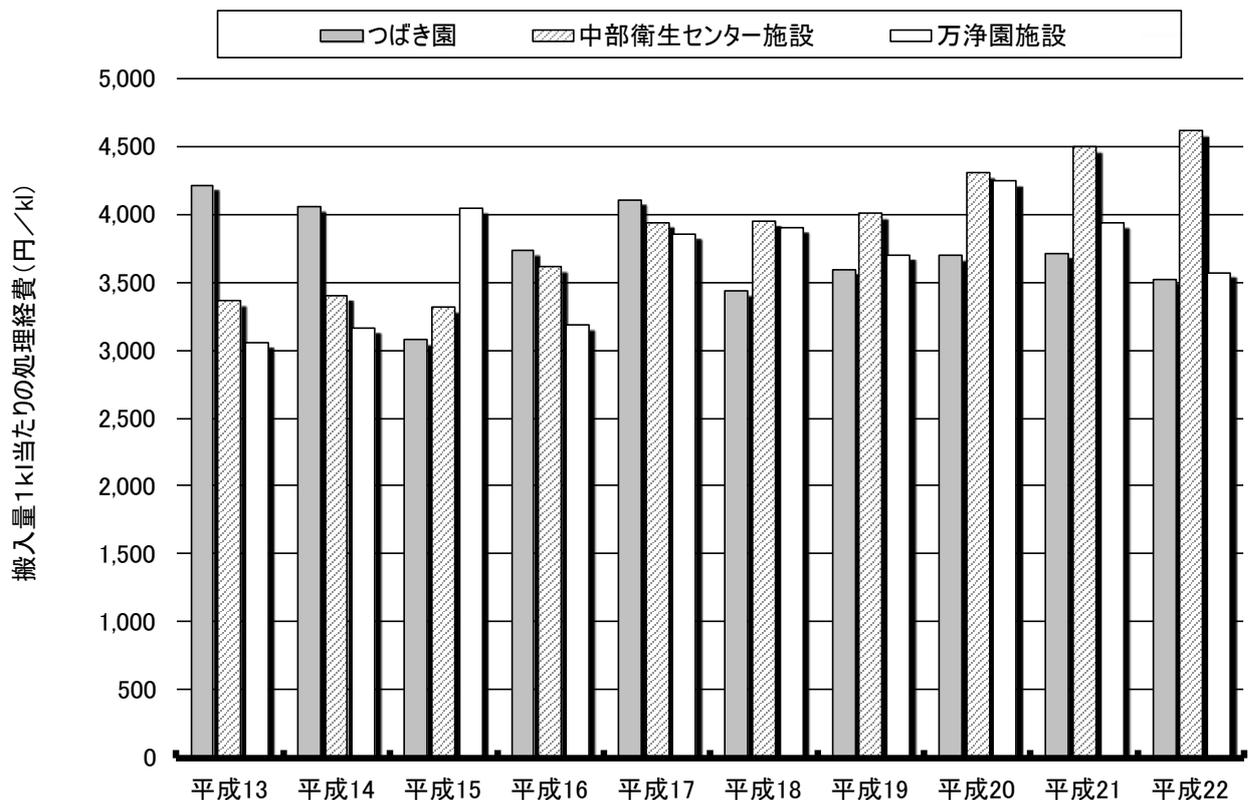


図4-1-12. 過去10年間の年間運転管理費（平成13年度～平成22年度、搬入量1kl当たりの処理経費）

(6) 課題の整理

① 生活雑排水の未処理放流

河川等の水質汚濁の要因として、生活排水の中で大きな汚濁負荷量を占める生活雑排水が未処理のまま放流されていることが挙げられており、身近な生活環境や公共用水域の水質環境を保持し、または改善することが重要視されています。

本市における行政区域内人口に対する市民の生活排水処理施設の利用割合をみると、平成17年度^{※1}では82.6%であったのに対し、平成23年度には91.9%となり、6年間で9.3%増加しております。しかしながら、残りの8.1%（平成23年度現在）の市民は生活雑排水を未処理のまま河川等に放流している状況となっています。

各処理方式が河川等の水質汚濁に与える影響をBOD汚濁負荷量で換算すると、生活雑排水を未処理のまま放流する汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用者の占める割合が、総汚濁負荷量全体の約4割を占めています。

このため、今後も引き続き生活雑排水対策に重点を置きながら、整備地域の特性を勘案して経済性・効率性に優れた各種生活排水処理施設の整備を計画的に推進する必要があります。

^{※1}当初計画の最終実績年度

② 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水をあわせて浄化するもので、処理性能がBOD除去率で90%以上、放流水のBODで20mg/l以下となるよう構造基準で定められており、これは、下水道終末処理場の処理性能と同等レベルの性能を有しています。

しかしながら、これらの処理性能は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の性能を発揮することから、設置者に対し、設置後の定期検査等を実施する等して、適正な維持管理を徹底するよう、指導・啓発に努めていく必要があります。

4.2 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念

後期計画の目指す基本理念は、次のとおりであり、当初計画より変更はありません。

「人と自然にやさしい」快適な生活環境づくり・良好な水環境づくりをめざして

市民が生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の良好な水環境づくりが望まれています。

そのためには、私たち一人ひとりが主役となって、生活排水対策に自主的・主体的に取り組むことが重要になります。また、整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた施設整備を今後も計画的に進め、これと同時に施設整備完了地域における早期水洗化の促進を進めることが必要になります。

このような取り組みをできるところから段階的に講じていくことで、基本理念の実現を目指します。

(2) 基本方針

基本理念を実現していくための後期計画の基本方針は、次のとおりです。

基本方針 1

生活排水処理区域の拡大

整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた生活排水処理施設の整備を計画的に進めていきます。また、施設整備完了地域における早期水洗化を促進させるため、市職員による戸別訪問や水洗便所改造等資金貸付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めていきます。

基本方針 2

合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯や、下水道整備区域にあっても相当の期間、整備が行われない地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めていきます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、定期的に啓発・指導等を行っていきます。

基本方針 3

し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少しつづけることが見込まれています。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図っていきます。

基本方針 4

し尿処理施設の適正な運営管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、市所管の浄化槽汚泥専用処理施設（つばき園）と、富山地域衛生組合が所管するし尿処理施設（中部衛生センター施設及び万浄園施設）により処理を行っていますが、両し尿処理施設の老朽化が著しいことから、平成26年4月より、新施設〔(仮)汚泥再生処理センター^{※1}〕（以下、「新施設」という。）及び基幹改良した中部衛生センター施設にて処理する予定です。新施設の供用開始に伴い、万浄園施設は廃止となります。

なお、今後も、し尿・浄化槽汚泥処理を効率かつ適正に行うため、処理量に見合った施設能力の維持と適正な運転を行います。また、処理に伴って発生する余剰汚泥のリサイクルを図る等して、埋立量の削減に努めていきます。

^{※1}汚泥再生処理センターとは、し尿及び浄化槽汚泥を処理する水処理設備と、水処理設備から発生する汚泥等を資源化する資源化設備を組み合わせた施設をいう。

(3) 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体は、現状と同様（P.109、表4-1-4参照）とします。なお、し尿処理施設のうち万浄園施設は、新施設の供用開始に伴い廃止します。

(4) 生活排水の処理体系

今後当面の間、生活排水の処理体系は、現状と同様（P.109、図4-1-4参照）とします。

(5) 生活排水の処理計画

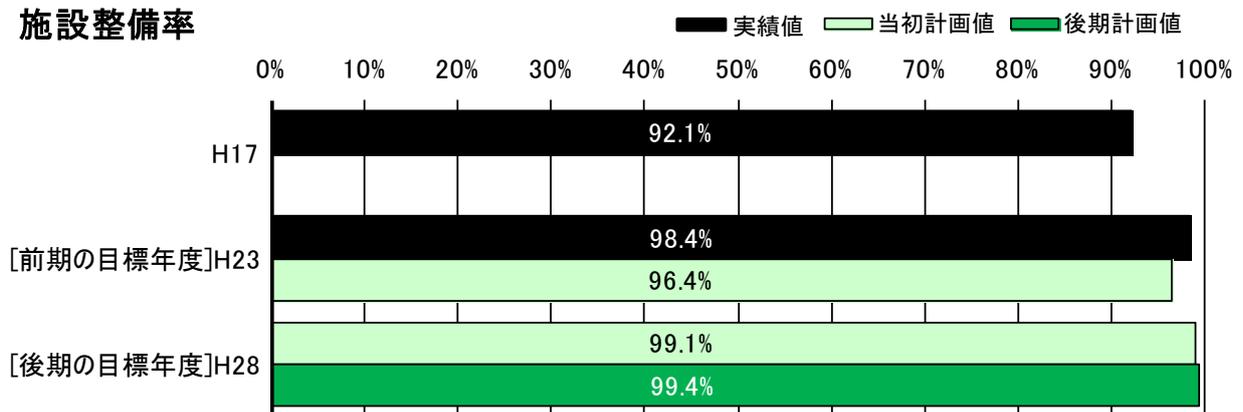
① 計画目標(数値目標)の設定

後期の目標年度における計画目標（数値目標）を表4-2-1に掲げます。

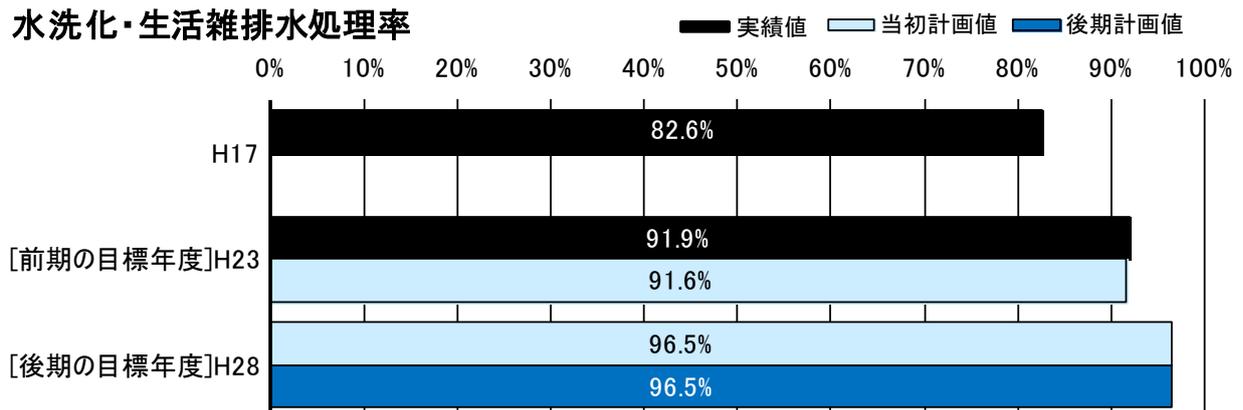
表4-2-1. 後期の目標年度における計画目標（数値目標）

計 画 目 標		実 績		目 標
		平成17年度	平成23年度 [前期の目標年度]	平成28年度 [後期の目標年度]
施設整備率 (汚水処理人口普及率)	当初計画	92.1 %	96.4 %	99.1 %
	後期計画	92.1 %	98.4 %	99.4 %
水洗化・生活雑排水処理率	当初計画	82.6 %	91.6 %	96.5 %
	後期計画	82.6 %	91.9 %	96.5 %

施設整備率



水洗化・生活雑排水処理率



② 各種生活排水処理形態別人口の見込み

後期の目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みは、表4-2-2に示すとおりです。

表4-2-2. 後期の目標年度における生活排水の処理形態別人口

富山市全域			単位	実績		目標
				平成17	平成23 [前期の目標年度]	平成28 [後期の目標年度]
行政区域内人口(国勢調査)			人	421,239	421,630	411,119
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	人	290,618	301,424	296,024
		下水道	【公共】			
			【特環】			
		小計		52,691	74,170	73,936
		農業集落排水施設		21,624	20,867	20,621
		コミュニティ・プラント		3,559	3,409	3,325
		合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外	19,544	14,905	14,817
		水洗化・生活雑排水処理人口計		388,036	414,775	408,723
		施設整備率	%	92.1%	98.4%	99.4%
		計画処理区域内人口計	人	421,239	421,630	411,119
計画処理区域外人口計		0	0	0		
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	人	262,578	286,665	290,260
		下水道	【公共】			
			【特環】			
		小計		41,507	60,793	66,687
		農業集落排水施設	処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの	13,806	14,657	15,348
			上記以外のもの	3,018	3,416	3,416
		小計		16,824	18,073	18,764
		コミュニティ・プラント		3,559	3,409	3,325
		合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外	19,544	14,905	14,817
			下水道の処理開始公示済み区域内	3,873	3,840	3,016
		小計		23,417	18,745	17,833
		水洗化・生活雑排水処理人口計		347,885	387,685	396,869
		水洗化・生活雑排水処理率	%	82.6%	91.9%	96.5%
		水洗化・生活雑排水未処理人口	〔単独処理浄化槽〕	47,538	22,598	7,150
		非水洗化人口	〔汲み取り便所〕	25,816	11,347	7,100
	〔自家処理〕	0	0	0		
計画処理区域内人口計		421,239	421,630	411,119		
計画処理区域外人口計		0	0	0		
し尿処理施設	計画収集人口	し尿	人	114,136	70,756	50,756
		汲み取り便所		25,816	11,347	7,100
		単独処理浄化槽		47,538	22,598	7,150
		合併処理浄化槽		23,417	18,745	17,833
		コミュニティ・プラント		3,559	3,409	3,325
		農業集落排水施設(一部地区のみ)		13,806	14,657	15,348
小計		88,320	59,409	43,656		

注2) 平成23年度における農業集落排水施設から発生する処理汚泥量は、平成23年12月末日、また、コミュニティ・プラントから発生する処理汚泥及びその他(倉垣浄水園から発生する処理汚泥)の量は、平成23年2月末日での推定値。以下、本章全体において同様。

富山市全域		単位	実績/平成23年度【前期の目標年度】										
			市全域	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域			
整備人口	行政区域内人口(国勢調査)		人	421,630	324,123	22,227	11,026	21,002	39,942	1,788	1,522		
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	人	301,424	255,929	17,239	6,927	8,256	13,073	0	0	
			小計	人	375,594	297,381	17,392	7,638	17,604	33,157	1,174	1,248	
		農業集落排水施設	人	20,867	12,289	1,224	2,998	2,453	1,106	530	267		
		コミュニティ・プラント	人	3,409	3,409	0	0	0	0	0	0		
		合併処理浄化槽	人	14,905	6,234	2,346	72	512	5,657	84	0		
		水洗化・生活雑排水処理人口計	人	414,775	319,313	20,962	10,708	20,569	39,920	1,788	1,515		
		施設整備率	%	98.4%	98.5%	94.3%	97.1%	97.9%	99.9%	100.0%	99.5%		
		計画処理区域内人口計	人	421,630	324,123	22,227	11,026	21,002	39,942	1,788	1,522		
		計画処理区域外人口計	人	0	0	0	0	0	0	0	0		
		水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	人	286,665	245,723	16,339	6,678	6,481	11,444	0
	小計				人	347,458	282,228	16,462	7,188	13,759	25,611	1,140	1,070
	農業集落排水施設			人	14,657	10,101	1,139	156	2,249	266	493	253	
	上記以外のもの			人	3,416	0	0	2,580	0	836	0	0	
	小計			人	18,073	10,101	1,139	2,736	2,249	1,102	493	253	
コミュニティ・プラント	人			3,409	3,409	0	0	0	0	0	0		
合併処理浄化槽	人			14,905	6,234	2,346	72	512	5,657	84	0		
下水道の処理開始公示済み区域外	人			3,840	2,391	0	35	1,414	0	0	0		
下水道の処理開始公示済み区域内	人			18,745	8,625	2,346	107	1,926	5,657	84	0		
水洗化・生活雑排水処理人口計	人			387,685	304,363	19,947	10,031	17,934	32,370	1,717	1,323		
水洗化・生活雑排水処理率	%	91.9%	93.9%	89.7%	91.0%	85.4%	81.0%	96.0%	86.9%				
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	22,598	16,047	1,202	356	1,136	3,716	53	88				
非水洗化人口	人	11,347	3,713	1,078	639	1,932	3,856	18	111				
計画処理区域内人口計	人	421,630	324,123	22,227	11,026	21,002	39,942	1,788	1,522				
計画処理区域外人口計	人	0	0	0	0	0	0	0	0				
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域外人口	し尿処理施設 計画収集人口		人	70,756	41,895	5,765	1,258	7,243	13,495	648	452	
		し尿	人	11,347	3,713	1,078	639	1,932	3,856	18	111		
		浄化槽汚泥	人	22,598	16,047	1,202	356	1,136	3,716	53	88		
		合併処理浄化槽	人	18,745	8,625	2,346	107	1,926	5,657	84	0		
		コミュニティ・プラント	人	3,409	3,409	0	0	0	0	0	0		
		農業集落排水施設(一部地区のみ)	人	14,657	10,101	1,139	156	2,249	266	493	253		
		小計	人	59,409	38,182	4,687	619	5,311	9,639	630	341		

富山市全域		単位	目標/平成28年度【後期の目標年度】										
			市全域	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域			
整備人口	行政区域内人口(国勢調査)		人	411,119	314,681	22,119	10,037	19,704	41,637	1,593	1,348		
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	人	296,024	251,018	17,196	6,438	7,705	13,667	0	0	
			小計	人	369,960	292,652	17,412	7,101	16,466	34,173	1,046	1,110	
		農業集落排水施設	人	20,621	12,118	1,215	2,747	2,332	1,504	472	233		
		コミュニティ・プラント	人	3,325	3,325	0	0	0	0	0	0		
		合併処理浄化槽	人	14,817	5,861	2,287	86	583	5,925	75	0		
		水洗化・生活雑排水処理人口計	人	408,723	313,956	20,914	9,934	19,381	41,602	1,593	1,343		
		施設整備率	%	99.4%	99.8%	94.6%	99.0%	98.4%	99.9%	100.0%	99.6%		
		計画処理区域内人口計	人	411,119	314,681	22,119	10,037	19,704	41,637	1,593	1,348		
		計画処理区域外人口計	人	0	0	0	0	0	0	0	0		
		水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	人	290,260	247,827	16,456	6,322	6,657	12,998	0
	小計				人	356,947	286,468	16,644	6,895	14,227	30,715	1,034	964
	農業集落排水施設			人	15,348	10,855	1,144	171	2,218	287	449	224	
	上記以外のもの			人	3,416	0	0	2,386	0	1,030	0	0	
	小計			人	18,764	10,855	1,144	2,557	2,218	1,317	449	224	
コミュニティ・プラント	人			3,325	3,325	0	0	0	0	0	0		
合併処理浄化槽	人			14,817	5,861	2,287	86	583	5,925	75	0		
下水道の処理開始公示済み区域外	人			3,016	1,905	0	26	1,085	0	0	0		
下水道の処理開始公示済み区域内	人			17,833	7,766	2,287	112	1,668	5,925	75	0		
水洗化・生活雑排水処理人口計	人			396,869	308,414	20,075	9,564	18,113	37,957	1,558	1,188		
水洗化・生活雑排水処理率	%	96.5%	98.0%	90.8%	95.3%	91.9%	91.2%	97.8%	88.1%				
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	7,150	4,178	1,104	278	529	968	22	71				
非水洗化人口	人	7,100	2,089	940	195	1,062	2,712	13	89				
計画処理区域内人口計	人	411,119	314,681	22,119	10,037	19,704	41,637	1,593	1,348				
計画処理区域外人口計	人	0	0	0	0	0	0	0	0				
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域外人口	し尿処理施設 計画収集人口		人	50,756	28,213	5,475	756	5,477	9,892	559	384	
		し尿	人	7,100	2,089	940	195	1,062	2,712	13	89		
		浄化槽汚泥	人	7,150	4,178	1,104	278	529	968	22	71		
		合併処理浄化槽	人	17,833	7,766	2,287	112	1,668	5,925	75	0		
		コミュニティ・プラント	人	3,325	3,325	0	0	0	0	0	0		
		農業集落排水施設(一部地区のみ)	人	15,348	10,855	1,144	171	2,218	287	449	224		
		小計	人	43,656	26,124	4,535	561	4,415	7,180	546	295		



■生活排水の処理形態別人口の実績及び将来見込みについて

上位計画である『富山市総合計画 後期基本計画』の将来人口と整合を図るため、「ごみ処理基本計画」と同様、「生活排水処理基本計画」においても、国勢調査に基づく人口ベースで整合を図りました。

その際、本市の処理形態別人口の各種実績調書は、住民基本台帳に基づく人口で整理されているものが殆どなことから、各種実績調書の人口を住民基本台帳ベースで調整し、整合を図った上で、国勢調査に基づく人口ベースに換算させています。

また、処理形態別の整備人口や水洗化人口の将来見込みは、各種事業計画に基づいて予測します。その場合、それぞれ求めた処理形態別人口の合算値が、『富山市総合計画 後期基本計画』にある将来人口（行政区内人口）を上回る（施設整備率または水洗化率が100%を超える状態になる）ことがあります。このため、後期計画では、下記の【実績】平成22年度を基準年^{*1}として、【将来人口】の増減推移と整合が図られるよう調整を行ったものを用いています。（具体的な例は、P.140、141に示すとおりです。）

【実績】平成22年度、【将来人口】後期の目標年度の平成28年度

項 目	国勢調査に基づく行政区内人口		住民基本台帳に基づく行政区内人口	
	実 績	将来人口 [後期の目標年度]	実 績	将来人口 [後期の目標年度]
	平成22	平成28	平成22	平成28
富山地域	324,372人	314,681人	318,641人	312,700人
大沢野地域	22,244人	22,119人	22,706人	22,283人
大山地域	11,034人	10,037人	10,915人	10,711人
八尾地域	21,018人	19,704人	21,325人	20,927人
婦中地域	39,973人	41,637人	40,164人	39,415人
山田地域	1,789人	1,593人	1,713人	1,681人
細入地域	1,523人	1,348人	1,582人	1,553人
本市全域	421,953人	411,119人	417,046人	409,270人
出典根拠	「平成22年国勢調査人口等基本集計（総務省）」	「富山市の将来人口推計概要（平成22年12月）」から求めた内挿値	「富山市の人口 町丁別人口・世帯集計表（情報統計課）」	富山市下水道課資料 〔本市全域人口は下水道整備進捗調書の人口。地域別人口は、平成22年度の構成割合より求めた値を採用。〕

^{*1}後期計画における最終実績年度は、平成23年度であるが確定値ではないことから、平成22年度を基準とした。

③ 計画目標を達成した場合における水環境改善効果

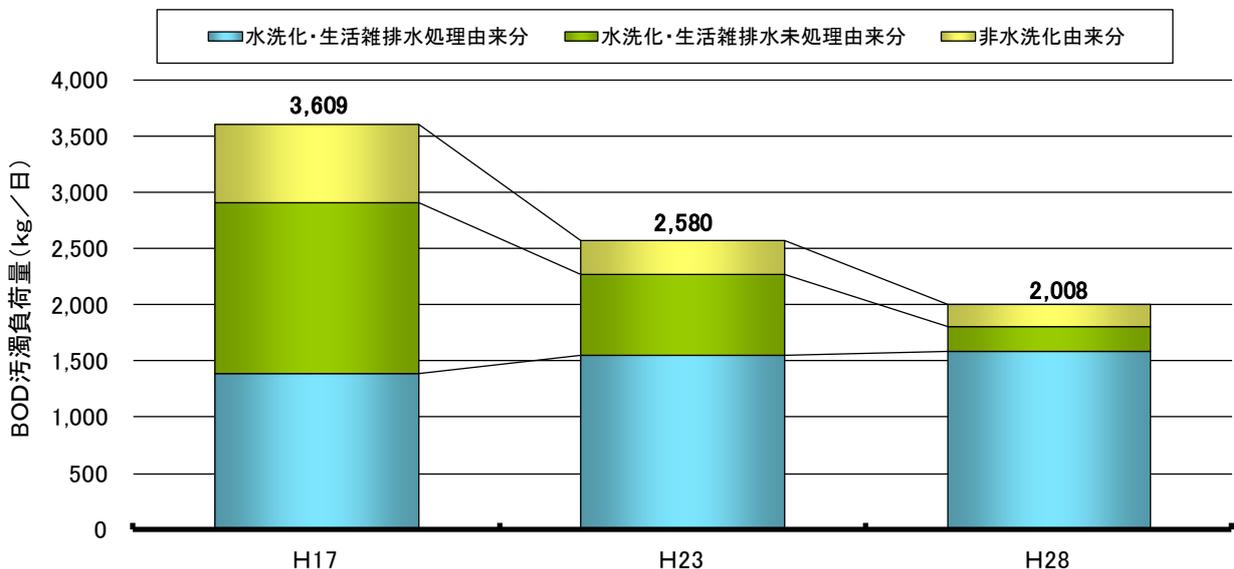
生活排水処理施設の整備や水洗化を進めることで、河川等の公共用水域における水質改善効果が期待できます。ここでは、後期の目標年度における公共用水域の水質汚濁の改善効果をBOD汚濁負荷量で換算することで示しました。

これによると、平成23年度のBOD汚濁負荷量に対し、平成28年度では22%削減が見込まれます。

表4-2-3. 計画目標を達成した場合における水環境改善効果〔BOD汚濁負荷量換算〕

富山市全域		単位	実績		目標	
			平成17	平成23 〔前期の目標年度〕	平成28 〔後期の目標年度〕	
水洗化人口・非水洗化人口	行政区域内人口（国勢調査）	人	421,239	421,630	411,119	
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	304,085	347,458	356,947
		農業集落排水施設	16,824	18,073	18,764	
		コミュニティ・プラント	3,559	3,409	3,325	
		合併処理浄化槽	23,417	18,745	17,833	
		水洗化・生活雑排水処理人口計	347,885	387,685	396,869	
	水洗化・生活雑排水未処理人口	〔単独処理浄化槽〕	47,538	22,598	7,150	
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕	25,816	11,347	7,100	
		〔自家処理〕	0	0	0	
	計画処理区域内人口計		421,239	421,630	411,119	
計画処理区域外人口計		0	0	0		
BOD汚濁負荷量	行政区域内人口（国勢調査）	kg/日	3,609	2,580	2,008	
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	1,216	1,390	1,428
		農業集落排水施設	67	72	75	
		コミュニティ・プラント	14	14	13	
		合併処理浄化槽	94	75	71	
		水洗化・生活雑排水処理人口計	1,391	1,551	1,587	
	水洗化・生活雑排水未処理人口	〔単独処理浄化槽〕	1,521	723	229	
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕	697	306	192	
		〔自家処理〕	0	0	0	
	計画処理区域内人口計		3,609	2,580	2,008	
計画処理区域外人口計		0	0	0		
BOD汚濁負荷量の削減割合【平成23を100%とした場合】		%	140%	100%	78%	

〔注〕 BOD汚濁負荷量（kg/日）は、表4-1-2（P.108参照）に示すBOD換算の汚濁負荷量（g/人・日）に、上表の各処理形態別人口を乗じることで求めた。



④ 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市の生活排水処理対策として、市街化区域は下水道の整備を実施しており、今後も下水道事業計画に基づき、効率的かつ効果的な事業を推進していきます。

一方、市街化調整区域は、人口密度が低い等の整備地域の特性を勘案し、集合排水処理施設（下水道や農業集落排水施設）と個別排水処理施設（合併処理浄化槽）について、経済性や効率性を十分検討した上で選択する等して、計画的な施設整備を進めていきます。

本市の生活排水処理施設の整備計画の概要は、表4-2-4に示すとおりです。

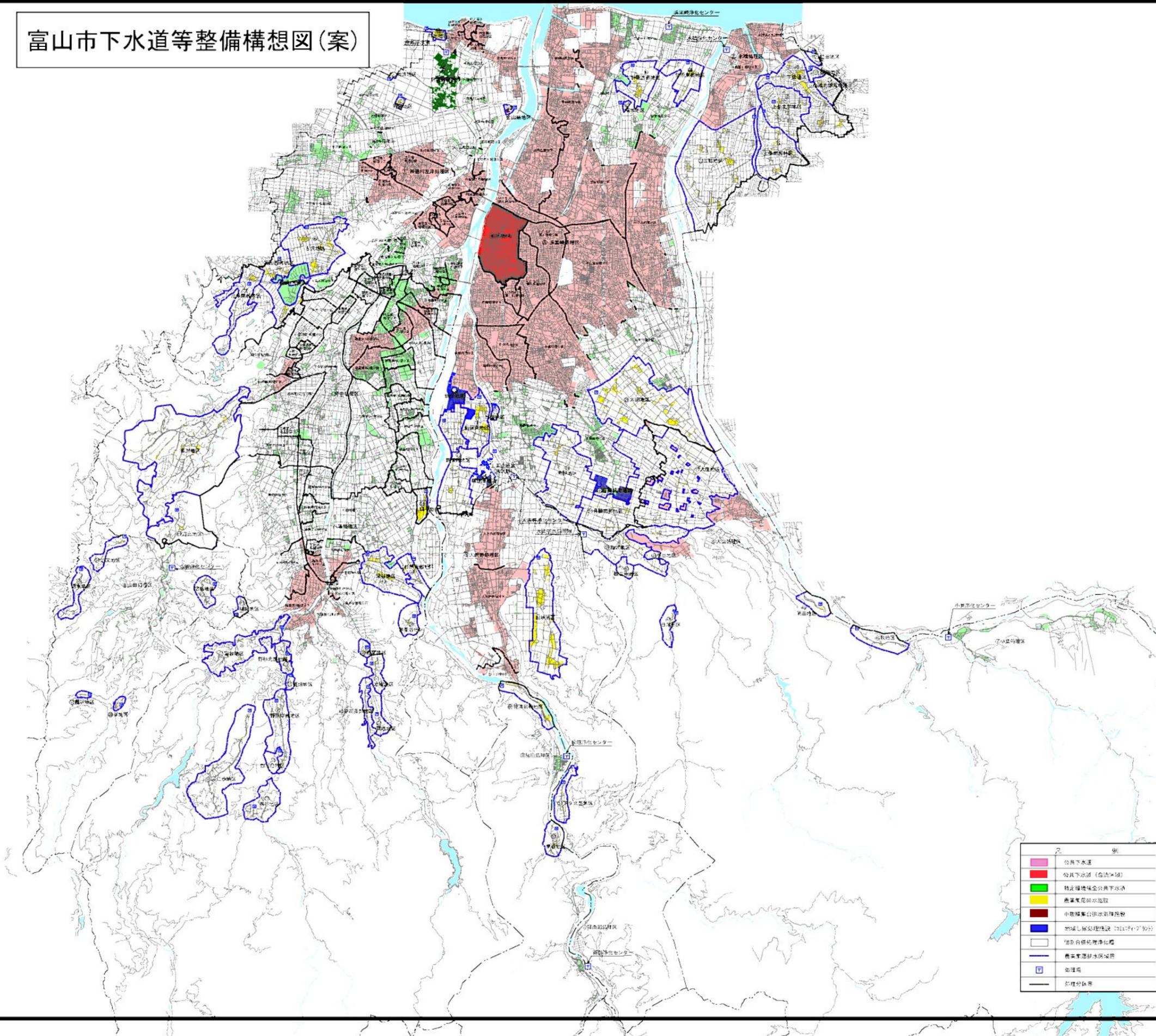
表4-2-4. 生活排水処理施設の整備計画の概要

施設区分	施設名		計画処理区域 【各種事業計画】累計値			計画処理人口 【各種事業計画】住民基本台帳ベース			計画処理人口 【後期計画使用値】住民基本台帳ベース		
			平成17	平成23	平成28	平成17	平成23	平成28	平成17	平成23	平成28
下水道	富山地域	浜崎崎処理区 公共	4,543.98ha	4,651.28ha	4,687.14ha	202,236人	205,014人	201,764人	202,236人	206,019人	204,186人
		特環	514.70ha	604.49ha	613.03ha	23,454人	24,266人	23,963人	23,454人	23,912人	24,251人
		水橋処理区 公共	329.73ha	331.61ha	331.61ha	11,840人	11,159人	10,934人	11,840人	11,110人	11,065人
		倉垣処理区 特環	79.40ha	79.40ha	79.40ha	3,480人	3,280人	3,210人	3,480人	3,282人	3,249人
		神通川左岸処理区 公共	918.75ha	944.43ha	944.43ha	33,782人	34,539人	33,780人	33,782人	34,658人	34,186人
		特環	307.11ha	464.93ha	517.09ha	9,457人	13,585人	13,707人	9,457人	13,587人	13,872人
	大沢野地域	大沢野処理区 公共	426.44ha	452.49ha	452.49ha	16,917人	17,561人	17,323人	16,917人	17,562人	17,323人
		特環	13.80ha	13.80ha	16.14ha	173人	156人	218人	173人	156人	218人
	大山地域	大山処理区 公共	171.70ha	171.70ha	171.70ha	7,119人	6,858人	6,871人	7,119人	6,840人	6,871人
		小見処理区 特環	58.60ha	58.60ha	58.60ha	805人	707人	708人	805人	702人	708人
	八尾地域	神通川左岸処理区 公共	216.29ha	277.39ha	277.39ha	5,192人	8,309人	8,058人	5,192人	8,353人	8,183人
		特環	209.11ha	229.65ha	229.65ha	6,557人	9,447人	9,163人	6,557人	9,458人	9,305人
	婦中地域	神通川左岸処理区 公共	251.20ha	278.73ha	278.73ha	10,116人	13,212人	13,236人	10,116人	13,198人	12,938人
		特環	199.39ha	640.31ha	691.14ha	5,838人	19,494人	19,860人	5,838人	20,276人	19,412人
山田地域	山田処理区 特環	71.00ha	71.00ha	71.00ha	1,249人	1,117人	1,077人	1,249人	1,114人	1,104人	
細入地域	楡原処理区 特環	28.50ha	28.50ha	28.50ha	937人	893人	838人	937人	902人	890人	
	南部処理区 特環	12.30ha	17.50ha	17.50ha	321人	391人	366人	321人	389人	389人	
農業集落排水施設	富山地域	打出地区	7.2ha	7.2ha	7.2ha	452人	452人	452人	452人	409人	400人
		呉羽野田地区	5.1ha	5.1ha	5.1ha	88人	88人	88人	88人	71人	72人
		島田地区	1.4ha	1.4ha	1.4ha	34人	34人	34人	34人	33人	34人
		下条地区	37.9ha	37.9ha	37.9ha	921人	921人	921人	921人	830人	818人
		楠木地区	2.4ha	2.4ha	2.4ha	77人	77人	77人	77人	75人	73人
		利波地区	1.8ha	1.8ha	1.8ha	60人	60人	60人	60人	57人	57人
		水橋堅田地区	2.2ha	2.2ha	2.2ha	68人	68人	68人	68人	55人	53人
		水橋鏡田地区	1.8ha	1.8ha	1.8ha	55人	55人	55人	55人	45人	45人
		池多北地区	34.5ha	34.5ha	34.5ha	1,137人	1,137人	1,137人	1,137人	1,045人	1,039人
		古沢地区	35.7ha	35.7ha	35.7ha	1,281人	1,281人	1,281人	1,281人	1,257人	1,222人
		上条南部地区	21.3ha	21.3ha	21.3ha	601人	601人	601人	601人	593人	535人
		針原西部地区	14.0ha	14.0ha	14.0ha	572人	572人	572人	572人	545人	543人
		上条北部地区	17.5ha	17.5ha	17.5ha	595人	595人	595人	595人	551人	524人
		新保東地区	23.1ha	23.1ha	23.1ha	380人	380人	380人	380人	350人	348人
		金山新地区	1.8ha	1.8ha	1.8ha	63人	63人	63人	63人	60人	59人
		池多南部地区	12.3ha	12.3ha	12.3ha	326人	326人	326人	326人	251人	259人
		針原東部地区	8.1ha	8.1ha	8.1ha	267人	267人	267人	267人	241人	237人
		太田地区	60.1ha	60.1ha	60.1ha	1,719人	1,719人	1,719人	1,719人	1,603人	1,583人
		三郷地区	61.2ha	61.2ha	61.2ha	2,180人	2,180人	2,180人	2,180人	2,014人	1,989人
		新保西地区	22.0ha	22.0ha	22.0ha	803人	803人	803人	803人	725人	722人
		熊野・月岡南部	38.0ha	38.0ha	38.0ha	0人	1,280人	1,280人	0人	1,280人	1,263人
		H26供用開始見込 水橋小池・五郎丸	0.0ha	0.0ha	5.3ha	0人	0人	170人	0人	0人	167人
	大沢野地域	船峠地区	96.0ha	96.0ha	96.0ha	1,167人	1,167人	1,167人	1,167人	1,038人	1,020人
		下夕北部地区	13.0ha	13.0ha	13.0ha	244人	244人	244人	244人	209人	204人
	大山地区	日尾地区	8.0ha	8.0ha	8.0ha	96人	96人	96人	96人	70人	68人
		岡田地区	7.0ha	7.0ha	7.0ha	75人	75人	75人	75人	64人	65人
		牧地区	5.0ha	5.0ha	5.0ha	98人	98人	98人	98人	71人	74人
農村総合整備モデル事業 農村下水道		50.0ha	50.0ha	50.0ha	2,942人	2,942人	2,942人	2,942人	2,671人	2,641人	
			1.4ha	1.4ha	1.4ha	96人	96人	96人	84人	84人	

施設区分	施設名	計画処理区域 【各種事業計画】累計値			計画処理人口 【各種事業計画】住民基本台帳ベース			計画処理人口 【後期計画使用値】住民基本台帳ベース			
		平成17	平成23	平成28	平成17	平成23	平成28	平成17	平成23	平成28	
農業集落排水施設	八尾地域	深谷地区	15.1ha	15.1ha	15.1ha	575人	575人	575人	575人	532人	525人
		野積中部地区	5.9ha	5.9ha	5.9ha	416人	416人	416人	416人	368人	378人
		櫻尾地区	1.7ha	1.7ha	1.7ha	88人	88人	88人	88人	82人	80人
		岩屋地区	1.9ha	1.9ha	1.9ha	119人	119人	119人	119人	103人	104人
		道畑地区	0.7ha	0.7ha	0.7ha	51人	51人	51人	51人	46人	45人
		宮腰地区	1.2ha	1.2ha	1.2ha	55人	55人	55人	55人	45人	45人
		室牧地区	9.7ha	9.7ha	9.7ha	561人	561人	561人	561人	513人	509人
		西川倉地区	1.6ha	1.6ha	1.6ha	31人	31人	31人	31人	37人	38人
		卯花東部地区	1.8ha	1.8ha	1.8ha	97人	97人	97人	97人	78人	78人
		杉原東部地区	7.4ha	7.4ha	7.4ha	215人	215人	215人	215人	235人	231人
		野積北部地区	5.0ha	5.0ha	5.0ha	126人	126人	126人	126人	115人	113人
		仁歩地区	7.0ha	7.0ha	7.0ha	230人	230人	230人	230人	192人	196人
		布谷地区	6.0ha	6.0ha	6.0ha	96人	96人	96人	96人	89人	87人
	婦中地域	井栗谷地区	3.4ha	3.4ha	3.4ha	57人	57人	57人	57人	47人	48人
		成子地区	20.0ha	20.0ha	20.0ha	128人	128人	128人	128人	107人	114人
	山田地域	道島地区	9.0ha	9.0ha	9.0ha	193人	193人	193人	193人	164人	166人
		音川地区	40.0ha	40.0ha	40.0ha	1,271人	1,271人	1,271人	1,271人	846人	1,144人
		西部地区	3.0ha	3.0ha	3.0ha	103人	103人	103人	103人	83人	83人
		清水地区	12.0ha	12.0ha	12.0ha	132人	132人	132人	132人	133人	131人
		東部地区	13.0ha	13.0ha	13.0ha	222人	222人	222人	222人	212人	212人
柳川地区		2.0ha	2.0ha	2.0ha	53人	53人	53人	53人	45人	44人	
鍋谷地区		1.0ha	1.0ha	1.0ha	14人	14人	14人	14人	11人	11人	
細入地域	谷地区	1.0ha	1.0ha	1.0ha	19人	19人	19人	19人	18人	17人	
	笹津・岩稲地区	9.0ha	9.0ha	9.0ha	164人	164人	164人	164人	152人	148人	
	庵谷地区	5.0ha	5.0ha	5.0ha	139人	139人	139人	139人	124人	121人	
コミュニティプラント	H18から下水道への接続開始	富山地域 月岡緑町団地	41.2ha	41.2ha	41.2ha	2,392人	2,392人	2,392人	2,392人	2,519人	2,477人
		富山地域 新保地区	61.0ha	61.0ha	61.0ha	227人	227人	227人	227人	330人	327人
		富山地域 新保南地区	14.5ha	14.5ha	14.5ha	438人	438人	438人	438人	505人	500人
		富山地域 有沢新町団地	6.0ha	0.0ha	0.0ha	447人	0人	0人	447人	0人	0人
合併処理浄化槽	富山地域 下水道公示済み区域外				6,419人	6,419人	6,419人	6,419人	6,133人	5,824人	
	大沢野地域 下水道公示済み区域外				3,224人	3,224人	3,224人	3,224人	2,390人	2,304人	
	大山地域 下水道公示済み区域外				79人	79人	79人	79人	71人	92人	
	八尾地域 下水道公示済み区域外				2,509人	2,509人	2,509人	2,509人	518人	619人	
	婦中地域 下水道公示済み区域外				7,171人	7,171人	7,171人	7,171人	5,711人	5,609人	
	山田地域 下水道公示済み区域外				76人	76人	76人	76人	80人	79人	
	細入地域 下水道公示済み区域外				83人	83人	83人	83人	0人	0人	
行政区域内人口	富山地域				320,357人	318,877人	312,700人	320,357人	318,877人	312,700人	
	大沢野地域				22,890人	22,643人	22,283人	22,890人	22,643人	22,283人	
	大山地域				11,530人	10,887人	10,711人	11,530人	10,887人	10,711人	
	八尾地域				22,257人	21,248人	20,927人	22,257人	21,248人	20,927人	
	婦中地域				36,604人	40,323人	39,415人	36,604人	40,323人	39,415人	
	山田地域				1,868人	1,696人	1,681人	1,868人	1,696人	1,681人	
	細入地域				1,741人	1,575人	1,553人	1,741人	1,575人	1,553人	
計【本市全域】				417,247人	417,249人	409,270人	417,247人	417,249人	409,270人		
施設の整備人口	富山地域				305,851人	314,278人	309,965人	305,851人	314,145人	311,979人	
	大沢野地域				21,725人	22,351人	22,176人	21,725人	21,355人	21,069人	
	大山地域				11,310人	10,951人	10,965人	11,310人	10,573人	10,603人	
	八尾地域				16,975人	22,982人	22,447人	16,975人	20,811人	20,584人	
	婦中地域				24,717人	41,468人	41,860人	24,717人	40,302人	39,383人	
	山田地域				1,868人	1,736人	1,696人	1,868人	1,696人	1,681人	
	細入地域				1,644人	1,670人	1,590人	1,644人	1,567人	1,548人	
計【本市全域】				384,090人	415,437人	410,698人	384,090人	410,449人	406,847人		
施設整備率	富山地域				95.5%	98.6%	99.1%	95.5%	98.5%	99.8%	
	大沢野地域				94.9%	98.7%	99.5%	94.9%	94.3%	94.6%	
	大山地域				98.1%	100.6%	102.4%	98.1%	97.1%	99.0%	
	八尾地域				76.3%	108.2%	107.3%	76.3%	97.9%	98.4%	
	婦中地域				67.5%	102.8%	106.2%	67.5%	99.9%	99.9%	
	山田地域				100.0%	102.4%	100.9%	100.0%	100.0%	100.0%	
	細入地域				94.4%	106.0%	102.4%	94.4%	99.5%	99.7%	
計【本市全域】				92.1%	99.6%	100.3%	92.1%	98.4%	99.4%		

注記) 上値の各種人口は住民基本台帳に基づく人口値。【後期計画使用値】の値は、【各種事業計画】の値を調整・整合したものの。

富山市下水道等整備構想図(案)



例	
	公共下水道
	特別下水道(合流式)
	特定種地保全公共下水道
	農業集排水施設
	小規模集排水処理施設
	地味処理施設(1000人以上)
	地味処理施設
	農業集排水施設
	小規模集排水施設
	処理場
	処理区界

NO	処理区名	整備手法	事業年月	供用開始年月
①	神通川沿岸	流域型公共下水道	平成5年4月～平成27年3月	平成8年12月
八家447地区	流域型特定種地保全公共下水道	平成5年12月～平成27年3月	平成14年1月	
	流域型公共下水道	平成5年12月～平成27年3月	平成17年7月	
	流域型特定種地保全公共下水道	平成5年12月～平成27年3月	平成18年11月	
②	水橋	流域型公共下水道	平成7年12月～平成27年3月	平成9年12月
③	流域型公共下水道	昭和47年4月～平成27年3月	昭和54年4月	
	流域型特定種地保全公共下水道	昭和51年12月～平成27年3月	昭和57年10月	
	流域型特定種地保全公共下水道(大沢野)	昭和61年12月～平成18年3月	平成5年4月	
④	倉田	流域型特定種地保全公共下水道	平成3年10月～平成13年3月	平成5年4月
⑤	大沢野	流域型公共下水道	昭和61年12月～平成26年3月	平成4年4月
⑥	流域型特定種地保全公共下水道	昭和54年12月～平成26年3月	昭和62年3月	
	流域型公共下水道	昭和54年12月～平成26年3月	昭和62年4月	
⑦	小長	流域型特定種地保全公共下水道	平成6年10月～平成28年3月	平成11年11月
⑧	山田	流域型特定種地保全公共下水道	昭和61年2月～平成16年3月	平成2年4月
⑨	流域型公共下水道	平成21年2月～平成28年3月	平成28年3月	
	流域型特定種地保全公共下水道	平成10年8月～平成19年3月	平成16年3月	
⑩	刈野	流域型特定種地保全公共下水道	平成12年5月～平成23年3月	平成19年3月

NO	処理区名	整備手法	事業年月	供用開始年月
⑪	打出	農業集排水施設	昭和60年4月～平成元年3月	昭和62年7月
⑫	下妻	農業集排水施設	平成元年4月～平成8年3月	平成4年4月
⑬	富山西部	農業集排水施設	平成2年4月～平成8年3月	平成4年4月
⑭	赤民	農業集排水施設	平成4年4月～平成8年3月	平成6年4月
⑮	上妻北部	農業集排水施設	平成5年4月～平成8年3月	平成6年4月
⑯	上妻西部	農業集排水施設	平成5年4月～平成8年3月	平成6年4月
⑰	新保東	農業集排水施設	平成7年4月～平成11年3月	平成10年4月
⑱	新保西	農業集排水施設	平成7年4月～平成11年3月	平成11年4月
⑲	太田	農業集排水施設	平成10年4月～平成12年3月	平成12年4月
⑳	三軒	農業集排水施設	平成11年4月～平成12年3月	平成12年4月
㉑	新保西	農業集排水施設	平成12年4月～平成17年3月	平成17年4月
㉒	新保東	農業集排水施設	平成12年4月～平成17年3月	平成17年4月
㉓	小長北部	農業集排水施設	計	計
㉔	野田	農業集排水施設(標準)	昭和63年4月～平成2年3月	平成2年4月
㉕	島田	農業集排水施設(標準)	平成元年4月～平成3年3月	平成2年4月
㉖	坂本	農業集排水施設(標準)	平成2年4月～平成4年3月	平成4年4月
㉗	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㉘	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㉙	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㉚	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㉛	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㉜	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㉝	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㉞	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㉟	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊱	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊲	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊳	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊴	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊵	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊶	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊷	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊸	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊹	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊺	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊻	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊼	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊽	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊾	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊿	新保	農業集排水施設(標準)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月

⑤ その他

生活排水処理対策では、下水道等の生活排水処理施設の整備が主要な対策となっていますが、これらの施設整備に相当の期間を要する地域では、各家庭における生活排水処理対策の実践が重要になります。

また、下水道等は生活排水処理施設の整備進捗だけでなく、これらの施設に接続されなければその効果が得られないことから、整備完了地域の早期接続に向けた啓発・指導活動を行う必要があります。一方、合併処理浄化槽においても適正な維持管理がなければ、本来の処理性能は得られないことから、設置者に対する啓発・指導活動も推進する必要があります。

このような観点から、各段階に応じた指導や啓発などの活動も積極的に進めていきます。

表4-2-5. 生活排水の発生源対策（各家庭における実践活動）

内	容
①	台所の三角コーナーや排水口ストレーナーには、ネットを使う等して、調理屑や食べ残しを排水口へ流さないようにする。（ディスポーザー排水処理システム設置の場合を除く。）
②	使用済みの廃食用油を排水口に流さない。
③	汚れのひどい食器等は、一旦紙などで汚れを拭いてから洗う。
④	洗濯は無リン洗剤や石鹼を使用する。また、洗剤は正しく計量し、使いすぎないようにする。
⑤	風呂の残り湯は、洗濯や掃除等に利用する。
⑥	日常生活において、節水を心がける。

表4-2-6. 主な指導・啓発活動の内容（関係部署との連携）

項 目	内 容
水洗化・生活雑排水処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員による戸別訪問 ○水洗便所改造等資金貸付制度の継続的な実施 ○合併処理浄化槽設置補助制度の継続的な実施 ○広報とやま、チラシ、パンフレットの配布 ○インターネットによる情報発信 ○講習会の開催
浄化槽の維持管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽の設置・処理性能に関する広報啓発・指導 ○浄化槽の保守点検・清掃等に関する広報啓発・指導 ○新規宅地開発事業者に対する生活排水処理対策の指導 ○点検、清掃等に関わる業者への教育・指導 ○研修会、講習会の開催
水環境保全施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁防止に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域における定期的な水質調査の実施と公表 ・工場、事業所由来排水の常時監視と指導の強化 ・畜産ふん尿の適正処理推進に向けた指導 ○水資源の保全に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養のための適正な森林整備の推進 ・節水に関する広報啓発・指導 ○水辺環境整備に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修事業計画における親水空間の整備 ・河川堤防、その他水辺環境の整備

(6) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

ア. 発生量の見込み

下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少傾向を示すことが見込まれます。内訳をみると、し尿や単独処理浄化槽汚泥は大幅に減少する一方、合併処理浄化槽汚泥や農業集落排水施設等の処理汚泥は概ね現状程度と見込まれます。

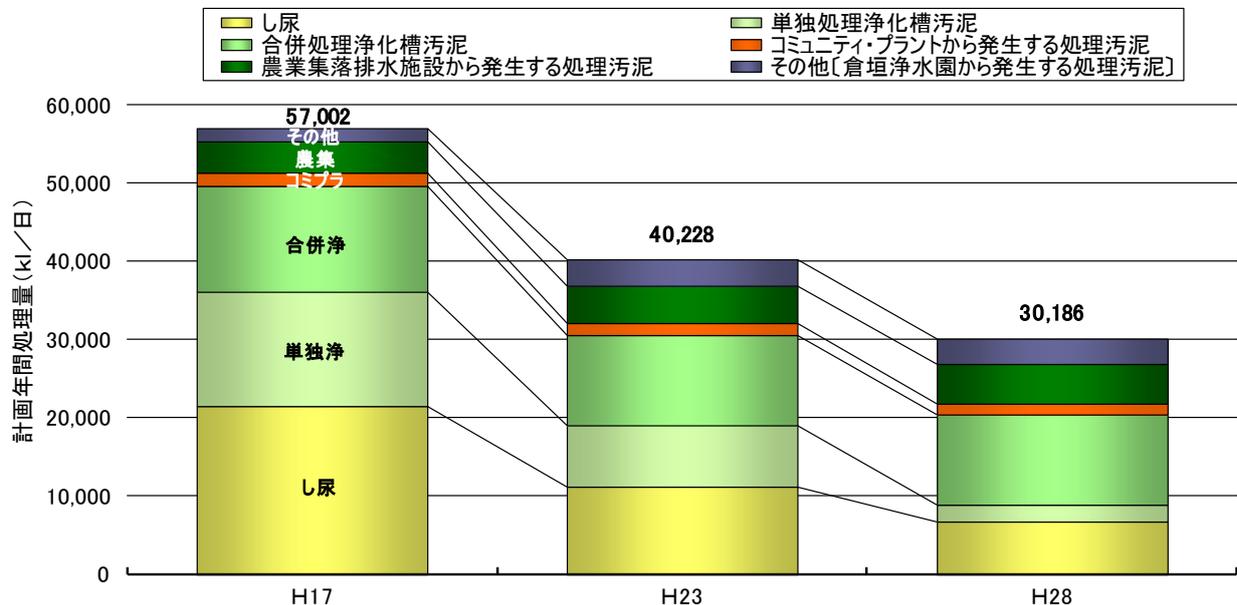
年間発生量は平成23年度の40,228 kl/年から、平成28年度には30,186 kl/年に25%減少する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、平成23年度に82.72 kl/日となる見込みです。

表4-2-7. し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

区 分		単位	実 績		目 標	
			平成17	平成23 [前期の目標年度]	平成28 [後期の目標年度]	
計画年間処理量	し 尿	kl/年	21,477	11,134	6,686	
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽汚泥	kl/年	14,707	7,875	2,244
		合併処理浄化槽汚泥	kl/年	13,534	11,642	11,476
		コミュニティ・プラントから発生する処理汚泥	kl/年	1,600	1,546	1,359
		農業集落排水施設から発生する処理汚泥	kl/年	4,034	4,742	5,090
		その他〔倉垣浄水園から発生する処理汚泥〕	kl/年	1,650	3,289	3,331
		小 計	kl/年	35,525	29,095	23,500
	計画年間処理量 計	kl/年	57,002	40,228	30,186	
	%	142%	100%	75%		
計画日平均処理量	し 尿	kl/日	58.84	30.42	18.32	
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽汚泥	kl/日	40.31	21.54	6.15
		合併処理浄化槽汚泥	kl/日	37.08	31.80	31.44
		コミュニティ・プラントから発生する処理汚泥	kl/日	4.38	4.22	3.72
		農業集落排水施設から発生する処理汚泥	kl/日	11.05	12.95	13.96
		その他〔倉垣浄水園から発生する処理汚泥〕	kl/日	4.52	8.99	9.13
		小 計	kl/日	97.34	79.50	64.40
	計画日平均処理量 計	kl/日	156.18	109.92	82.72	

注(2) 表記の際に、四捨五入を行ったため、合計値が合わない場合がある。





■将来推計に用いるし尿・浄化槽汚泥の年間搬入量実績について

本市から発生するし尿や浄化槽汚泥は、つばき園・中部衛生センター・万浄園の3つのし尿処理施設に各々搬入され、中間処理されています。このため、し尿や浄化槽汚泥の年間発生量は、各施設の年間搬入量として把握が可能です。その際、各施設に搬入される浄化槽汚泥には、単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥、農業集落排水施設やコミュニティ・プラント、倉垣浄水園からの処理汚泥等と様々な種類がありますが、施設側でそれらの内訳を全て把握するのは困難なため、浄化槽汚泥という大きな括りで把握しています。

その一方で、各農業集落排水施設やコミュニティ・プラント、倉垣浄水園からの各処理汚泥については、排出する施設側で年間排出量を把握することが可能です。また、単独処理浄化槽汚泥や合併処理浄化槽汚泥についても、全国平均の1人1日平均排出量(1/人・日)等を参考にし、ある程度の量を推定することは可能です。このような条件をもとに、し尿や浄化槽汚泥量の年間発生量と年間搬入量とを精査した結果、年間発生量が年間搬入量を上回る地域や、逆に下回る地域が見受けられました。

このため、後期計画の将来推計時に用いる年間搬入量実績は、排出側の施設における年間排出量実績や、処理形態別人口の内訳との整合を図るため、各施設で中間処理する年間搬入量の全体総量は変えないことを基本とし、し尿・浄化槽汚泥の内訳や、地域間の内訳を見直す等して、調整を図ったものを用いています(但し、P.127の表4-1-27に示した実績値は施設側の年間搬入量実績をそのまま用いています。)

NO	種別	項目	単位	施設側の年間搬入量実績(生データ)										【後期計画】の将来推計に用いる年間搬入量実績												
				平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	
1	し尿	発生源 富山地域	㎥/年	17,455	14,939	12,458	11,061	9,164	8,208	7,138	6,520	5,583	5,276	4,742	17,455	14,939	12,458	11,061	9,164	8,208	7,138	6,520	5,583	5,276	4,742	
2		大沢野地域	㎥/年	3,114	2,499	1,900	1,811	1,501	1,212	1,002	690	655	583	534	3,403	2,499	2,151	1,852	1,500	1,212	1,002	690	655	583	534	
3		大山地域	㎥/年	1,325	1,241	914	879	673	662	554	529	578	456	353	748	866	914	594	388	662	554	529	578	456	315	
4		八尾地域	㎥/年	8,482	7,733	7,035	5,975	5,947	5,408	4,266	3,821	3,134	2,624	2,620	6,566	5,892	5,205	4,239	4,207	5,408	4,266	3,821	3,134	2,624	2,620	
5		婦中地域	㎥/年	8,076	7,223	6,408	6,228	5,790	5,199	5,035	4,478	3,948	3,450	2,845	8,076	7,223	6,690	6,265	5,790	5,199	5,035	4,478	3,948	3,450	2,845	
6		山田地域	㎥/年	24	24	29	18	32	18	35	23	22	14	24	30	27	27	22	21	15	15	15	15	12	11	
7		細入地域	㎥/年	979	764	748	632	406	379	254	88	78	83	67	978	765	748	632	406	379	254	88	78	83	67	
8		施設側 つばき園	㎥/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9		中部衛生センター施設	㎥/年	2,989	2,594	2,476	2,006	1,818	1,907	1,622	1,256	911	944	996	2,989	2,594	2,476	2,006	1,818	1,907	1,622	1,256	911	944	996	
10		万浄園施設	㎥/年	28,391	24,607	27,016	24,598	21,695	19,178	16,662	14,892	13,087	11,542	10,188	26,192	22,395	25,716	22,658	19,659	19,175	16,642	14,885	13,080	11,540	10,138	
11		衛生センターつつし苑	㎥/年	8,076	7,223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,076	7,223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	小計	㎥/年	39,456	34,424	29,492	26,605	23,513	21,085	18,284	16,149	13,998	12,487	11,184	37,257	32,211	28,192	24,664	21,477	21,083	18,263	16,141	13,991	12,485	11,134		
13	浄化槽汚泥	発生源 富山地域	㎥/年	28,982	26,090	27,647	24,182	23,602	24,437	23,312	22,743	22,071	22,704	21,875	28,982	26,060	27,647	24,182	23,602	24,437	23,312	22,743	22,071	22,704	21,875	
14		大沢野地域	㎥/年	1,816	1,795	1,786	2,262	1,926	1,817	1,882	2,056	1,596	1,769	1,545	1,528	1,795	1,535	2,222	1,926	1,817	1,882	2,056	1,596	1,769	1,545	
15		大山地域	㎥/年	0	0	296	0	43	53	182	276	140	17	103	577	375	296	285	328	53	182	276	140	17	141	
16		八尾地域	㎥/年	1,831	1,579	1,618	1,500	1,149	1,575	1,720	1,647	1,336	1,611	960	3,747	3,421	3,448	3,238	2,889	1,575	1,720	1,647	1,336	1,611	960	
17		婦中地域	㎥/年	7,330	6,445	7,675	6,304	6,204	6,688	6,238	5,952	4,838	5,646	4,267	7,330	6,445	7,393	6,267	6,204	6,688	6,238	5,952	4,838	5,646	4,267	
18		山田地域	㎥/年	103	156	125	86	147	164	130	135	126	141	124	200	198	196	191	196	229	193	210	198	213	204	
19		細入地域	㎥/年	447	562	590	727	419	431	417	262	214	219	170	344	516	520	618	381	369	374	195	150	150	104	
20		施設側 つばき園	㎥/年	25,776	23,400	26,823	23,767	23,026	23,517	22,515	22,396	21,088	21,451	20,370	25,776	23,400	26,823	23,767	23,026	23,517	22,515	22,396	21,088	21,451	20,370	
21		中部衛生センター施設	㎥/年	0	0	609	243	483	0	0	0	0	0	0	0	0	609	243	483	0	0	0	0	0	0	0
22		万浄園施設	㎥/年	7,404	6,752	12,303	11,050	9,981	11,648	11,365	10,674	9,234	10,657	8,674	9,603	8,964	13,603	12,991	12,016	11,650	11,385	10,682	9,241	10,659	8,725	
23		衛生センターつつし苑	㎥/年	7,330	6,445	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,330	6,445	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	小計	㎥/年	40,509	36,597	39,735	35,060	33,489	35,164	33,890	33,071	30,323	32,108	29,044	42,708	38,809	41,035	37,001	35,525	35,167	33,901	33,078	30,330	32,110	29,095		
25	計	発生源 富山地域	㎥/年	46,437	40,999	40,105	35,243	32,766	32,645	30,450	29,264	27,654	27,981	26,616	46,437	40,999	40,105	35,243	32,766	32,645	30,450	29,264	27,654	27,981	26,616	
26		大沢野地域	㎥/年	4,931	4,294	3,686	4,074	3,426	3,028	2,884	2,745	2,254	2,352	2,079	4,931	4,294	3,686	4,074	3,426	3,028	2,884	2,745	2,254	2,352	2,079	
27		大山地域	㎥/年	1,325	1,241	1,210	879	716	715	735	806	719	473	456	1,325	1,241	1,210	879	716	715	735	806	719	473	456	
28		八尾地域	㎥/年	10,313	9,313	8,653	7,475	7,096	6,982	5,986	5,469	4,469	4,235	3,580	10,313	9,313	8,653	7,475	7,096	6,982	5,986	5,469	4,469	4,235	3,580	
29		婦中地域	㎥/年	15,406	13,668	14,083	12,532	11,994	11,887	11,273	10,429	8,786	9,096	7,111	15,406	13,668	14,083	12,532	11,994	11,887	11,273	10,429	8,786	9,096	7,111	
30		山田地域	㎥/年	127	180	153	104	179	182	165	157	148	155	148	230	225	223	213	217	244	208	224	212	225	215	
31		細入地域	㎥/年	1,425	1,326	1,338	1,359	825	810	671	350	291	302	237	1,322	1,280	1,268	1,250	787	747	629	283	227	233	170	
32		施設側 つばき園	㎥/年	25,776	23,400	26,823	23,767	23,026	23,517	22,515	22,396	21,088	21,451	20,370	25,776	23,400	26,823	23,767	23,026	23,517	22,515	22,396	21,088	21,451	20,370	
33		中部衛生センター施設	㎥/年	2,989	2,594	3,085	2,249	2,301	1,907	1,622	1,256	911	944	996	2,989	2,594	3,085	2,249	2,301	1,907	1,622	1,256	911	944	996	
34		万浄園施設	㎥/年	35,795	31,359	39,319	35,649	31,675	30,826	28,027	25,566	23,322	22,199	18,862	35,795	31,359	39,319	35,649	31,675	30,826	28,027	25,566	23,322	22,199	18,862	
35		衛生センターつつし苑	㎥/年	15,406	13,668	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,406	13,668	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	小計	㎥/年	79,965	71,020	69,227	61,665	57,002	56,250	52,164	49,219	44,320	44,594	40,228	79,965	71,020	69,227	61,665	57,002	56,250	52,164	49,219	44,320	44,594	40,228		

イ. 性状の見込み

これまでも、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は高まってきており、設計当初の性状に比べて濃度が薄くなっています。

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。このため、今後さらに浄化槽汚泥の混入割合が高まることを見込まれることから、濃度低下がさらに進み、性状の変動が大きくなることが予想されます。

表4-2-8. 総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	平成17	平成23	平成28
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	62.3%	72.3%	77.9%

② 排出抑制・資源化計画

ア. 排出抑制

収集運搬業者に対し、浄化槽清掃汚水を過剰に汲み取らないよう、指導を行っていきます。

また、大規模合併処理浄化槽や農業集落排水施設等については、関係部署と連携し、汚泥脱水設備の設置や汚泥濃縮移動車両の導入等について検討していきます。

イ. 資源化計画

し尿処理施設から発生する余剰汚泥においては、現在、中部衛生センター施設において脱水・乾燥後、乾燥汚泥は肥料として農地還元が行われています。今後も引き続きこれらの資源化を進めていきます。

③ 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまで通り、本市全域とします。

また、今後はさらに収集世帯数の減少が見込まれることから、月変動の平準化や市民サービスの低下を招かないことに配慮し、収集量に見合った体制整備を適宜検討していきます。

④ 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、市所管の浄化槽汚泥専用処理施設（つばき園）と、富山地域衛生組合が所管するし尿処理施設（中部衛生センター施設及び万浄園施設）により処理を行っていますが、両し尿処理施設の老朽化が著しいことから、平成26年4月より、新施設及び基幹改良した中部衛生センター施設にて処理する予定です。新施設の供用開始に伴い、万浄園施設は廃止となります。また、つばき園に関しては、これまで通りの処理体制にて安定かつ適正に処理していきます。

なお、今後も、し尿・浄化槽汚泥処理を効率的かつ適正に行うため、処理量に見合った施設能力の維持と適正な運転を行います。

⑤ 最終処分計画

中間処理後に発生する処理残渣として、し渣（ゴミ等の夾雑物）と余剰汚泥があります。

つばき園から発生するし渣は、焼却処理後に埋立処分、また、余剰汚泥は、脱水・焼却処理後に埋立処分を行い、これまで通りの処分体制で対応していきます。

万浄園施設から発生するし渣は、焼却処理後に埋立処分、また、余剰汚泥は、脱水・焼却処理後に埋立処分を行い、廃止するまでの間は、これまで通りの処分体制で対応していきます。

中部衛生センター施設から発生するし渣は、焼却処理後に埋立処分、また、余剰汚泥は、脱水・乾燥後、肥料として農地還元を行い、新施設が供用開始するまでの間は、これまで通りの処分体制で対応していきます。

平成26年4月供用開始予定の新施設から発生するし渣は、場外搬出し、焼却処理後に埋立処分、また、余剰汚泥は、脱水・乾燥後、肥料として農地還元を行う予定です。